令和７年度

一　般　競　争　入　札　に　よ　る
県 有 地 の 売 払 い 応 募 要 領
（第５回　建物付土地）

静岡県財務部行政経営課
〒420-8601
静岡市葵区追手町９番６号 県庁本館１階
ＴＥＬ ０５４－２２１－２１２３
ＦＡＸ ０５４－２２１－２８５４

入札による売払い方法	事前に参加を申し込まれた入札参加者に入札書を提出していただき、県が定めた予定価格以上の入札書のうち、最高額の入札書を提出した方を落札者(買受け予定者)として決定する方法です。 なお、本要領による県有地という表現は、建物等を含む県有財産の総称を示すものとします。

目　　次

（１）入札による県有地売払いの概要 …… Ｐ １～５

（２）入 札 参 加 心 得 書 …… Ｐ ６～11

（３）県有財産売買契約書（案） …… Ｐ 12～19

（４）承　　諾　　書 …… Ｐ 21

（５）入 札 参 加 関 係 書 類 …… Ｐ 23～39

（入札参加申込書、誓約書、口座振替通知登録申出書、入札書、委任状）

（６）【入札書・委任状の記入例等】… Ｐ 41～46

（７）物　　件　　調　　書 …… Ｐ 47～273

賀茂健康福祉センター松崎保健支援室元施設
賀茂郡松崎町江奈字前田 255 番３ … 47～111

瀬名教職員住宅元施設①
静岡市葵区瀬名一丁目 200 番 435 … 112～178

瀬名教職員住宅元施設②
静岡市葵区瀬名一丁目 200 番 455 … 179～243

袋井高等学校校長公舎元施設
袋井市砂本町７番３ … 244～270

入札による県有地売払いの概要

1　入札により売払う県有地

入札により売払う県有地は以下のとおりです。詳細については、この応募要領の物件調書を御覧ください。

入札番号	入　札　対　象　財　産	地目等	土地:地積(㎡:実測) 主たる建物:延床面積(㎡)	予定価格(円)
119	賀茂健康福祉センター松崎保健支援室元施設 賀茂郡松崎町江奈字前田255番３	宅地 建物	1,974.12 786.65	14,300,000
120	瀬名教職員住宅元施設① 静岡市葵区瀬名一丁目200番435	宅地 建物	2,203.43 1,382.60	179,430,000
121	瀬名教職員住宅元施設② 静岡市葵区瀬名一丁目200番455	宅地 建物	2,545.64 1,572.48(中棟) 1,572.48(北棟)	174,000,000
123	袋井高等学校校長公舎元施設 袋井市砂本町７番３	宅地 建物	314.69 125.53	7,490,000

注）●建物付売却になります。

●入札番号119～121、123について

・この物件には、無価値の建物が土地に定着しています。

・買受者が建物の解体及び撤去を行うことを原則としますが、建物の利用を希望する場合は応相談とします。

・予定価格は、当該物件における最低売却価格であり、予定価格未満での入札は無効とします。

・予定価格は、更地価格から建物撤去費相当額を控除した額としています。

2　入札参加資格者

原則として、どなたでも参加できます。ただし、入札に参加できない場合もありますので、詳しくは、この応募要領の「入札参加心得書」第３(入札参加資格)を御覧ください。

なお、共有で取得を希望する場合は、入札参加申込書に共有者それぞれの氏名、持分を記入してください。

3　入札参加申込書の受付期間、場所等

入札参加申込書が受付期間内に提出されない場合は入札に参加できませんので、御注意ください。

なお、申込に当たっては、この応募要領の入札参加申込書の様式を使用してください(コピーも可)。

(1) 受付期間

令和７年12月26日（金）から令和８年１月28日（水）までの午前９時から午後５時まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(2) 受付場所

静岡県財務部行政経営課（静岡県庁本館１階）

〒420-8601 静岡市葵区追手町９番６号（TEL:054-221-2123）

(3) 受付方法

持参又は郵送により提出してください。（電送及びファクシミリによる受付は行いません。）

郵送による提出の場合は、必ず書留郵便で、受付期間内に受付場所に到着するよう提出してください。

４　現地説明会

入札対象物件の所在地で、令和８年１月14日（水）から令和８年１月20日（火）の間で、静岡県が指定する日時に現地説明会を開催しますので、応札希望の方はできる限り参加してください。

なお、建物内部の確認ができるのは現地説明会のみです。

（※）現地説明会に参加を希望する方は、次の受付先にて参加予約してください。

＜入札番号119＞

受付先：ＩＲコモンズ株式会社（電話番号：055-946-5318）

＜入札番号120、121、123＞

受付先：静岡県財務部行政経営課（電話番号：054-221-2123）

＜現地説明会予約受付期間＞

令和８年１月５日（月）から令和８年１月13日（火）までの午前９時から午後５時まで

５　入札日時等

入札に参加できるのは、事前に入札参加申込書を提出した方のみとなりますので、御注意ください。

なお、入札参加手続の詳細については、この応募要領の「入札参加心得書」を御覧ください。

(1) 入札執行の日時及び場所

入札番号	入札の日時	入札会場
119	令和８年２月13日（金）午前10時10分	静岡市葵区追手町９番６号 静岡県庁　本館１階　財産台帳電算室
120	令和８年２月13日（金）午前10時20分	
121	令和８年２月13日（金）午前10時30分	
123	令和８年２月13日（金）午前10時50分	

(注)郵送により入札を実施するもので、開札は第三者たる当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行います。

(2) 入札書の受付及び受付期限並びに入札方法

入札書は郵送するものとし（書留郵便に限る。電送による入札は認めない。）、次の提出先に令和８年２月12日（木）午後５時までに必着とします。

＜入札書等提出先＞
静岡県財務部行政経営課（静岡県庁本館１階）
〒420-8601 静岡市葵区追手町９番６号

期限以降に提出された入札書は無効とします。なお、入札書は、この応募要領の入札書の様式を使用するものとし、入札書以外の必要添付書類については、この応募要領の「入札参加心得書」第６（入札書及び入札方法）を参照してください。

(3) 入札保証金

３の入札参加申込書を受理後、県が納入通知書を発行・送付しますので、下記金額を県が指定する期日（入札受付前）までに、県が指定する金融機関に納付し、納付済みの納入通知書兼領収書原本を入札書と併せて郵送してください（領収書原本は入札終了後郵送にてお返しします。）。

なお、入札保証金は、落札者以外の方には、入札日から30日以内に返還します。

入札番号	金額（円）
119、123	300,000
120	1,794,300
121	1,740,000

(4) 入札の無効事由

入札の無効事由に該当しないよう、御注意ください。なお、詳細は入札参加心得書第８（入札の無効）を御覧ください。

６　落札者との契約手続

契約手続の詳細については、入札終了後、落札者に個別に説明を行います。

(1) 契約書の提出等

落札した日から起算して14日以内に、県の定める契約書及び承諾書（この応募要領に添付した県有財産売買契約書(案)及び承諾書を参照）を提出していただくとともに、契約保証金として契約金額の10%以上の金額を納付していただきます。

(2) 売買代金の支払い

契約締結日から起算して30日以内で県が指定する期日までに、売買代金を納付していただきます。

ただし、納期限までに納付できないやむを得ない理由があると県が認めた場合は、その納期限の翌日から売買代金を納付した日まで、年10.75パーセントの割合（年365日当たりの割合とする。）をもって算出した金額を、遅延利息として納付していただきます。

７　所有権移転登記手続等

売買代金納付後、県が所有権移転登記手続を行います。なお、登録免許税及び所有権移転後の公租公課は落札者の負担となります。

８　用途の制限

落札者は、買受けた財産を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団の事務所及び無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第５条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用途で使用することはできないので、御注意ください。

９　その他の注意事項

(1)　手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円に限ります(添付・提示書類等が、日本語以外の場合は翻訳文を添えてください。)。

(2)　物件の所有について複数者による共同所有を希望する場合は、入札において共同所有する者全員での申し込みが必要ですので、あらかじめ御相談ください。

(3)　入札保証金及び契約保証金は、その受入期間について利子をつけません。

(4)　建物の建築図面等がある場合以下の場所において閲覧できます。ただし図面がない場合や改築等により現況と図面が違っている場合がありますので、入札価格を検討する際には注意し、入札参加者の責任において入札書を作成してください。

＜入札番号119～121、123＞

静岡県財務部行政経営課

(5)　物件の引渡しは、物件調書に特段の記載のない限り、現状のままで行いますので、物件調書を御参照のうえ、必ず事前に現地の確認をしてください。

なお、物件調書と現状が異なる場合には現状を優先します。

(6)　土地の形質変更や建物を解体撤去する場合の費用負担については、県は対応しません。また、土地の形質変更や建物を解体撤去する場合は、騒音・粉塵防止対策等の周辺の環境に配慮してください。

(7)　現在の建物を解体撤去後、新たな建物を建築するに当たっては、建築基準法、文化財保護法及び県、市町の条例のほか協定等により、指導がなされる場合や開発負担金等が必要となる場合がありますので、関係機関に御確認ください。

(8)　物件によっては、敷地内にフェンス、塀、柵等が設置されていますが、これらの工作物の補修・改修・撤去・再築造及びその費用負担については、県は対応しません。

(9)　埋設物調査は実施していません。地中埋設物が発見されたとしてもこれらの撤去及びその費用負担については、県は対応しません。

(10) 物件によっては、埋蔵文化財包蔵地に該当するため、開発方法によっては試掘調査が必要となる場合があります。(詳しくは物件所在市町の教育委員会にお問合わせください。)

(11) 物件によっては、上下水道設備、ガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認していません。これらの敷設設備の補修・移設・改修・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応しません。

(12) 物件及び隣接地の擁壁・直壁・ブロック塀等について、地上及び地中にて境界を越えている場合がありますが、現状引渡しとなりますので、移設・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応しません。

(13) 物件の敷地内及び敷地上空又は隣接地等に電柱(電信柱・電柱付属物・電線等を含む)・支線・ゴミ置き場・道路設置物(ガードレール等)・道路標識(カーブミラー等を含む)等がある場合の移設・撤去等の可否等の取扱いについては、設置者又は管理者等にお問い合わせください。県ではこれらについて対応しません。

(14) 物件の敷地内(地中を含む)にゴミ(家電等を含む)・ガラ・砕石・切り株等が存在する場合がありますが、撤去及びその費用負担等については、県は対応しません。

(15) 現状での引渡しのため、現地の除草・伐採及びその費用負担等については、県は対応しま

せん。

(16) 物件調書に特段の記載のない限り、土壌汚染及び地盤に関する調査は行っていません。

(17) 物件によっては、木杭及びトラロープで柵をしてある場合がありますが、設置したまま引き渡します。撤去及びその費用負担等については、県は対応しません。

(18) 建物のアスベストについては、他に記載のある場合を除き、専門業者による調査は実施していません。調査の費用負担とアスベストが発見された場合の除去及びその費用負担等については、県は対応しません。

(19) 建物内物品類は現状での引き渡しとなります。

入 札 参 加 心 得 書

（趣旨）

第１　この心得書には、一般競争入札による県有地の売払いに参加を希望する者が守らなければならない事項を定めます。

（入札参加者の責務）

第２　一般競争入札による県有地の売払いに参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、この入札参加心得書のほか、一般競争入札による県有地の売払い応募要領（以下「応募要領」という。）の記載事項及び現地等を熟知の上、入札に参加してください。

（入札参加資格）

第３　次に掲げる者は入札に参加することができません。

（1）　公有財産に関する事務に従事する本県の職員

（2）　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

（3）　次のアからエのいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ア　競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

イ　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

ウ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

エ　前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

（4）　次のアからキのいずれかに該当する者

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下イにおいて「法」という）第２条第２号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ　個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ）である者

ウ　法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ　暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　入札対象財産を取得するために、暴力団又は暴力団員等を利用している者

（5）　買い受けた県有地を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、暴力団の事務所及び無差別大量殺人を行

った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第５条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供しようとする者

（6） 入札参加申込書を県が指定した期日までに提出しなかった者

（入札参加申込）

第４　入札参加希望者は、県が指定する日までに、次の各号に掲げる書類を、静岡県財務部行政経営課に提出してください。なお、指定する日までに、必要な書類を提出しなかった者は、入札に参加することができません。

（1） 入札参加申込書

（2） 住民票（法人の場合は商業登記簿謄本）（発行から３ヶ月以内のもの）

（3） 誓約書（役員等名簿を含む ※個人の場合も作成が必要です。）

（4） 印鑑証明書（発行から３ヶ月以内のもの）

（5） 口座振替による支払及びファクスによる口座振替通知登録申出書

２　郵送による申込は書留郵便で行い、指定する日までに静岡県財務部行政経営課に到着するよう送付してください。

３　ファクシミリによる入札参加申込書及び関係書類の提出は認めません。

（現地説明会）

第５　入札対象財産の内容を熟知してもらうため、県が指定する日時に現地説明会を行いますので、できる限り参加してください（現地説明会に参加するには、事前予約が必要です。）。

２　現地説明会では、応募要領に添付した物件調書に基づき、入札対象財産の状況を説明します。

３　現地説明会の当日において、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、説明会を延期し、又は取り止めることがあります。

（入札書及び入札方法）

第６　入札参加者又はその代理人は、入札書（この応募要領による様式）に次の各号に掲げる事項を記載し、別記１に記載の日時までに郵送（書留郵便に限る。電送による入札は認めない。）により、別記１記載の場所に必着しなければなりません。

（1） 入札金額

（2） 入札年月日（入札書記入日）

（3） 入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）を記載の上、実印にて押印してください。

（4） 代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）を記入するとともに（押印は不要）、代理人の氏名を記入し、押印してください。

２　記入には、鉛筆等の容易に消去可能な筆記具は使用しないでください。

３　金額には算用数字を使用し、最初の数字の前に「金」又は「￥」の文字を記入してください。

４　入札書は、封筒（外から中身が確認できるものは使用できません。）に入れ密封し、**裏面割印のうえ、その外側に入札番号及び氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名）を記載し、代理人が入札する場合は当該代理人の氏名を併記してください。** 別添「[参考]入札書封緘方法(例)」参照

5　入札書を入れた封筒は、別の郵送用封筒に入れた上で書留郵便にて郵送してください（郵送用封筒の中に入札書が入った封筒を入れて郵送してください。）。

6　入札書を入れた封筒とは別に次の各号に掲げる必要添付書類も郵送用封筒に同封してください。　別添「[参考]郵送用封筒のイメージ」参照

（1）　入札保証金に係る納入通知書兼領収書の原本（金融機関等の領収印が押印されたもの。入札終了後に郵送にてお返しします。）（なお、Pay-easy（ペイジー）を利用して納付したために領収書が発行されなかった場合は、支払い済みであることを確認できるもの（当該支払い処理が完了したことを示したページを印刷したもの等）を郵送してください。）

（2）　委任状（代理人が入札を行う場合にのみ必要となります。）

7　入札参加者又はその代理人は、その郵送した入札書の書替え、引換え又は撤回をすることはできません。

8　金額以外の記入内容の訂正を行う場合は、二重取消線及び訂正印にて訂正をしてください。修正液及び修正テープは使用しないでください。

（入札保証金）

第７　入札参加者は、入札保証金として、入札する対象財産１件につき別に定める額を、県が指定する日までに、県が定める方法で納付してください。

2　入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間について、入札参加者は利息の支払いを請求することはできません。

（入札の無効）

第８　次の各号の一に該当する者が行った入札は、無効とします。

（1）　入札参加資格のない者

（2）　入札保証金が所定の額に満たない者

（3）　金額その他の事項につき確認できない記載をした者（修正液及び修正テープを使用した場合を含む）

（4）　談合その他不正行為を行ったと認められる者

（5）　入札対象財産１件につき２以上の入札をした者

（6）　自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札をした者

（7）　入札対象財産１件につき２人以上の代理人となって入札をした者

（8）　入札参加者又は代理人の記名押印のない入札をした者

（9）　鉛筆等の容易に消去可能な筆記具を使用した入札をした者

(10)　予定価格未満の入札をした者

(11)　金額を訂正した入札をした者

(12)　指定した日時、場所に入札をしなかった者

(13)　持参、電送又はファクシミリによる入札をした者

(14)　担当職員の指示に従わず入札をした者

(15)　委任状がなく入札参加者の代理人として入札した者

(16)　必要添付書類を入札書に添付しなかった者

(17)　前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反した入札をした者

（開札）

第９　開札は、別記２入札執行の日時及び場所にて行います。当該入札は郵送によるもの

であるため、第三者たる当該入札事務に関係のない県職員を立ち会わせるものとします。

（落札者の決定）

第10　落札者は、県の予定価格以上、かつ、最高金額の入札を行った者とします。

２　県の予定価格以上、かつ、最高金額の入札を行った者が２人以上あるときは、直ちに入札執行事務に関係のない県職員にくじを引かせ落札者を決定します。この場合、異議の申し立てはできません。

３　落札者がある時は、その者の氏名（名称）及び金額を、落札者がない時はその旨を、入札参加者に電話又はメールにてお知らせします。

（入札執行の延期）

第11　開札前において、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがあります。

（入札保証金の返還）

第12　入札保証金は、落札者以外の入札参加者には、入札日から30日以内に第４(5)により申出された口座に口座振込みで返還します。

２　落札者には、契約締結後、入札保証金を入札日から30日以内に返還しますが、落札者の申出により第14に規定する契約保証金の一部に充当することができます。

なお、入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間について、利息を付さないものとします。

（契約の締結）

第13　落札者が決定したときは、直ちに落札者に対し、落札した財産に係る売買契約（以下「契約」という。）の締結について必要な事項を通知します。

２　落札者は、落札の通知を受けた日から起算して14日以内（土曜日、日曜日及び祝日を含む。）に契約を締結しなければなりません。

３　前項の期間内に契約を締結しないとき又は落札者の入札の無効を発見したときは、その落札は効力を失います。

４　前項の場合、入札保証金は県に帰属し、落札者には返還しません。

５　落札者は、契約関係書類及び登記関係書類の作成に当たっては、実印を用いてください。

（契約保証金）

第14　落札者は、契約を締結する時までに、契約保証金として売買代金の１００分の10以上に相当する金額（円未満の端数を切上げた額。また、入札保証金を契約保証金に充当した場合は、その差額となる不足額。）を、県が発行する納入通知書により県が指定する日までに納付しなければなりません。

２　契約保証金は、売買代金完納後30日以内に第４(5)により申出された口座に口座振込みで返還しますが、落札者の申出により売買代金の一部に充当することができます。

なお、契約保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間について、利息を付さないものとします。

（売買代金の支払い）

第15　落札者は、契約締結日から起算して30日以内（土曜日、日曜日及び祝日を含む。）で県が指定する期日までに、売買代金を、県が発行する納入通知書により納付しなけ

ればなりません。

ただし､落札者が売買代金を指定した日までに納付できない特別の理由があると県が認めた場合は、遅延利息を納付することを条件に売買代金の納付を遅延することができます。

２　遅延利息は、県が指定する期日の翌日から売買代金を納付した日までの期間を対象として、年10.75パーセントの割合（年365日当たりの割合とする。）を売買代金に乗じて算出した金額（円未満切捨て）となります。

（契約の解除）

第16　落札者が次の各号の一に該当する場合には、県は契約を解除することができます。

（1）　落札者が第15第１項の金額を納付しない場合

（2）　契約後、契約について不正の事実が発見された場合

（3）　前各号のほか、法令等又は契約に違反した場合

２　前項の場合、契約保証金は県に帰属し、落札者には返還しません。

（所有権移転登記と公租公課）

第17　落札した財産の所有権移転登記手続は、売買代金（第15第１項ただし書きの遅延利息がある場合は当該遅延利息を含む。）の納付を確認した後、買受人の請求により、県が所有権移転登記手続を行います。

ただし、落札した財産が仮換地の場合は、換地処分登記完了後に県が所有権移転登記手続を行います。

２　所有権移転登記手続に要する不動産登録免許税及び所有権移転後の公租公課等は、買受人の負担とします。

３　落札した財産が仮換地の場合は、換地処分に伴う清算金の徴収金又は交付金は、買受人に帰属します。

（契約不適合責任）

第18　買受人は、契約締結後、落札した財産に種類、品質、数量等に関して本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、県に対して解除、損害賠償、追完請求又は代金減額請求等をすることはできません。ただし、当該契約が消費者契約法（平成12年法律第61号）の適用を受ける場合については、当該財産の引き渡しの日から２年間は、履行の追完又は代金の減額のいずれかを請求することができます。

（入札結果の公表について）

第19　入札結果については、入札参加者数、落札の有無、落札金額及び落札者の氏名を公表するとともに、一定期間、静岡県ホームページにも公開されます。ただし、個人（事業を営む個人を除く。）が落札した場合は、落札者は「個人」と表示します。

２　静岡県情報公開条例に基づく開示請求がなされた場合には、落札者に関する情報を開示することがあります。

別記

1　入札書提出期限及び提出先

（１）入札書提出期限

令和８年２月12日（木）午後５時

（２）入札書提出先

郵送による提出に限る。（書留郵便に限る。電送による入札は認めない。）

〒420-8601

静岡県静岡市葵区追手町９番６号

静岡県財務部行政経営課（静岡県庁本館１階）

2　入札執行の日時及び場所

（１）入札執行日時及び場所

入札番号	入札の日時	入札会場
119	令和８年２月13日（金）午前10時10分	静岡市葵区追手町９番６号 静岡県庁　本館１階　財産台帳電算室
120	令和８年２月13日（金）午前10時20分	
121	令和８年２月13日（金）午前10時30分	
123	令和８年２月13日（金）午前10時50分	

収入
印紙

県有財産売買契約書（案（建物を解体する場合））

売払人 静岡県（以下「甲」という。）と、買受人［＊落 札 者］（以下「乙」という。）とは、次の条項により、県有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第１条　甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第２条　甲は、その所有する次に掲げる物件（契約締結時において土地に付随し、あるいは定着するもの（無価値の建物を含む）一切を含む。以下「当該物件」という。）を現状有姿により乙に売り渡し、乙は、これを買い受けるものとする。

土地の所在地	区分	面 積（㎡）	摘　要
	土地		実測面積
			公簿面積

（売買代金の額）

第３条　当該物件の売買代金は、金　［＊落札金額］　円とする。

（契約保証金）

第４条　乙が売買代金を甲の指定する期日までに納付した場合、甲は乙が既に納付済みの契約保証金［＊落札金額の１割以上の額］円を乙に返還しなければならない。ただし、乙が契約保証金を売買代金の一部に充当するよう甲に申し出たときは、契約保証金を売買代金の一部に充当することができる。

２　契約保証金には、利子を付さない。

３　乙が第５条第１項に規定する義務を履行しないため、第14条第１項の規定により、甲がこの契約を解除したときは、契約保証金は甲に帰属する。

（売買代金の納付方法等）

第５条　乙は、売買代金（前条第１項ただし書の規定により、乙が契約保証金を売買代金の一部に充当する場合は、充当する契約保証金を売買代金から控除した金額）を、甲が発行する納入通知書により、令和　　年　　月　　日までに、甲が指定する金融機関に納付しなければならない。

２　前項に定める納期限までに乙が納付できない特別の理由があり、甲がやむを

得ないと認めた場合は、その納期限の翌日から売買代金を納付した日まで、年10.75パーセントの割合（年365日当たりの割合とする。）をもって算出した金額を、乙は遅延利息として甲に支払わなければならない。

（所有権の移転及び登記の嘱託）

第６条　当該物件の所有権は、売買代金を完納した日に移転するものとする。

２　所有権移転登記は、売買代金完納後、乙の請求に基づき甲が所轄法務局に嘱託して行うものとし、これに要する登録免許税その他の経費は乙の負担とする。

（当該物件の引渡し）

第７条　甲は、当該物件の所有権が乙に移転した後、甲乙双方が定める日に、その所在する場所において乙に引き渡すものとする。

（特則）

第８条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当した場合は、契約を解除することができる。

一　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

二　個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

三　法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

四　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

五　暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

六　暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

七　当該物件を取得するために、暴力団又は暴力団員等を利用している者

八　当該物件を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、暴力団の事務所及び無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第５条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供したとき。

２　甲は、前項に規定する事項について必要があると認めるときは、当該物件について、実地に調査し、又は所要の報告を求めることができる。この場合、乙

は、その調査を拒み、妨げ、又は報告を怠ってはならない。

（違約金）

第９条　前条第１項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は売買代金の３割に相当する金額を、違約金として甲に支払わなければならない。

（公租公課の負担責任）

第10条　所有権移転登記完了後における当該物件の公租公課その他一切の賦課金は、乙が負担しなければならない。

（危険負担）

第11条　当該物件の引渡し前に、天災地変その他甲乙のいずれの責にも帰すことのできない事由によって、当該物件が滅失し、甲がこれを引き渡すことができなくなったときは、乙は売買代金の支払いを拒むことができ、甲又は乙はこの契約を解除することができる。

２　当該物件の引渡し前に、前項の事由によって当該物件が損傷したときは、甲は、本物件を修補し又は修補に要する費用を減額した上で、乙に引渡すものとする。この場合、甲の修復行為又は修補金額の算出等によって引渡しが第７条により定めた期日を超えても、乙は甲に対し、その引渡し延期について異議を述べることはできない。この場合、第５条の売買代金の納付期限については、甲乙協議の上延期することができる。

３　甲は、前項の修補が著しく困難なとき又は過大な費用を要するときは、この契約を解除することができるものとし、乙は、本物件の損傷により契約の目的が達せられないときは、この契約を解除することができる。

４　第１項又は前項によってこの契約が解除された場合、甲は、受領済の金員を無利息で乙に返還する。

（契約不適合責任）

第12条　乙は、本契約を締結した後において、当該物件（ただし、当該物件に定着する無価値の建物を含まない。）に種類、品質、数量等に関して本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、甲に対して解除、損害賠償、追完請求又は代金減額請求等をすることはできないものとする。ただし、当該契約が消費者契約法（平成12年法律第61号）の適用を受ける場合は、甲は、当該物件引き渡しの日から２年間、履行の追完をする責任又は代金の減額をする責任のみを負うものとする。

（建物の解体及び撤去）

第13条　当該物件に定着する無価値の建物の解体及び撤去は、乙の責任で実施す

るものとし、乙は建物の補修、損害賠償又は契約の解除等の請求は行わないものとする。

（契約の解除等）

第14条　甲乙いずれか一方がこの契約に違反したときは、その相手方は、いつでもこの契約を解除することができる。

２　前項又は第８条第１項の規定により、この契約が解除されたときは、乙は当該物件を直ちに原状に回復し、速やかに甲に返還しなければならない。

３　第１項又は第８条第１項の規定により、この契約が解除された場合において、解除した者に損害が生じたときは、その相手方は直ちにその損害を賠償しなければならない。

４　第４条に規定する契約保証金及び第９条に規定する違約金は、前項に規定する損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

（合意管轄）

第15条　この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

（定めのない事項の処理）

第16条　この契約に定めのない事項については、法令の定めるところによるもののほか、甲乙双方協議の上処理するものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

ただし、本契約を契約の内容を記録した電磁的記録により締結する場合は、当事者が総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）第２条第２項第１号に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和　　年　　月　　日

（甲）　静岡市葵区追手町９番６号

静岡県知事　鈴木　康友

（乙）　＊落札者の住所・氏名

収入
印紙

県有財産売買契約書（案（建物を利用する場合））

売払人 静岡県（以下「甲」という。）と、買受人［＊落 札 者］（以下「乙」という。）とは、次の条項により、県有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第１条　甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第２条　甲は、その所有する次に掲げる物件（契約締結時において土地に付随し、あるいは定着するもの（無価値の建物を含む）一切を含む。以下「当該物件」という。）を現状有姿により乙に売り渡し、乙は、これを買い受けるものとする。

土地の所在地	区分	面 積（㎡）	摘　要
	土地		実測面積
			公簿面積

（売買代金の額）

第３条　当該物件の売買代金は、金　［＊落札金額］　円とする。

（契約保証金）

第４条　乙が売買代金を甲の指定する期日までに納付した場合、甲は乙が既に納付済みの契約保証金［＊落札金額の１割以上の額］円を乙に返還しなければならない。ただし、乙が契約保証金を売買代金の一部に充当するよう甲に申し出たときは、契約保証金を売買代金の一部に充当することができる。

２　契約保証金には、利子を付さない。

３　乙が第５条第１項に規定する義務を履行しないため、第14条第１項の規定により、甲がこの契約を解除したときは、契約保証金は甲に帰属する。

（売買代金の納付方法等）

第５条　乙は、売買代金（前条第１項ただし書の規定により、乙が契約保証金を売買代金の一部に充当する場合は、充当する契約保証金を売買代金から控除した金額）を、甲が発行する納入通知書により、令和　　年　　月　　日までに、甲が指定する金融機関に納付しなければならない。

２　前項に定める納期限までに乙が納付できない特別の理由があり、甲がやむを

得ないと認めた場合は、その納期限の翌日から売買代金を納付した日まで、年10.75パーセントの割合（年365日当たりの割合とする。）をもって算出した金額を、乙は遅延利息として甲に支払わなければならない。

（所有権の移転及び登記の嘱託）

第６条　当該物件の所有権は、売買代金を完納した日に移転するものとする。

２　所有権移転登記は、売買代金完納後、乙の請求に基づき甲が所轄法務局に嘱託して行うものとし、これに要する登録免許税その他の経費は乙の負担とする。

（当該物件の引渡し）

第７条　甲は、当該物件の所有権が乙に移転した後、甲乙双方が定める日に、その所在する場所において乙に引き渡すものとする。

（特則）

第８条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当した場合は、契約を解除することができる。

一　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

二　個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者

三　法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

四　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

五　暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

六　暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

七　当該物件を取得するために、暴力団又は暴力団員等を利用している者

八　当該物件を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、暴力団の事務所及び無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第５条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供したとき。

２　甲は、前項に規定する事項について必要があると認めるときは、当該物件について、実地に調査し、又は所要の報告を求めることができる。この場合、乙

は、その調査を拒み、妨げ、又は報告を怠ってはならない。

（違約金）

第９条　前条第１項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は売買代金の３割に相当する金額を、違約金として甲に支払わなければならない。

（公租公課の負担責任）

第10条　所有権移転登記完了後における当該物件の公租公課その他一切の賦課金は、乙が負担しなければならない。

（危険負担）

第11条　当該物件の引渡し前に、天災地変その他甲乙のいずれの責にも帰すことのできない事由によって、当該物件が滅失し、甲がこれを引き渡すことができなくなったときは、乙は売買代金の支払いを拒むことができ、甲又は乙はこの契約を解除することができる。

２　当該物件の引渡し前に、前項の事由によって当該物件が損傷したときは、甲は、本物件を修補し又は修補に要する費用を減額した上で、乙に引渡すものとする。この場合、甲の修復行為又は修補金額の算出等によって引渡しが第７条により定めた期日を超えても、乙は甲に対し、その引渡し延期について異議を述べることはできない。この場合、第５条の売買代金の納付期限については、甲乙協議の上延期することができる。

３　甲は、前項の修補が著しく困難なとき又は過大な費用を要するときは、この契約を解除することができるものとし、乙は、本物件の損傷により契約の目的が達せられないときは、この契約を解除することができる。

４　第１項又は前項によってこの契約が解除された場合、甲は、受領済の金員を無利息で乙に返還する。

（契約不適合責任）

第12条　乙は、本契約を締結した後において、当該物件（ただし、当該物件に定着する無価値の建物を含まない。）に種類、品質、数量等に関して本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、甲に対して解除、損害賠償、追完請求又は代金減額請求等をすることはできないものとする。ただし、当該契約が消費者契約法（平成12年法律第61号）の適用を受ける場合は、甲は、当該物件引き渡しの日から２年間、履行の追完をする責任又は代金の減額をする責任のみを負うものとする。

（建物に関する特約）

第13条　当該物件に定着する無価値の建物は、●●年（当該売却物件の建築年度

を記載）に新築したもので、老朽化しており、乙は当該建物に不具合を発見しても、補修、損害賠償又は契約の解除等の請求は行わないものとする。

（契約の解除等）

第14条　甲乙いずれか一方がこの契約に違反したときは、その相手方は、いつでもこの契約を解除することができる。

２　前項又は第８条第１項の規定により、この契約が解除されたときは、乙は当該物件を直ちに原状に回復し、速やかに甲に返還しなければならない。

３　第１項又は第８条第１項の規定により、この契約が解除された場合において、解除した者に損害が生じたときは、その相手方は直ちにその損害を賠償しなければならない。

４　第４条に規定する契約保証金及び第９条に規定する違約金は、前項に規定する損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

（合意管轄）

第15条　この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

（定めのない事項の処理）

第16条　この契約に定めのない事項については、法令の定めるところによるもののほか、甲乙双方協議の上処理するものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

ただし、本契約を契約の内容を記録した電磁的記録により締結する場合は、当事者が総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）第２条第２項第１号に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和　　年　　月　　日

（甲）　静岡市葵区追手町９番６号
静岡県知事　鈴木　康友

（乙）　＊落札者の住所・氏名

白紙

承　諾　書

私は、下記県有地の買受けにつき、物件調書及び現地を確認の上、現況により買受けることを承諾します。

記

土地の所在地	地　目	面　積（㎡）	摘　要
			実測面積
			公簿面積

建物の所在地	家屋番号	種類	構　造	建築年月日	床面積（㎡）		
					合計	各階	

令和　　年　　月　　日

静岡県知事　鈴木　康友　様

住　　所

氏　　名

（名称・代表者名）　　印

白紙

一般競争入札（県有地売払い）参加申込書

令和　　年　　月　　日

静岡県知事　鈴木　康友　様

申込人　住　　所

氏　　名　　印

（名称・代表者名）

電　話　番　号

【共有名義の場合】　　共有者の氏名

（名称・代表者名）　　印

一般競争入札(県有地売払い)に参加したいので、現況及び物件調書を確認並びに、応募要領等を熟知のうえ、入札参加を申し込みます。

記

入札番号	入 札 対 象 財 産	土地:地積 (㎡:実測)

※ 申込人の「住民票」（法人の場合は法人登記簿謄本）（発行から３ヶ月以内のもの）、別添「誓約書」（役員等名簿を添付）、「印鑑証明書」（発行から３ヶ月以内のもの）及び「口座振替による支払及びファクスによる口座振替通知登録申出書」を必ず添付してください。

白紙

誓　　約　　書

□　私
□　当社又は当団体
は、下記１及び２のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。
また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１　契約等の相手方として不適当なものとして次に掲げるもの
(1)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
(2)　暴力団員等（暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）
(3)　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているもの
(4)　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取扱いをする等直接的かつ積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
(5)　役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
(6)　売払対象財産を取得するために、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
２　契約の相手方として不適当な行為をするものとして次に掲げるもの
(1)　暴力的な要求行為を行うもの
(2)　法的な責任を超えた不当な要求行為を行うもの
(3)　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行うもの
(4)　偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行うもの
(5)　その他前各号に準ずる行為を行うもの

静岡県知事　鈴木　康友　　様

年　　月　　日
住　　所
商号又は名称
氏名（代表者）　　㊞

【共有名義の場合】　　共有者の氏名
（名称・代表者名）　　㊞

※　添付書類：役員等名簿

別添　「役員等名簿」（※誓約書添付資料）

役　員　等　名　簿

所　在　地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
会　社　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
作成担当者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
連　絡　先＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

No	役　職	氏名 カナ	氏名　漢字	生年月日(大正T、昭和S、平成H)	性別（男女）
例	（記入例） 代表取締役	ｼｽﾞｵｶ ｲﾁﾛｳ	静岡　一郎	S35.8.16	男
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

1　本様式に記載の個人情報を貴職が警察に照会することに異議ありません。
2　虚偽の記載等を行った場合には、競争入札参加資格の取消し並びに契約の解除等がなされても異存ありません。

年　　月　　日
住　　所
商号又は名称
氏名（代表者）　　㊞

【共有名義の場合】　　共有者の氏名
（名称・代表者名）　　㊞

記　入　要　領

1　記入例の下に、役員等（法人にあっては役員及び業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、個人にあってはその者及び支配人をいう。）の役職名、氏名（カナ(ｶﾀｶﾅ)）、氏名（漢字）、生年月日、性別を記載してください。

2　提出にあたっては、氏名、生年月日等の個人情報が３の目的のために提出又は利用されることについて、必ず当該名簿に記載されている全員の同意を取ってください。

3　役員等名簿は、役員等が誓約書中の１及び２に該当する者であるか否かを確認するために利用し、それ以外の目的のために提供又は利用するものではありません。

4　役員等名簿には、申請人が記名押印をしてください。

5　役員等名簿には、申請人の印鑑に関する証明書（住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市にあっては、市長又は区長とする。）又は登記官が作成するものに限る。）を添付してください。

白紙

（様式２）

口座振替による支払及びファクスによる口座振替通知登録申出書

年　　月　　日

様

住所（所在地）

次のとおり登録してください。

氏名（名　称）

代　表　者

（電話番号　　－　　－　　）

（　色の部分だけをペン又はボールペンで丁寧に記入してください。）

・口座振替通知FAX送信受領承諾者のみ記入(県内の方のみ)

所　属	区分	① 入札参加資格	債権者番号	② 電話番号	③ ファクス用電話番号

13　12

④ 氏名・名称（カナ）

10　20　30　40

⑤ 氏名・名称（漢字）上段

5　10　15　20　25

⑥ 氏名・名称（漢字）下段

⑦組織区分	⑧ 業種	⑨ 郵便番号	⑩ 県ｺｰﾄﾞ	市町村ｺｰﾄﾞ	字ｺｰﾄﾞ
		―			

⑪ 県市区郡町村丁目等（漢字）

5　10　15　20　25

⑫ 地番等（漢字）

5　10　15　20　25

⑬ 方書等（漢字）　（「△△ビル３Ｆ」、「□□様方」などを記入する。）

（以下については、通帳、金融機関などでお確かめのうえ、誤りのないように記入してください。

⑭ 通常口座振替先

振替先金融機関名		
銀行・信金・農協 労金･信組　　店	金融機関ｺｰﾄﾞ	1　普通（預金） 2　当座（預金） 7　別段（預金）
口座名義人（カナ）	預金種別	口座番号

10　20　30

⑮ 前払金用口座振替先

（建設業者等で、県の公共工事について前払金の預託口座がある場合のみ記入する。）

振替先金融機関名		
銀行・信金・農協 労金･信組　　店	金融機関ｺｰﾄﾞ	1　普通（預金） 2　当座（預金） 7　別段（預金）
口座名義人（カナ）	預金種別	口座番号

10　20　30

※　記載上の留意点は、別紙「記載要領」をご覧ください。
※　この用紙のみを切りはなして返送してください。
※　個人情報の保護について
　この申出書に御記入いただいた個人情報は、静岡県財務会計システムに登録し、静岡県の公金の口座振替払のみに利用します。
　なお、御提供いただきました個人情報は、静岡県個人情報保護条例の規定に基づき、適切に管理します。

《　記入例　》　　（個人の場合）

口座振替による支払及びファクスによる口座振替通知登録申出書

令和　　２年　１０月　　１日

静岡県知事　　様

住所（所在地）静岡市葵区追手町９番18号　静岡中央ビル８Ｆ

次のとおり登録してください。

氏名（名　称）　静岡　太郎

代　表　者

（電話番号　０５４　－２２２　－３３３３　　）

（　色の部分だけをペン又はボールペンで丁寧に記入してください。）

・口座振替通知FAX送信受領承諾者のみ記入(県内の方のみ)

所属	区分	① 入札参加資格	債権者番号	② 電話番号	③ ファクス用電話番号
		1		054－222－3323	054－222－5555

④ 氏名・名称（カナ）：シズオカタロウ

⑤ 氏名・名称（漢字）上段：静岡　太郎

⑥ 氏名・名称（漢字）下段：

⑦組織区分	⑧ 業種	⑨ 郵便番号	⑩ 県コード	市町村コード	字コード
	23	420－0853	22		

⑪ 県市区郡町村丁目等（漢字）：静岡市葵区追手町

⑫ 地番等（漢字）：9番18号

⑬ 方書等（漢字）　（「△△ビル３Ｆ」、「□□様方」などを記入する。）：静岡中央ビル8Ｆ

（以下については、通帳、金融機関などでお確かめのうえ、誤りのないように記入してください。

⑭ 通常口座振替先

振替先金融機関名	金融機関コード	預金種別	口座番号
(銀行)・信金・農協　静岡　労金・信組　呉服町支 店		1 普通（預金） 2 当座（預金） 7 別段（預金）	
口座名義人（カナ）：シズオカ　タロウ		1	1234567

⑮ 前払金用口座振替先

（建設業者等で、県の公共工事について前払金の預託口座がある場合のみ記入する。）

振替先金融機関名	金融機関コード	預金種別	口座番号
銀行・信金・農協　労金・信組　店		1 普通（預金） 2 当座（預金） 7 別段（預金）	
口座名義人（カナ）			

※　記載上の留意点は、別紙「記載要領」をご覧ください。
※　この用紙のみを切りはなして返送してください。
※　個人情報の保護について
　この申出書に御記入いただいた個人情報は、静岡県財務会計システムに登録し、静岡県の公金の口座振替払のみに利用します。
　なお、御提供いただきました個人情報は、静岡県個人情報保護条例の規定に基づき、適切に管理します。

《　記入例　》　　（法人の場合）

口座振替による支払及びファクスによる口座振替通知登録申出書

令和　２年　４月　１日

静岡県知事　　様

住所（所在地）静岡市葵区追手町９番18号　静岡中央ビル８Ｆ

次のとおり登録してください。

氏名（名　称）　浜松産業株式会社　静岡支店

代　表　者　　支店長　甲野　乙太郎

（電話番号　０５４　－２２２　－３３３３　　）

（　　色の部分だけをペン又はボールペンで丁寧に記入してください。）

・口座振替通知FAX送信受領承諾者のみ記入(県内の方のみ)

所属	区分	① 入札参加資格	債権者番号	② 電話番号	③ ファクス用電話番号
		1		054－222－3323	054－222－5555

④ 氏名・名称（カナ）
ﾊﾏﾏﾂｻﾝｷﾞｮｳ ｶﾌﾞｼｷｶﾞｲｼｬ ｼｽﾞｵｶｼﾃﾝ

⑤ 氏名・名称（漢字）上段
浜松産業株式会社　静岡支店

⑥ 氏名・名称（漢字）下段
支店長　甲野　乙太郎

⑦組織区分	⑧ 業種	⑨ 郵便番号	⑩ 県ｺｰﾄﾞ	市町村ｺｰﾄﾞ	字ｺｰﾄﾞ
01	23	420－0853	22		

⑪ 県市区郡町村丁目等（漢字）
静岡市葵区追手町

⑫ 地番等（漢字）
9番18号

⑬ 方書等（漢字）　（「△△ビル３Ｆ」、「□□様方」などを記入する。）
静岡中央ビル　8Ｆ

（以下については、通帳、金融機関などでお確かめのうえ、誤りのないように記入してください。

⑭ 通常口座振替先

振替先金融機関名	金融機関ｺｰﾄﾞ	預金種別	口座番号
(銀行)・信金・農協　静岡　労金・信組　呉服町支 店		1 普通（預金） 2 当座（預金） 7 別段（預金）	
口座名義人（カナ）			
ﾊﾏﾏﾂｻﾝｷﾞｮｳ（ｶﾌﾞ）ｼｽﾞｵｶｼﾃﾝ		1	1234567

⑮ 前払金用口座振替先
（建設業者等で、県の公共工事について前払金の預託口座がある場合のみ記入する。）

振替先金融機関名	金融機関ｺｰﾄﾞ	預金種別	口座番号
銀行・信金・農協　労金・信組　店		1 普通（預金） 2 当座（預金） 7 別段（預金）	
口座名義人（カナ）			

※　記載上の留意点は、別紙「記載要領」をご覧ください。
※　この用紙のみを切りはなして返送してください。
※　個人情報の保護について
　この申出書に御記入いただいた個人情報は、静岡県財務会計システムに登録し、静岡県の公金の口座振替払のみに利用します。
　なお、御提供いただきました個人情報は、静岡県個人情報保護条例の規定に基づき、適切に管理します。

記　載　要　領

項目①　入札参加資格

・本県の入札参加資格の有無により、次の区分を記入する。

区分　　1　入札参加資格を有しない
　　2　物品入札参加資格者（出納局用度課所管）
　　3　建設工事・コンサルタント入札参加資格者（交通基盤部建設業課所管）
　　4　庁舎管理入札参加資格者（経営管理部管財課所管）

・　複数の入札参加資格を有する場合は、資格ごとに別様で申出書を提出してください。用紙は適宜複写したものを使用してください。

【記入文字（漢字、かな、カタカナ等）基本事項】

・　記載（掲載）できる漢字文字は、JIS X 0208 1997（JIS 第一水準漢字、第二水準漢字、非漢字）　の範囲です。
（ただし、口座情報に関しては、口座情報欄に別に記載しています。）

項目②、③　電話番号(13 桁)、ファクス用電話番号(12 桁)

・市外局番、市内局番、番号の間を“－”（ハイフン）で区切り、左詰めで記入する。
・ファクス用電話番号は、県内の方でファクスによる口座振替通知を承諾される場合にのみ記入する。

項目④　氏名・名称（カナ）半角４８文字以内

・濁点、半濁点等も１マス使用する。
・姓と名はつなげる。商号等と支店名等の間に空白（説明上▲表示）を入れる。
・個人の場合、事業主の氏名のみではなく､屋号も含めて記入する。
　（例）　静岡文具店　静岡太郎　→　シズオカブ゛ンク゛テン▲シス゛オカタロウ　（屋号や氏名を空白で区切り記入）
・法人の場合、「カブシキガイシャ」などの組織名称を記入し、代表者名等は必要に応じて記入する。
　（例）　浜松産業株式会社沼津支店　代表取締役　浜松次郎　→　ハママツサンギ゛ョウカブ゛シキガ゛イシャヌマツ゛シテン
　　▲ダ゛イヒョウトリシマリヤク▲ハママツシ゛ロウ

項目⑤⑥　氏名・名称（漢字）全角２５文字×２行＝５０文字以内

・濁点、半濁点等を伴うひらがな、カタカナは１マスに記入する。（項目④の記載方法と異なります。）
・先頭から正式名称を記入してください。姓と名の間は１マス空白（説明上▲表示）とする。
　（例）　静岡文具店　静岡太郎　→　静岡文具店▲静岡▲太郎　又、　静岡▲太郎
・法人の場合、「株式会社」などの組織名称は「組織コード一覧表」の整合性のあるものを必ず記入し、代表者名等は必要に応じて記入する。
・「株式会社」などの組織名称が商号等と支店名等の中間にある場合は、間を空白（説明上▲表示）で区切る。
　（例）　株式会社浜松産業　又は、浜松産業株式会社　→　株式会社▲浜松産業　又は、浜松産業▲株式会社
　　株式会社浜松産業沼津支店　→　株式会社浜松産業▲沼津支店　又は、　株式会社▲浜松産業▲沼津支店
　　或いは　株式会社▲浜松産業▲▲沼津支店
　　浜松産業株式会社沼津支店　→　浜松産業株式会社▲沼津支店　又は、　浜松産業▲株式会社▲沼津支店
　　或いは　浜松産業▲株式会社▲▲沼津支店

項目⑦　組織区分コード２桁

・別紙「組織コード一覧表」中のコード２桁を記入する。
・項目⑤⑥中に記載のある組織と同等のものを「組織コード一覧表」の中から選択する。

項目⑧　業種コード２桁

・別紙「業種コード一覧表」中のコード２桁を記入する。
・建設工事・コンサルタントの入札参加資格を有する者としての申出書については、「業種コード一覧表」のうち、２の建設業者等の中から該当するもの又は代表的なものを選択する。
・庁舎管理の入札参加資格を有する者としての申出書については、「業種コード一覧表」のうち、３の庁舎管理の中から該当するもの又は代表的なものを選択する。
・上記以外の場合は「業種コード一覧表」のすべての中から自由に選択する。

項目⑨　郵便番号７桁

・７桁の郵便番号のハイフンを意識して記入する。

項目⑩県コードコード２桁

・県内に所在する方（業者）の場合
　県コード欄に「２２」（静岡県のコード）を記入する。
・県外に所在する方（業者）の場合
　県コード欄に別紙「県コード一覧表」の中から該当する県コード（２桁）を記入する。

項目⑪、⑫、⑬　県市区郡町村丁目等（漢字）、地番等（漢字）、方書等（漢字）全角２６文字×３行＝７８文字以内

・濁点、半濁点を伴うひらがな、カタカナは１マスに記入する。（項目④の記載方法と異なります。）
・県内に所在する方（業者）の場合
　県市町村（漢字）欄に、静岡県と以下に続く市区郡町名及び町丁目までを記入する。
　地番（漢字）欄には市区群町名及び丁目に続く地番を記入する。方書等があれば方書（漢字）欄に記入する。
・県外に所在する方（業者）の場合
　県市町村（漢字）欄に、都道府県名及び続く市区郡町村名及び丁目までを記入する。
　地番（漢字）欄には市区群町村名及び丁目に続く地番を記入する。方書等があれば方書（漢字）欄に記入する。

項目⑭　通常口座振替先

・口座振替先金融機関名（金融機関及び支店名等と該当する箇所に○）、口座名義人（カナ３０桁以内で左づめ）、口座種別（日本語又はコード）、口座番号（７桁に満たない場合には、左側を０埋めするか、又は右詰めとする）を誤りのないよう記入する。（金融機関コードは記入しない。）」

項目⑮　前金払用口座振替先

・県の公共工事について前払金の預託口座がある場合に⑭と同じ要領で記入する。
（金融機関コードは記入しない。）

【口座情報記入基本事項】

金融機関に登録されている口座情報を正確に記載してください。記載（掲載）できる文字は以下の範囲に限定されています。

数字：０１２３４５６７８９
ｶﾀｶﾅ：ｱ ｲ ｳ ｴ ｵ ｶ ｷ ｸ ｹ ｺ ｻ ｼ ｽ ｾ ｿ ﾀ ﾁ ﾂ ﾃ ﾄ ﾅ ﾆ ﾇ ﾈ ﾉ ﾊ ﾋ ﾌ ﾍ ﾎ ﾏ ﾐ ﾑ ﾒ ﾓ ﾔ ﾕ ﾖ ﾗ ﾘ ﾙ ﾚ ﾛ ﾜ ﾝ ﾜ
記号：¥「 」（ ）／－，．ﾞ ﾟ
英字：ＡＢＣＤＥＦＧＨＩＪＫＬＭＮＯＰＱＲＳＴＵＶＷＸＹＺ
及び、半角ｽﾍﾟｰｽ

以下の場合は注意してください。
半角カナ小文字は半角カナ大文字を、半角アルファベット小文字は半角アルファベット大文字を、中点“・”はピリオド“.”を、長音“ー”とアンダーバー（下線）“＿”はハイフン“-”を使用します。
《略語》
「株式会社」などの法人、営業所、事業所の種類名は略語を使用する事ができます。
下表を参考に正しい法人格を入力してください。

１　法人略語、営業所略語の記入例（カナ文字略語は、略語判別表示としてカッコを付して記入してください）
（1）名称の初めに使うとき、先頭の「(」は省略する。　株式会社　浜松産業　→　ｶ）ﾊﾏﾏﾂｻﾝｷﾞﾖｳ
（2）名称の終わりに使うとき、末尾の「)」は省略する。　浜松産業　株式会社　→　ﾊﾏﾏﾂｻﾝｷﾞﾖｳ(ｶ
（3）名称の途中に使うとき、「()」で囲む。　浜松産業　株式会社　沼津営業所　→　ﾊﾏﾏﾂｻﾝｷﾞﾖｳ(ｶ)ﾇﾏｽﾞ(ｴｲ
２　事業略語の記入例（カッコを付さず、続けて記入してください）　静岡県協同組合　ｼｽﾞｵｶｹﾝｷｮｳｸﾐ

略語が入力できる種類名と略語一覧◆

１．法人略語

種類名	略語		
	先頭に使うとき	途中に使うとき	末尾に使うとき
株式会社	カ）	（カ）	（カ
有限会社	ユ）	（ユ）	（ユ
合名会社	メ）	（メ）	（メ
合資会社	シ）	（シ）	（シ
合同会社	ド）	（ド）	（ド
医療法人	イ）	（イ）	（イ
（一般、公益）財団法人	ザイ）	（ザイ）	（ザイ
（一般、公益）社団法人	シヤ）	（シヤ）	（シヤ
宗教法人	シユウ）	（シユウ）	（シユウ
学校法人	ガク）	（ガク）	（ガク
社会福祉法人	フク）	（フク）	（フク
更生保護法人	ホゴ）	（ホゴ）	（ホゴ
相互会社	ソ）	（ソ）	（ソ
特定非営利活動法人	トクヒ）	（トクヒ）	（トクヒ
独立行政法人	ドク）	（ドク）	（ドク
弁護士法人	ベン）	（ベン）	（ベン
有限責任中間法人	チユウ）	（チユウ）	（チユウ
無限責任中間法人	チユウ）	（チユウ）	（チユウ
行政書士法人	ギヨ）	（ギヨ）	（ギヨ
司法書士法人	シホウ）	（シホウ）	（シホウ
税理士法人	ゼイ）	（ゼイ）	（ゼイ
国立大学法人	ダイ）	（ダイ）	（ダイ
農事組合法人	ノウ）	（ノウ）	（ノウ

２．営業所略語

種類名	略語		
	先頭に使うとき	途中に使うとき	末尾に使うとき
営業所	エイ）	（エイ）	（エイ
出張所	シユツ）	（シユツ）	（シユツ

３．事業略語

種類名	略語
連合会	レン
共済組合	キヨウサイ
協同組合	キヨウクミ
生命保険	セイメイ
海上火災保険	カイジヨウ
火災海上保険	カサイ
健康保険組合	ケンポ
国民健康保険組合	コクホ
国民健康保険団体連合会	コクホレン
社会保険診療報酬支払基金	シヤホ
厚生年金基金	コウネン
従業員組合	ジユウクミ
労働組合	ロウクミ
生活協同組合	セイキヨウ
食糧販売協同組合	シヨクハンキヨウ
国家公務員等共済組合連合会	コクキヨウレン
農業協同組合連合会	ノウキヨウレン
経済農業協同組合連合会	ケイザイレン
共済農業協同組合連合会	キヨウサイレン
漁業協同組合	ギヨキヨウ
漁業協同組合連合会	ギヨレン
公共職業安定所	シヨクアン
社会福祉協議会	シヤキヨウ
特別養護老人ホーム	トクヨウ
有限責任事業組合	ユウクミ

組織コード一覧表

組織コード	名　　称
00	なし
01	株式会社
02	合資会社
03	合名会社
04	有限会社
05	企業組合
06	相互会社
07	合同会社
08	特定目的会社
11	医療法人
12	信用金庫
13	森林組合
14	農業協同組合
15	漁業協同組合
16	協同組合
17	有限責任事業組合
18	農事組合法人
21	財団法人
22	社団法人
23	宗教法人
24	社会福祉法人

組織コード	名　　称
25	学校法人
26	特定非営利活動法人
27	無限責任中間法人
28	有限責任中間法人
29	独立行政法人
31	監査法人
32	行政書士法人
33	司法書士法人
34	社会保険労務士法人
35	税理士法人
36	土地家屋調査士法人
37	弁護士法人
41	一般財団法人
42	一般社団法人
43	公益財団法人
44	公益社団法人
51	健康保険組合
52	共済組合
54	国立大学法人
71	職業訓練法人

業種コード一覧表

① 登録申出書中の「業種」欄に記入するコードは、この一覧表によってください。

② 次の③、④のいずれにも該当しない場合は、「1　一般」、「3　建設業者等」及び「4　庁舎管理」の中から自由にコードを選択して記入してください。

③ 静岡県の建設工事及びコンサルタントの入札参加資格者は、「3　建設業者等」の中からコードを選択して記入してください。

④ 静岡県の庁舎管理入札参加資格者は、「4　庁舎管理」の中からコードを選択して記入してください。

⑤ 複数の業種にまたがって営業している場合は、代表的な業種を選択して記入してください。

1　一般

ｺｰﾄﾞ	業　種　区　分	例　　示	ｺｰﾄﾞ	業　種　区　分	例　　示
1	国等		20	家具・木竹材	家具・建具・ガラス、木竹材
2	市町村		21	書籍・文具事務用品	書籍、文房具・事務用品
3	資金前渡者		22	運動・娯楽・芸能芸術	スポーツ・運動施設、娯楽・趣味・おもちゃ・ホビー、 音楽・芸能、芸術・工芸・工芸技術
4	代理受領者				
5	金融機関		23	旅館・ホテル・観光	旅館・ホテル、観光
10	医療・保健・衛生	医療、各種療法、医薬品・医療用品、保健・衛生	24	リースレンタル・代行	リース・レンタル、代行
11	学校・各種学校	学校等、専修学校、各種学校・教室・塾	25	金融・不動産・法務	金融・保険・証券、不動産、法務・経営・コンサルタント
12	文化・福祉施設・葬祭	文化・福祉施設、冠婚葬祭、宗教	26	運送・自動車・貿易	運送サービス、自動車・自転車、貿易
13	百貨・雑貨・貴金属	デパート・スーパー、日用品・雑貨店、靴・鞄・皮革、 めがね・時計・貴金属	27	報道・通信・情報	報道、電気通信、情報産業
			28	印刷・写真・広告	印刷・出版、写真、広告・宣伝
14	衣料・寝具・繊維	衣料品、呉服・寝具、手芸・手芸品、織物・繊維	29	デザイン・設計・塗装	デザイン、設計、塗装
15	飲料品・食料品	飲料品、食料品、穀物・麺類・調味料、青果物・海産物、 菓子・パン	30	農林・園芸・水畜産	農林・園芸・水産・畜産
			31	化学工業・ゴム・紙	化学工業・化学製品、ゴム・プラスチック、紙工業・紙製品
16	飲食店・料理店	飲食店・喫茶店、料理店	32	機械工業・機械器具	
17	理美容・クリーニング	理容・美容・浴場、クリーニング	33	金属工業／製品・鉱業	
18	燃料・冷暖房	燃料、冷暖房・水道	34	組合・団体	
19	電化製品	電化製品	99	その他	

3　建設業者等

ｺｰﾄﾞ	業　種　区　分	ｺｰﾄﾞ	業　種　区　分	ｺｰﾄﾞ	業　種　区　分	ｺｰﾄﾞ	業　種　区　分
40	土木一式工事	51	鉄筋工事	62	造園工事	69	測量
41	建築一式工事	52	ほ装工事	63	さく井工事	70	建築関係建設コンサルタント
42	大工工事	53	しゅんせつ工事	64	建具工事	71	土木関係建設コンサルタント
43	左官工事	54	板金工事	65	水道施設工事	72	地質調査業務
44	とび・土工・コンクリート工事	55	ガラス工事	66	消防施設工事	73	補償コンサルタント
45	石工事	56	塗装工事	67	清掃施設工事	74	土木施設維持（清掃）
46	屋根工事	57	防水工事	68	土木建築総合建設業（総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物及び建築物を建設する工事を行うもの）	75	土木施設維持（除草）
47	電気工事	58	内装仕上工事			76	土木施設維持（せんてい）
48	管工事	59	機械器具設置工事				
49	タイル・れんが・ブロック工事	60	熱絶縁工事				
50	鋼構造物工事	61	電気通信工事				

4　庁舎管理

ｺｰﾄﾞ	業　種　区　分	備　　考　（庁舎管理入札参加資格業種）	ｺｰﾄﾞ	業　種　区　分	備　　考　（庁舎管理入札参加資格業種）
80	警備		86	電話設備保守	
81	清掃		87	ボイラー設備保守	
82	廃棄物処理		88	ガス設備保守	（ガス漏れ設備を含む）
83	空調関連設備保守	空気環境測定、空気調和測定装置清掃、空気調和装置保守管理、冷凍機保守管理、冷却塔保守管理、送風機、排風気保守管理、冷温水発生装置保守管理	89	消防設備保守	警報設備保守管理、消火設備保守管理、避難設備保守管理
			90	昇降機自動階段保守	エレベータ保守管理、エスカレータ保守管理
			91	ねずみ・昆虫等防除	
84	衛生関連設備保守	貯水槽清掃、水質検査、給水管洗浄、排水槽清掃、湧水槽清掃、浄化槽保守点検、排水管洗浄、給排水設備保守管理、（水処理施設を含む）	92	建物総合管理	警備、清掃、空調関連、衛生関連、電気関連にまたがる入札参加資格を有し、建物の総合的な保守管理を行うもの
85	電気関連設備保守	受変電設備保守管理、非常用発電設備保守管理、蓄電池設備保守管理、電気一般設備保守管理（自動ドアを含む）			

県コード一覧表

①　申出書中、「県コード」欄及び「市町村コード」欄に記入するコードは、この一覧表によってください。

②　静岡県内の場合は、申出書の「県コード」欄に“２２”（静岡県のコード）を記入し、さらに、「市町村コード」欄に市町村コード（３桁）を記入してください。

③　静岡県外の場合は、申出書の「県コード」欄に該当する県コード（２桁）を記入し、「市町村コード」欄には何も記入しないでください。

県コード

区　　分	コード	区　　分	コード	区　　分	コード	区　　分	コード
北　海　道	０１	東　京　都	１３	滋　賀　県	２５	香　川　県	３７
青　森　県	０２	神　奈　川　県	１４	京　都　府	２６	愛　媛　県	３８
岩　手　県	０３	新　潟　県	１５	大　阪　府	２７	高　知　県	３９
宮　城　県	０４	富　山　県	１６	兵　庫　県	２８	福　岡　県	４０
秋　田　県	０５	石　川　県	１７	奈　良　県	２９	佐　賀　県	４１
山　形　県	０６	福　井　県	１８	和　歌　山　県	３０	長　崎　県	４２
福　島　県	０７	山　梨　県	１９	鳥　取　県	３１	熊　本　県	４３
茨　城　県	０８	長　野　県	２０	島　根　県	３２	大　分　県	４４
栃　木　県	０９	岐　阜　県	２１	岡　山　県	３３	宮　崎　県	４５
群　馬　県	１０	**静　岡　県**	**２２**	広　島　県	３４	鹿　児　島　県	４６
埼　玉　県	１１	愛　知　県	２３	山　口　県	３５	沖　縄　県	４７
千　葉　県	１２	三　重　県	２４	徳　島　県	３６		

入　札　書

令和　　年　　月　　日

静岡県知事　鈴木　康友　様

入札者　住　　所

氏　　名　　印

（名称・代表者名）

共有者　氏　　名　　印

（名称・代表者名）

代理人氏名　　印

下記入札番号の財産について、入札参加心得書記載事項を承諾の上、下記の金額で買い受けたいので、申し込みます。

記

	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
入札金額										

入札番号

（注）１　金額は算用数字で記入し、最初の数字の前に「金」又は「￥」を記入すること。

２　入札金額の訂正は行わないこと。

３　代理人による入札の場合は、代理人の記名押印をすること。

４　日付は、**申込日以降で記入日を記入**すること。

５　鉛筆等の容易に消去可能な筆記具を使用しないこと。

白紙

委　　任　　状

私は、下記入札番号の財産の買受けについて、　　印
を代理人と定め、入札に関する一切の権限を委任いたします。

記

入札番号

令和　　年　　月　　日

静岡県知事　鈴木　康友　様

住　　所

氏　　名　　印
（名称・代表者名）

共有者　氏　　名　　印
（名称・代表者名）

白紙

＜本人が入札参加する場合の記入例＞

申込日以降で記入日を記入

入　札　書

令和〇年〇月〇日

静岡県知事　鈴木　康友　様

住所・氏名　　実印

入札者　住　　所　**静岡市葵区追手町９番６号**

氏　　名　**静岡　太郎**　印　　印

（名称・代表者名）

共有者　氏　　名　　印

（名称・代表者名）

代理人氏名　　印

下記入札番号の財産について、入札参加心得書記載事項を承諾の上、下記の金額で買い受けたいので、申し込みます。

記

入札金額記入

	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
入札金額		￥	２	０	０	０	０	０	０	０

入札番号
１００

１ページの表を見て、購入物件の入札番号を記入（※購入物件ごとに番号が異なります。）

（注）１　金額は算用数字で記入し、**最初の数字の前に「金」又は「￥」を記入**すること。

２　**入札金額の訂正は行わない**こと。

３　代理人による入札の場合は、代理人の記名押印をすること。

４　日付は、申込日以降で**記入日を記入**すること。

５　鉛筆等の容易に消去可能な筆記具を使用しないこと。

＜代理人が入札参加する場合の記入例＞

申込日以降で記入日を記入

入　札　書

令和〇年〇月〇日

静岡県知事　鈴木　康友　様

住所・氏名

入札者の押印不要

入札者　住　　所　**静岡市葵区追手町９番６号**

氏　　名　**静岡　太郎**　印

（名称・代表者名）

共有者　氏　　名　　印

（名称・代表者名）

委任状と同じ印（認印可）

代理人の氏名・押印

代理人氏名　**管財　次郎**　印　印

下記入札番号の財産について、入札参加心得書記載事項を承諾の上、下記の金額で買い受けたいので、申し込みます。

記

入札金額記入

	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
入札金額		￥	２	０	０	０	０	０	０	０

入札番号
１００

１ページの表を見て、購入物件の入札番号を記入（※購入物件ごとに番号が異なります。）

（注）１　金額は算用数字で記入し、**最初の数字の前に「金」又は「￥」を記入**すること。

２　**入札金額の訂正は行わない**こと。

３　代理人による入札の場合は、**代理人の記名押印**をすること。

４　日付は、申込日以降で**記入日を記入**すること。

５　鉛筆等の容易に消去可能な筆記具を使用しないこと。

＜代理人が入札参加する場合の記入例＞

代理人の印：
入札書と同じ印
（認印可）

委　　任　　状

代理人の氏名・押印

私は、下記入札番号の財産の買受けについて、　**管財　次郎**　印　印
を代理人と定め、入札に関する一切の権限を委任いたします。

記

入札番号
１００

１ページの表を見て、購入物件の入札番号を記入（※購入物件ごとに番号が異なります。）

委任日を記入

令和○年○月○日

静岡県知事　鈴木　康友　様

購入希望者の住所・氏名

住　　所　**静岡市葵区追手町９番６号**

氏　　名　**静岡　太郎**　印　印
（名称・代表者名）

共有者　氏　　名　印
（名称・代表者名）

購入希望者の実印

【参考】入札書封緘方法（例）

以下の方法により、入札書を封緘してください。
なお、封緘に使用する封筒は、市販のものを使用して頂いて結構です。
※縦書き、横書きは問いません。

封筒表面

・「入札番号　〇〇」
・「氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名）」
　※代理人が入札する場合は当該代理人の氏名を併記

表面

入札番号　〇〇

静岡市葵区△△町１番１号
株式会社〇〇
代表取締役　静岡太郎　印
代理人　　△△△△

封筒裏面

裏面

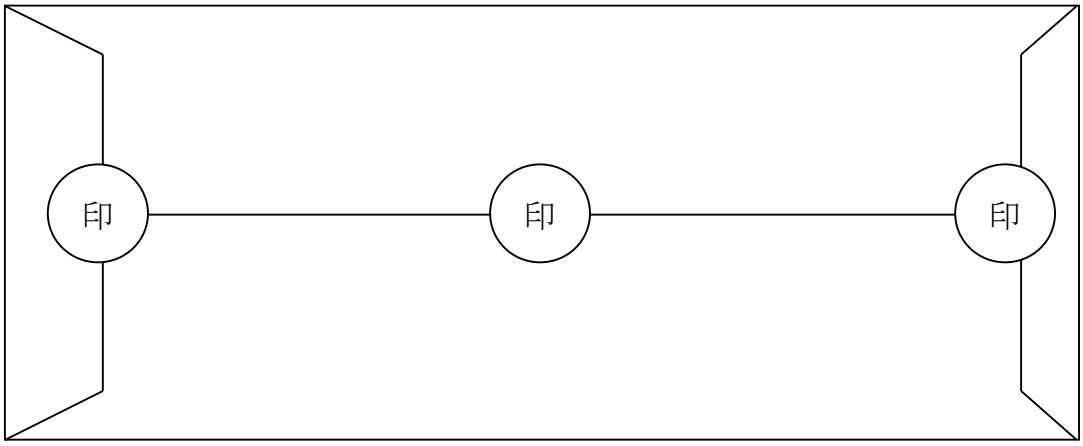

※開札前に入札保証金の納入を確認・代理人に委任されていることを確認するため、納入通知書兼領収書の原本や委任状は封入せず、

入札書を入れる封筒には、入札書のみ入れてください。

【参考】郵送用封筒のイメージ　入札心得書第６　４項～６項関係

前ページ参照のこと

入札番号　○○

静岡市葵区△△町１番１号
株式会社○○
代表取締役　静岡太郎　印
代理人　△△△△

静岡県納入通知書兼領収書

～～	～～	～～
○○円		令和○年○月○日

入札保証金　○○

領収日付印
領収
○.○.○
○○銀行

静岡県知事

（代理人が入札する場合のみ提出）

委任状

～～～～～～～

入札番号
○○

静岡市葵区△△町１番１号
株式会社○○
代表取締役　静岡　太郎　㊞

切手

書留

〒420-8601
静岡市葵区追手町９番６号
静岡県財務部行政経営課
（静岡県庁本館１階）

白紙

物　件　調　書

【土　地】						
所在及び地番	賀茂郡松崎町江奈字前田 255 番3					
住居表示						
面　　積	1,974.12 ㎡(実測面積) 1,974.12 ㎡(公簿面積)	地　目	宅地(公簿) 宅地(現況)	土地の形　状	長方形地	
接面道路の幅員、種別、状況等	南東側約 56mが幅員約4mの舗装町道にほぼ等高に接面					
私道の負担等に関する事項	―					

法令に基づく制限の概要					
都市計画区域	都市計画区域外	用途地域	―		
建　蔽　率	指定建蔽率　―	基準建蔽率　―			
容　積　率	指定容積率　―	基準容積率　―			
高さの制限	道路斜線制限	無・有	隣地斜線制限	無・有	
	北側斜線制限	無・有	絶対高さ制限	無・有	
	日影による中高層の建築物の制限	無・有			
外壁後退	無・有	壁面線の制限	無・有		
準防火地域	無・有	防火地域	無・有		
そ の 他	建築基準法第6条第1項第4号指定区域、建築基準法第 22 条区域、景観法、宅地造成等工事規制区域、津波災害警戒区域(水位3～5m)、洪水想定浸水区域(水位0.5m～3m)				
※ 各制限内容の詳細は、関係市町村の建築確認担当課にお問い合わせください。					

供給処理施設の状況		事業所名	電話番号
電　気	引込不可・引込可	東京電力パワーグリッド株式会社	0120-995-007
上水道	引込不可・引込可	松崎町生活環境課	0558-42-3969
下水道	引込不可・引込可	―	―
都市ガス	引込不可・引込可	―	―
※ 引込み費用等の詳細は、上記事業所にお問い合わせください。			

交通機関(直線距離)		
	バ　ス	東海バス「松崎小学校」停留所:物件の西方約 100m
	鉄　道	伊豆急行線「稲梓」駅:物件の東方約 16km

公共施設(直線距離)		
	役場	松崎町役場　:物件の南西方約 400m
	小学校	松崎町立松崎小学校　:物件の南西方約 250m
	中学校	松崎町立松崎中学校　:物件の東方約 200m

【 建　物 】		
所　　在	賀茂郡松崎町江奈字前田 255 番地 3（公簿上の所在地）	
建物の状況 （主である建物）	家屋番号	255 番3
	構造・用途	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建　保健所庁舎
	延床面積	786.65 ㎡(公簿面積)
	建築時期	昭和 55 年 3 月 15 日建築
	設計等	保健所庁舎として設計
建物の状況 （付属建物）	家屋番号	符号1
	構造・用途	鉄骨造スレート葺平家建　車庫、電気室、犬抑留舎
	延床面積	114.30 ㎡(公簿面積)
	建築時期	昭和 55 年3月 15 日建築
	設計等	車庫、電気室、犬抑留舎として設計
建物の状況 （付属建物）	家屋番号	符号2
	構造・用途	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建　機械室
	延床面積	9.00 ㎡(公簿面積)
	建築時期	昭和 55 年3月 15 日建築
	設計等	機械室として設計
外構工事等	門、囲障、浄化槽、舗床、受水槽、プロパン置場ほか	

◎参考事項（物件の状況、法令上の制限等に関する特記事項）

・本件建物の設備等については、経年変化及び使用に伴う性能低下、損傷、使用不能等があります。

・本件建物内の物品類は現況での引渡しとなります。

・本件地の埋設物調査は実施しておりません。

・本件建物についてアスベスト調査を令和4年度に実施しており、保健所庁舎の階段上裏及び機械室からアスベスト(推定範囲 15 ㎡)が、車庫等のシャッターから鉛が検出されていますが、現況のまま引き渡します。除去及び費用負担等について、県は対応しません。

・本件地は想定深 3.0m～5.0mの津波災害警戒区域及び想定深 1.0m～3.0mの洪水浸水想定区域に指定されています。

・本件地の上水道本管は、東側に位置する南北の道路上に存在し、本物件南側道路に引込み管を埋設してあります。

・上水道と同じ位置に温泉管が埋設してあり、本物件にて温泉の利用が可能です。ただし、温泉を利用する場合には、加入金が発生し、加入金と使用料金に関しては自家用と営業用の種別により費用の差が生じます。温泉詳細については、松崎町役場生活環境課（0558-42-3969）にお問合せください。

・本件地の土壌汚染状況調査（試料採取調査）を令和4年度に実施していますが、すべての採取地点において基準を超過した箇所はありませんでした。

・保健所庁舎について、平成7年度に耐震診断を行っています。社団法人静岡県建築士事務所協会の耐震判定書によると、「耐震性能は非常によいが、大地震に対して部分的に軽微な被害もありうる。（極ぜい性部材が破壊する可能性がある。）」という耐震判定がされています。

・隣地の樹木等が敷地内に越境している可能性があります。

・本物件の浄化槽設備排水管は、南側に接する町道の地中より西側河川の方向へ埋設されていると思われますが、位置確定の詳細な図面等が存在せず、松崎町役場にも道路占用に関する申請記録が存在しません。現在、埋設排水管に対する道路占用の費用等は発生していませんが、今後、松崎町役場の方針変更によっては、道路占用許可申請の必要や道路占用の費用が発生する可能性があります。詳細については、松崎町役場産業建設課（TEL:0558-42-3965）へお問合せください。

・本件地の一部上空を電線が通過しています。

・本件地の実測面積は、令和3年の国土調査によるもので、静岡県は測量を実施していません。

・本件地の北側の一部において、隣地の屋根や雨水排水管等の一部が県有地側に越境しています。

※物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための資料にすぎません。
必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての現地確認を行ってください。

品質に係る注意事項

(1) 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載のない限り、現状のままで行います。

(2) 埋設物調査は実施していませんので、地中埋設物が存在している可能性があります。

(3) 物件によっては、上下水道設備、ガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認していません。これらの設備の品質は保証できません。

(4) 物件及び隣接地の擁壁・直壁・ブロック塀等について、地上及び地中にて境界を越えている場合があります

(5) 物件の敷地内(地中を含む)にゴミ(家電等を含む)・ガラ・砕石・切り株・雑草等が存在する場合があります。

(6) 物件調書に特段の記載のない限り、土壌汚染及び地盤に関する調査は行っていません。

その他の注意事項（契約不適合責任の免責等）

(1) 建物の建築図面等がある場合は賀茂健康福祉センター総務課において閲覧できます。

(2) 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載のない限り、現状のままで行いますので、物件調書をご参照のうえ、必ず事前に現地の確認をしてください。
なお、物件調書と現状が異なる場合には現状を優先します。

(3) 建物を解体撤去する場合の費用負担については、県は対応しません。また、解体撤去する場合は、騒音等の周辺の環境に配慮してください。

(4) 敷地の形質変更を行う際は、形質変更に伴う粉塵防止対策として、散水等に努めてください。

(5) 土地の形質変更をする場合の費用負担については、県は対応しません。また、土地の形質変更をする場合は、騒音・粉塵防止対策等の周辺の環境に配慮してください。

(6) 現在の建物を解体撤去後、新たな建物を建築するにあたっては、建築基準法、文化財保護法及び県、市町の条例のほか協定等により、指導がなされる場合や開発負担金等が必要となる場合がありますので、関係機関にご確認ください。

(7) 物件によっては、敷地内にフェンス、塀、柵等が設置されていますが、これらの工作物の補修・改修・撤去・再築造及びその費用負担については、県は対応しません。

(8) 埋設物調査は実施していませんので、地中埋設物が存在している可能性があります。地中埋設物が発見されたとしても、これらの撤去及びその費用負担については、県は対応しません。

(9) 物件によっては、埋蔵文化財包蔵地に該当するため、開発方法によっては試掘調査が必要となる場合があります。(詳しくは物件所在市町村の教育委員会にお問合わせください。)

(10) 物件によっては、上下水道設備、ガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認していません。これらの敷設設備の補修・移設・改修・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応しません。

(11) 物件及び隣接地の擁壁・直壁・ブロック塀等について、地上及び地中にて境界を越えている場合がありますが、現状引渡しとなりますので、移設・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応しません。

(12) 物件の敷地内及び敷地上空又は隣接地等に電柱(電信柱・電柱付属物・電線等を含む)・支線・ゴミ置き場・道路設置物(ガードレール等)・道路標識(カーブミラー等を含む)等がある場合の移設・撤去等の可否等の取扱いについては、設置者又は管理者等にお問い合わせください。県ではこれらについて対応しません。

(13) 物件の敷地内(地中を含む)にゴミ(家電等を含む)・ガラ・砕石・切り株等が存在する場合があ

ります（品質）が、撤去及びその費用負担等については、県は対応しません。

(14)現状での引渡しのため、現地の除草・伐採及びその費用負担等については、県は対応しません。

(15)建物のアスベストについては、他に記載のある場合を除き、専門業者による調査は実施していません。調査の費用負担とアスベストが発見された場合の除去及びその費用負担等については、県は対応しません。

案　　内　　図


対象不動産
凡 例
売払い物件
※およその位置を示す案内図になります。
土地の正確な形状を表すものではありません。
100m
1:2,165
出典：静岡県地理情報システム／Maptiles by MIERUNE, under CC BY. Data by OpenStreetMap contributors, under ODbL.

公用 静岡県賀茂郡松崎町江奈２５５－３　　全部事項証明書　　（土地）

表　題　部　（土地の表示）	調製	平成１４年１２月１１日	不動産番号	０８０３０００３９０１９
地図番号	Ｗ　２４－４　Ｗ　３４－２	筆界特定	余白	
所　在	賀茂郡松崎町江奈字前田		余白	

①地番	②地目	③地積 ㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕
２５５番３	田	５１２		余白
余白	余白	４９６		昭和５４年３月２２日一部地目変更 ③２５５番３、２５５番７に分筆 〔昭和５４年４月１０日〕
余白	宅地	４９６	４９	②③昭和５４年５月３０日地目変更 〔昭和５４年７月３０日〕
余白	余白	１９８２	９６	③２５５番４、２５６番１、２５６番２を合筆 〔昭和５４年７月３１日〕
余白	余白	余白		昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成１４年１２月１１日
余白	余白	１９７４	１２	③錯誤 国土調査による成果 〔令和３年９月２９日〕

権　利　部　（甲区）　（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
１	合併による所有権登記	昭和５４年７月３０日 第３１４０号	所有者　静岡県 順位１番の登記を移記
	余白	余白	昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成１４年１２月１１日

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

（静岡地方法務局下田支局管轄）
令和７年１０月２３日
静岡地方法務局　　登記官　　藤沼正彦

＊「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
＊ 下線のあるものは抹消事項であることを示す。　　整理番号　Ｋ４８０１０　（　５／６　）　　１／１

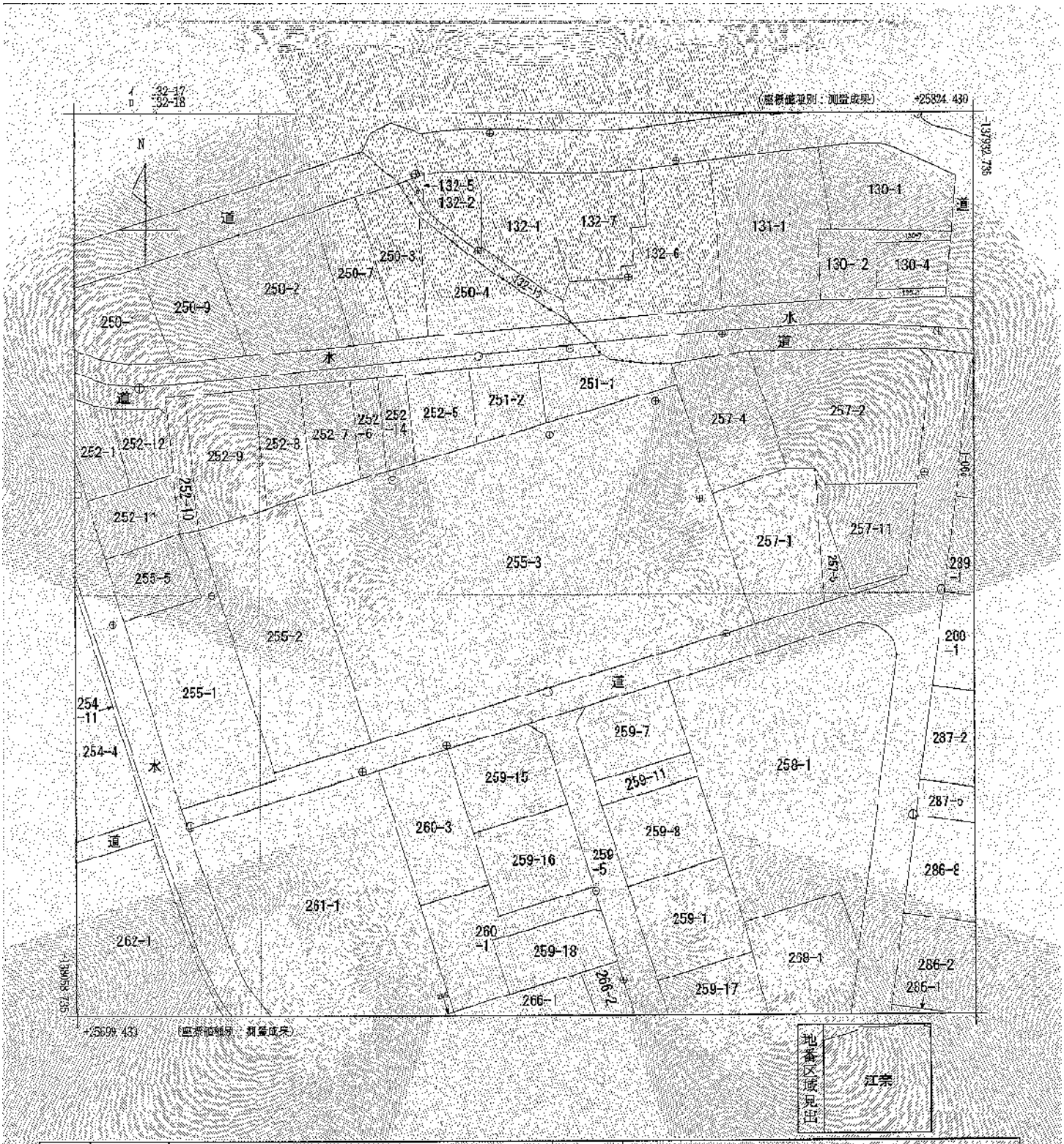

地番区域見出	江奈

請求部分	所在	賀茂郡松崎町江奈字前田			地番	255番3		
出力縮尺	1/500	精度区分	甲二	座標系番号又は記号	Ⅷ	分類	地図(法第14条第1項)	種類	地籍図
作成年月日				備付年月日(原図)	令和3年9月29日		補記事項	

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(静岡地方法務局下田支局管轄)

令和7年10月23日

静岡地方法務局

登記官　　藤沼正彦

A3からA4へ縮小

請求番号：15-4

(1/1)

公用

大字	110	江奈		
小字	8	前田		
地番	255-3	計算面積（㎡）	台帳地目	台帳面積（㎡）
		1974.126	宅地	1974.12
所有者	オオクラショウ 大蔵省	住所		

点番	筆界点番号	X座標(m)	Y座標(m)	方向角	杭材区分
1	19-913C	-137,986.707	25,729.964	72°54'56"	コンクリート
2	19-914P	-137,985.958	25,732.401	73°15'30"	プラスチック大
3	19-918C	-137,983.908	25,739.216	73°16'48"	コンクリート
4	19-920P	-137,982.850	25,742.738	73°23'57"	プラスチック大
5	19-922C	-137,981.656	25,746.743	73°15'56"	コンクリート
6	19-924KM	-137,979.054	25,755.397	73°04'20"	金属標
7	19-926P	-137,976.145	25,764.955	73°34'33"	プラスチック大
8	19-931C	-137,970.773	25,783.179	162°28'15"	プラスチック大
9	19-945KM	-137,986.033	25,787.999	162°09'06"	金属標
10	19-886KM	-138,004.347	25,793.896	252°59'49"	金属標
11	19-887KM	-138,020.697	25,740.428	342°53'19"	金属標

点番	基準点	X座標(m)	Y座標(m)	標高(m)
K1	W00W00-F166-1A	-137,955.786	25,776.371	
K2	W00W00-F168-1	-137,951.988	25,755.508	
K3	W00W00-F170-1	-137,963.721	25,789.462	
K4	W00W00-F172-2	-137,984.090	25,743.540	
K5	W00W00-F172-3	-137,977.788	25,765.354	
K6	W00W00-F172-4	-137,973.100	25,780.092	
K7	W00W00-F174-1	-138,021.092	25,750.942	
K8	W00W00-F177-1	-138,041.429	25,771.635	
K9	W00※124	-137,965.634	25,768.217	
K10	W00※126	-138,005.622	25,789.906	
K11	W00※126A	-137,986.771	25,786.271	
K12	WW-142-2	-137,966.689	25,755.549	2.439
K13	WW-153-1A	-138,024.671	25,739.262	
K14	W※32	-138,013.690	25,754.987	2.491

実際の縮尺とは異なります

一筆図形 (1/450)

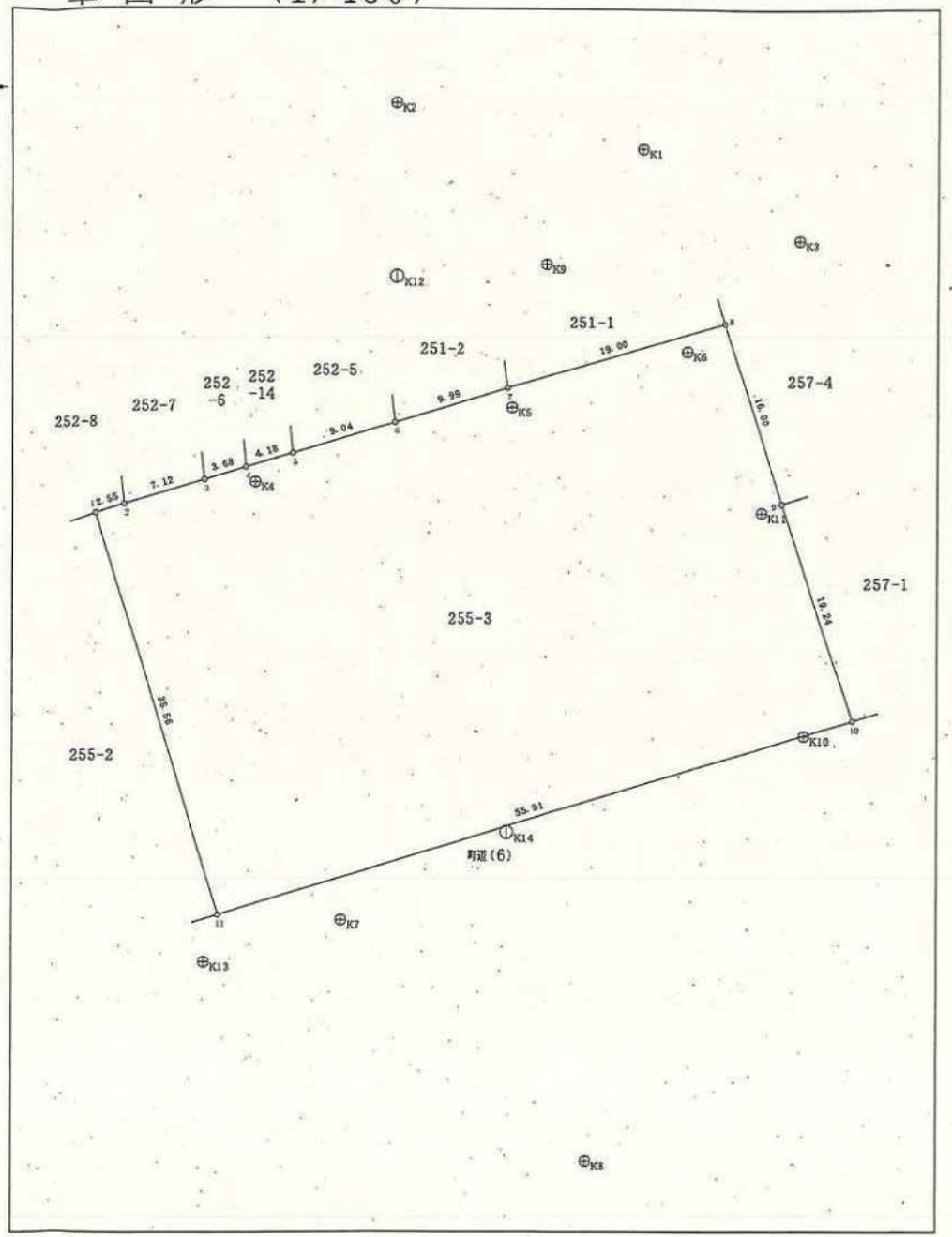

公用 静岡県賀茂郡松崎町江奈２５５－３　　全部事項証明書　　（建物）

表　題　部　（主である建物の表示）	調製	平成１４年１２月１１日	不動産番号	０８０３０００４６２７４

所在図番号	余白		
所　　在	賀茂郡松崎町江奈字前田　２５５番地３		余白
家屋番号	２５５番３		余白
① 種　類	② 構　造	③ 床　面　積　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
保健所 庁舎	鉄筋コンクリート造陸屋根 ２階建	1階　５０１：６５ 2階　２８５：００	昭和５５年３月１５日新築
余白	余白	余白	昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成１４年１２月１１日

表　題　部　（附属建物の表示）

符　号	①種　類	② 構　造	③ 床　面　積　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
1	車庫 電気室 犬抑留舎	鉄骨造スレート葺平家建	１１４：３０	余白
2	機械室	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	９：００	余白

権　利　部　（甲区）　（所有権に関する事項）

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	昭和５５年１１月１３日 第４５２６号	所有者　静　岡　県 順位１番の登記を移記
	余白	余白	昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成１４年１２月１１日

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

（静岡地方法務局下田支局管轄）

令和７年１０月２３日

静岡地方法務局　　登記官　　藤　沼　正　彦

＊　「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。　　整理番号　Ｋ４８０１０　（　６／６　）　　1／1

公用

登記年月日：昭和55年11月13日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

（静岡地方法務局下田支局管轄）

令和6年12月23日　静岡地方法務局　登記官　中村元昭

A3→A4に縮小

52323

○建物図面

家屋番号	弐五五番参
建物の所在	賀茂郡 林崎町 江奈 字前田弐五五番地参

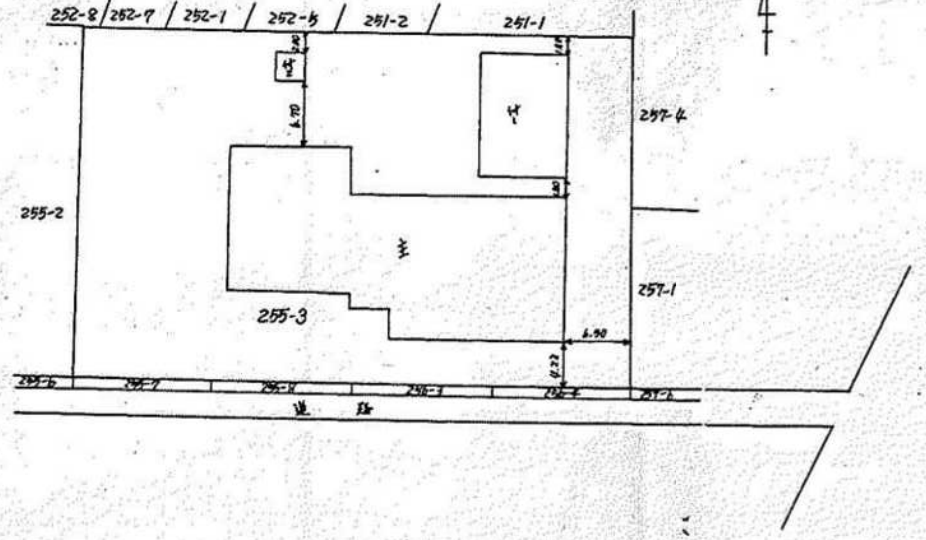

S55.11.13

作製者	賀茂郡林崎町江奈字前田弐五五番地参 静岡県林崎保健所　主事　伊藤　一俊 昭和55年11月10日作製	縮尺	1/500	嘱託者	静岡県知事　山本　敬三郎	縮尺	1/500

請求番号：4-2　(1/2)

公用

登記年月日：昭和55年11月13日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

（静岡地方法務局下田支局管轄）

令和6年12月23日　静岡地方法務局

登記官　中村元昭

A3→A4に縮小

52324

家屋番号　式五五番参

建物の所在　賀茂郡松崎町江奈字前田式五五番地参

○各階平面図

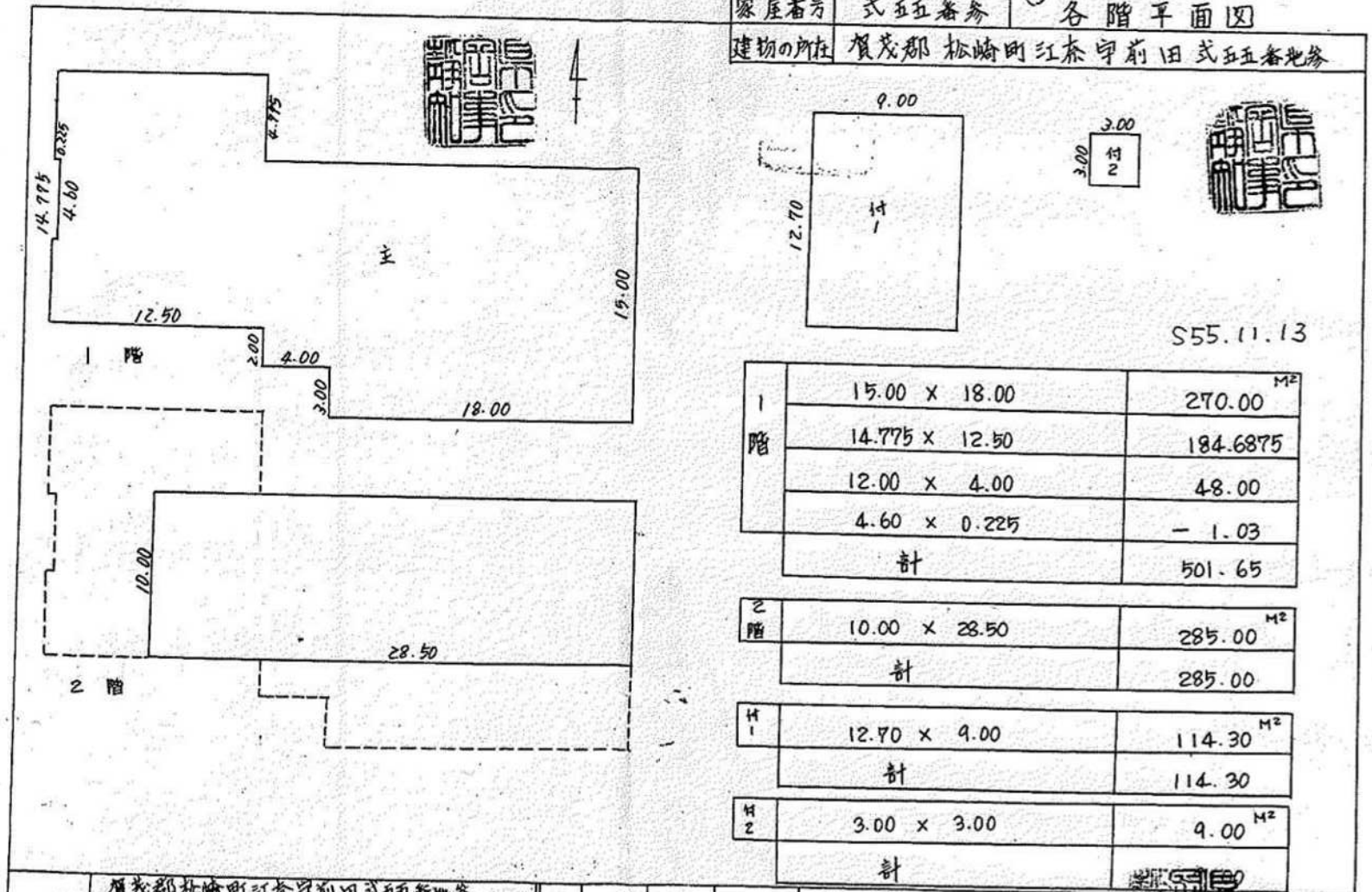

1階	15.00 × 18.00	270.00 M²
	14.775 × 12.50	184.6875
	12.00 × 4.00	48.00
	4.60 × 0.225	− 1.03
	計	501.65
2階	10.00 × 28.50	285.00 M²
	計	285.00
付1	12.70 × 9.00	114.30 M²
	計	114.30
付2	3.00 × 3.00	9.00 M²
	計	

作製者	賀茂郡松崎町江奈字前田式五五番地参 静岡県松崎保健所　主事　伊藤　一郎 昭和55年11月10日作製	縮尺	1/250
嘱託者	静岡県知事 山本　敬三郎	縮尺	1/250

請求番号：4-2　(2/2)

静岡県賀茂健康福祉センター松崎支援室アスベスト調査　調査結果一覧表

採取日：令和4年9月5日

含有なし：－

試料番号	仕様番号	棟名称	採取箇所	部位	採取対象材	分析項目	分析結果
①	A-1	庁舎	機械室	内壁	吹付	アスベスト	－
②	A-2	庁舎	機械室	天井	A-1同材料		
③	A-3	庁舎	階段上裏	内部	塗装材	アスベスト	クリソタイル　0.2%
④	A-4	庁舎	OA取入口、煙突	外壁	塗装材	アスベスト	－
⑤	A-5	庁舎	階段段裏	外部	ヒル石吹付	アスベスト	－
⑥	B-1	車庫等	シャッター	SS1-SS2	OP塗	鉛	600 mg/kg 未満
⑦	B-2	車庫等	外壁		塗装材	アスベスト	－
⑧	C-1	機械室	浄化槽室	外部	塗装材	アスベスト	－
⑨		車庫等	シャッター	屋根	OP塗	鉛	13000 mg/kg
⑩		車庫等	シャッター		OP塗	鉛	970 mg/kg
⑪		庁舎	階段上裏	外部	塗装材	アスベスト	－
⑫		庁舎（その他）	境界外壁	外部	塗装材	アスベスト	－
⑬		庁舎	事務室	内壁	塗装・下地材	アスベスト	－
⑭		庁舎	休憩室	内壁	塗装・下地材	アスベスト	－
⑮		庁舎	機械室	配管エルボ	耐火材	アスベスト	ﾄﾚﾓﾅｲﾄ/ｱｸﾁﾉﾗｲﾄ　11.8%

アスベスト含有：0.1%以上が含有あり、0.1%未満が含有なし（厚生労働省　労働安全衛生法施行令）
鉛：検出されないこと：600mg/kg未満（厚生労働省令　鉛中毒予防規則）：

第 E 221056 号
2022年10月20日

試験報告書

静岡県加茂健康福祉センター長　様

東海プラント分析センター株式会社
〒410-0873 静岡県沼津市大諏訪510-1
TEL 055-924-2700 FAX 055-924-2470
作業環境測定機関登録 22-19
試験管理者　佐野 晋司

ご依頼を受けました試料について試験した結果を下記の通り報告いたします。

1.測定項目	アスベスト
2.試料採取	試料採取の情報はご依頼者様のお申し出により記入致しました。
2-1採取場所	庁舎 階段上裏 内部
2-2採取年月日	2022年9月5日
2-3採取者	東海プラント分析センター株式会社 建築物石綿含有建材調査者 鹿内 光
3.件　名	令和4年度 静岡県加茂福祉センター松崎保健支援室アスベスト等含有調査業務
4.試料名	③ 階段上裏(A-3)
5.試験方法	JIS A 1481-1:「建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第1部:市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法」
	JIS A 1481-5:「建材製品中のアスベスト含有率測定方法ー第5部:X線回折法によるアスベストの定量分析方法」
6.試験期間	2022年9月5日～2022年9月30日
7.分析使用機器	定性:偏光顕微鏡 Nikon ECLIPSE LV100ND
	定量:X線回折装置 X'pertPRO-MRD PW3040/60 PANalytical社製
8.試料粉砕方法	ピンセットにて直接採取
9.試料前処理	485℃電気炉にて灰化処理

10.試験結果

JIS A 1481-1	石綿の種類					
	クリソタイル	アモサイト	クロシドライト	トレモライト	アクチノライト	アンソフィライト
石綿有無の判定	検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出

JIS A 1481-3	石綿の種類				
	クリソタイル	アモサイト	クロシドライト	トレモライト/アクチノライト	アンソフィライト
石綿含有率	0.2	-	-	-	-

層別結果

層	外観色	層割合	アスベスト種類 推定含有率
1	ベージュ	10%	不検出
2	茶	40%	Chr(0.1%-5%)
3	灰	50%	不検出
-	-	-	-
-	-	-	-

11.添付資料:試験結果詳細を別紙の通りご報告いたします。

第 E 221055 号
2022年10月20日

試験報告書

静岡県加茂健康福祉センター長　様

東海プラント分析センター株式会社
〒410-0873 静岡県沼津市大諏訪510-1
TEL 055-924-2700 FAX 055-924-2470
作業環境測定機関登録 22-19
試験管理者　佐野 晋司

ご依頼を受けました試料について試験した結果を下記の通り報告いたします。

1.測定項目	アスベスト
2.試料採取	試料採取の情報はご依頼者様のお申し出により記入致しました。
2-1採取場所	庁舎 機械室 配管エルボ
2-2採取年月日	2022年9月5日
2-3採取者	東海プラント分析センター株式会社 建築物石綿含有建材調査者 鹿内 光
3.件　名	令和4年度 静岡県加茂福祉センター松崎保健支援室アスベスト等含有調査業務
4.試料名	⑮ 配管エルボ
5.試験方法	JIS A 1481-1:「建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第1部:市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法」
	JIS A 1481-5:「建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第5部: X線回折法によるアスベストの定量分析方法」
6.試験期間	2022年9月5日～2022年9月30日
7.分析使用機器	定性:偏光顕微鏡 Nikon ECLIPSE LV100ND
	定量:X線回折装置 X'pertPRO-MRD PW3040/60 PANalytical社製
8.試料粉砕方法	ピンセットにて直接採取
9.試料前処理	485℃電気炉にて灰化処理

10.試験結果

JIS A 1481-1	石綿の種類					
	クリソタイル	アモサイト	クロシドライト	トレモライト	アクチノライト	アンソフィライト
石綿有無の判定	不検出	不検出	不検出	不検出	検出	不検出

JIS A 1481-3	石綿の種類				
	クリソタイル	アモサイト	クロシドライト	トレモライト/アクチノライト	アンソフィライト
石綿含有率	-	-	-	11.8	-

層別結果

層	外観色	層割合	アスベスト種類 推定含有率
1	乳白色	5%	不検出
2	黄緑	95%	Act(5%-50%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-

11.添付資料:試験結果詳細を別紙の通りご報告いたします。

試験報告書

静岡県賀茂健康福祉センター長　殿

発行No　NK065425-01V-1　1/1
発行日　2022年9月20日

試料受付　2022年9月7日　採取区分 持ち込み
試験期間　2022年9月7日　～　2022年9月20日
採取場所　⑥車庫 ｼｬｯﾀｰ壁

件　名　令和４年度静岡県賀茂健康福祉センター松崎保健支援室
アスベスト等含有調査業務

ユーロフィン日本環境株式会社
本社・事業所　横浜市金沢区幸浦2-1-13
電話 045-780-3851
計量証明事業神奈川県知事登録 濃度第1号
試験責任者　関 淳也

ご依頼を受けました試料について、試験の結果を次の通り報告いたします。

試料名称	⑥車庫 ｼｬｯﾀｰ壁			採取月日	9月5日
				採取時間	12時30分
試験の対象	試験の結果	定量下限値	単位	試験の方法	
鉛	600 未満	600	mg/kg	JIS K 5674 附属書A (フレーム原子吸光法)	
以下余白					

備考)　採取者：東海プラント分析センター株式会社

試験報告書

静岡県賀茂健康福祉センター長　殿

発行No　NK065425-01V-2　1/1
発行日　2022年9月20日

試料受付　2022年9月7日　採取区分 持ち込み
試験期間　2022年9月7日　～　2022年9月20日
採取場所　⑨車庫 ｼｬｯﾀｰ屋根

件　名　令和４年度静岡県賀茂健康福祉センター松崎保健支援室
アスベスト等含有調査業務

ユーロフィン日本環境株式会社
本社・事業所　横浜市金沢区幸浦2-1-13
電話 045-780-3851
計量証明事業(神奈川県知事登録)濃度第1号
試験責任者　関　淳也

ご依頼を受けました試料について、試験の結果を次の通り報告いたします。

試料名称	⑨車庫 ｼｬｯﾀｰ屋根				採取月日	9月5日
					採取時間	13時30分
試験の対象	試験の結果	定量下限値	単位	試験の方法		
鉛	13000	600	mg/kg	JIS K 5674 附属書A (フレーム原子吸光法)		
以下余白						

備考)　採取者：東海プラント分析センター株式会社

試験報告書

静岡県賀茂健康福祉センター長　殿

発行No　NK065425-01V-3　1/1
発行日　2022年9月20日

試料受付　2022年9月7日　採取区分 持ち込み
試験期間　2022年9月7日　～　2022年9月20日
採取場所　⑩車庫 ｼｬｯﾀｰ壁

ユーロフィン日本環境株式会社
本社・事業所　横浜市金沢区幸浦2-1-13
電話 045-780-3851
計量証明事業(神奈川県知事登録)濃度第1号
試験責任者　関 淳也

件　名　令和４年度静岡県賀茂健康福祉センター松崎保健支援室
アスベスト等含有調査業務

ご依頼を受けました試料について、試験の結果を次の通り報告いたします。

試料名称	⑩車庫 ｼｬｯﾀｰ壁			採取月日	9月5日
				採取時間	14時00分
試験の対象	試験の結果	定量下限値	単位	試験の方法	
鉛	970	600	mg/kg	JIS K 5674 附属書A (フレーム原子吸光法)	
以下余白					

備考)　採取者：東海プラント分析センター株式会社

令和４年度

静岡県賀茂健康福祉センター松崎保健支援室

土壌汚染状況調査（試料採取調査）業務委託

報告書

令和５年３月

株式会社エコアップ

目次

1. 業務概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2. 土壌汚染状況調査結果及び考察 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

添付資料

1 試料採取地点の平面図及び各地点の採取深度
2 土壌ガス採取記録
3 土壌ガス回収率確認表
4 分析結果一覧表
5 計量証明書
6 計量証明事業者登録証の写し及び土壌汚染指定調査機関であることを証する書類
7 記録写真（位置出し、試料採取、修復確認、室内試験）

1.　業務概要

(1)業務名　令和４年度静岡県賀茂健康福祉センター松崎保健支援室
土壌汚染状況調査（試料採取調査）業務委託

(2)業務の目的　本業務は、令和４年度に自主調査として実施した土壌汚染対策法第４条第１項に準じた土壌汚染状況調査（地歴調査）の結果から、「土壌汚染の存在するおそれが少ないと認められる土地」、「土壌汚染のおそれが多いと認められる土地」の対象となった特定有害物質について試料採取調査を実施し、基準に照らして判定する。

(3)調査位置　静岡県賀茂健康福祉センター　賀茂保健所　松崎保健支援室
静岡県賀茂郡松崎町江奈字前田 255 番３（地番）

図-1　調査対象位置図（□：調査対象地）

(4)工期　着手　令和４年 12 月 21 日
完了　令和５年３月 15 日

(5) 業務内容

①試料採取

添付資料 1「調査地点位置図（地表面・埋設配管・浄化槽下）」に示す地点において分析試料の採取を行った。

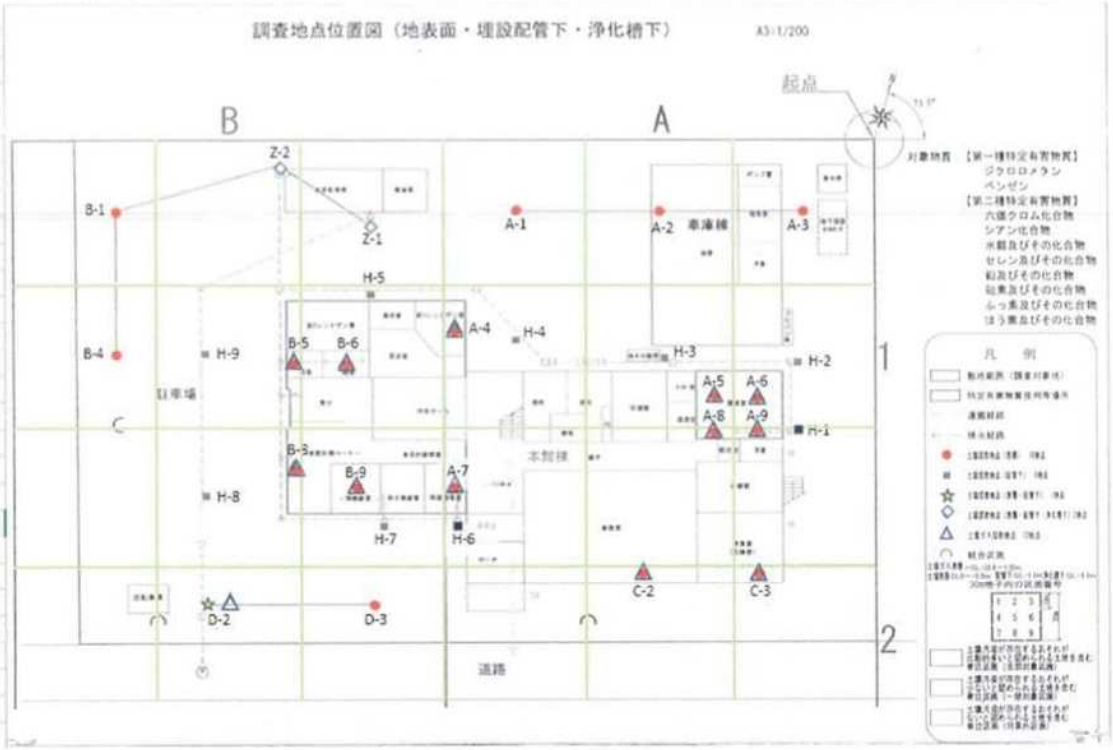

図-2　調査地点位置図（地表面・埋設配管・浄化槽下）

②採取時の状況

試料採取時の状況を表-1「各地点の採取深さ」及び添付資料 2「土壌ガス調査試料採取時記録」に示す。また採取状況を写真 1-1～3-19 に示す。

採取方法は、土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第 3 版）Appendix-5.土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法及び Appendix-8.第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質に係る土壌試料採取方法による。

試料採取時にアスファルト及びコンクリートに削孔を開けたため、簡易修復を行った。写真 4-1～4-30 に示す。

表-1　各地点の採取深さ

採取箇所		検尺	地表
建物外	A-1表層	54cm	アスファルト（4cm）
	A-2表層	67cm	コンクリート（17cm）
	A-3表層	53cm	アスファルト（3cm）
建物内	A-4表層	88cm	コンクリート（38cm）
	A-5表層	85cm	コンクリート（35cm）
	A-6表層	85cm	コンクリート（35cm）
	A-7表層	85cm	コンクリート（35cm）
	A-8表層	84cm	コンクリート（34cm）
	A-9表層	83cm	コンクリート（33cm）
建物外	Z-1表層	－	アスファルト（4cm）
	Z-1配管下	－	配管深さ（90cm）
	Z-1浄化槽下	4m	アスファルト、土壌（3.5m）
	Z-2表層	－	アスファルト（4cm）
	Z-2配管下	－	配管深さ（90cm）
	Z-2浄化槽下	4m	アスファルト、土壌（3.5m）
	B-1表層	54cm	アスファルト（4cm）
	B-4表層	54cm	アスファルト（4cm）
建物内	B-5表層	85cm	コンクリート（35cm）
	B-6表層	85cm	コンクリート（35cm）
	B-8表層	85cm	コンクリート（35cm）
	B-9表層	87cm	コンクリート（37cm）
	C-2表層	85cm	コンクリート（35cm）
	C-3表層	86cm	コンクリート（36cm）
建物外	D-2表層	100cm	土壌ガスのみ
	D-2配管下	140cm	配管深さ（90cm）
	D-3表層	54cm	アスファルト（4cm）
	H-1配管下	113cm	配管深さ（63cm）
	H-2配管下	95cm	配管深さ（45cm）
	H-3配管下	110cm	配管深さ（60cm）
	H-4配管下	123cm	配管深さ（73cm）
	H-5配管下	137cm	配管深さ（87cm）
	H-6配管下	142cm	配管深さ（92cm）
	H-7配管下	144cm	配管深さ（94cm）
	H-8配管下	140cm	配管深さ（90cm）
	H-9配管下	115cm	配管深さ（65cm）

③分析試験

試料を試験室に持ち帰って行った。土壌ガスは採取後 24 時間以内に分析試験を行った。採取土壌は風乾後、2 ㎜篩を通過したものについて、混合するものは等量混合を行い、溶出液作成、含有液作成を行った。

土壌ガス試験については、土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第 3 版）Appendix-5.土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法、土壌試料については Appendix-9.土壌溶出量調査に係る測定方法、Appendix-10.土壌含有調査に係る測定方法による。

土壌ガス調査の精度管理のため、添付資料 3「土壌ガス調査の運搬及び保管による濃度の減少の程度を評価した表」を示す。

2.　土壌汚染状況調査結果及び考察

土壌汚染状況調査（表層部試料採取）の結果、すべての採取地点において基準を超過した箇所は無かった。ふっ素及びその化合物の溶出量検査において、検出された箇所があったが、海に近い土地であることから、自然由来によると考えられる。

以上より、静岡県賀茂健康福祉センター　賀茂保健所　松崎保健支援室（静岡県賀茂郡松崎町江奈字前田 255 番 3）に土壌汚染のない土地と認められる。

添付資料１

試料採取地点の平面図及び各地点の採取深度

調査地点位置図（地表面・埋設配管下・浄化槽下）

A3=1/200

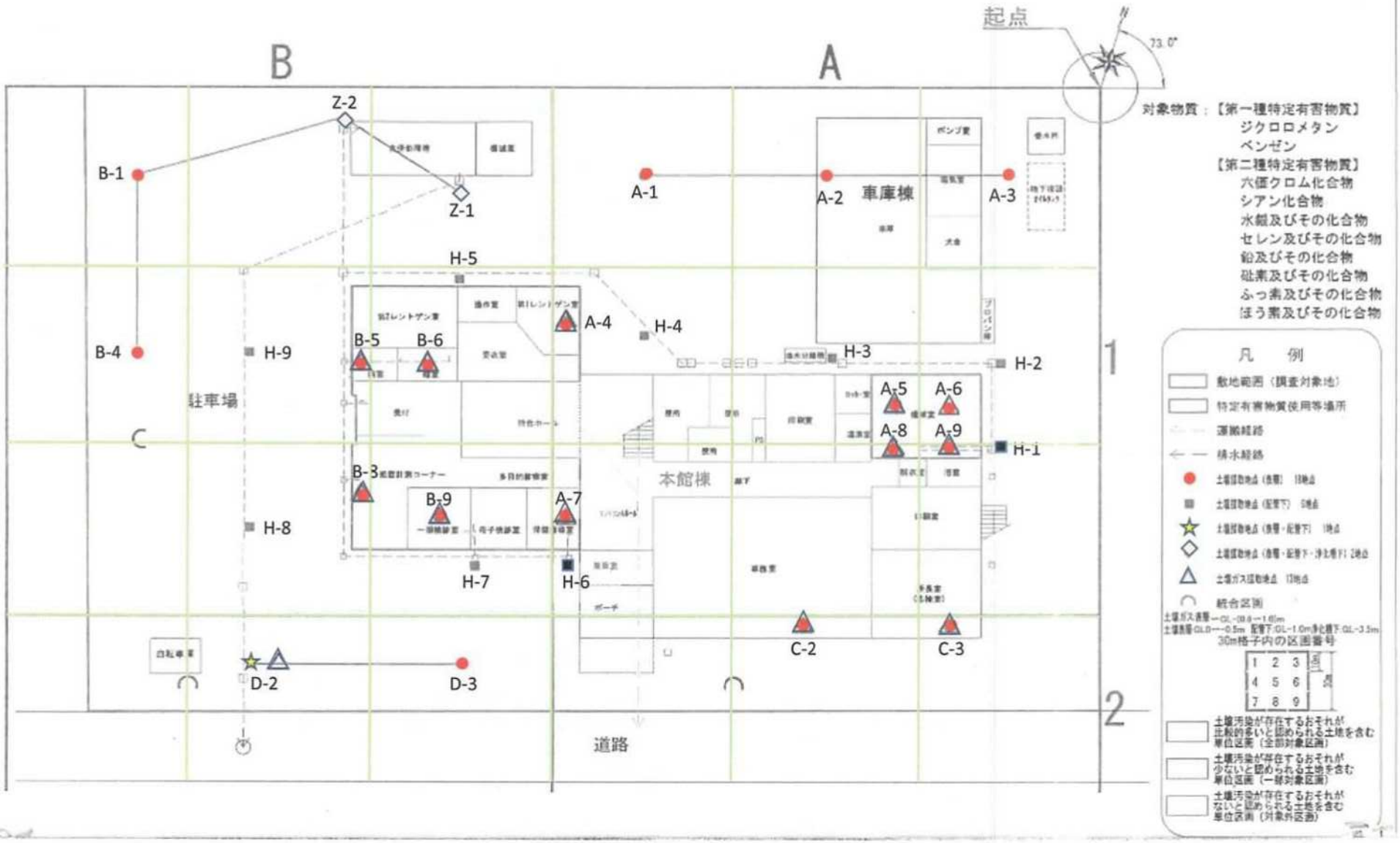

各地点の採取深さ

採取箇所		検尺	地表
建物外	A-1表層	54㎝	アスファルト（4cm）
	A-2表層	67㎝	コンクリート（17cm）
	A-3表層	53㎝	アスファルト（3cm）
建物内	A-4表層	88㎝	コンクリート（38cm）
	A-5表層	85㎝	コンクリート（35cm）
	A-6表層	85㎝	コンクリート（35cm）
	A-7表層	85㎝	コンクリート（35cm）
	A-8表層	84㎝	コンクリート（34cm）
	A-9表層	83㎝	コンクリート（33cm）
建物外	Z-1表層	－	アスファルト（4cm）
	Z-1配管下	－	配管深さ（90cm）
	Z-1浄化槽下	4m	アスファルト、土壌（3.5m）
	Z-2表層	－	アスファルト（4cm）
	Z-2配管下	－	配管深さ（90cm）
	Z-2浄化槽下	4m	アスファルト、土壌（3.5m）
	B-1表層	54㎝	アスファルト（4cm）
	B-4表層	54㎝	アスファルト（4cm）
建物内	B-5表層	85㎝	コンクリート（35cm）
	B-6表層	85㎝	コンクリート（35cm）
	B-8表層	85㎝	コンクリート（35cm）
	B-9表層	87㎝	コンクリート（37cm）
	C-2表層	85㎝	コンクリート（35cm）
	C-3表層	86㎝	コンクリート（36cm）
建物外	D-2表層	100㎝	土壌ガスのみ
	D-2配管下	140㎝	配管深さ（90cm）
	D-3表層	54㎝	アスファルト（4cm）
	H-1配管下	113㎝	配管深さ（63cm）
	H-2配管下	95㎝	配管深さ（45cm）
	H-3配管下	110㎝	配管深さ（60cm）
	H-4配管下	123㎝	配管深さ（73cm）
	H-5配管下	137㎝	配管深さ（87cm）
	H-6配管下	142㎝	配管深さ（92cm）
	H-7配管下	144㎝	配管深さ（94cm）
	H-8配管下	140㎝	配管深さ（90cm）
	H-9配管下	115㎝	配管深さ（65cm）

添付資料２

土壌ガス採取記録

土壌ガス調査試料採取記録簿

件名：令和4年度静岡県賀茂健康福祉センター松崎保健支援室土壌汚染状況調査（試料採取調査）業務委託　　記録者：鳥谷可奈子

地点名	試料採取日	天候	採取孔設置時刻	試料採取時刻	試料の採取方法	表層の状況	採孔深度（GL-cm）	地下水の有無	写真撮影チェック	試料チェック
A-4	2月1日	晴れ	11:55	13:30	捕集バック法	コンクリート	1m	無	☑	☑
A-5	2月1日	晴れ	14:35	15:05	捕集バック法	コンクリート	1m	無	☑	☑
A-6	2月1日	晴れ	14:55	15:30	捕集バック法	コンクリート	1m	無	☑	☑
A-7	2月1日	晴れ	10:55	11:25	捕集バック法	コンクリート	1m	無	☑	☑
A-8	2月1日	晴れ	14:25	15:00	捕集バック法	コンクリート	1m	無	☑	☑
A-9	2月1日	晴れ	15:10	15:40	捕集バック法	コンクリート	1m	無	☑	☑
B-5	2月1日	晴れ	11:30	13:05	捕集バック法	コンクリート	1m	無	☑	☑
B-6	2月1日	晴れ	11:35	13:15	捕集バック法	コンクリート	1m	無	☑	☑
B-8	2月1日	晴れ	9:30	10:00	捕集バック法	コンクリート	1m	無	☑	☑
B-9	2月1日	晴れ	9:45	10:20	捕集バック法	コンクリート	1m	無	☑	☑
C-2	2月1日	晴れ	13:25	14:30	捕集バック法	コンクリート	1m	無	☑	☑
C-3	2月1日	晴れ	13:35	14:40	捕集バック法	コンクリート	1m	無	☑	☑
D-2	2月2日	曇り	14:48	15:23	捕集バック法	アスファルト	1m	無	☑	☑

添付資料３

土壌ガス回収率確認表

土壌ガス調査の運搬及び保管による濃度の減少の程度を評価した表

分析項目	標準液50ppmを5ul添加時の濃度(volppm)	テスト用試料濃度(volppm)	回収率(%)	補正を行った項目
ジクロロメタン	0.065	0.054	82	−
		0.052		
ベンゼン	0.071	0.057	84	−
		0.062		

テスト用試料の既知の濃度と分析結果の平均との差が±20%未満の場合には、土壌ガスの分析結果をそのまま土壌ガス中の試料採取等対象物質の濃度とする。テスト用試料の既知の濃度と分析結果の平均との差が±20%以上の場合には、次式により求めた濃度を土壌ガス中の試料採取等対象物質の濃度とする。

$$\text{濃度} = \text{土壌ガスの分析結果} \times \frac{\text{テスト用試料の既知の濃度}}{\text{テスト用試料の分析結果の平均}}$$

添付資料 4

分析結果一覧表

項目		単位	測定値	測定値	測定値	測定値	測定値	測定値	測定値	測定値	測定値	測定値	測定値	測定値	基準値
			A-1、A-2、A-3	A-4	A-5	A-6	A-7	A-8	A-9	Z-1浄化槽下	Z-1配管下	Z-2浄化槽下	Z-2配管下	Z-1、Z-2、B-1、B-4	
ガス	ジクロロメタン	ppm	−	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	−	−	−	−	−	不検出
土壌	ベンゼン	ppm	−	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	−	−	−	−	−	不検出
溶出量試験	六価クロム化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.05以下
	シアン化合物	mg/L	不検出（0.1未満）	不検出（0.1未満）	不検出（0.1未満）	不検出（0.1未満）	不検出（0.1未満）	不検出（0.1未満）	不検出（0.1未満）	不検出（0.1未満）	不検出（0.1未満）	不検出（0.1未満）	不検出（0.1未満）	不検出（0.1未満）	不検出
	水銀及びその化合物	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005以下
	セレン及びその化合物	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.01以下
	鉛及びその化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.01以下
	砒素及びその化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.01以下
	ふっ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.3	0.2	0.1	0.3	0.3	0.1	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.8以下
	ほう素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1以下
含有量試験	六価クロム化合物	mg/kg	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	250以下
	シアン化合物	mg/kg	5 未満	5 未満	5 未満	5 未満	5 未満	5 未満	5 未満	5 未満	5 未満	5 未満	5 未満	5 未満	50以下
	水銀及びその化合物	mg/kg	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	15以下
	セレン及びその化合物	mg/kg	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	150以下
	鉛及びその化合物	mg/kg	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	150以下
	砒素及びその化合物	mg/kg	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	150以下
	ふっ素及びその化合物	mg/kg	100 未満	100 未満	100 未満	100 未満	100 未満	100 未満	100 未満	100 未満	100 未満	100 未満	100 未満	100 未満	4,000以下
	ほう素及びその化合物	mg/kg	100 未満	100 未満	100 未満	100 未満	100 未満	100 未満	100 未満	100 未満	100 未満	100 未満	100 未満	100 未満	4,000以下

項目		単位	測定値	測定値	測定値	測定値	測定値	測定値	測定値	測定値	測定値	基準値
			B-5	B-6	B-8	B-9	C-2	C-3	D-2配管下	D-2	D-2、D-3	
ガス	ジクロロメタン	ppm	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満		0.1未満	−	不検出
土壌	ベンゼン	ppm	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	−	0.05未満	−	不検出
溶出量試験	六価クロム化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	−	0.02 未満	0.05以下
	シアン化合物	mg/L	不検出（0.1未満）	不検出（0.1未満）	不検出（0.1未満）	不検出（0.1未満）	不検出（0.1未満）	不検出（0.1未満）	不検出（0.1未満）	−	不検出（0.1未満）	不検出
	水銀及びその化合物	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	−	0.0005 未満	0.0005以下
	セレン及びその化合物	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	−	0.002未満	0.01以下
	鉛及びその化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	−	0.005 未満	0.01以下
	砒素及びその化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	−	0.005 未満	0.01以下
	ふっ素及びその化合物	mg/L	0.1	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1	0.3	0.1未満	−	0.1未満	0.8以下
	ほう素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	−	0.1未満	1以下
含有量試験	六価クロム化合物	mg/kg	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	−	10 未満	250以下
	シアン化合物	mg/kg	5 未満	5 未満	5 未満	5 未満	5 未満	5 未満	5 未満	−	5 未満	50以下
	水銀及びその化合物	mg/kg	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	−	0.1 未満	15以下
	セレン及びその化合物	mg/kg	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	−	10 未満	150以下
	鉛及びその化合物	mg/kg	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	−	10 未満	150以下
	砒素及びその化合物	mg/kg	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	−	10 未満	150以下
	ふっ素及びその化合物	mg/kg	100 未満	100 未満	100 未満	100 未満	100 未満	100 未満	100 未満	−	100 未満	4,000以下
	ほう素及びその化合物	mg/kg	100 未満	100 未満	100 未満	100 未満	100 未満	100 未満	100 未満	−	100 未満	4,000以下

項目		単位	測定値	測定値	測定値	測定値	測定値	測定値	測定値	測定値	測定値	基準値
			H-1配管下	H-2配管下	H-3配管下	H-4配管下	H-5配管下	H-6配管下	H-7配管下	H-8配管下	H-9配管下	
ガス	ジクロロメタン	ppm	−	−	−	−	−	−	−	−	−	不検出
土壌	ベンゼン	ppm	−	−	−	−	−	−	−	−	−	不検出
溶出量試験	六価クロム化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.05以下
	シアン化合物	mg/L	不検出（0.1未満）	不検出（0.1未満）	不検出（0.1未満）	不検出（0.1未満）	不検出（0.1未満）	不検出（0.1未満）	不検出（0.1未満）	不検出（0.1未満）	不検出（0.1未満）	不検出
	水銀及びその化合物	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005以下
	セレン及びその化合物	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.01以下
	鉛及びその化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.01以下
	砒素及びその化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.01以下
	ふっ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.2	0.2	0.1未満	0.1	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.2	0.8以下
	ほう素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1以下
含有量試験	六価クロム化合物	mg/kg	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	250以下
	シアン化合物	mg/kg	5 未満	5 未満	5 未満	5 未満	5 未満	5 未満	5 未満	5 未満	5 未満	50以下
	水銀及びその化合物	mg/kg	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	15以下
	セレン及びその化合物	mg/kg	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	150以下
	鉛及びその化合物	mg/kg	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	150以下
	砒素及びその化合物	mg/kg	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	150以下
	ふっ素及びその化合物	mg/kg	100 未満	100 未満	100 未満	100 未満	100 未満	100 未満	100 未満	100 未満	100 未満	4,000以下
	ほう素及びその化合物	mg/kg	100 未満	100 未満	100 未満	100 未満	100 未満	100 未満	100 未満	100 未満	100 未満	4,000以下

（様式第７号）

第５２－９５１０１７号
平成７年１２月１９日

耐　震　判　定　書

静岡県
知事　石　川　嘉　延　様

社団法人静岡県建築士事務所協会
会　長　中

診断対象建築物について本会耐震判定会において、その耐震性を判定した結果は下記のとおりです。

記

１・耐震診断対象建築物

件　　名	下田保健所松崎支所　本館	耐震診断業務
所　　在	賀茂群松崎町江奈２５５－３	
構造規模	鉄筋コンクリート造　２階建　延	７８６．６５m²

２・耐　震　判　定

耐震性能は非常によいが、大地震に対して部分的に軽微な被害もありうる。（極ぜい性部材が破壊する可能性がある。）

なお、詳細については別添報告書を参照されたい。

No. 52-951017

耐震診断結果報告書

R.C 造 2 次診断

施設名 下田保健所松崎支所　本館

所有(管理)者 静　岡　県

報告年月日　平成 7 年 12 月 ＿＿ 日

報告者　静岡市伝馬[illegible]の1
社団法人静岡県建築士事務所協会
会長 中[illegible]

担当者　静岡県沼津市松崎町道部487
一級建築士事務所 富士企画

目　次

1．一般事項

		頁
1－1　耐震診断対象建物概要	――――	1
1－2　配　置　図	――――	3
1－3　地盤種別地図	――――	4

2．既存建物の耐震診断

2－1　診断結果の概要と建物の性質	――――	5
2－2　診断の所見	――――	7
2－3　1次・2次診断の結果	――――	8
2－4　伏　図	――――	11
2－5　軸組図	――――	13
2－6　軸力表	――――	17
2－7　柱、壁、雑壁リスト	――――	19
2－8　その他	――――	24

3．出　力　(正本のみ)

3－1　既存1次・2次の電算出力

1. 耐震診断対象建物概要

1.1 名称等

建築物 名称 下田信金所 松崎支所

所在地 賀茂郡松崎町江奈堀内

用途 信金所

設計者 名称 (株)斉藤・山口建築事務所

住所 東京都中央区銀座7丁目-5-4

設計年月日 昭和 54 年 6 月 22 日 or ____ 年度

施工者 名称 河津建設株式会社

住所 静岡県下田市中411-1

施工年月日 昭和 55 年 3 月 21 日 or ____ 年度

1.2 建物規模等

階	1	2	3	4	5	6	計
面積(㎡)	501.65	285.0					786.65
重量(t/㎡)	1.20	1.20					1.20

地下室 有, (無)　　ペントハウス 有, (無)

1.3 設計図書等の保存

意匠図 (有) 無

構造図 (有) 無

構造計算書 有 (無)

地質調査資料 有 (無)

1.4 構造部材強度(設計強度によらない場合は推定のこと)

コンクリート Fc 210 kg/cm²

鉄筋 柱主筋 SD295 帯筋 SD295 壁筋 SD295

鉄骨

杭耐力 種類 AC 径 450 φ 長さ 38.0 m 耐力 40 t/本

その他

1.5 耐震診断の方針

① 本診断は財団法人日本防災協会監修「SCREEN 1.2.3」(ニューテック研究発行)の電算プログラムを用いて行う。

② 診断次数は1・2次とする

③ 結果については構造耐震指標値(I_s)と耐診判定指標値(E_T)とを比較検討し判断する。また、偏心率指標(C_T)と形状指標(S_D)との値についても検討する

④ 建物重量については、1.20 t/㎡とする。

⑤ 建物概要の面積は竣工図の数値を記載し、耐震診断に於ては設計図書及び、在来のハネ出し部分は、その面積の1/2も加えた面積とする。

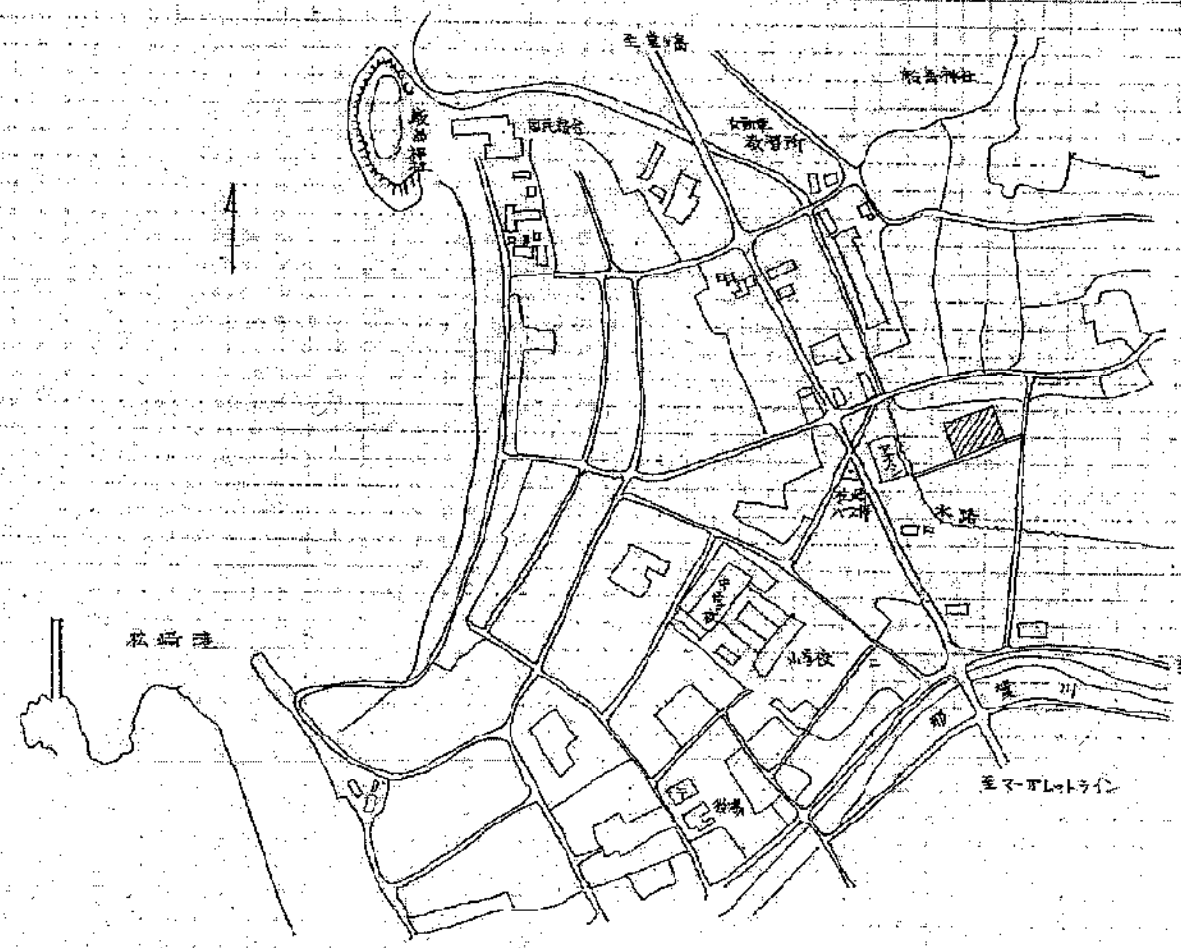

案内図

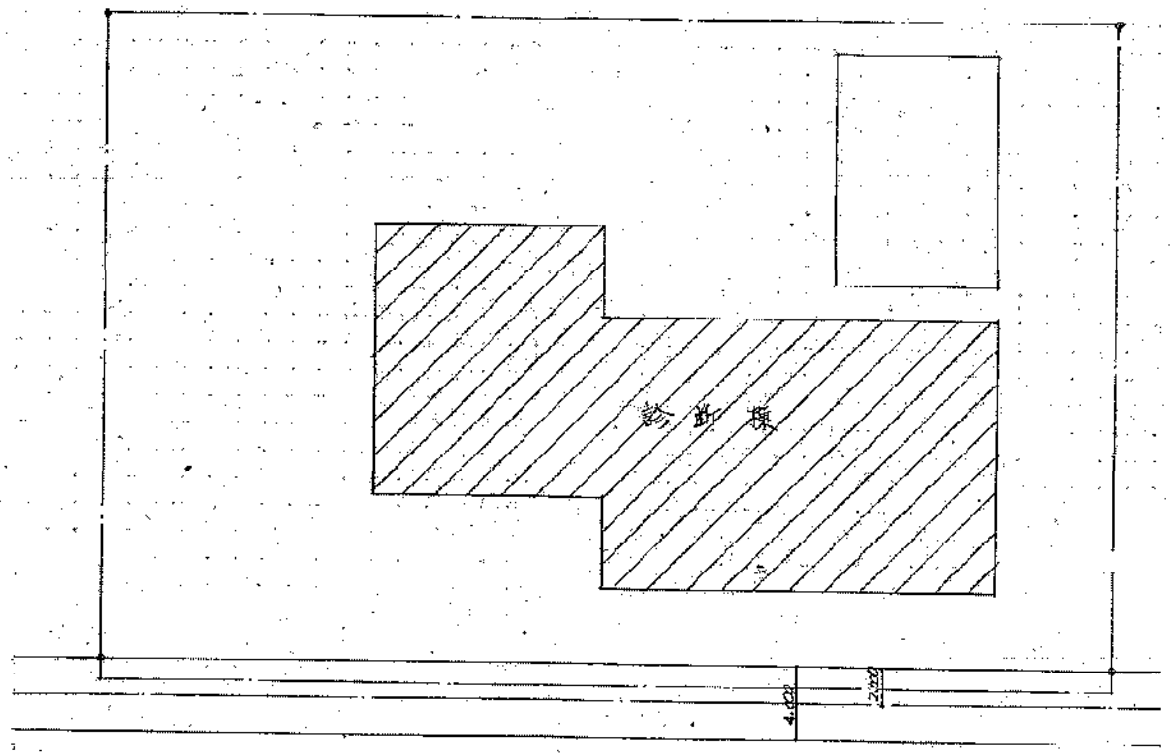

配置図 sc.1:300

3-3

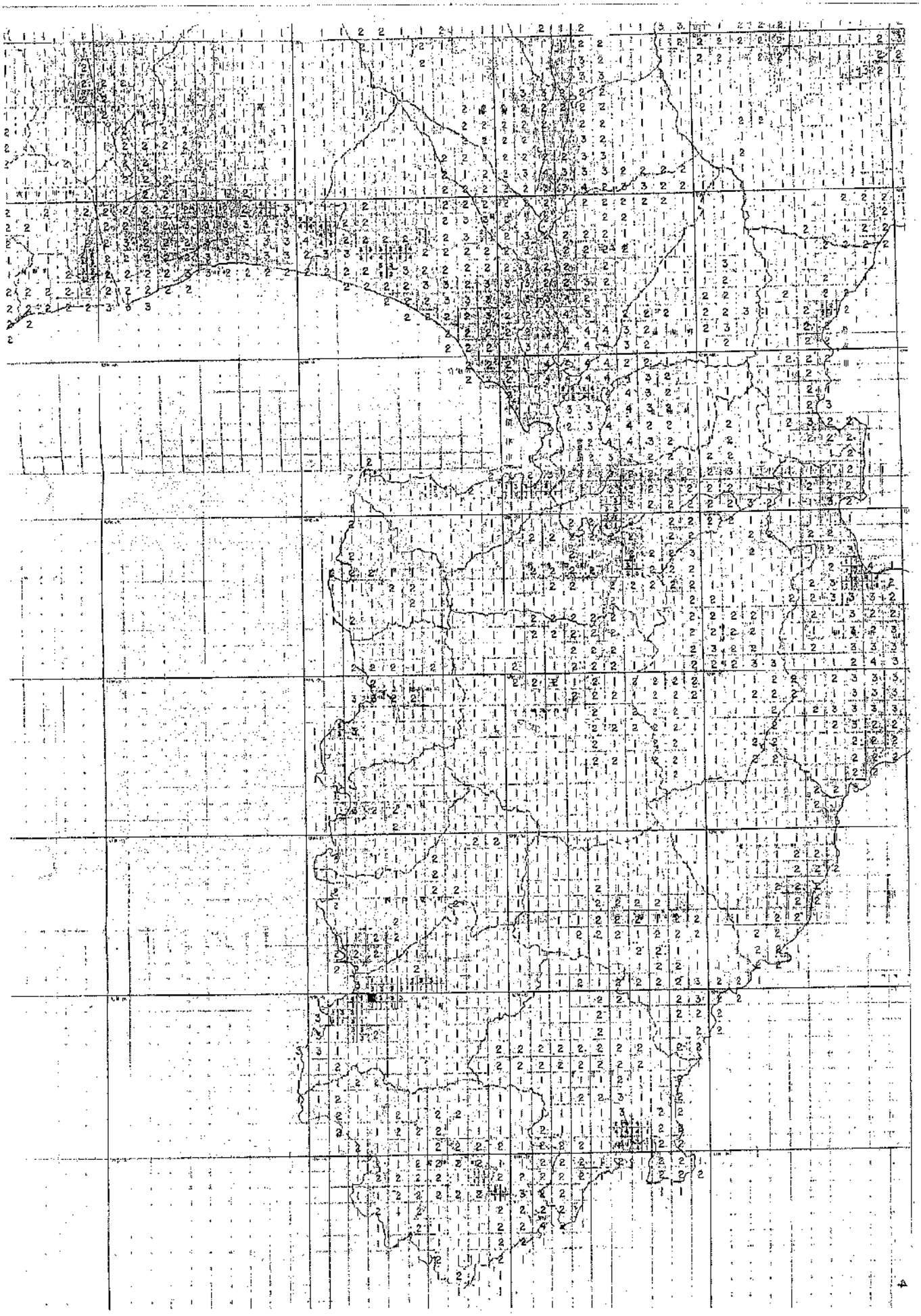

2. 既存建物の耐震診断

2－1 診断結果の概要と建物の性質

診断結果の概要

項目	概要						
Is	1.66 (1.07)	Is/Es	1.33 (0.86)	2 階		X 方向	
ET	1.25	ES	1.00	CG	1.0	CI	1.25
SDについて	剛重比のグレードが0.90である。 変形性のグレードが0.80である						
Tについて	構造的に変形は極小						
極ぜい性部材について	極ぜい性部材は3ケ所存在するが、いずれも第2種構造要素ではない						
地域	A 地域	地盤種別	第 3 種地盤				
その他特記事項							

	1F	2F	3F	4F	5F	6F
偏心率	0.046	0.049				
剛重比	0.741	0.962				
柱率	29.70	127.4				
壁率	132.5	149.3				

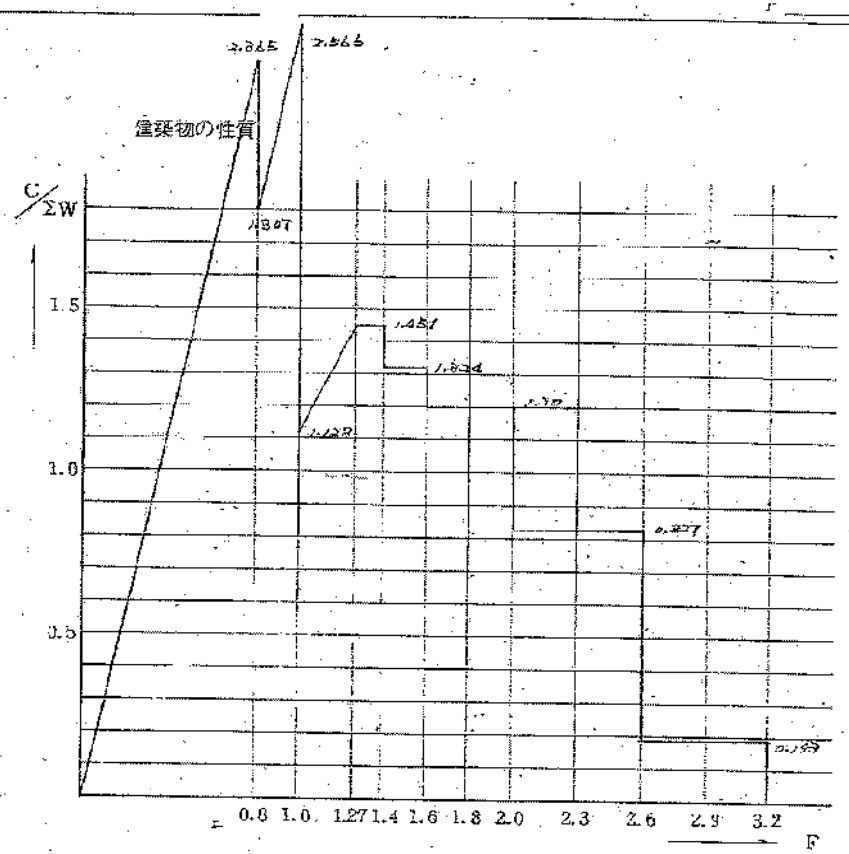

ΣW = 842.0T (・…剛柱柱, ○…壁・せん断柱)

F	0.8	1.0	1.27	1.4	1.6	1.8
C	491.7	○ 491.20		・43.28	・42.53	
C/ΣW	0.581	1.488		0.127	0.124	
F	2.0	2.3	2.6	2.9	3.2	
C	○ 127.70		・216.90		・66.04	
C/ΣW	0.373		0.634		0.193	

診断結果の概要

項目	概要					
Is	0.82 (0.47)	Is/E	0.85 (0.73)	1 階	Y 方向	
ET	1.25	ES	1.00	CG	1.00	CI 1.25
SDについて	整形性カテゴリーは 0.80 である					
Tについて	構造設計上、変形は無い					
極ぜい性部材について	極ぜい性部材は4ヶ所存在するが、いずれも本2種構造要素ではない					
地域	A 地域	地盤種別	第 3 種地盤			
その他特記事項						

	1F	2F	3F	4F	5F	6F
偏心率	0.030	0.097				
剛重比	0.874	1.713				
柱率	22.27	42.46				
壁率	121.6	238.9				

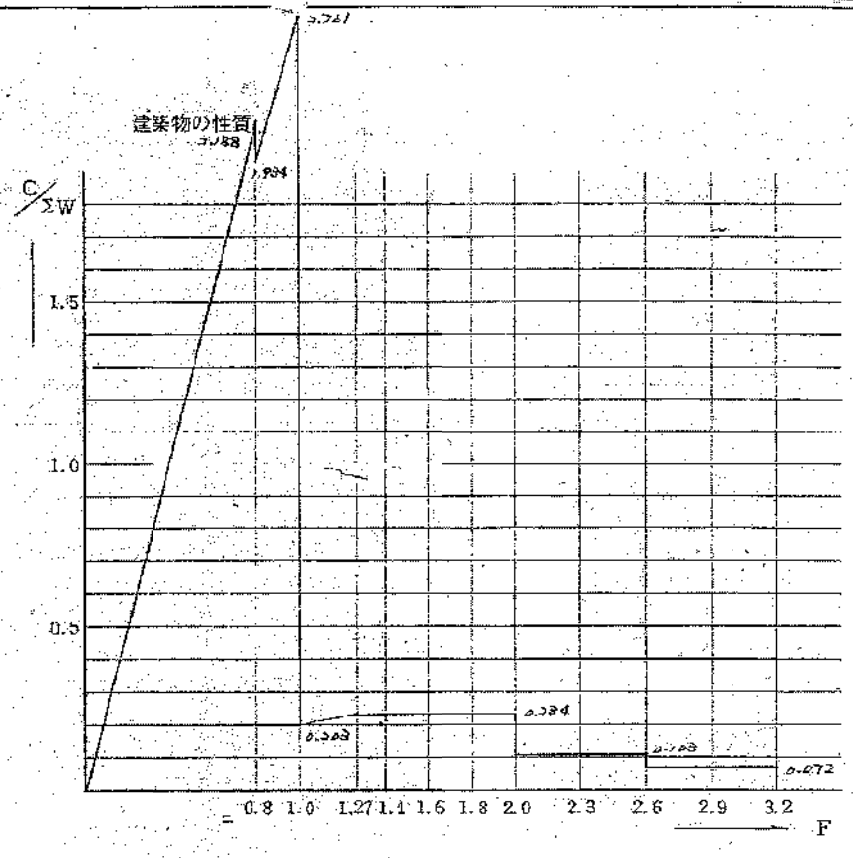

ΣW = 977.9T (●…曲げ柱, ○…壁・せん断柱)

F	0.8	1.0	1.27	1.4	1.6	1.8
C	248.10	-2601.04				
C/ΣW	0.254	2.668				
F	2.0	2.3	2.6	2.9	3.2	
C	128.18		-30.84		-71.16	
C/ΣW	0.131		0.031		0.072	

2−2　診断の所見

1. 現地調査と設計図書の照合

現地目視調査の結果、設計図書との相違は無かった。

2. 建物重量については構造計算書が無い為、$w = 1.2^{T}/m^{2}$ としたが、床面積については庇等、ハネ出し部分については、その1/2を算入して行った。

3. 2次診断の結果、Is値の最小値は

X方向2階 Is = 1.66 (1.07)　Y方向は1階 Is = 2.32 (1.47)

で X方向2階にて決定する。又目標値 Es = 1.00 で T = 0.73

である。従って Is/Es·T = 1.66/(1.00×0.73) = 1.78 となり

耐震性能は非常によいが大地震に対して部分的に脆弱な被害もありうる。

4. 極せい性部材について

X方向は2階に3ヶ所、Y方向1階には4ヶ所存在するが

検討の結果(P.27-28参照)短柱、鉛直部材まで鉛直力は

伝達できうるので、いずれも第2種構造要素ではない。

尚、X方向1階に3ヶ所、Y方向2階に2ヶ所存在するが

これらも第2種構造要素ではない。

5. 総合所見

重要度係数を考慮すると Is/ET = 1.66/1.25 = 1.33

となり、予想されている東海地震に対しては、脆弱な被害に

とどまると思われるが、極せい性部材が破壊する可能性がある

補強の方針としては、X、Y両方向共、極せい性部材を解消を

計る

追記

2階(B)2極せい性柱は第2種構造要素ではないが

余力がないので、そで壁撤去、スリットを入れる等の改修が

必要と思われる。

(C7) 診断結果表
* 第1次診断 *

第1次診断 結果表

建物名称 (松崎保健所) 竣工年度(S.55.) 住所(賀茂郡松崎町)

診断者名(富士企画) 診断年月日(H.7.10.7)

建物の階数 (2) 診断方向 (X & Y)

方向	階	C	F	TYPE	ED	SD	T	IS
X	6							
	5							
	4							
	3							
	2	2.15 1.06	1.0 1.0	W C	2.17	0.80	1.00	1.74
	1	2.10 0.27	1.0 1.0	W C	2.29	0.80	1.00	1.83
Y	6							
	5							
	4							
	3							
	2	4.53 0.35	1.0 1.0	W C	3.58	0.80	1.00	2.86
	1	0.09 2.46 0.15	0.8 1.0 1.0	SC W C	2.57 (1.52)	0.80	1.00	2.06 (1.21)

タイプ: SC=極短柱 W=壁 C=柱
( ): 極短柱を考慮した場合

* 第２次診断 *

第２次診断結果表

建物の名称（松崎保健所　　）　竣工年度（S.55.　　）　住所（賀茂郡松崎町）

診断者名（富士企画　　）　診断年月日（H.7.10.7　）

建物の階数（２）　診断方向（ X & Y ）

構造耐震判定指標　Iso = Es x Z x G x U =

方向	階	C	F	EO	SD	T	IS	CT x SD	判　定
X	6								
	5								
	4								
	3								
	2	0.56 1.99 0.83	0.80 1.00 2.60	2.20 (1.47)	0.81	0.93	1.66 (1.07)	1.55	
	1	0.65 2.07	0.80 1.00	2.07 (1.68) [2.07]	0.90	0.93	1.74 (1.41) [1.74]	1.86	

(　): 袖壁柱部材を考慮した場合の指標値
[　]: せん断降伏柱を考慮した場合の指標値　（５）式にて算定

* 第２次診断 *

第２次診断結果表

建物の名称（松崎保健所 ） 竣工年度（S.55. ） 住所(賀茂郡松崎町)

診断者名（富士企画 ） 診断年月日（H.7.10.7 ）

建物の階数(2) 診断方向 (X & Y)

構造耐震判定指標 Iso = Es x Z x G x U =

方向	階	C	F	EO	SD	T	IS	CT x SD	判 定
Y	6								
	5								
	4								
	3								
	2	0.35 4.26	0.80 1.00	3.20 (2.01)	0.90	0.93	2.69 (1.68)	2.88	
	1	0.25 2.76	0.80 1.00	2.76 (1.73) [2.76]	0.90	0.93	2.32 (1.47) [2.32]	2.49	

( ): 極脆性部材を考慮した場合の指標値
[ ]: せん断降伏柱を考慮した場合の指標値 （５）式にて算定

***** プログラム SCREEN １、２ は正常に終了しました *****

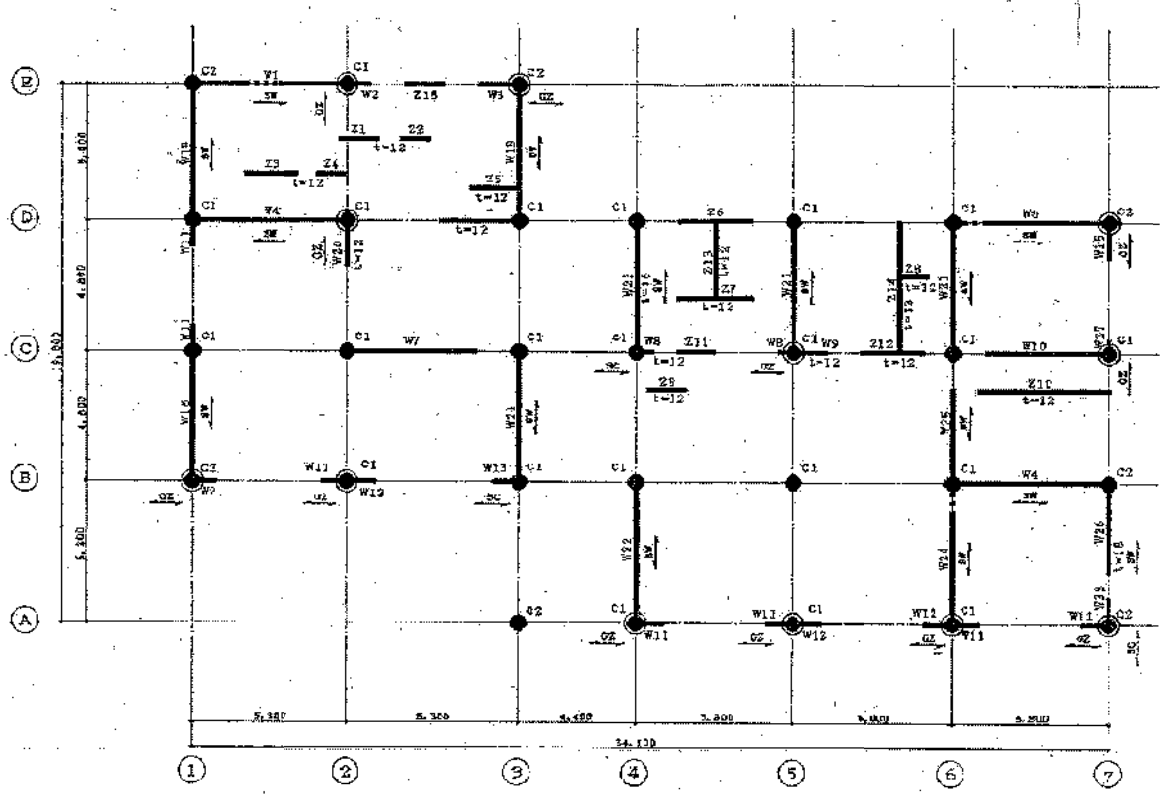

1 階伏図　SL. 1:200

特記なき限り ━━ コンクリート厚 t=15cm

○ ・・・ 強せい性部材

⊗ ・・・ 極せい性部材
第2種構造要素

SC ・・・ せん断柱

SW ・・・ せん断壁

	部材数		最大セグメント数	
	X	Y	X	Y
1 階	25	20	4	4
2 階	17	13	3	5

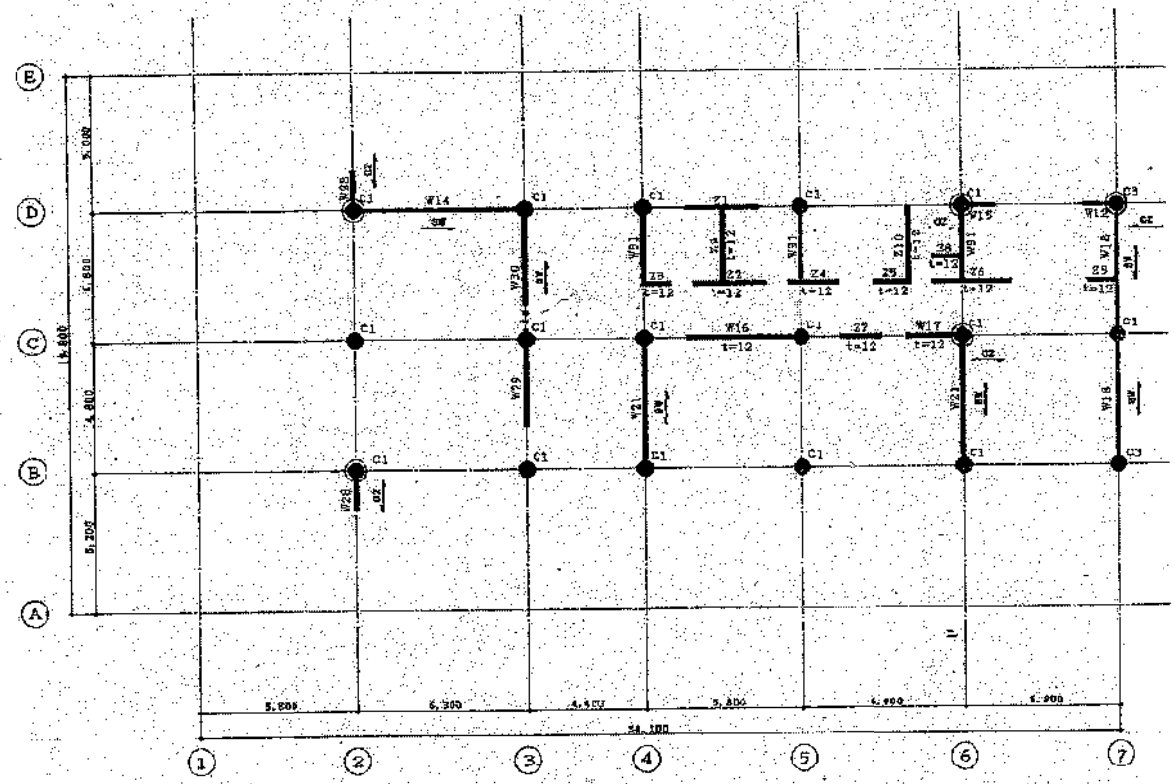

2 階伏図　SL. 1:200

特記なき梁印 ═══ コンクリート厚 t=15cm

○ ・・・ 袖ぜい性部材

⊗ ・・・ 袖ぜい性部材
第2種耐震要素

SC ・・・ せん断柱

SW ・・・ せん断壁

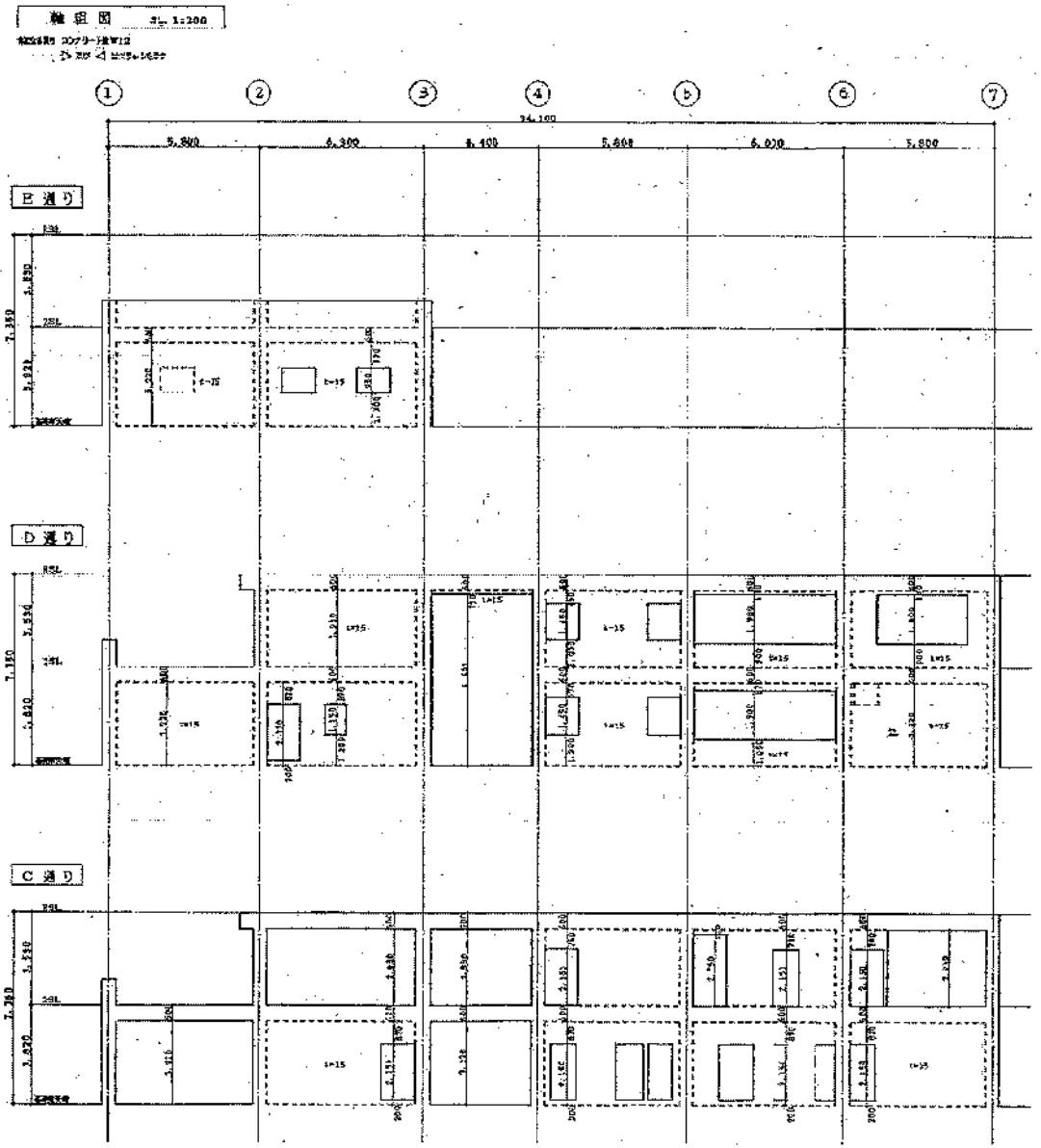
軸組図 SL 1:200
1
2
3
4
5
6
7
94,100
5,800
6,300
6,400
5,400
6,000
5,800
B通り
D通り
C通り

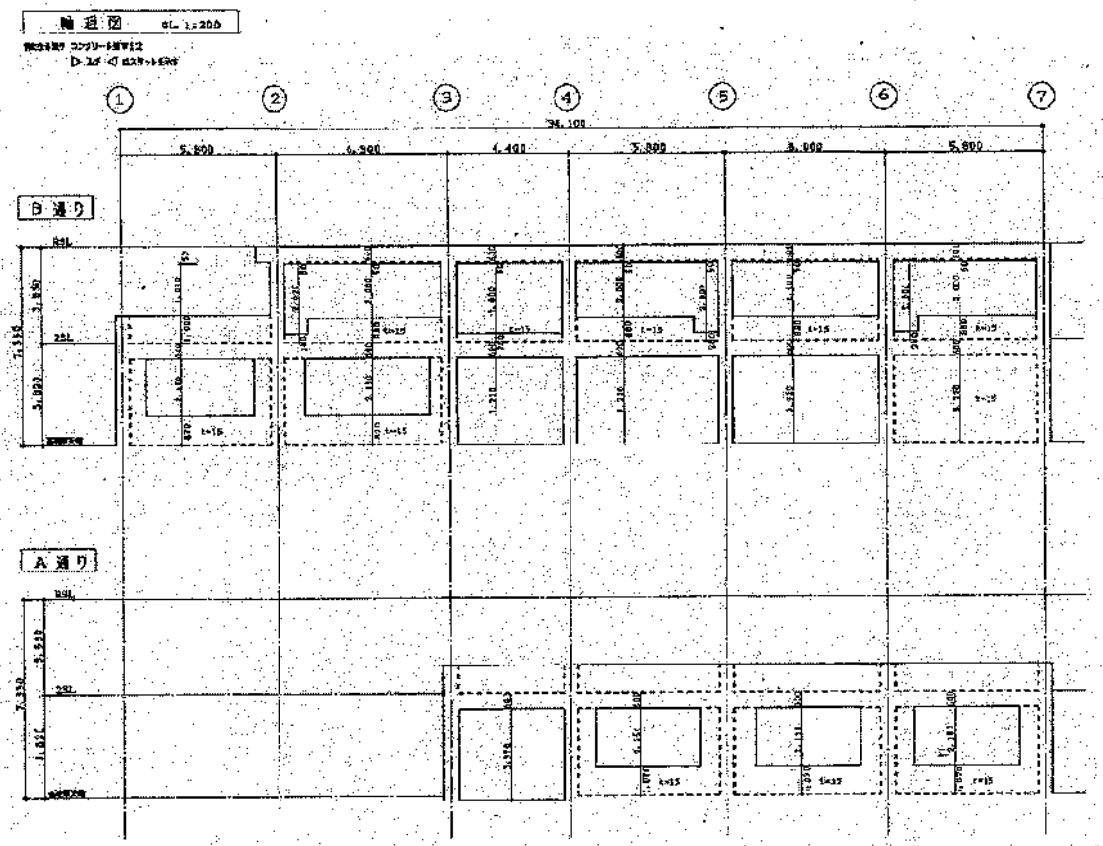
軸組図
B通り
A通り
①
②
③
④
⑤
⑥
⑦

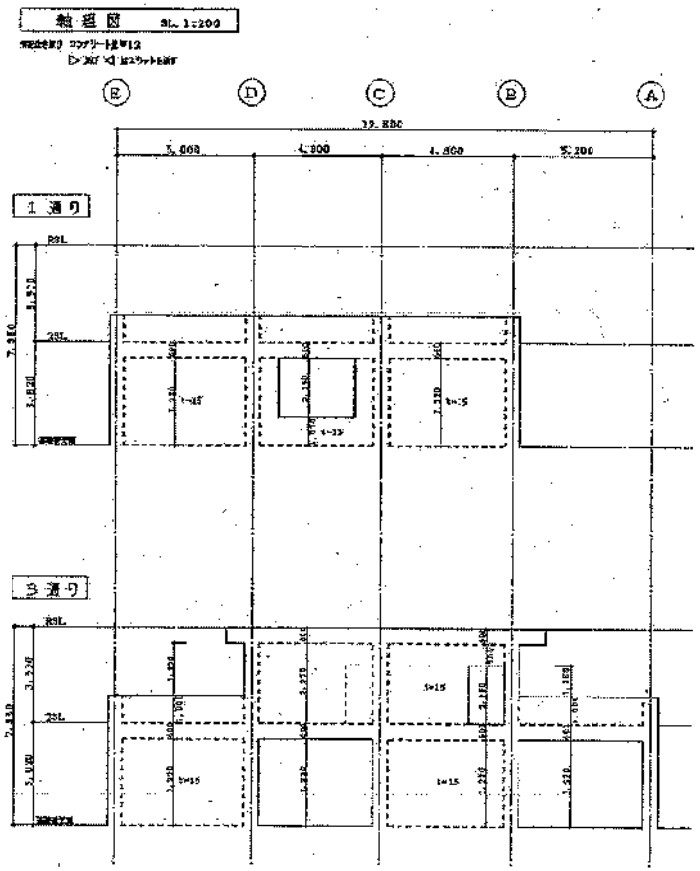
軸組図 SL.1:200
1通り
3通り
E
D
C
B
A
19.800
5.000
4.800
4.800
5.200
RSL
2SL
1SL

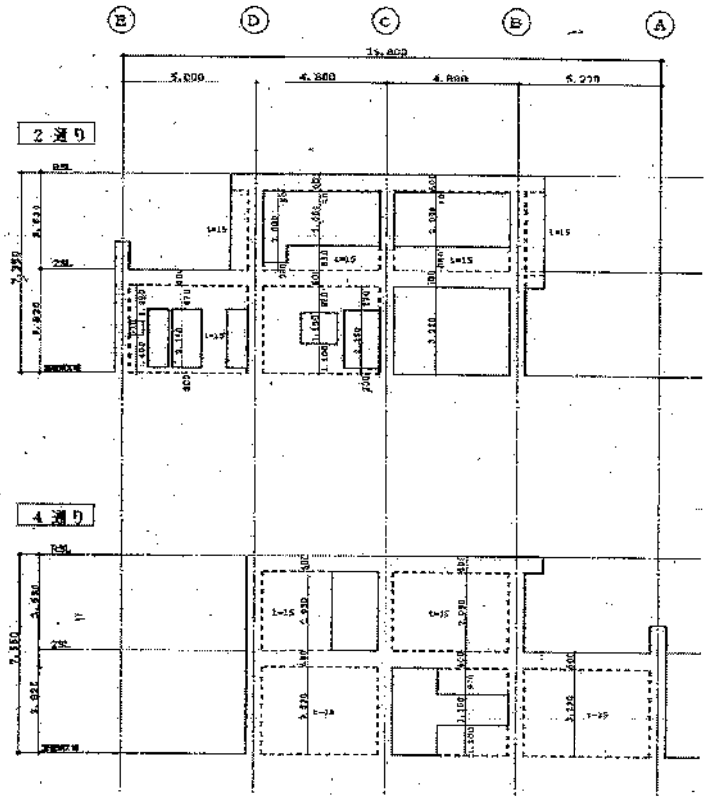
2通り
4通り
E
D
C
B
A
19.800
5.200
4.800
4.800
5.200
RSL
2SL
1SL

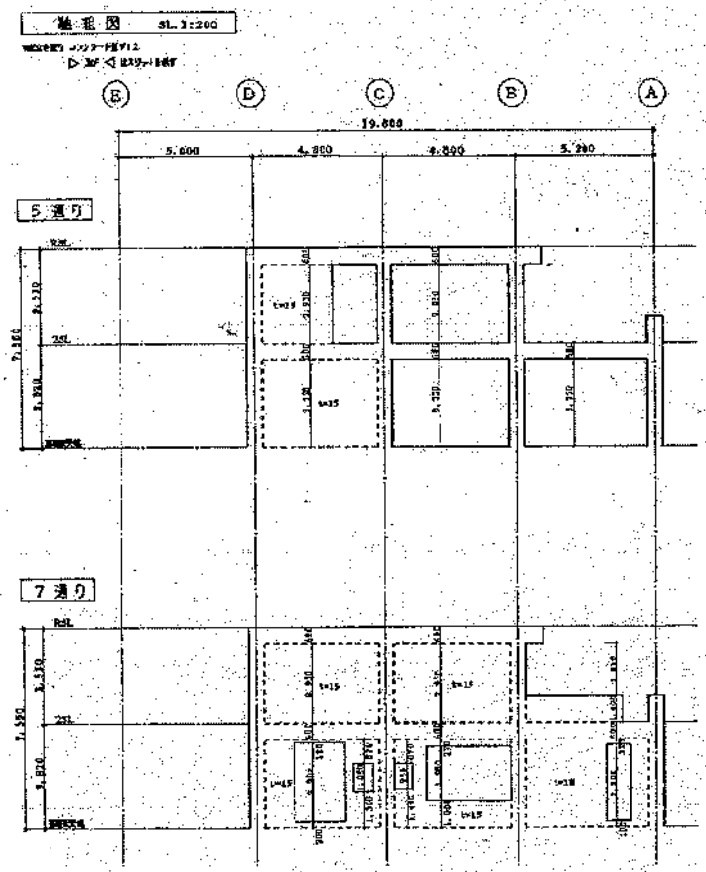
5通り
7通り
Ⓔ
Ⓓ
Ⓒ
Ⓑ
Ⓐ
19.800
5.600
4.800
4.800
5.200

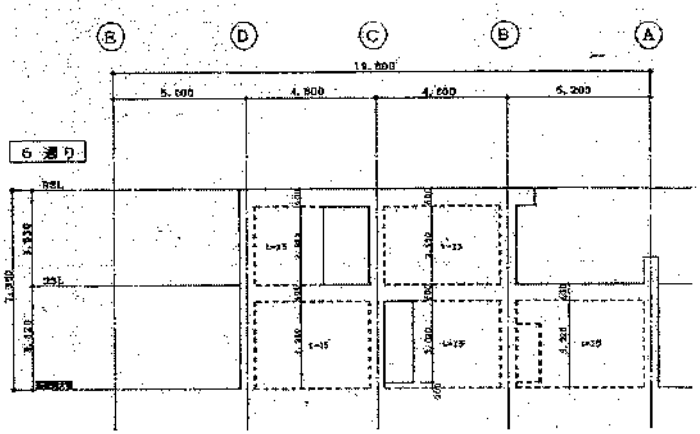
6通り
Ⓔ
Ⓓ
Ⓒ
Ⓑ
Ⓐ
19.800
5.600
4.800
4.800
5.200

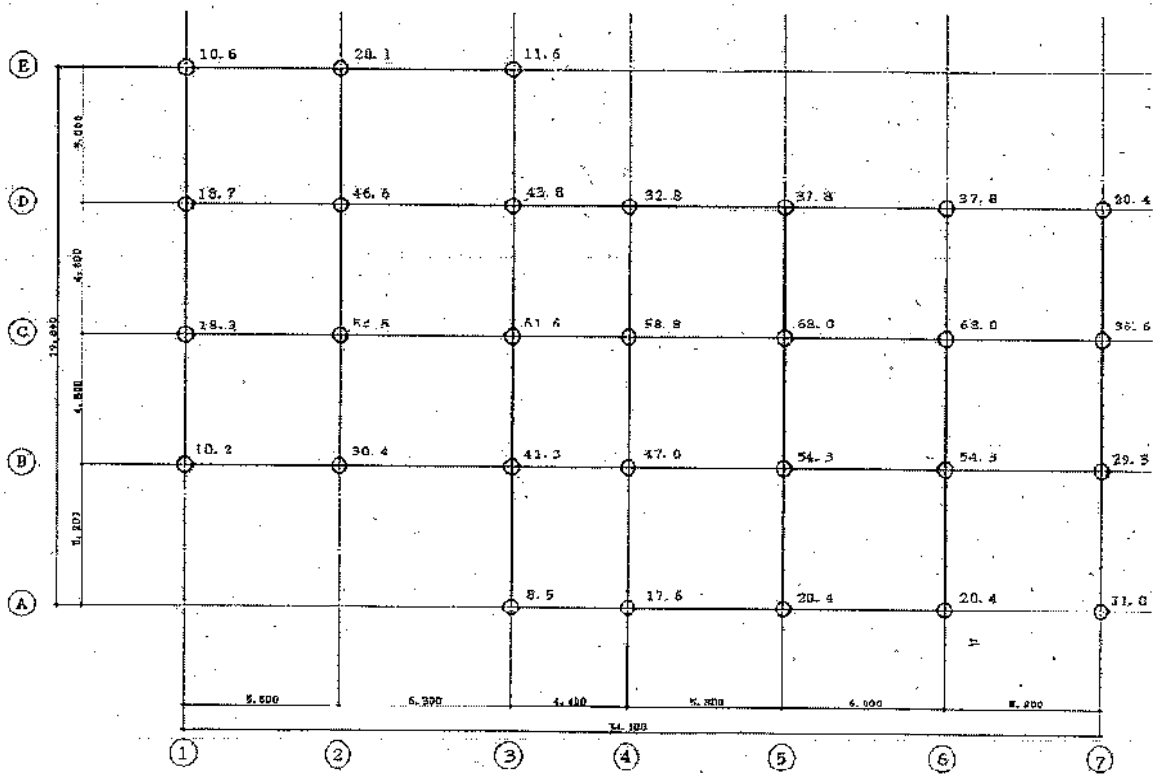

1 階軸力表　SL. 1:200

		1 階	2 階
重心	X	18.09	19.95
	Y	-10.31	9.80
層重量		639.3	351.4
建物重量		990.7	351.4
床面積		529.92	285.0
単位重量		1.2	1.2

※ ハネ出し部分は、その1/2を床面積に算入

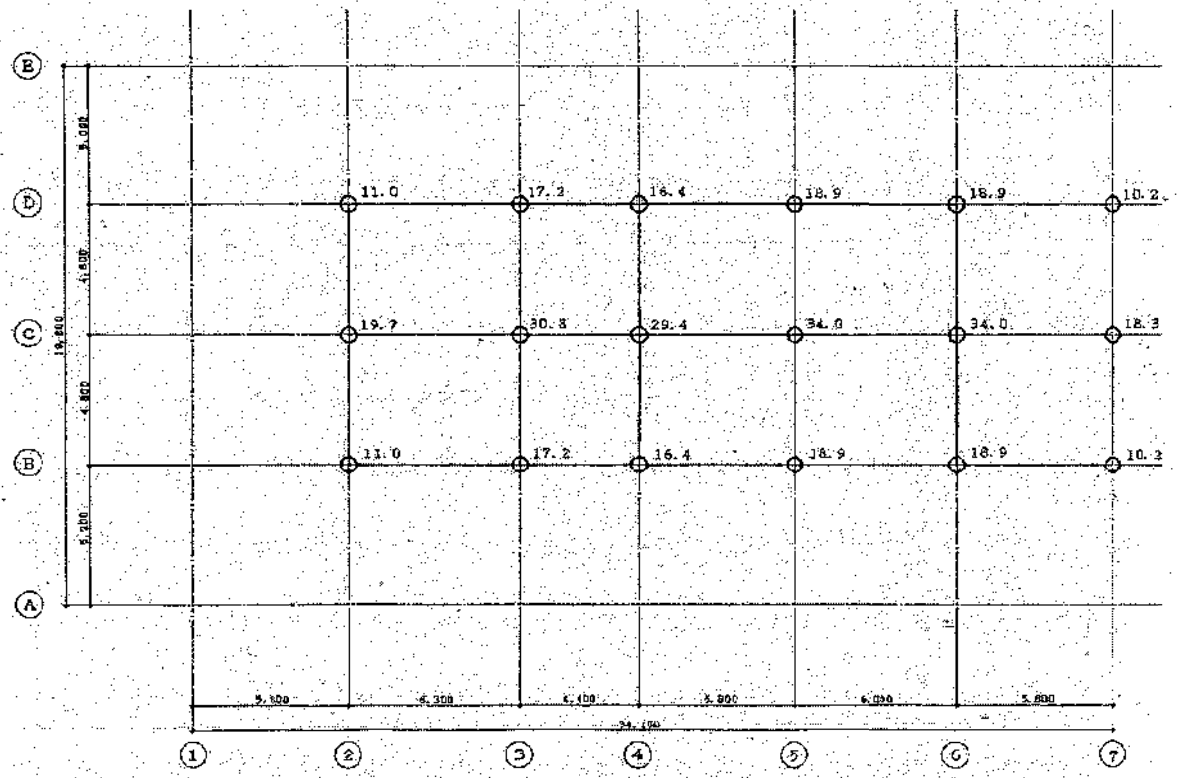

2階 軸力表 SL. 1:200

柱リスト No.　　　　　　　　　　19

使用鉄筋 :SR234 (SD295) :SD345 :SD395	番号		柱成 (cm)		かぶり厚さ (cm)		X方向引張鉄筋				Y方向引張鉄筋				全鉄筋本数						HooP					
							(1)		(2)		(1)		(2)		(1)		(2)		(3)		X方向			Y方向		
			X	Y	X	Y	本数	径	本数	径	本数	径	本数	径	本数	径	本数	径	本数	径	本数	径	@	本数	径	@
	1 2	3 4 5	6 7 8 9 10	11 12 13 14 15	16 17 18 19 20	21 22 23 24 25	26 27 28	29 30	31 32 33	34 35	36 37 38	39 40	43 42 43	44 45	46 47 48	49 50	51 52 53	54 55	55 57 58	59 60	61 62 63	64 65 66	67 68 69	70 71 72	73 74 75	76 77 78
B= 55 D= 55	1		55	55	5	5	4	22	0	0	3	22	0	0	10	22	0	0	0	0	2	10	100	2	10	100
B= 55 D= 55	2		55	55	5	5	5	22	0	0	4	22	0	0	14	22	0	0	0	0	2	10	100	2	10	100
B= 55 D= 55	3		55	55	5	5	4	22	0	0	4	22	0	0	12	22	0	0	0	0	2	10	100	2	10	100
B= D=																										
B= D=																										
B= D=																										
B= D=																										
B= D=																										
B= D=																										
B= D=																										
B= D=																										
B= D=																										
B= D=																										
B= D=																										
B= D=																										
	(a)		(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)	(h)	(i)	(j)	(k)	(l)	(m)	(n)		(p)	(q)	(r)	(s)	(t)	(u)	(v)	(w)	(X)	(y)

壁リスト No. 1

使用鉄筋 SR234 (SD295) SD345	壁番号		壁長さ (cm)	壁厚さ (cm)	かぶり厚さ (cm)	端部補強筋 本数	端部補強筋 径	縦筋 本数	縦筋 径	縦筋 @	横筋 本数	横筋 径	横筋 @	開口比	開口比算定
	1 2	3 4 5	6 7 8 9 0	11 12 13 14 15	16 17 18 19 20	21 22 23	24 25	26 27 28	29 30 31	32 33 34	35 36 37	38 39 40	41 42 43	44 45 46 47 48	
5,800 t=15	1		5,8,0	1,5	5	0	0	2	1,0	2,0,0	2	1,0	2,0,0	0,2,1	$\beta=\sqrt{\frac{1.2\times.95}{5.8\times3.82}}=0.24$
250 t=15	2		3,5	1,5	5	2	1,3	2	1,0	2,0,0	2	1,0	2,0,0	0	
1,450 t=15	3		1,4,5	1,5	5	2	1,8	2	1,0	2,0,0	2	1,0	2,0,0	0	
5,800 t=15	4		5,8,0	1,5	5	0	0	1	1,0	1,5,0	1	1,0	1,5,0	0	
3,900 t=12	5		3,9,0	1,2	5	1	1,3	1	1,0	2,0,0	1	1,0	2,0,0	0	
5,800 t=15	6		5,8,0	1,5	5	0	0	2	1,0	2,0,0	2	1,0	2,0,0	0,2,0	$\beta=\sqrt{\frac{1.2\times1.85}{5.8\times3.82}}=0.20$
4,750 t=15	7		4,7,2	1,5	5	1	1,3	1	1,0	1,5,0	1	1,0	1,5,0	0	
550 t=12	8		5,5	1,2	5	1	1,3	1	1,0	2,0,0	1	1,0	2,0,0	0	
1,250 t=12	9		1,2,5	1,2	5	1	1,3	1	1,0	2,0,0	1	1,0	2,0,0	0	
4,750 t=15	10		4,7,5	1,5	5	1	1,3	1	1,0	1,5,0	1	1,0	1,5,0	0	
950 t=15	11		9,5	1,5	5	2	1,3	2	1,0	2,0,0	2	1,0	2,0,0	0	
1,050 t=15	12		1,0,5	1,5	5	2	1,3	2	1,0	2,0,0	2	1,0	2,0,0	0	
750 t=15	13		7,5	1,5	5	2	1,3	2	1,0	2,0,0	2	1,0	2,0,0	0	
2,300 t=15	14		2,3,0	1,5	5	0	0	2	1,0	2,0,0	2	1,0	2,0,0	0	
1,300 t=15	15		1,3,0	1,5	5	2	1,3	2	1,0	2,0,0	2	1,0	2,0,0	0	
4,250 t=12	16		4,2,2	1,2	5	1	1,3	1	1,0	2,0,0	1	1,0	2,0,0	0	
1,750 t=12	17		1,7,5	1,2	5	1	1,3	1	1,0	2,0,0	1	1,0	2,0,0	0	
4,800 t=15	18		4,8,0	1,5	5	0	0	2	1,0	2,0,0	2	1,0	2,0,0	0	
5,000 t=15	19		5,0,0	1,5	5	0	0	2	1,0	2,0,0	2	1,0	2,0,0	0	
1,650 t=12	20		1,6,5	1,2	5	1	1,3	1	1,0	2,0,0	1	1,0	2,0,0	0	
	(a)		(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)	(h)	(i)	(j)	(k)	(l)	(m)	

壁リスト No. 2

使用鉄筋 SR234 SD295 SD345	壁番号		壁長さ (cm)	壁厚さ (cm)	かぶり厚さ (cm)	端部補強筋 本数	端部補強筋 径	縦筋 本数	縦筋 径	縦筋 @	横筋 本数	横筋 径	横筋 @	開口比	開口比算定
4,800 t=15	2,1		4,8,0	1,5	5	0	0	1	1,0	1,5,0	1	1,0	1,5,0	0	
5,200 t=15	2,2		5,2,0	1,5	5	0	0	2	1,0	2,0,0	2	1,0	2,0,0	0	
4,800 t=18	2,3		4,8,0	1,8	5	0	0	2	1,0	2,0,0	2	1,0	2,0,0	0	
5,200 t=15	2,4		5,2,0	1,5	5	0	0	1	1,0	1,5,0	1	1,0	1,5,0	0.82	$\beta=\sqrt{\frac{1.95\times2.15}{5.2\times3.82}}=0.20$
3,570 t=15	2,5		3,5,7	1,5	5	1	1,3	1	1,0	1,5,0	1	1,0	1,5,0	0	
3,550 t=18	2,6		3,5,5	1,8	5	2	1,3	2	1,0	2,0,0	2	1,0	2,0,0	0	
1500 t=15	2,7		5,0	1,5	5	2	1,3	2	1,0	2,0,0	2	1,0	2,0,0	0	
1,350 t=15	2,8		1,3,5	1,5	5	2	1,3	2	1,0	2,0,0	2	1,0	2,0,0	0	
3,525 t=15	2,9		3,2,5	1,5	5	1	1,3	1	1,0	1,5,0	1	1,0	1,5,0	0	
4,800 t=12	3,0		4,8,0	1,2	5	0	0	1	1,0	2,0,0	1	1,0	2,0,0	0.35	$\beta=\sqrt{\frac{1.95\times2.15}{4.8\times3.53}}=0.25$
3,850 t=15	3,1		3,8,5	1,5	5	1	1,3	1	1,0	1,5,0	1	1,0	1,5,0	0	
1,000 t=18	3,2		1,0,0	1,8	5	2	1,3	2	1,0	2,0,0	2	1,0	2,0,0	0	
t=															
t=															
t=															
t=															
t=															
t=															
t=															
t=															
	(a)		(b)		(d)	(e)	(f)	(g)	(h)	(i)	(j)	(k)	(l)	(m)	

雑壁リスト

使用鉄筋 SR234 (SD295) SD345	番号		階		方向	壁長さ (cm)	壁厚 (cm)	補強筋 距離 (cm)	補強筋 本数	補強筋 径	縦筋 本数	縦筋 径	縦筋 @	横筋 本数	横筋 径	横筋 @	開口比	基準線からの距離 (m)	あと何枚同じ壁があるか	反曲点の高さの2倍 (10.0)	開口比算定
	(a)		(b)		(c)	(d)	(e)	(f)	(g)	(h)	(i)	(j)	(k)	(l)	(m)	(n)	(o)	(p)	(q)	(r)	
1,300 t=12	1		1		X	1.80	12	5	1	13	1	10	200	1	10	200	0.0	1.80	0	3.82	—
1,100 t=12	2		1		X	1.10	12	5	1	13	1	10	200	1	10	200	0.0	1.80	0	3.82	
3,000 t=12	3		1		X	3.00	12	5	1	13	1	10	200	1	10	200	0.0	3.30	0	3.82	
2,550 t=12	4		1		X	1.55	12	5	1	13	1	10	200	1	10	200	0.0	3.30	0	3.82	
3,100 t=12	5		1		X	3.10	12	5	1	13	1	10	200	1	10	200	0.0	3.80	0	3.82	
3,600 t=15	6		1		X	3.60	15	5	2	13	2	10	150	2	10	150	0.0	4.80	0	1.45	
3,700 t=12	7		1		X	3.70	12	5	1	13	1	10	200	1	10	200	0.0	7.80	0	3.82	
1,050 t=12	8		1		X	1.05	12	5	1	13	1	10	200	1	10	200	0.0	7.00	0	3.82	
1,800 t=12	9		1		X	1.80	12	5	1	13	1	10	200	1	10	200	0.0	11.80	0	3.82	
5,150 t=12	10		1		X	5.15	12	5	1	13	1	10	200	1	10	200	0.0	11.20	0	3.82	
1,850 t=12	11		1		X	1.85	12	5	1	13	1	10	200	1	10	200	0.0	9.80	0	2.15	
2,200 t=12	12		1		X	2.20	12	5	1	13	1	10	200	1	10	200	0.0	9.80	0	2.15	
3,130 t=12	13		1		Y	3.13	12	5	1	13	1	10	200	1	10	200	0.0	19.60	0	3.82	
4,800 t=12	14		1		Y	4.80	12	5	1	13	1	10	200	1	10	200	0.0	24.50	0	3.82	
1,600 t=15	15		1		X	1.60	15	5	2	13	2	10	200	2	10	200	0.0	0.00	0	0.45	
t=																					
t=																					
t=																					
t=																					
t=																					

雑壁リスト

使用鉄筋 SR234 (SD295) SD345	番号		階		方向	壁長さ (cm)	壁厚 (cm)	補強筋 距離 (cm)	補強筋 本数	補強筋 径	縦筋 本数	縦筋 径	縦筋 @	横筋 本数	横筋 径	横筋 @	開口比	基準線からの距離 (m)	あと何枚同じ壁があるか	反曲点の高さの2倍 (0.0)	開口比算定
1 2	3 4 5	6	7 8	9	10 11 12 13 14	15 16 17 18 19	20 21 22 23 24	25 26 27	28 29	30 31 32	33 34 35	36 37 38	39 40 41	42 43 44	45 46 47	48 49 50 51 52	53 54 55 56 57	58 59	60 61 62 63 64	
3,600 t=15	1		2		X	360	15	5	2	18	2	10	200	2	10	200	0.0	4.80	0	1.45	
3,700 t=12	2		2		X	370	12	5	1	18	1	10	200	1	10	200	0.0	7.80	0	3.53	
1,350 t=12	3		2		X	135	12	5	1	13	1	10	200	1	10	200	0.0	7.80	0	3.53	
1,850 t=12	4		2		X	185	12	5	1	13	1	10	200	1	10	200	0.0	7.80	0	3.53	
1,300 t=12	5		2		X	130	12	5	1	13	1	10	200	1	10	200	0.0	7.80	1	3.53	
2,950 t=12	6		2		X	295	12	5	1	13	1	10	200	1	10	200	0.0	7.80	0	3.53	
1,800 t=12	7		2		X	180	12	5	1	13	1	10	200	1	10	200	0.0	9.60	0	2.15	
1,050 t=12	8		2		X	105	12	5	1	18	1	10	200	1	10	200	0.0	6.35	0	3.53	
3,130 t=12	9		2		Y	313	12	5	1	13	1	10	200	1	10	200	0.0	19.60	0	3.53	
3,010 t=12	10		2		Y	301	12	5	1	13	1	10	200	1	10	200	0.0	26.50	0	3.53	
t=																					
t=																					
t=																					
t=																					
t=																					
t=																					
t=																					
t=																					
t=																					
t=																					
(a)		(b)		(c)	(d)	(e)	(f)	(g)	(h)	(i)	(j)	(k)	(l)	(m)	(n)	(o)	(p)	(q)	(r)	

表10　項目の分類及びG，R一覧表

項目				G_i（グレード） 1.0	0.9	0.8	R（レンジ調整係数） R_{1i}	R_{2i}	適用の対象	備考
1次・2次診断用（1.2）	平面形状（P）	a	整形性	整形 a_1	不整形 a_2	不整形 a_3	1.0	0.5	もっとも不利な階で検討し，全体に適用する。	a_1：凹や2軸対称のもので，一つの突出部の面積が床面積の10%以下のもの。突出部と口長さ ℓ／幅(b) $\geq \frac{1}{2}$ の場合を対象とする。
		b	辺長比	$b \leq 5$	$5 < b \leq 8$	$8 < b$	0.5	0.25		a_2：a_1より不整なもの，また，L，T，U型等の平面で一つの突出部の面積が床面積の30%以下のもの。
		c	くびれ	$0.8 \leq c$	$0.5 \leq c < 0.8$	$c < 0.5$	0.5	0.25		a_3：a_2より　〃　〃　〃　の30%を超えるもの。
		d	エキスパンションジョイント ※1	$\frac{l}{200} \leq d$	$\frac{l}{200} < d < \frac{l}{100}$	$d < \frac{l}{200}$	0.5	0.25		b：b＝長辺／短辺，L，T，U型等の場合は，長辺長さとして2ℓを用いる。
		e	吹抜	$e \leq 0.1$	$0.1 < e \leq 0.3$	$0.3 < e$	0.5	0.25		c：$c = D_1 / D_0$　　D_0　D_1
		f	吹抜の偏在	$f_1 \leq 0.4$ かつ $f_2 \leq 0.1$	$f_1 \leq 0.4$ かつ $0.1 < f_2 \leq 0.3$	$0.4 < f_1$ または $0.3 < f_2$	0.25	0		d：エキスパンションジョイントのある場合に適用する。d＝EXP.Jの躯体間隔／EXP.J部の高さ
		g	その他 ※2 特殊形状				0.5	0.25		e：e＝吹抜部面積／（吹抜部面積を含む）床面積。ただし，鉄筋コンクリート壁により囲まれている階段室は吹抜部とみなさない。
	断面形状（S）	h	地下室の有無	$1.0 \leq h$	$0.5 \leq h < 1.0$	$h < 0.5$	1.0	1.0		f：f_1＝（建物中心（図心）と吹抜部中心間の距離）／建物の短辺長さ f_2＝（　〃　〃　）／建物の長辺長さ
		i	層高の均等性	$0.8 \leq i$	$0.7 \leq i < 0.8$	$i < 0.7$	0.5	0.25		h：h＝地下階面積／延べ面積
		j	ピロティの有無	ピロティなし	全てピロティ	ピロティが偏在	0.5	0.25		i：i＝上層の階高／検討する層の階高。検討する層が最上層の場合は式中，上層を下層と読みかえる。
		k	その他 ※3 特殊形状				0.5	0.25		j：床面がピロティのみにより支持されており，かつ，そのピロティの平面的配置が偏っている場合を偏在として扱う。ただし，全架構が純ラーメンの場合はピロティとして取扱わない。
2次診断用（2）	平面剛性（PR）	ℓ	重心一剛心の偏心率	$\ell \leq 0.1$	$0.1 < \ell \leq 0.15$	$0.15 < \ell$		1.0	各階で方向別に検討する。	ℓ：$\ell = E / \sqrt{B^2 + L^2}$　S：重心，G：剛心，ただし，各通りの〔Σ（柱断面積）＋Σ（壁断面積×α）〕※4をもって各通りの水平剛性とみなす。
		m								n：n＝［上層の（剛／重）比／該当層の（剛／重）比］×β，最上層が該当層の場合は式中，上層を下層と読みかえる。 （剛／重）比＝（階の剛性）／（その階より上の建物全重量）とし，階の剛性は〔Σ（柱断面積）＋Σ（壁断面積×α）〕／階高をもってする。 $\beta = (N-1)/N$　ただしNは支える床の数とし，最上層の場合は$\beta = 2.0$とする。
	断面剛性（SR）	n	上下層の（剛／重）比	$0.8 \leq n \leq 1.2$	$1.2 < n \leq 1.7$ または $0.6 \leq n < 0.8$	$1.7 < n$ または $n < 0.6$		1.0		
		o								

※1　エキスパンションジョイントがある場合には各区画を一単位として検討を行なう。

※2　顕著な特殊形状（平面）がある場合に用いる。（解説参照）

※3　〃　（断面）　〃　（　〃　）

※4　壁の長さ～高さのプロポーションにより下表のαを乗ずる。

壁のプロポーション h／ℓ	α ラーメン内の壁	α ラーメン外の壁
$3.0 \leq h/\ell$	1.0	0.3
$2.0 \leq h/\ell < 3.0$	1.5	0.5
$1.0 \leq h/\ell < 2.0$	2.5	0.8
$h/\ell < 1.0$	3.5	1.2

経年指標

1次診断用（該当個所に○印をつける）

表11　1次調査による経年指標Tの算定表

〔A〕チェック項目	〔B〕程度	〔C〕T値（該当個所を○印）	〔D〕2次調査の調査項目
変形	建物が傾斜している。または明らかに不同沈下を起している。	0.7	構造きれつ・変形
	地盤が埋立地かまたは水田跡である。	0.9	
	肉眼ではり、柱の変形が認められる。	0.9	
	上記に該当せず。	(1.0)	
壁・柱のきれつ	雨もりがあり、鉄筋さびが出ている。	0.8	構造きれつ・変形
	肉眼で柱に斜めきれつがはっきりみえる。	0.9	
	外壁に数えきれない程きれつが入っている。	0.9	
	雨もりはあるが、さびは出ていない。	0.9	
	上記に該当せず。	(1.0)	
火災経験	痕跡あり。	0.7	構造きれつ・変形
	受けたことがあるが痕跡目立たず。	0.8	変質・老朽化
	なし	(1.0)	
用途	化学薬品を使用していたか現在使用中。	0.8	変質・老朽化
	上記に該当せず。	(1.0)	
建物年数	30年以上。	0.8	変質・老朽化
	20 〃	0.9	
	20年未満	(1.0)	
仕上状態	外部の変質化による剥落が著しい。	0.9	変質・老朽化
	内部の変質、剥落が著しい。	0.9	
	特に問題なし。	(1.0)	

2次診断用（該当個所に○印をつける）

表12　2次調査の減点数集計表（　　階）　第2次診断　　注）該当する個所の数値を○印した後、集計する。

		部位	項目	構造きれつ・変形 a	構造きれつ・変形 b	構造きれつ・変形 c	変質・老朽化 a'	変質・老朽化 b'	変質・老朽化 c'
				1.不同沈下に関連するきれつ。 2.誰でも肉眼で認められるはり、壁、柱のせん断きれつ、または斜めきれつ。	1.2次部材に支障をきたしているスラブ、はりの変形 2.疲れると肉眼では認められないはり、壁、柱のせん断きれつ、または斜めきれつ。 3.疲れても肉眼で認められるはり、柱の曲げきれつ、または垂直きれつ。	1.a、bには該当しない軽微な構造きれつ。 2.a、bには該当しないスラブ、はりのたわみ。	1.鉄筋さびによるコンクリートの膨張きれつ。 2.鉄筋の腐蝕 3.火災によるコンクリートのはぜわれ。 4.化学薬品等によるコンクリートの変質。	1.雨水・湧水による鉄筋さびの溶け出し。 2.コンクリートの鉄筋位置までの中性化または同等の材令。 3.仕上げ材の著しい剥落。	1.雨水・湧水、化学薬品等によるコンクリートの著しい汚れ、または、しみ 2.仕上げ材の軽微な剥落または老朽化。
2	1	I 床（小ばりを含む）	i総床数の⅔以上	1. 0.017	1. 0.005	1. 0.001	1. 0.017	1. 0.005	1. 0.001
	2		ii同上⅓～⅔	2. 0.006	2. 0.002	2. 0	2. 0.006	2. 0.002	2. 0
	3		iii同上⅓未満	③ 0.002	③ 0.001	③ 0	③ 0.002	③ 0.001	③ 0
3	1	II 大ばり	i連続1方向につき総部材数の⅔以上	1. 0.050	1. 0.015	1. 0.004	1. 0.050	1. 0.015	1. 0.004
	2		ii同上⅓～⅔	2. 0.017	2. 0.005	2. 0.001	2. 0.017	2. 0.005	2. 0.001
	3		iii同上⅓未満	③ 0.006	③ 0.002	③ 0	③ 0.006	③ 0.002	③ 0
4	1	III 壁・柱	i総部材数の⅔以上	1. 0.150	1. 0.046	1. 0.011	1. 0.150	1. 0.046	1. 0.011
	2		ii同上⅓～⅔	2. 0.050	2. 0.015	2. 0.004	2. 0.050	2. 0.015	2. 0.004
	3		iii同上⅓未満	③ 0.017	③ 0.005	③ 0.001	③ 0.017	③ 0.005	③ 0.001
		減点数集計欄	小計	0.025	0.008	0.001	0.025	0.008	0.001
			合計	P_1 − 0.034			P_2 − 0.034		—
				a	b	c	a'	b'	c'

DATA SHEET

ＩＤ番号	建物名称	場所	市町村コード	用途	設計年度	階数	ペントハウス 地下室の有無	場所のメッシュ番号	X方向軸と東西軸とのなす角度	指標
	下田保健所松崎支所	賀茂郡松崎町江奈地内	022	14	54 55	2	0 0	523806044	± 0	

各階重量又は各階単位床面積重量

1F	2F	3F	4F	5F	6F	PH
1.20	1.20					

重量の与え方 1 （T W）

各階床面積

1F	2F	3F	4F	5F	6F	PH
501.65	285.0					

不明の場合X

X

偏心率

	1F	2F	3F	4F	5F	6F
X	0.05	0.05				

柱率

1F	2F	3F	4F	5F	6F
29.7	127.4				

壁率

1F	2F	3F	4F	5F	6F
182.5	149.3				

1次診断 Is 値

	1F	2F	3F	4F	5F	6F
X	1.83	1.74				

2次診断 Is 値

1F	2F	3F	4F	5F	6F
1.74 (1.41)	1.66 (1.07)				

Is値最小の階 2　破壊形式 S

決った時のFとCの値

0.8	1.0	2.60		F値
0.56	1.44	0.83		C値

1次診断 Eo 値

	1F	2F	3F	4F	5F	6F
X	2.29	2.17				

1次診断 SD 値

1F	2F	3F	4F	5F	6F
0.80	0.80				

1次診断T値 1.0

2次診断 Eo 値

	1F	2F	3F	4F	5F	6F
X	2.07 (1.68)	2.20 (1.42)				

2次診断 SD 値

1F	2F	3F	4F	5F	6F
0.70	0.81				

2次診断T値

1F	2F	3F	4F	5F	6F
0.93	0.93				

Y

偏心率

	1F	2F	3F	4F	5F	6F
Y	0.03	0.10				

柱率

1F	2F	3F	4F	5F	6F
22.3	42.5				

壁率

1F	2F	3F	4F	5F	6F
121.6	238.9				

1次診断 Is 値

	1F	2F	3F	4F	5F	6F
Y	2.04 (1.21)	2.26				

2次診断 Is 値

1F	2F	3F	4F	5F	6F
2.32 (1.47)	2.69 (1.68)				

Is値最小の階 1　破壊形式 S

決った時のFとC値

0.8	1.0			F値
0.25	2.76			C値

1次診断 Eo 値

	1F	2F	3F	4F	5F	6F
Y	2.58 (1.52)	2.58				

1次診断 SD 値

1F	2F	3F	4F	5F	6F
0.80	0.80				

1次診断T値 1.0

2次診断 Eo 値

	1F	2F	3F	4F	5F	6F
Y	2.76 (1.75)	2.20 (2.01)				

2次診断 SD 値

1F	2F	3F	4F	5F	6F
0.90	0.90				

2次診断T値

1F	2F	3F	4F	5F	6F
0.93	0.93				

（備 考）

物　件　調　書

【土　地】					
所在及び地番	静岡市葵区瀬名一丁目200番435				
住居表示					
面　　積	2,203.43㎡(実測面積) 2,203.43㎡(公簿面積)	地　目	宅　地(現況) 宅　地(公簿)	土地の形状	ほぼ長方形地
接面道路の幅員、種別、状況等	東側：幅員約２ｍの舗装道路（建築基準法第42条第２項道路）に等高に接面。 南側：幅員約８ｍの舗装市道瀬名住宅団地３号線に等高に接面。 西側：幅員約６ｍの舗装市道瀬名住宅団地17号線に路面よりやや高く接面。				
私道の負担等に関する事項	－				

法令に基づく制限の概要					
都市計画区域	市街化区域	用途地域	第２種中高層住居専用地域		
建　蔽　率	指定建蔽率　60%		基準建蔽率　70%		
容　積　率	指定容積率　200%		基準容積率　200%		
高さの制限	道路斜線制限	無・[有]	隣地斜線制限	無・[有]	
	北側斜線制限	無・[有]	絶対高さ制限	[無]・有	
	日影による中高層の建築物の制限		無・[有]		
外壁後退	[無]・有		壁面線の制限	[無]・有	
準防火地域	[無]・有		防火地域	[無]・有	
その他	高度地区(最高限２種16m)、屋外広告物特別規制地域（第2種特別規制地域)、景観法、盛土規制法(宅地造成等工事規制区域)				
※ 各制限内容の詳細は、関係市町村の建築確認担当課にお問い合わせください。					

供給処理施設の状況			事業所名	電話番号
	電　気	引込不可・[引込可]	中部電力パワーグリッド（株）静岡支社	0120-977-106
	上水道	引込不可・[引込可]	静岡市上下水道お客様サービスセンター	054-251-1132
	下水道	引込不可・[引込可]	静岡市上下水道お客様サービスセンター	054-251-1132
	都市ガス	引込不可・[引込可]	(株)TOKAI　静岡支店	054-237-3661
			静岡ガス(株)エリア開発グループ	054-285-2172
	ＬＰガス	引込不可・[引込可]	(株)TOKAI　静岡支店	054-237-3661
	※ 引込み費用等の詳細は、上記事業所にお問い合わせください。			

交通機関（直線距離）		
	バ　ス	しずてつジャストライン「東部団地」停留所：物件の北方約110m
	鉄　道	JR東海道本線「草薙」駅：物件の南東方約2.1km

公共施設（直線距離）		
	役場	静岡市役所・葵区役所　：物件の南西方約5.2km
	小学校	静岡市立千代田東小学校　：物件の南西方約880m
	中学校	静岡市立西奈中学校　：物件の東方約630m

【 建　物 】		
所　　在	静岡市葵区瀬名一丁目200番地435	
建物の状況 (主である建物)	家屋番号	200番435の３
	構造・用途	鉄筋コンクリート造陸屋根４階建
	延床面積	1,382.60㎡
	建築時期	昭和48年２月28日建築
	設計等	瀬名教職員住宅（南棟）として設計
建物の状況 (付属建物)	家屋番号	符号１
	構造・用途	ブロック造スレート葺平家建
	延床面積	12.60㎡
	建築時期	昭和48年２月28日建築
	設計等	物置として設計
建物の状況 (付属建物)	家屋番号	符号２
	構造・用途	ブロック造スレート葺平家建
	延床面積	12.60㎡
	建築時期	昭和48年２月28日建築
	設計等	物置として設計
建物の状況 (付属建物)	家屋番号	符号３
	構造・用途	ブロック造スレート葺平家建
	延床面積	12.60㎡
	建築時期	昭和48年２月28日建築
	設計等	物置として設計
建物の状況 (付属建物)	家屋番号	符号４
	構造・用途	ブロック造スレート葺平家建
	延床面積	12.60㎡
	建築時期	昭和48年２月28日建築
	設計等	物置として設計
建物の状況 (付属建物)	家屋番号	符号５
	構造・用途	ブロック造スレート葺平家建
	延床面積	12.60㎡
	建築時期	昭和48年２月28日建築
	設計等	物置として設計

建物の状況 （付属建物）	家屋番号	符号６
	構造・用途	ブロック造スレート葺平家建
	延床面積	12.60㎡
	建築時期	昭和48年２月28日建築
	設計等	物置として設計
外構工事・工作物等	屋外掲示板、フェンス、自転車置場、受水槽ほか	

◎参考事項(物件の状況、法令上の制限等に関する特記事項)

－建物について－

・本件建物は無価値であり、買主が解体することを前提に売払うものです。解体に当たっては必要に応じて入札番号121瀬名教職員住宅元施設②の落札者と調整の上行ってください。

・このため、本件建物の設備等については、経年変化及び使用に伴う性能低下、損傷、使用不能等があります。

・本件建物内の物品類は現況での引渡しとなります。

・本件建物についてアスベスト調査を令和４年度に実施しており、アスベストは検出されませんでした。

・本件建物の建物図面等について一部現存しないものがあります。

－土地について－

・本件土地の埋設物調査は実施しておりません。杭については、昭和47年度の建築工事設計図面を参照した限り、建物に試験杭が７本、本杭が146本、受水槽にRC杭が８本埋設されていることが確認されています。

・架空線が敷地の一部の上空を通っています。

・物件敷地内の工作物、構造物及び樹木は現況のまま引き渡します。

・土壌汚染調査は未実施です。

・樹木が隣地に越境している可能性があります。

・物件西側の構造物が市道側に越境しています。

・東側法42条2項道路について、東側の水路端より一方後退（2m）する必要があります。

・上下水道について、引込み直しが必要になる可能性があります。

・本件土地は(株)TOKAIの集中供給区域になりますが、北東側道路の南棟から中棟あたりまで口径50mmの静岡ガス(株)の都市ガス配管があります。ただし、物件内への引込みは行っておりません。また、北棟付近までは本管が敷設されていないため、静岡ガス(株)の都市ガス配管から都市ガスを引き込む場合は、静岡ガス(株)（054-285-2172）まで御相談ください。

・令和４年度に測量を行っており、境界標についても全て現存していますが、一部経年により判別しにくくなっている箇所があります。

・中部電力パワーグリッド株式会社所有の電柱及び支線が設置されていますが、現況のまま引き渡します。

※物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための資料にすぎません。

必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての現地確認を行ってください。

品質に係る注意事項

(1) 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載のない限り、現状のままで行います。

(2) 埋設物調査は実施していませんので、地中埋設物が存在している可能性があります。

(3) 物件によっては、上下水道設備、ガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認していません。これらの設備の品質は保証できません。

(4) 物件及び隣接地の擁壁・直壁・ブロック塀、埋設管等について、地上及び地中にて境界を越えている場合があります

(5) 物件の敷地内(地中を含む)にゴミ(家電等を含む)・ガラ・砕石・切り株・雑草等が存在する場合があります。

(6) 物件調書に特段の記載のない限り、土壌汚染及び地盤に関する調査は行っていません。

その他の注意事項（契約不適合責任の免責等）

(1) 建物の建築図面等がある場合は静岡県教育委員会教育施設課において閲覧できます。

(2) 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載のない限り、現状のままで行いますので、物件調書をご参照のうえ、必ず事前に現地の確認をしてください。
なお、物件調書と現状が異なる場合には現状を優先します。

(3) 建物を解体撤去する場合の費用負担については、県は対応しません。また、解体撤去する場合は、騒音等の周辺の環境に配慮してください。

(4) 敷地の形質変更を行う際は、形質変更に伴う粉塵防止対策として、散水等に努めてください。

(5) 土地の形質変更をする場合の費用負担については、県は対応しません。また、土地の形質変更をする場合は、騒音・粉塵防止対策等の周辺の環境に配慮してください。

(6) 現在の建物を解体撤去後、新たな建物を建築するにあたっては、建築基準法、文化財保護法及び県、市町の条例のほか協定等により、指導がなされる場合や開発負担金等が必要となる場合がありますので、関係機関にご確認ください。

(7) 物件によっては、敷地内にフェンス、塀、柵等が設置されていますが、これらの工作物の補修・改修・撤去・再築造及びその費用負担については、県は対応しません。

(8) 埋設物調査は実施していませんので、地中埋設物が存在している可能性があります。地中埋設物が発見されたとしても、これらの撤去及びその費用負担については、県は対応しません。

(9) 物件によっては、埋蔵文化財包蔵地に該当するため、開発方法によっては試掘調査が必要となる場合があります。(詳しくは物件所在市町村の教育委員会にお問合わせください。)

(10) 物件によっては、上下水道設備、ガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認していません。これらの敷設設備の補修・移設・改修・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応しません。

(11) 物件及び隣接地の擁壁・直壁・ブロック塀、埋設管等について、地上及び地中にて境界を越えている場合がありますが、現状引渡しとなりますので、移設・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応しません。

(12) 物件の敷地内及び敷地上空又は隣接地等に電柱(電信柱・電柱付属物・電線等を含む)・支線・ゴミ置き場・道路設置物(ガードレール等)・道路標識(カーブミラー等を含む)等がある場合の移設・撤去等の可否等の取扱いについては、設置者又は管理者等にお問い合わせください。県ではこれらについて対応しません。

(13) 物件の敷地内(地中を含む)にゴミ(家電等を含む)・ガラ・砕石・切り株等が存在する場合があ

ります（品質）が、撤去及びその費用負担等については、県は対応しません。

(14)現状での引渡しのため、現地の除草・伐採及びその費用負担等については、県は対応しません。

(15)建物のアスベストについては、他に記載のある場合を除き、専門業者による調査は実施していません。調査の費用負担とアスベストが発見された場合の除去及びその費用負担等については、県は対応しません。

案　内　図


東部団地
ファミリーマート
瀬名茶ノ木田公園
対象不動産
東部団地
瀬名第一公園
あゆみ保育園
凡例
売払い物件
※およその位置を示す案内図になります。
土地の正確な形状を表すものではありません。
常葉学園短期大学附属たちばな幼稚園
75m
1:1,600
出典：静岡県地理情報システム／Maptiles by MIERUNE, under CC BY. Data by OpenStreetMap contributors, under ODbL.

公用 静岡県静岡市葵区瀬名1丁目200－435　　全部事項証明書　　（土地）

表題部（土地の表示）	調製	平成10年9月24日	不動産番号	0800000425986

地図番号	H3 23－1 23－2 23－3 23－4	筆界特定	余白

所在		
	静岡市瀬名一丁目	余白
	静岡市葵区瀬名一丁目	平成17年4月1日変更 平成17年8月30日登記

①地番	②地目	③地積 ㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕
200番435	宅地	4754	40	200番16から分筆 〔昭和43年6月26日〕
余白	余白	4701	17	③錯誤 国土調査による成果 〔昭和50年10月7日〕
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年9月24日
余白	余白	2203	43	③錯誤 ③200番435、200番455に分筆 〔令和5年1月20日〕

権利部（甲区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	合併による所有権登記	昭和43年4月26日 第17451号	所有者 静岡県 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年9月24日

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年9月20日
静岡地方法務局　　登記官　　中村元昭

＊「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
＊ 下線のあるものは抹消事項であることを示す。　　整理番号 D43246 （1／3）　1／1

公印

登記年月日：令和5年1月20日

地積測量図

(1/2)

地番	200-435, 200-455
土地の所在	静岡市葵区瀬名一丁目

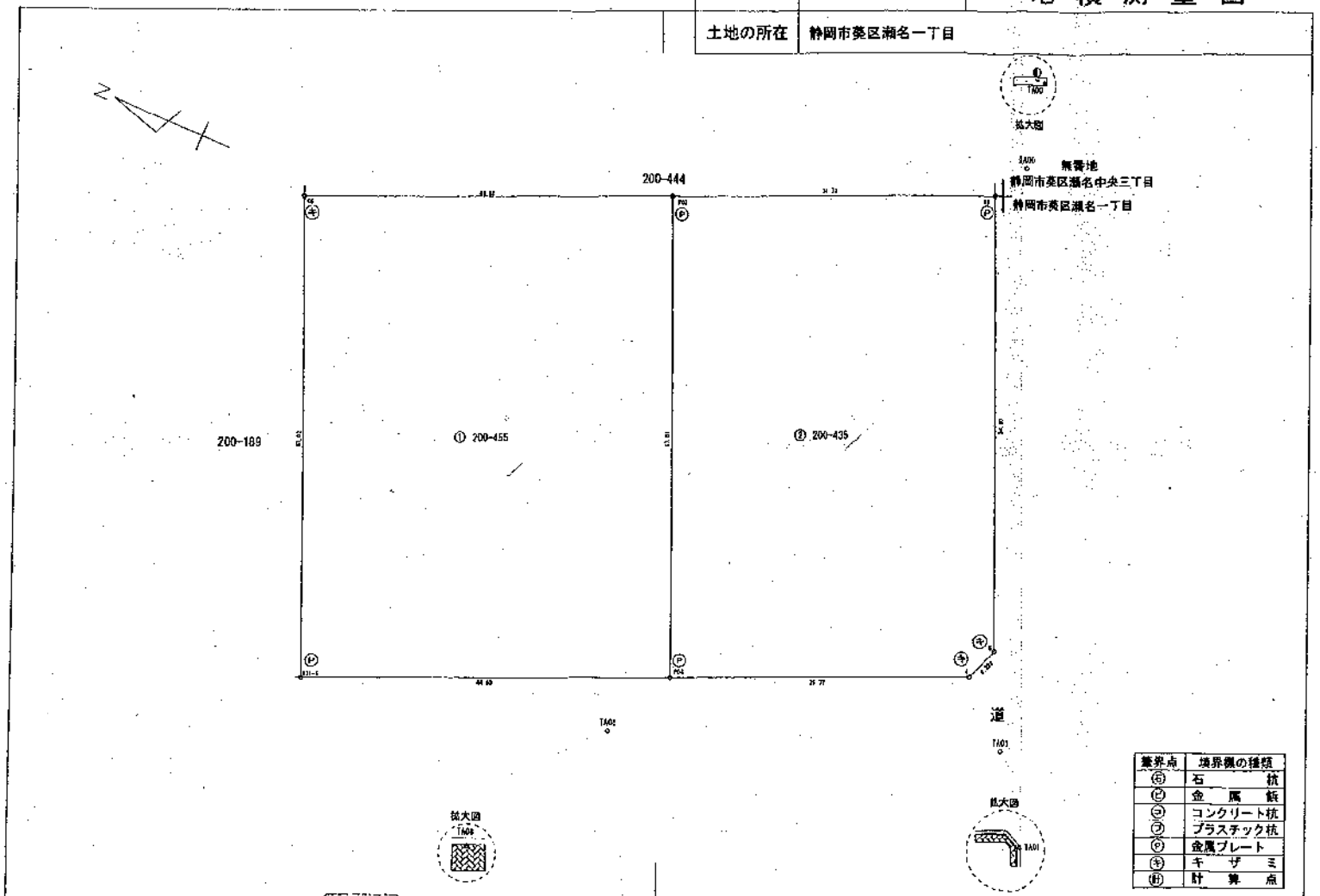

作成者	静岡市葵区西草深町7番13号 土地家屋調査士　安本　耕治	(令和　5　年　1　月　6　日作成)	嘱託者	静岡県知事　川勝平太	縮尺	1/500

請求番号：25-4　(1/2)

A３→A４に縮小

公用

登記年月日：令和5年1月20日

地　　番	200-435、200-456
土地の所在	静岡市葵区瀬名一丁目

地積測量図

(2/2)

求積表

地番	① 200-455			
NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn・(Yn+1-Yn-1)
131-1	-109583.865	-7301.569	34.796	-3813080.166540
46	-109561.307	-7249.192	69.981	-7663209.825167
P03	-109602.379	-7231.588	-34.796	3813724.379684
P04	-109624.854	-7283.988	-69.981	7671656.903774
			合　計	5991.295751
			合　計　面　積	2545.647875
			地　積	2545.64 ㎡

地番	② 200-435			
NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn・(Yn+1-Yn-1)
19	-109637.963	-7216.338	-34.370	3768256.788310
5	-109659.273	-7265.958	-53.550	5872254.069150
4	-109657.729	-7269.888	-18.030	1977126.853670
P04	-109624.854	-7283.988	38.300	-4198631.908200
P03	-109602.379	-7231.588	67.650	-7414600.939350
			合　計	4406.863780
			合　計　面　積	2203.431890
			地　積	2203.43 ㎡

測量年月日	令和4年12月23日
座標系	任意座標

点　名	X座標	Y座標	備　考
TA00	-109640.239	-7211.851	トラバース点
TA01	-109664.813	-7276.630	トラバース点
TA08	-109620.445	-7292.725	トラバース点

作成者	静岡市葵区西草深町7番13号 土地家屋調査士　安本　耕治	(令和 5 年 1 月 6 日作成)

嘱託者	静岡県知事　川勝平太	縮尺	1/

請求番号：25-4

(2/2)

A３→A４に縮小

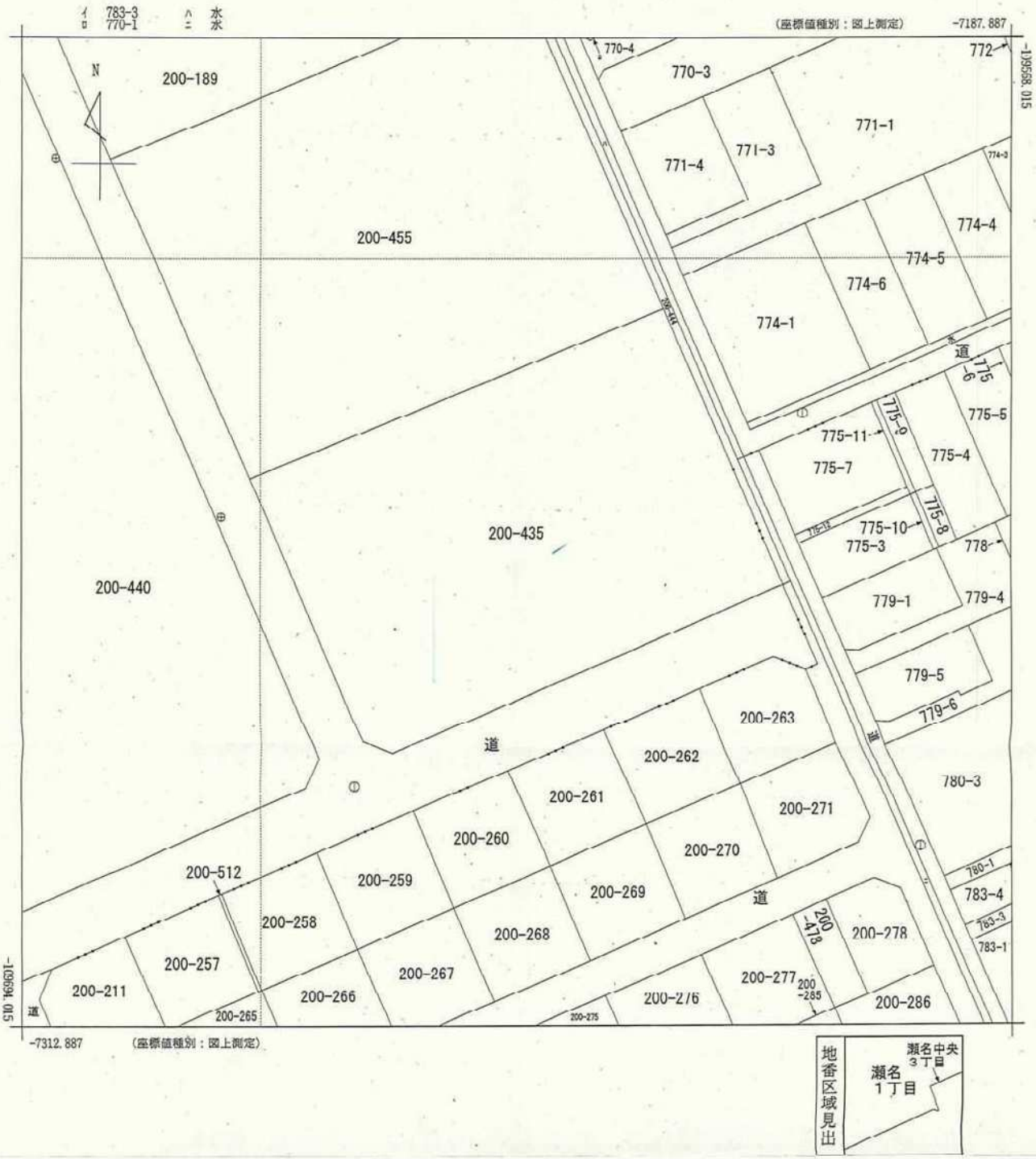

請求部分	所在	静岡市葵区瀬名一丁目				地番	200番435		
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	Ⅷ	分類	地図(法第１４条第１項)	種類	地籍図
作成年月日				備付年月日(原図)		補記事項			

Ａ３→Ａ４に縮小

請求番号：25-1
(1/1)

公用

公用 静岡県静岡市葵区瀬名1丁目200－435－3　　全部事項証明書　　（建物）

表　題　部　（主である建物の表示）	調製	平成10年9月24日	不動産番号	0800000434366
所在図番号	余白			
所　在	静岡市瀬名一丁目　200番地435		余白	
	静岡市葵区瀬名一丁目　200番地435		平成17年4月1日変更 平成17年8月30日登記	
家屋番号	200番435の3		余白	

①種類	②構造	③床面積 ㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
共同住宅	鉄筋コンクリート造陸屋根 4階建	1階 345 65 2階 345 65 3階 345 65 4階 345 65	昭和48年2月28日新築
余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年9月24日

表　題　部　（附属建物の表示）

符号	①種類	②構造	③床面積 ㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
1	物置	ブロック造スレート葺平家建	12 60	余白
2	物置	ブロック造スレート葺平家建	12 60	余白
3	物置	ブロック造スレート葺平家建	12 60	余白
4	物置	ブロック造スレート葺平家建	12 60	余白
5	物置	ブロック造スレート葺平家建	12 60	余白
6	物置	ブロック造スレート葺平家建	12 60	余白

権　利　部　（甲区）　（所有権に関する事項）

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	昭和49年4月2日 第16395号	所有者　東京都新宿区南元町23番地 公立学校共済組合 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年9月24日
2	所有権移転	平成10年12月22日 第50085号	原因　平成10年9月10日売買 所有者　静岡県

＊「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

＊ 下線のあるものは抹消事項であることを示す。　　整理番号　D48840　（3／3）　1／2

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和６年１１月１１日
静岡地方法務局　　登記官　　中　村　元　昭

＊　「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。　　整理番号　Ｄ４８８４０　（　３／３　）　　２／２

各図面は実際の縮尺とは異なります。
資料は現存する図面の抜粋になりますので、現存する図面の全てを御覧になりたい方は静岡県教育委員会教育施設課にて閲覧が可能です。

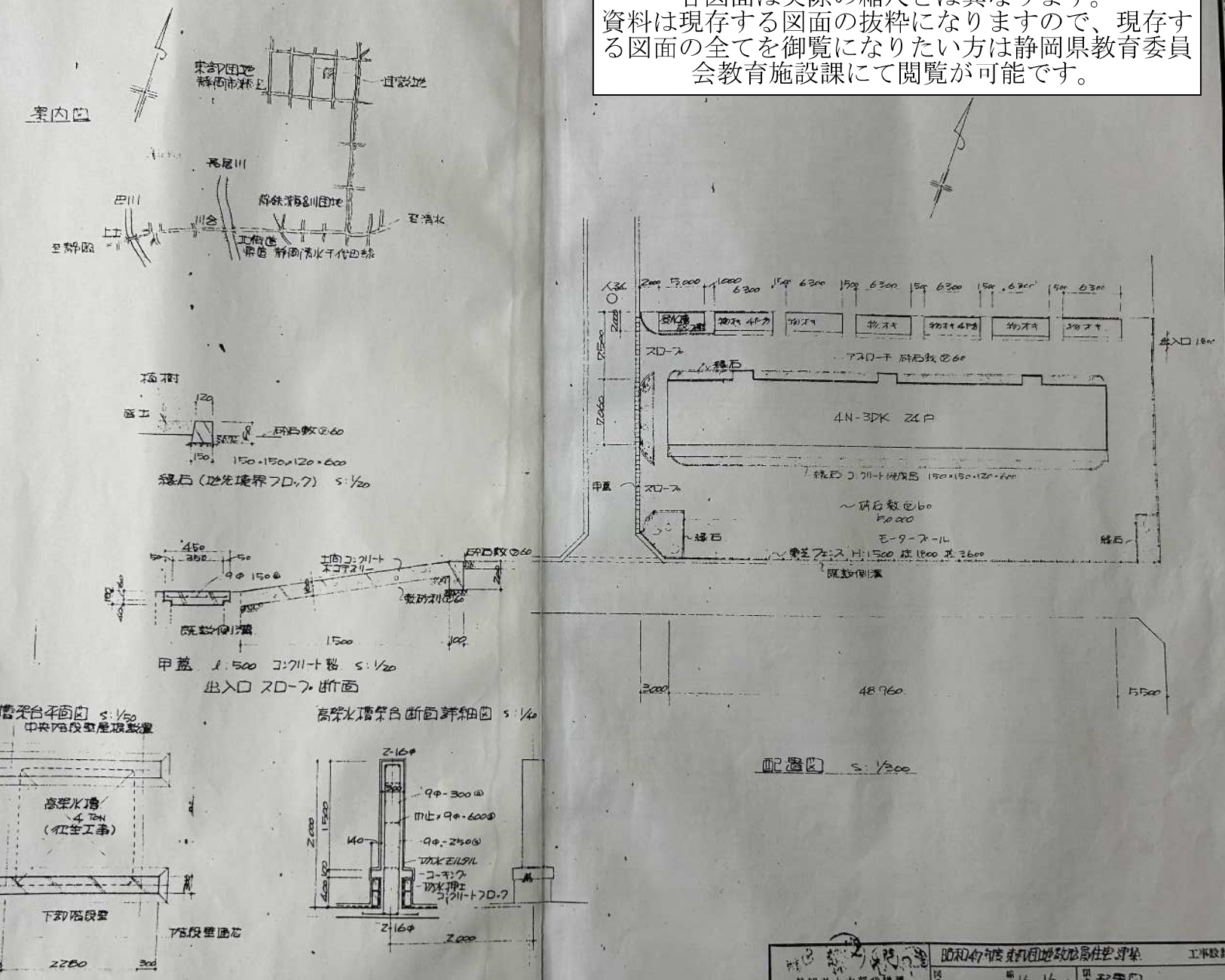

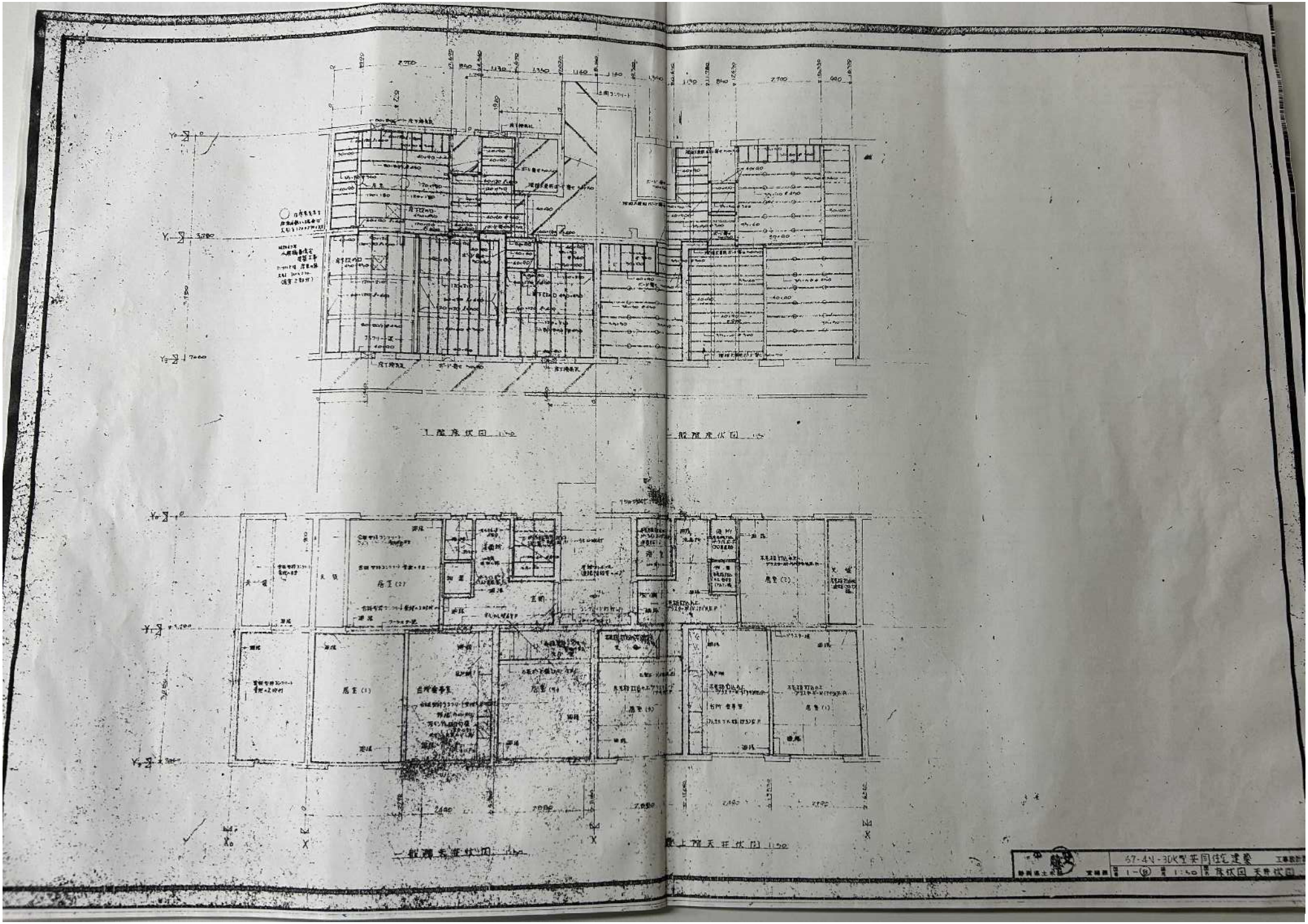
1階床伏図 1:50
2階床伏図 1:50
一般階天井伏図 1:50
最上階天井伏図 1:50
67-4N-3DK型共同住宅建築
1-(8)
1:50
床伏図 天井伏図

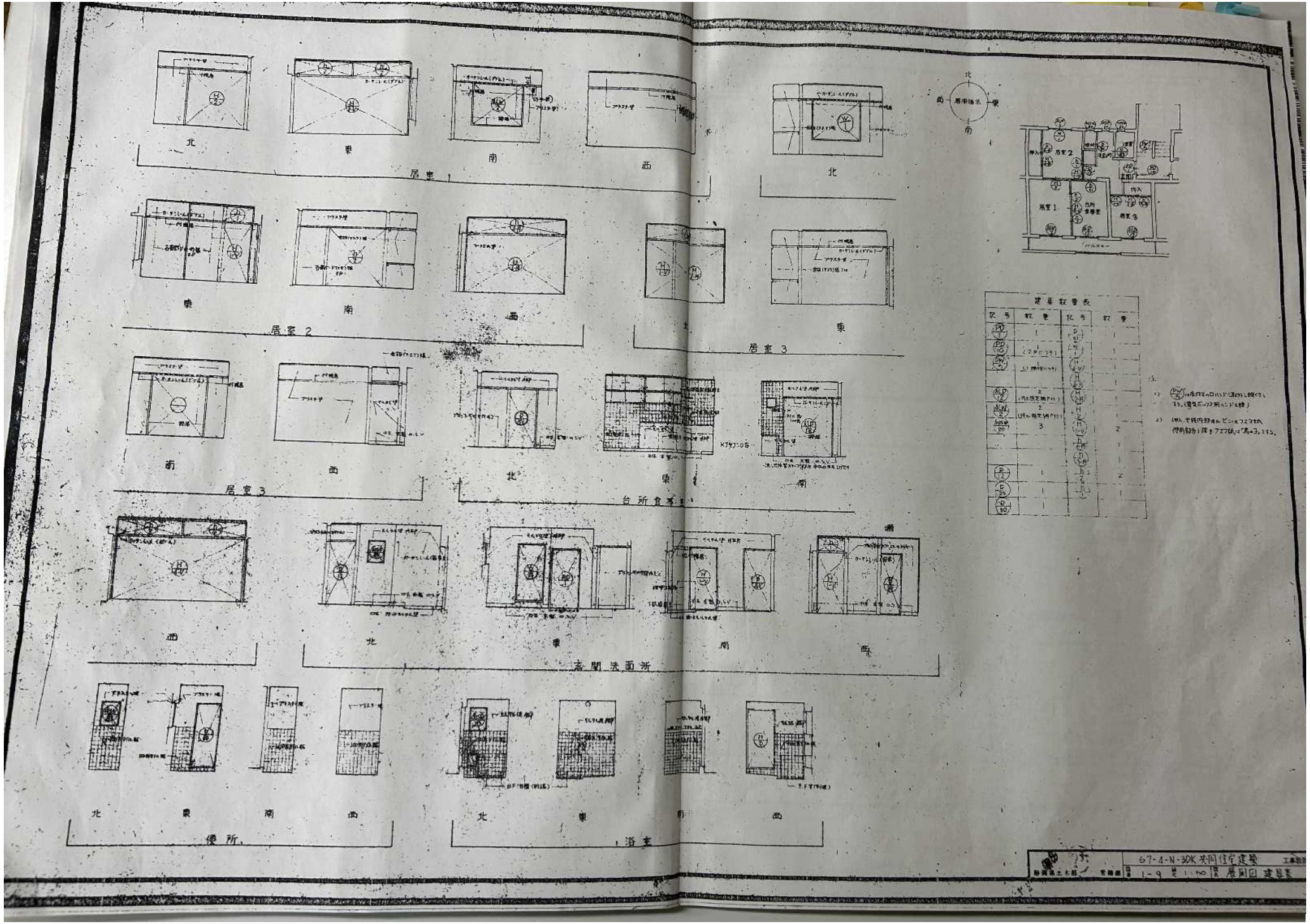
居室1
北
東
南
西
北
居室2
東
南
西
北
東
居室3
南
西
北
東
南
台所食事室
西
北
東
南
西
洗面所
北
東
南
西
北
東
南
西
便所
浴室
建具数量表
居室1
居室2
居室3
台所食事室
洗面所
便所
浴室
67-4-N-3DK 共同住宅建築

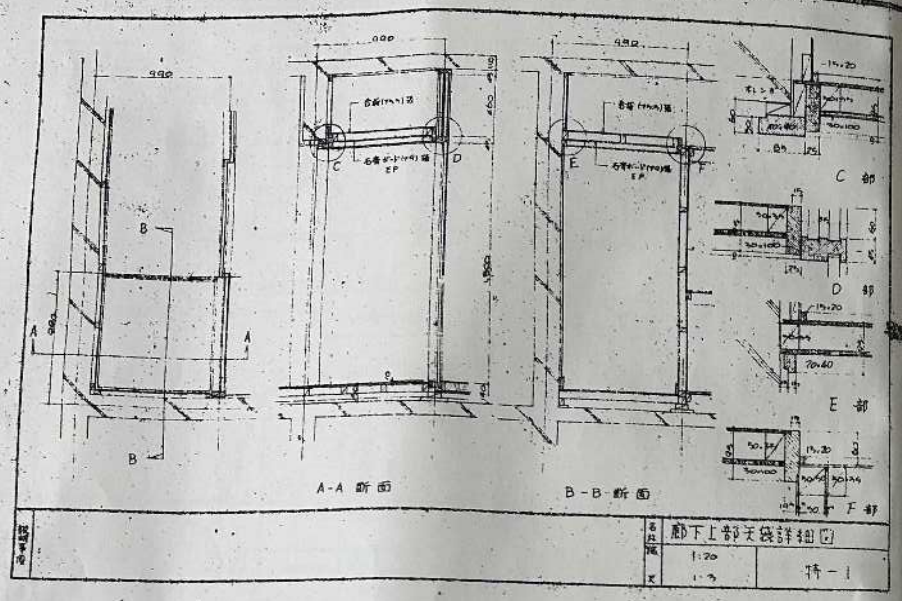

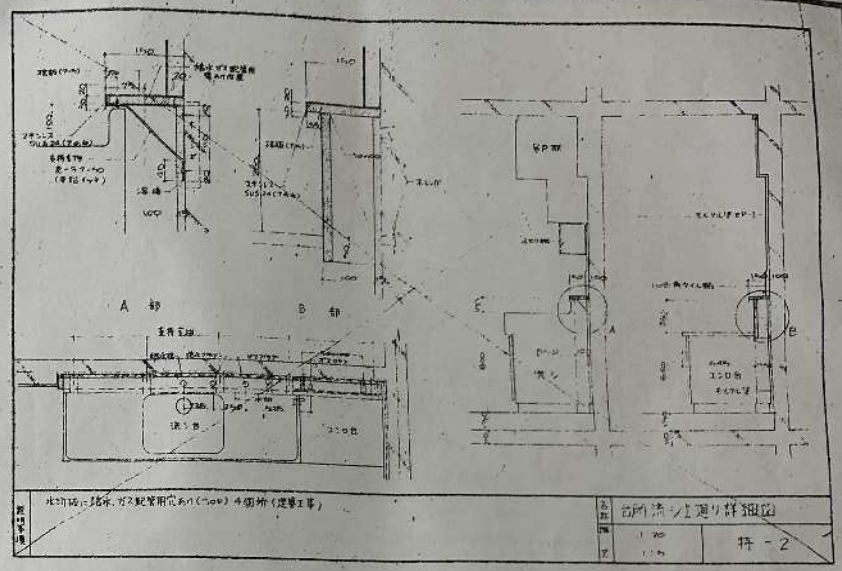

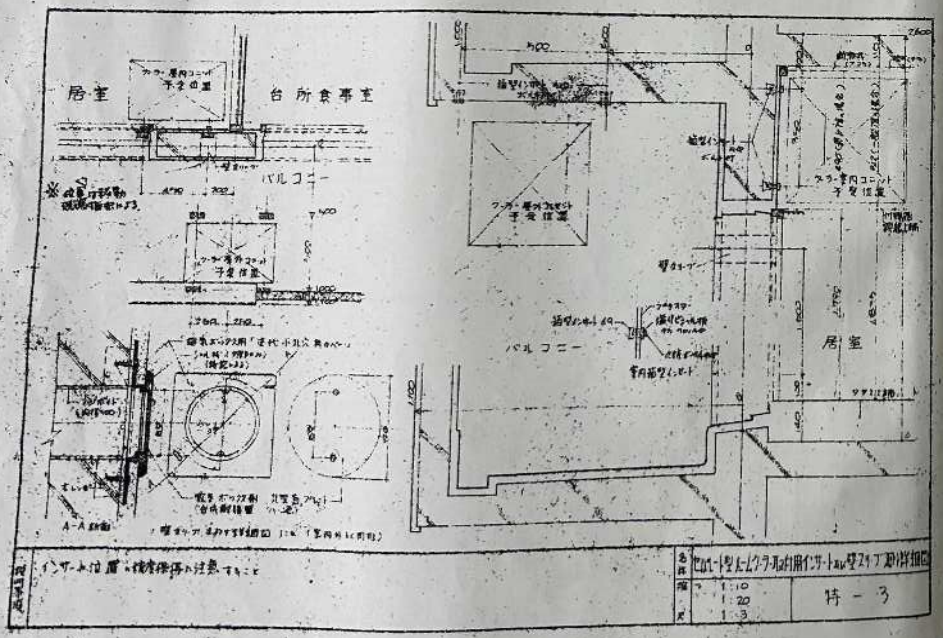

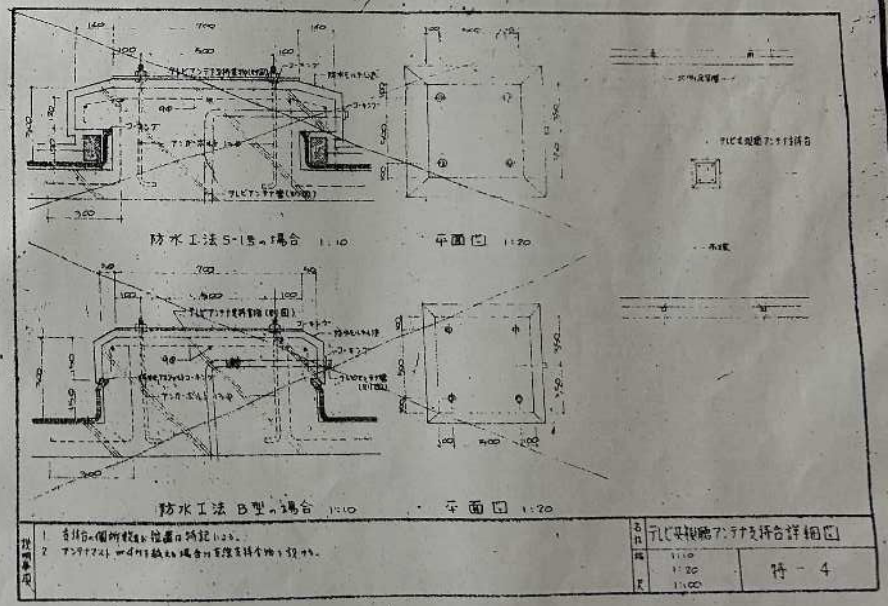

67-4N-3DK型共同住宅建築工事
特殊詳細図

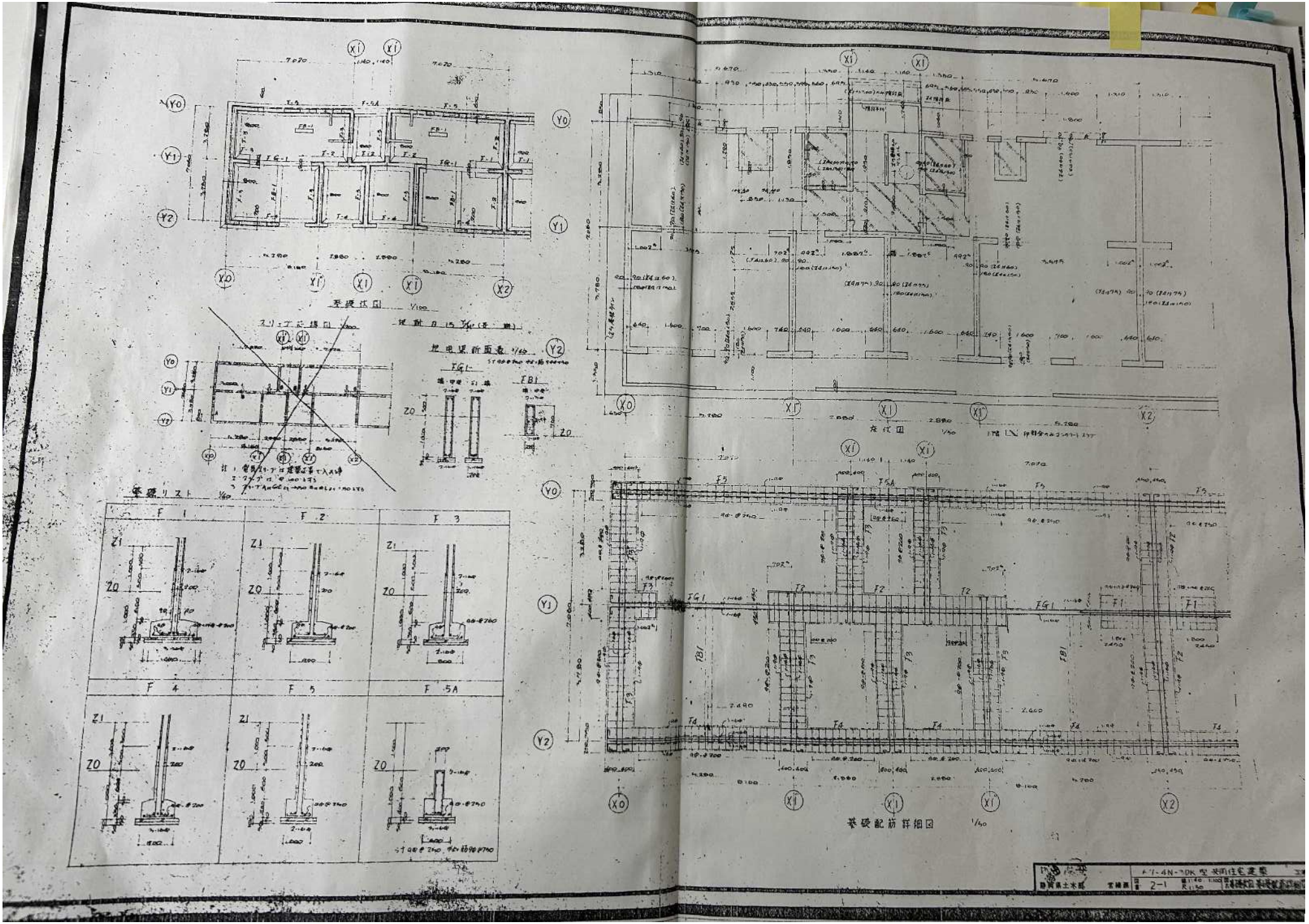
基礎伏図
1/100
基礎リスト
1/40
F 1
F 2
F 3
F 4
F 5
F 5A
基礎配筋詳細図
1/40
2-1

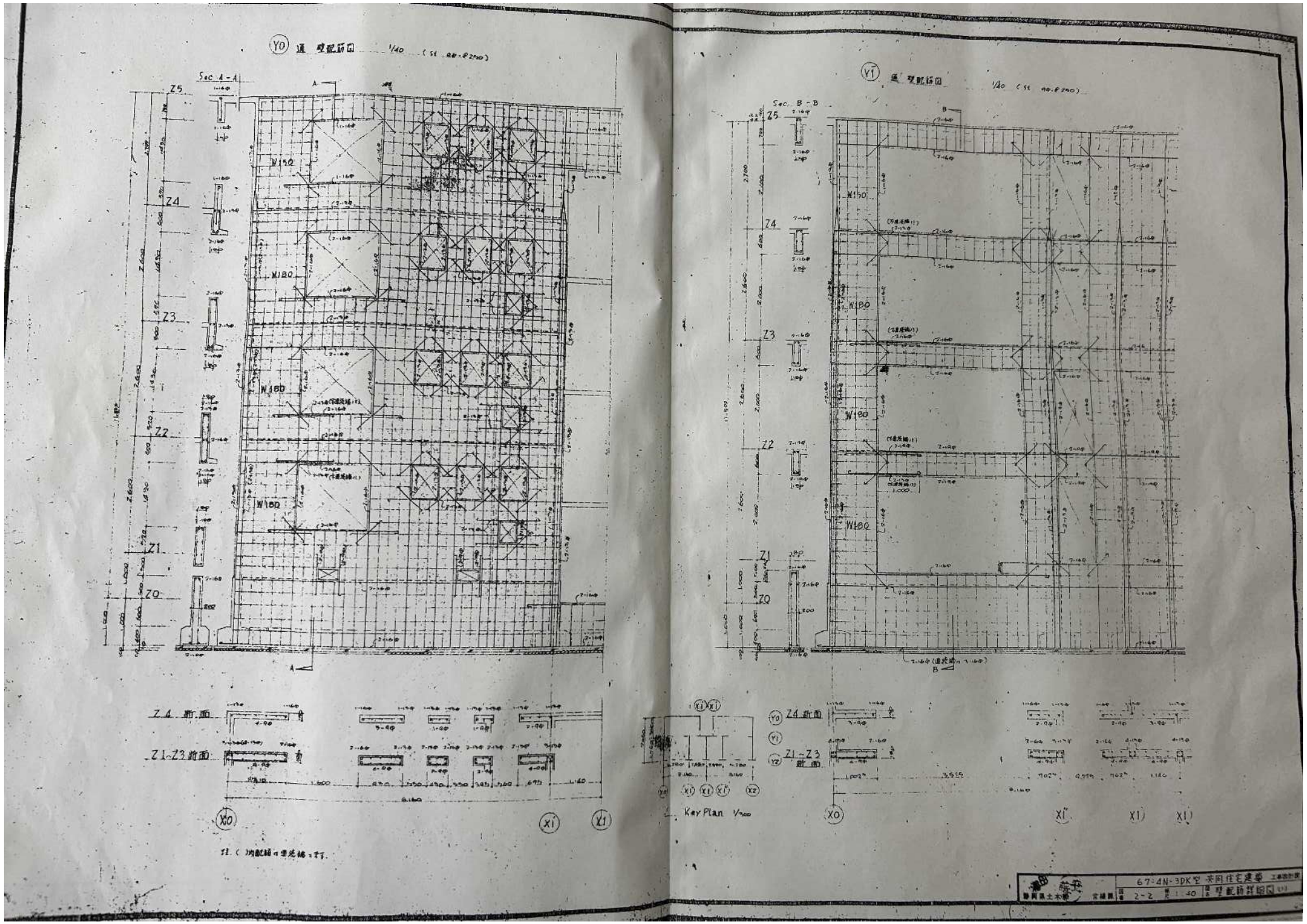
(Y0) 通 型枠詳図 1/40 (St 90.@250)
Sec A-A
Z5
Z4
Z3
Z2
Z1
Z0
W150
W180
Z4 断面
Z1~Z3 断面
(X0)
(X1)
(X1)
注.( )内配筋は重梁筋を示す.
(Y1) 通 型枠詳図 1/40 (St 90.@250)
Sec B-B
Key Plan 1/500
(Y0) Z4 断面
(Y1)
(Y2) Z1~Z3 断面
(X0)
(X1)
(X1)
(X1)
67-4N-3DK空 共同住宅建築
2-2
1:40
型枠詳細図

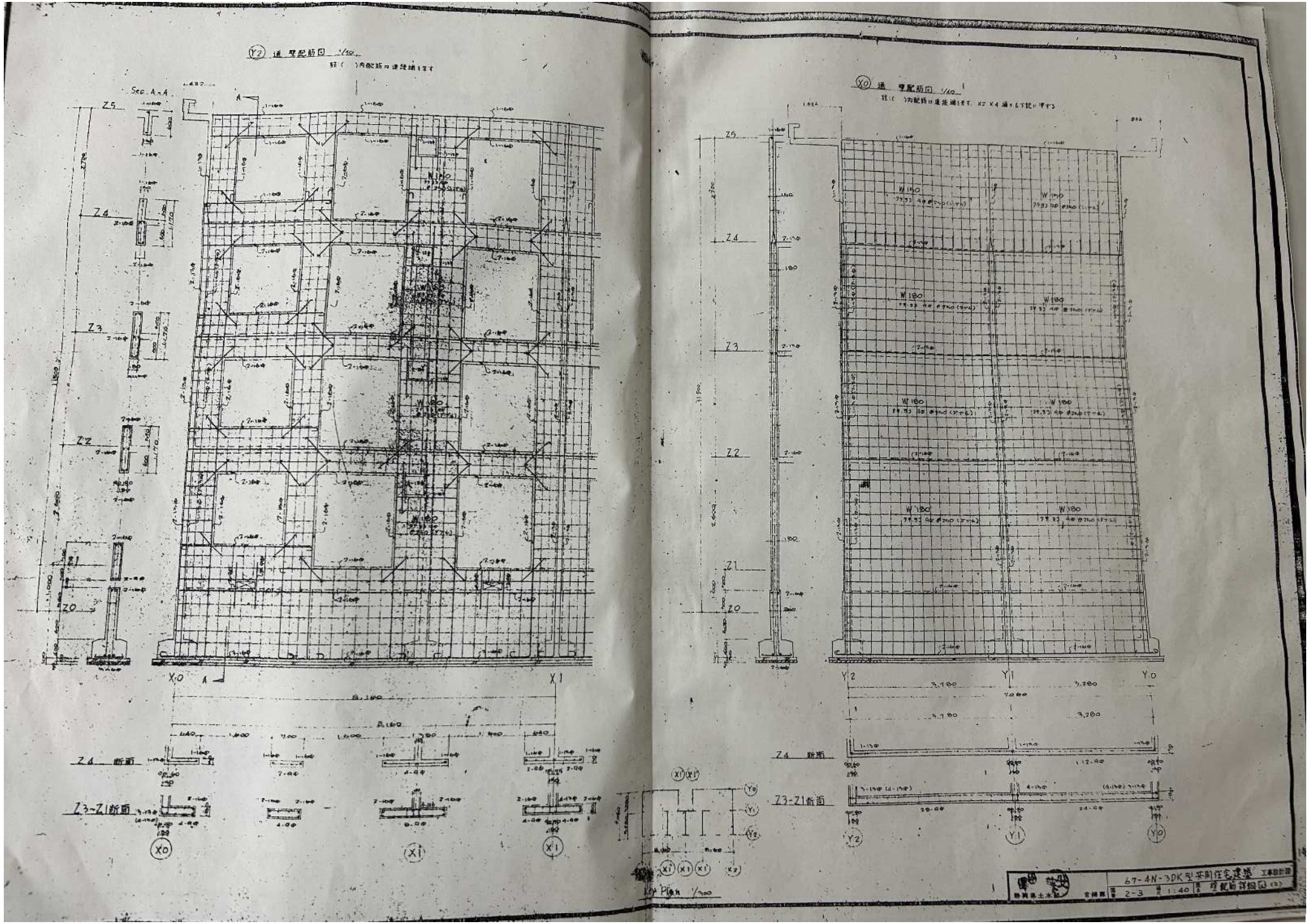
Y2 通 梁配筋図 1/40
Sec. A-A
Z4 断面
Z3-Z1断面
Key Plan 1/300
X0 通 梁配筋図 1/40
Z4 断面
Z3-Z1断面
67-4N-3DK型共同住宅建築
2-3
1:40
梁配筋詳細図

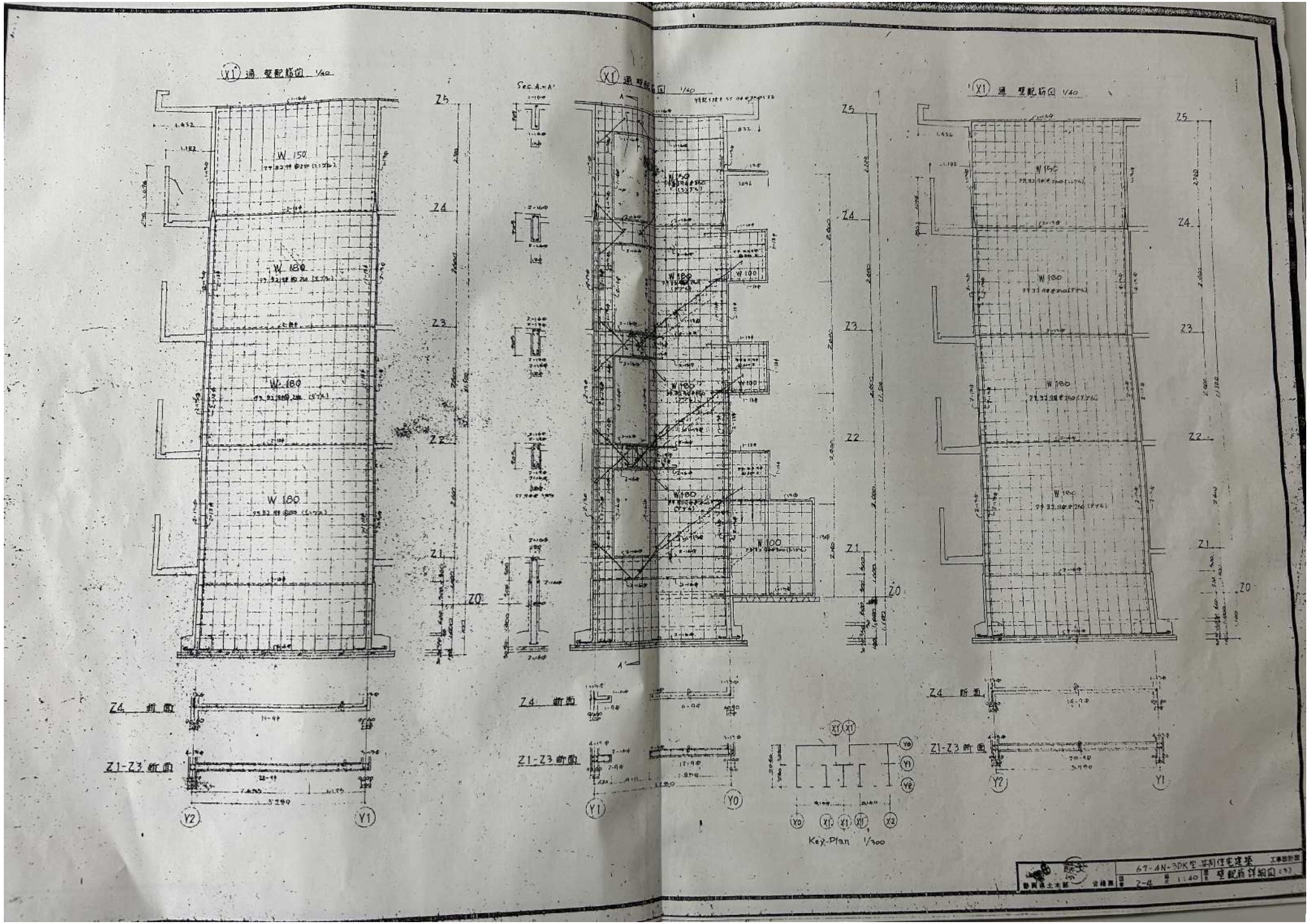
(X1) 通 壁配筋図 1/40
Sec.A-A'
Z4 断面
Z1-Z3 断面
Key-Plan 1/300
67-4N-3DK型 共同住宅建築
2-B
1:40
壁配筋詳細図

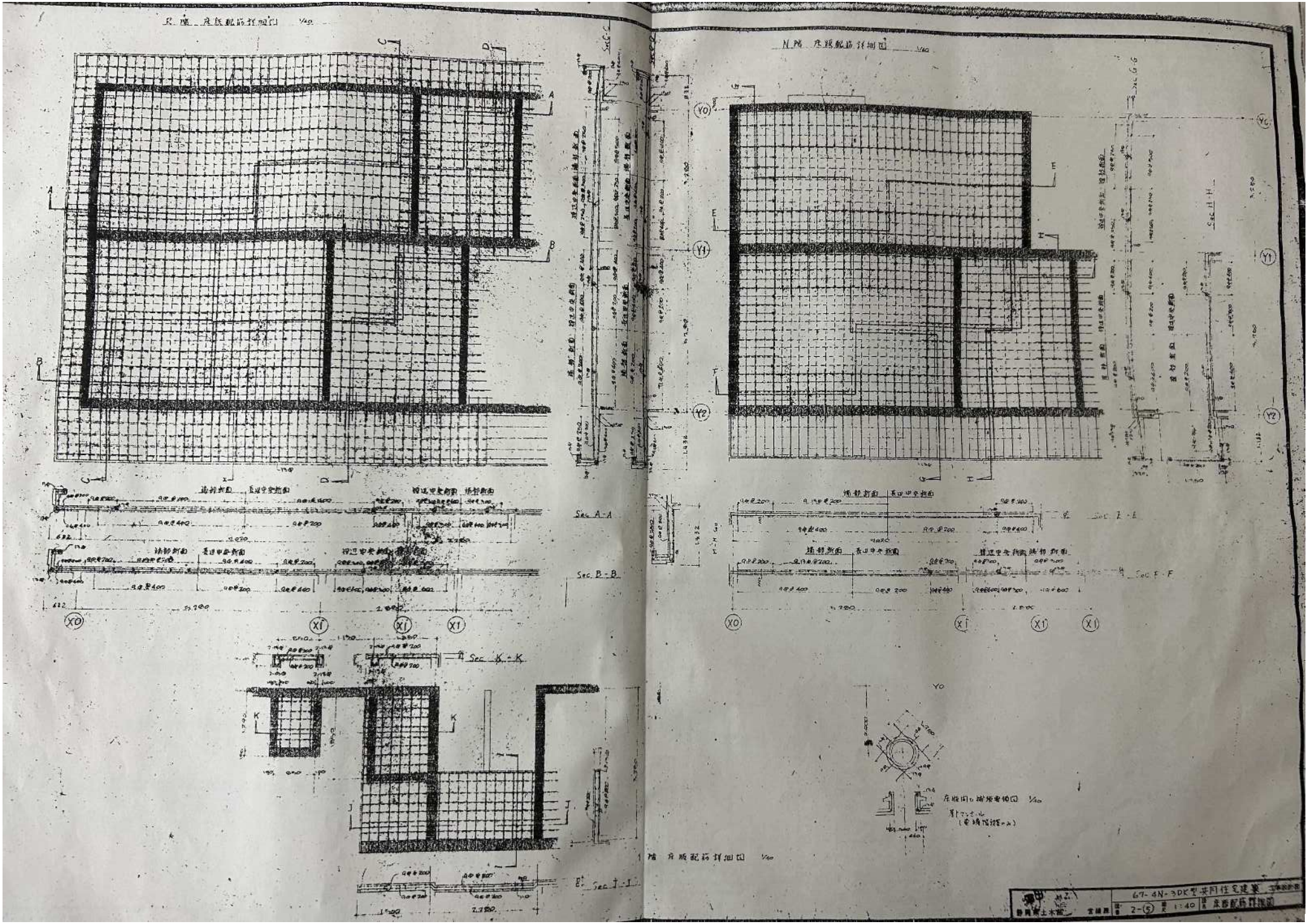
R階 床版配筋詳細図 1/40
N階 床版配筋詳細図 1/40
Sec. A-A
Sec. B-B
Sec. K-K
Sec. J-J
Sec. E-E
Sec. F-F
Sec. G-G
Sec. H-H
Sec. C-C
床版開口補強詳細図 1/40
67-4N-3DK型共同住宅建築
2-(5)
1:40
床版配筋詳細図

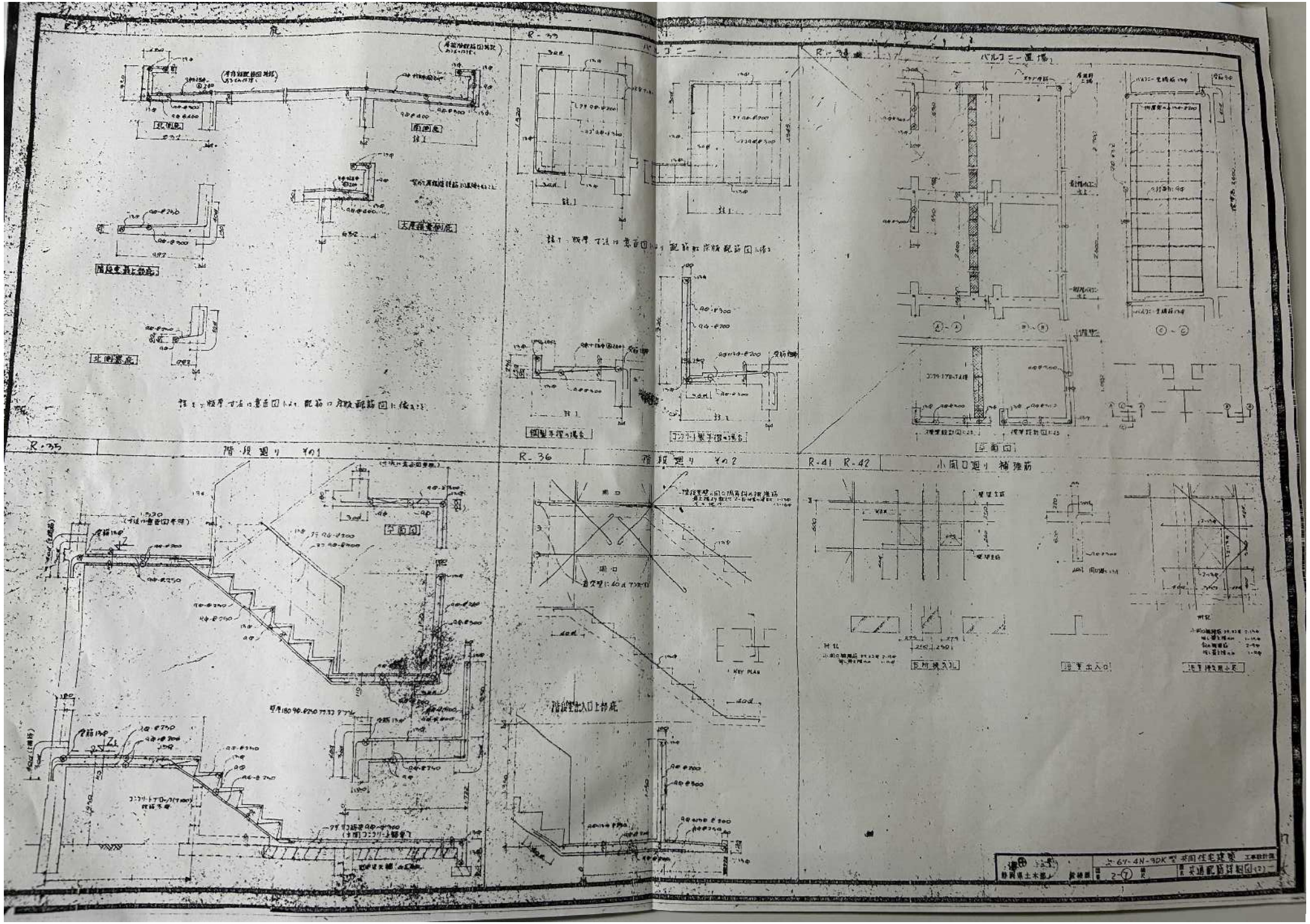
R-35
階段廻り その1
R-36
階段廻り その2
R-41 R-42
小開口廻り 補強筋
バルコニー
平面図
KEY PLAN
階段室出入口上部底
北側底
南面底
北面底
階段室出入口
小開口
6Y-4N-9DK型 共同住宅建築
共通配筋詳細図(2)
2-7
静岡県土木部

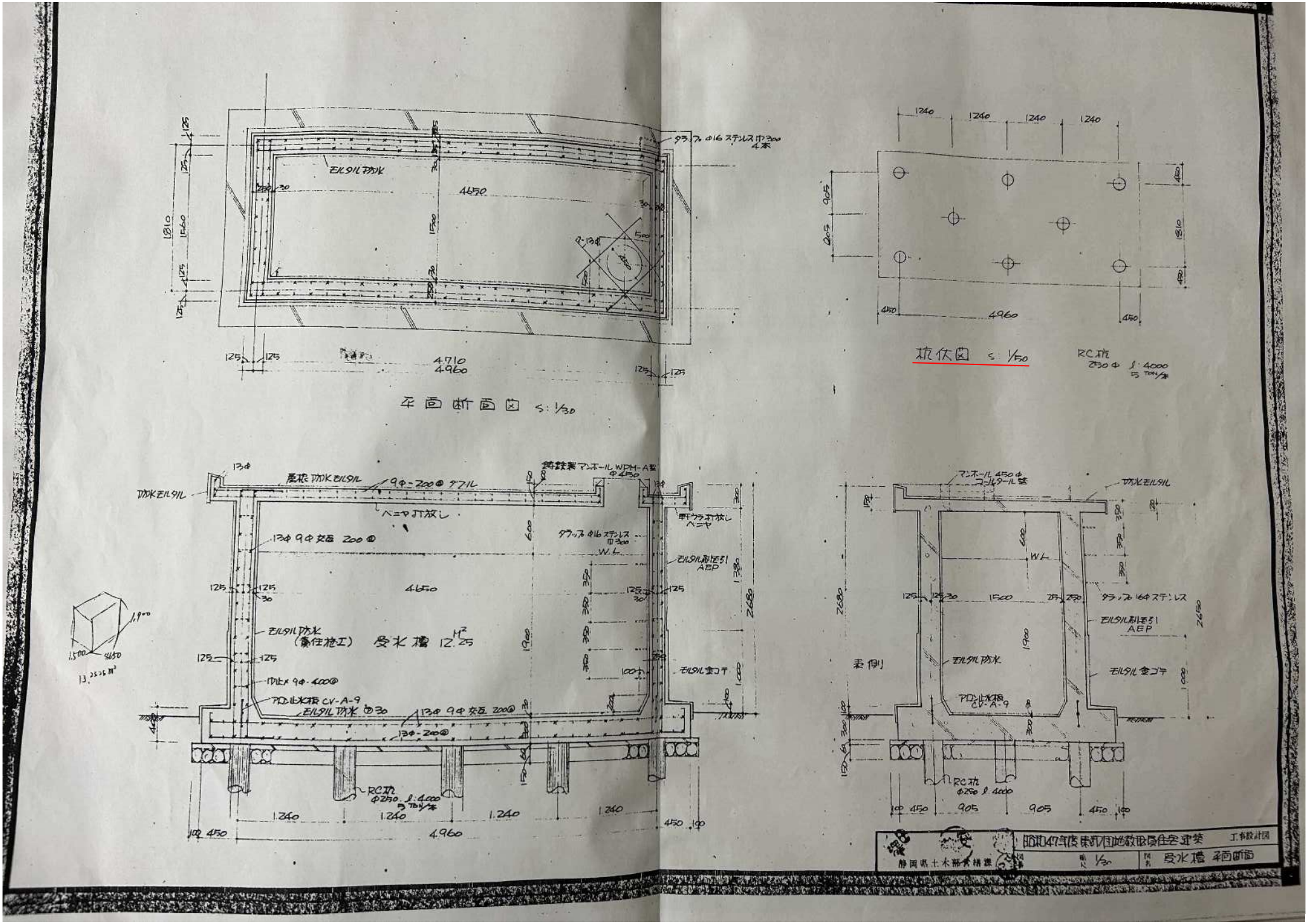
平面断面図 S:1/30
基礎図 S:1/50
RC杭
受水槽 12.25 M²
モルタル防水
モルタル金コテ
アロン止水板 CV-A-9
RC杭 φ250 l:4000
4650
4960
4710
1240
1500
1910
905
450
表側
静岡県土木部営繕課
昭和47年度 東部住宅地造成事業 住宅建設
工事設計図
受水槽 平面断面

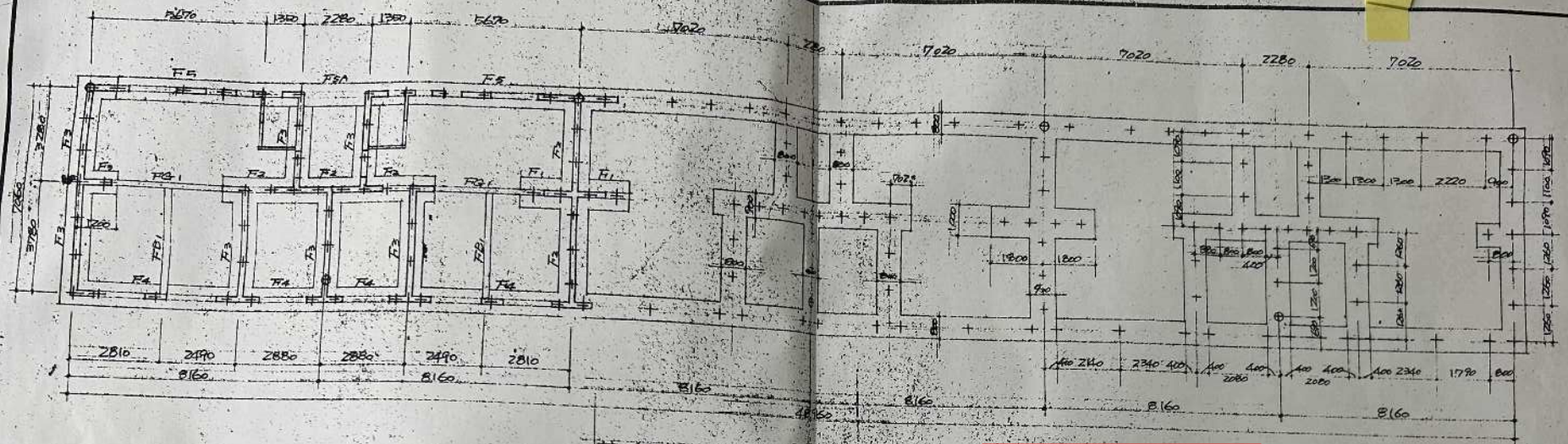

杭伏図 S:1/100

RC杭	φ300	15	7本
中	試験杭	15	7本
十	本杭	140	146
			153本

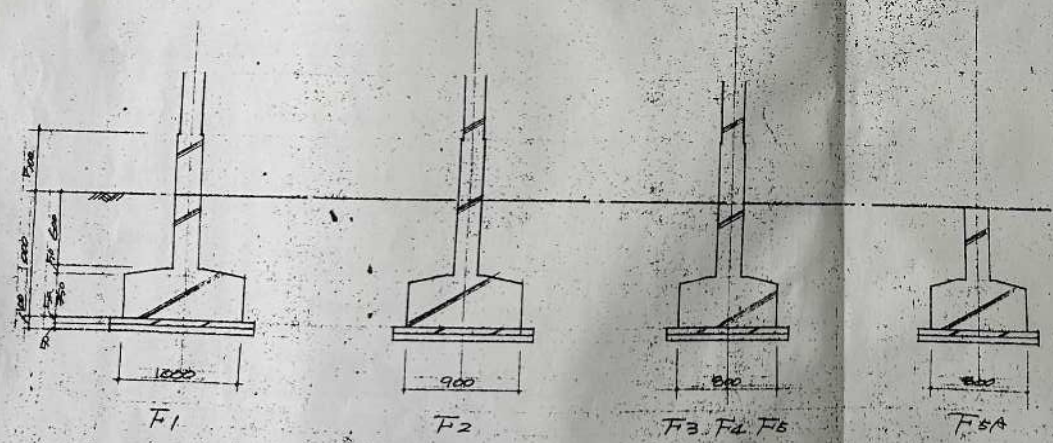

基礎断面図 S:1/30

注意
西配筋ハ図面Z-1ニヨル事

静岡県土木部	平成7年度 東部団地数戸住宅建築 工事設計図	
縮尺 1/100 1/30	図名 杭伏図 基礎断面図	

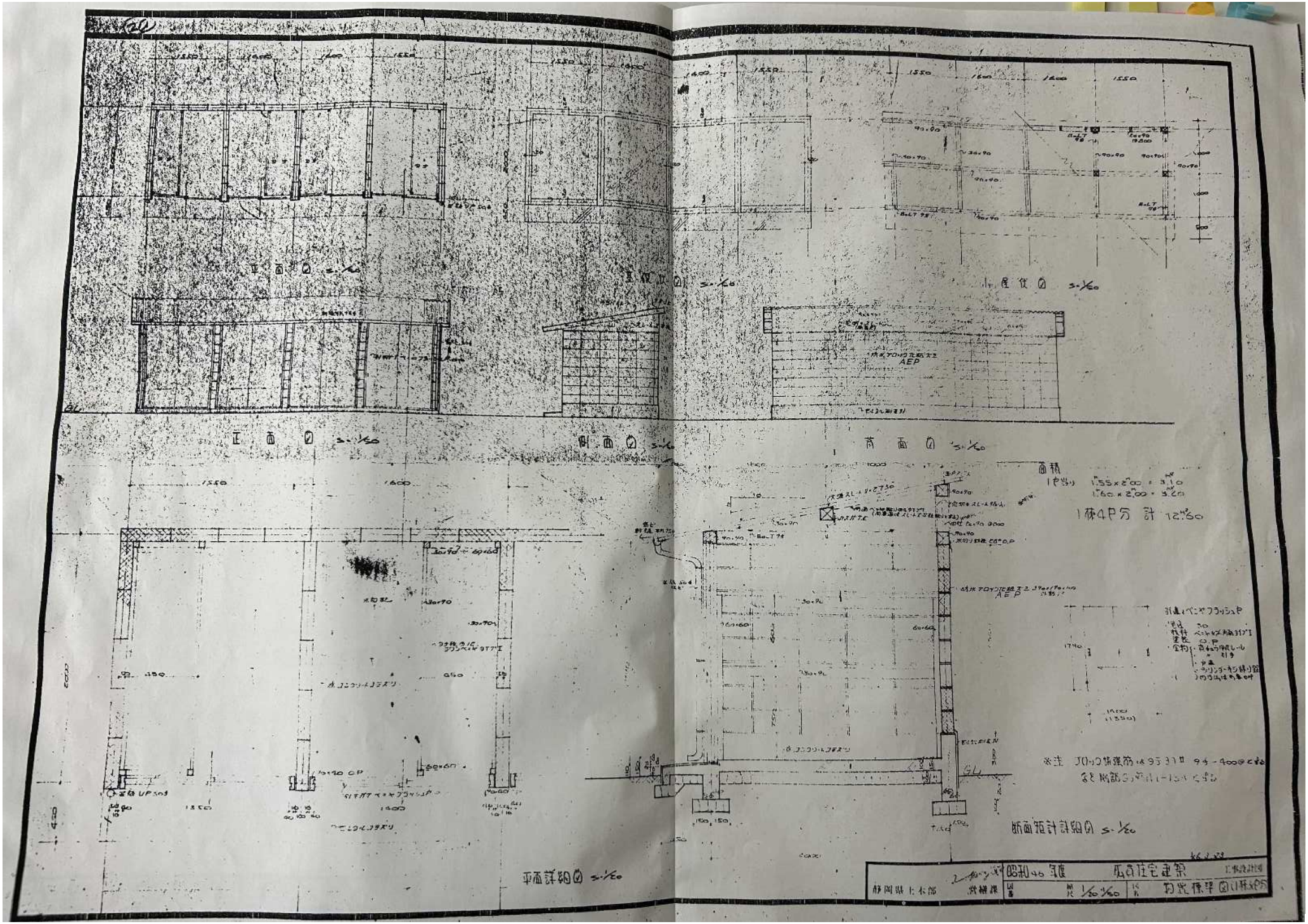
平面図 S=1/60
側面図 S=1/60
裏面図 S=1/60
平面詳細図 S=1/60
断面詳細図 S=1/60
面積
1体当り 1.55×2.00 = 3.10
1.60×2.00 = 3.20
1体4戸分 計 12.60
AEP
静岡県土木部
建築課
図番
尺 1/30 1/60
名称 住宅標準設計図 (1体4戸)

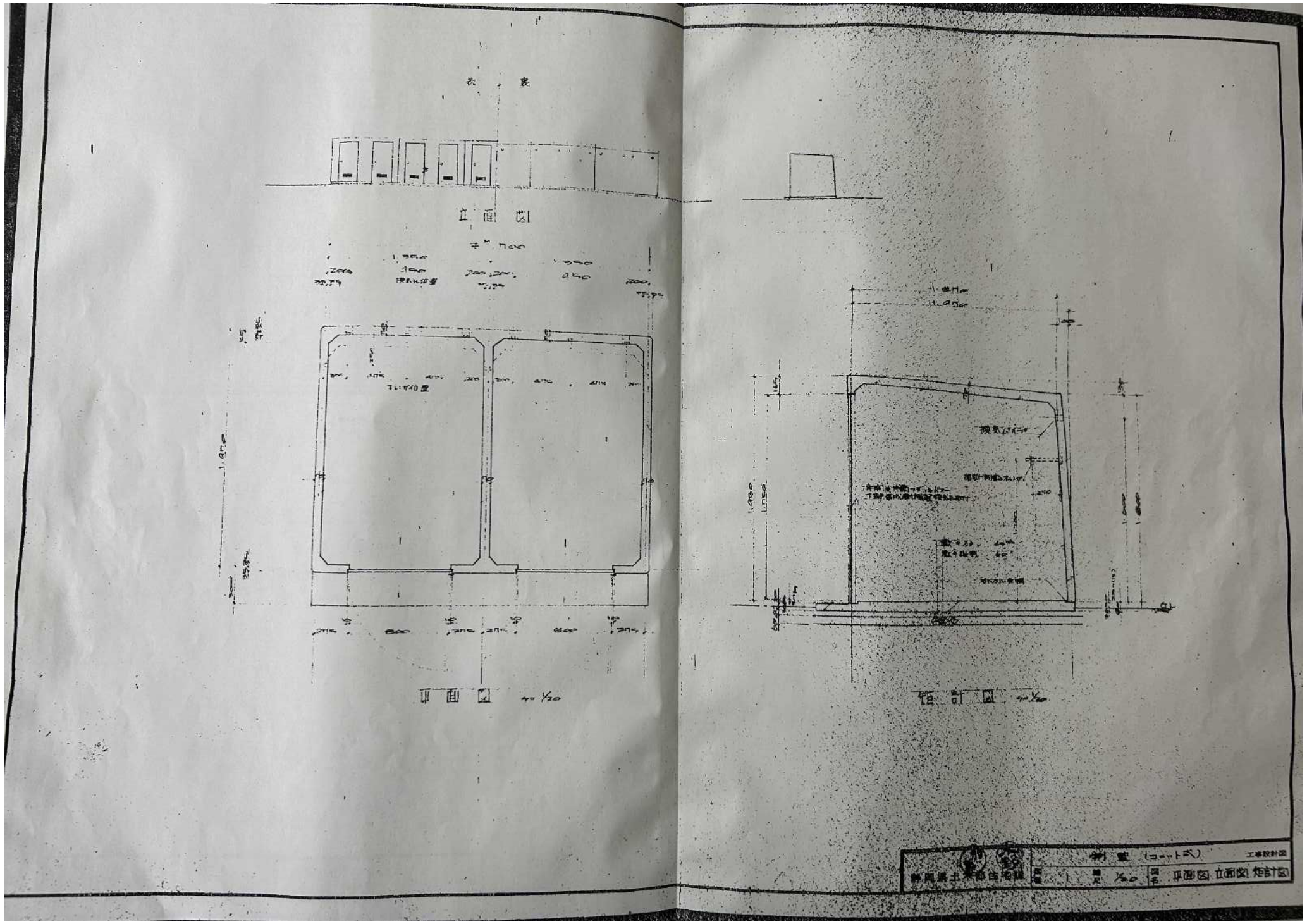
立面図
平面図
縦断図
静岡県土木部住宅課
例 図 (コートボ)
工事設計図
縮尺 1/20
平面図 立面図 縦断図

昭和47年度　東部団地 教職員住宅 電気工事
工事場所　静岡市津渡名 地内

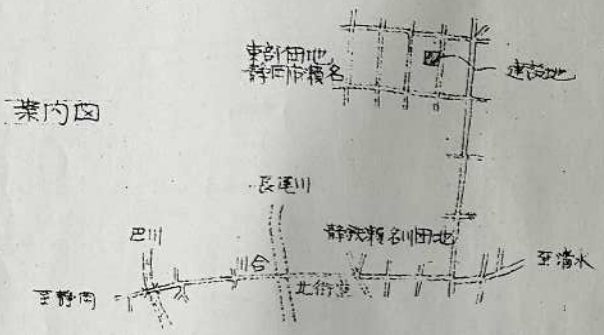

業内図

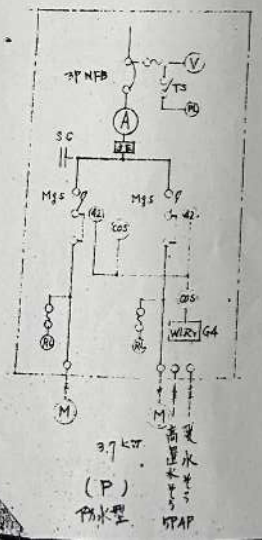

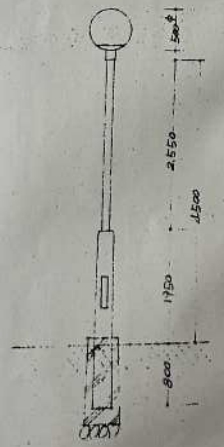

外灯 (HF 300W) 100V

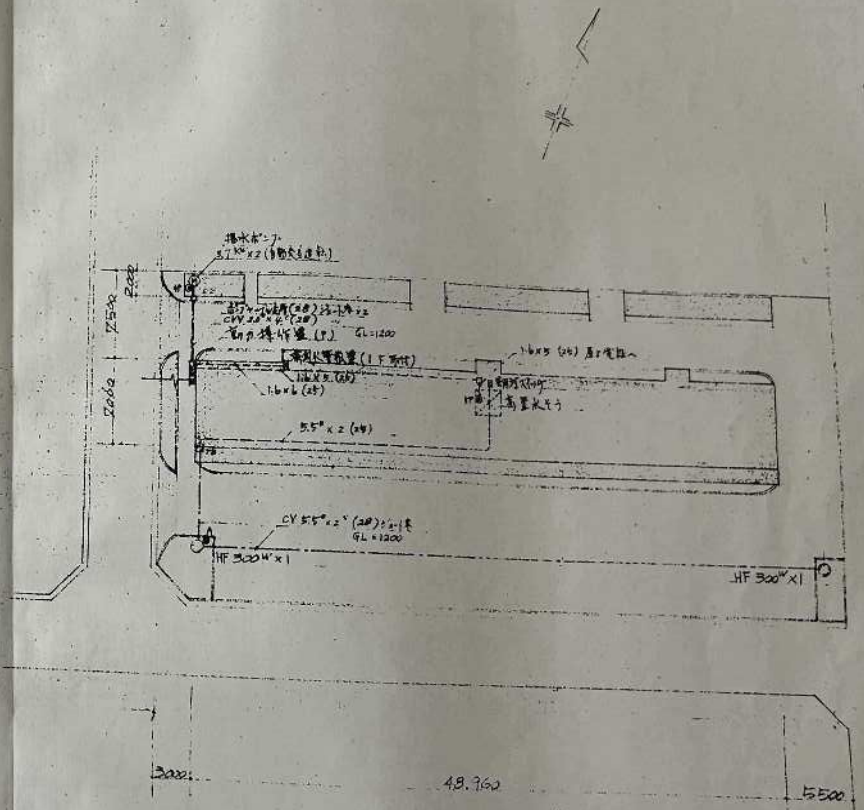

配置図、屋外幹線図　1/300

静岡県土木部　昭和47年度　東部団地 教職員住宅建築工事設計図
図番　縮尺　図名　電気配線図

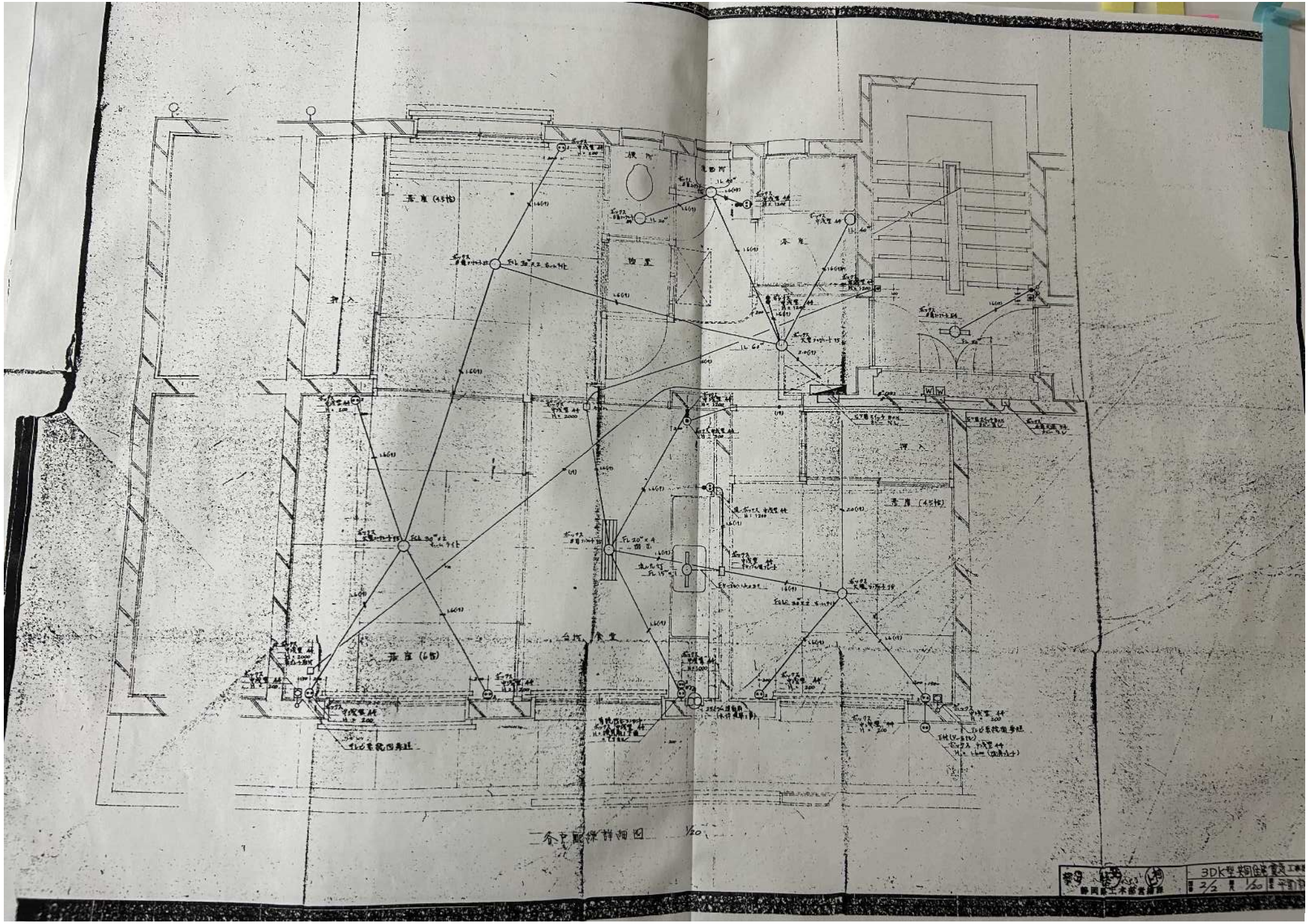

各戸配線詳細図 1/20

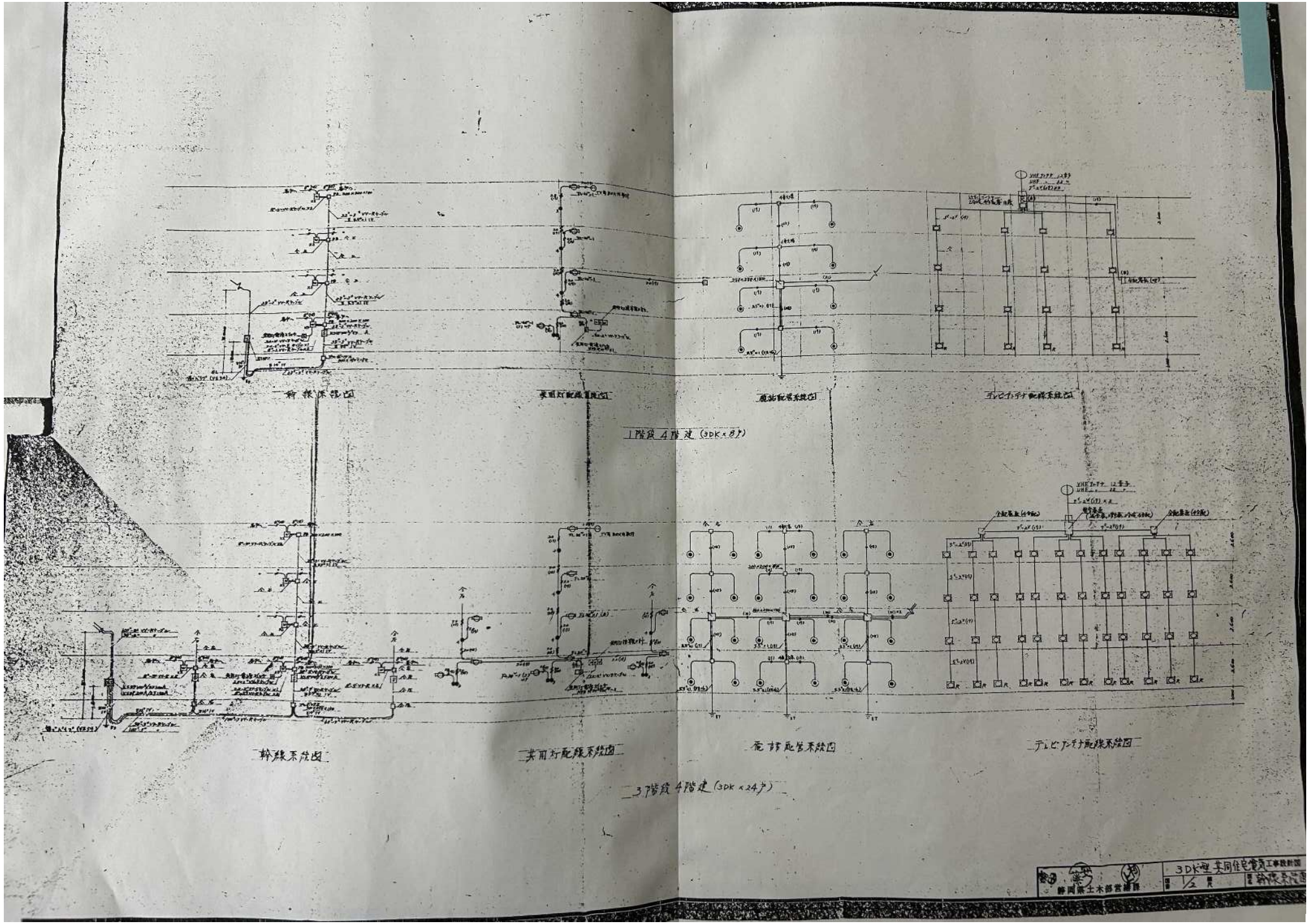
幹線系統図
共用灯配線系統図
電話配管系統図
テレビアンテナ配線系統図
1階建 4階建 (3DK×8戸)
幹線系統図
共用灯配線系統図
電話配管系統図
テレビアンテナ配線系統図
3階建 4階建 (3DK×24戸)
静岡県土木部営繕課
3DK型 共同住宅電気工事設計図
1/2

仮設工事特記仕様書

1. 本工事ハ本設計書ニ添付シタル仮設工事共通仕様書ニ仮設工事標準図ニ準ジ施工スルコト
2. 尚仮設排水管ハ塩ビパイプヲ使用シ、尚排水桝ニハ必ズ蓋ヲ付ケ、機械類ハ必ズ KHA型ヲ使用スルコト

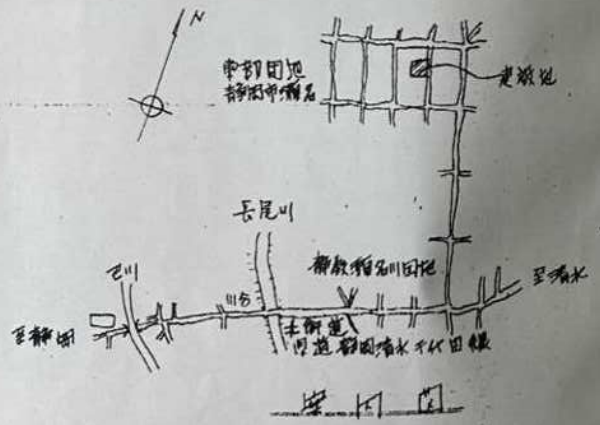

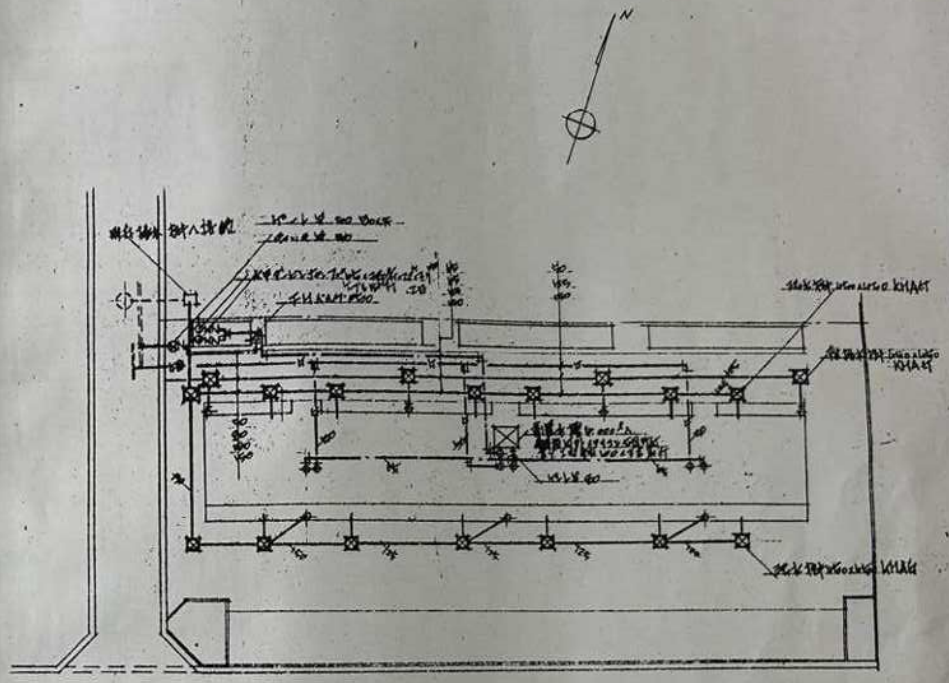

配置図 1:1000

工事設計図

静岡県土木部営繕課

東部団地 [illegible]

図番 縮尺 1:200

図名 配置図 及 平面図

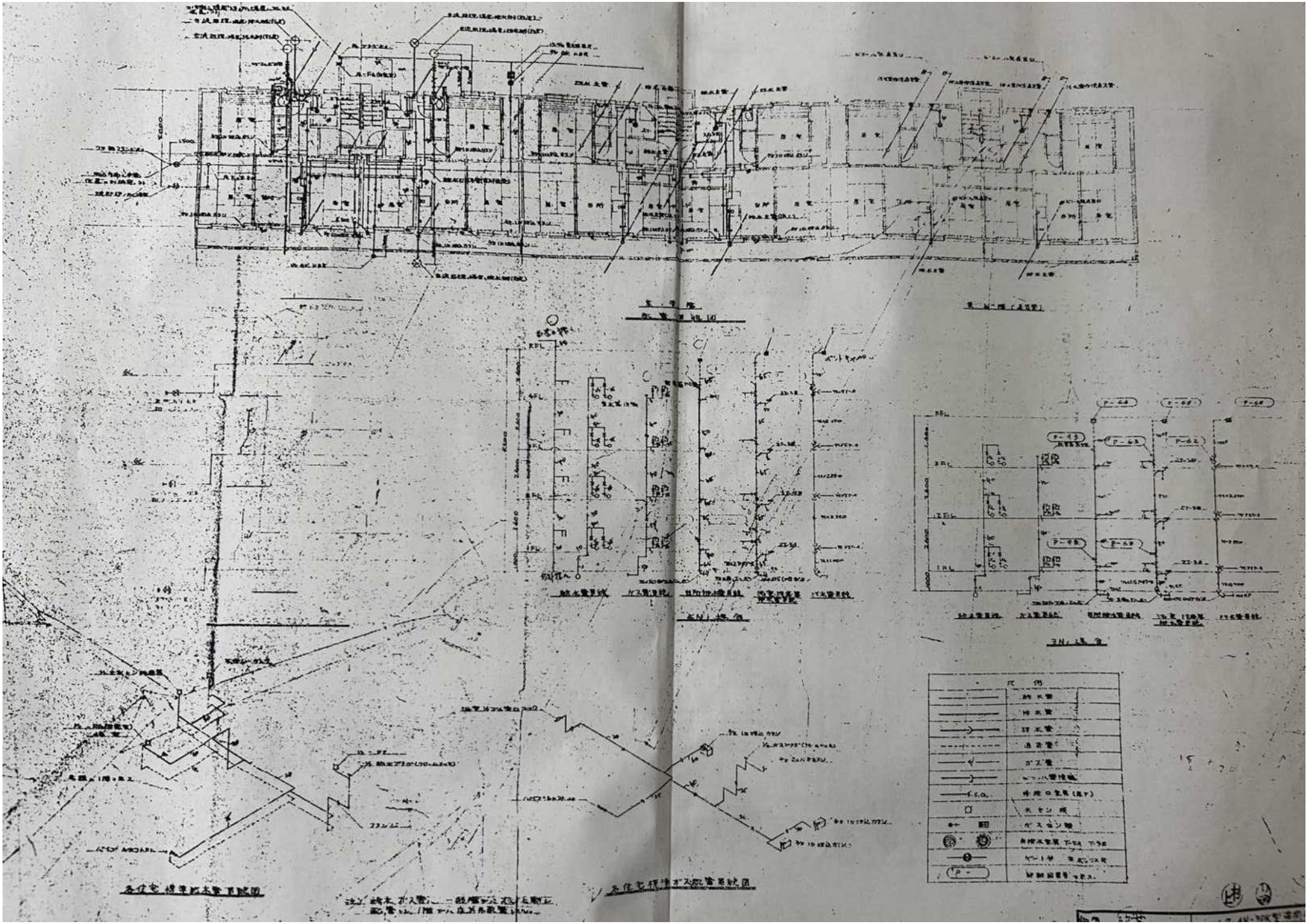

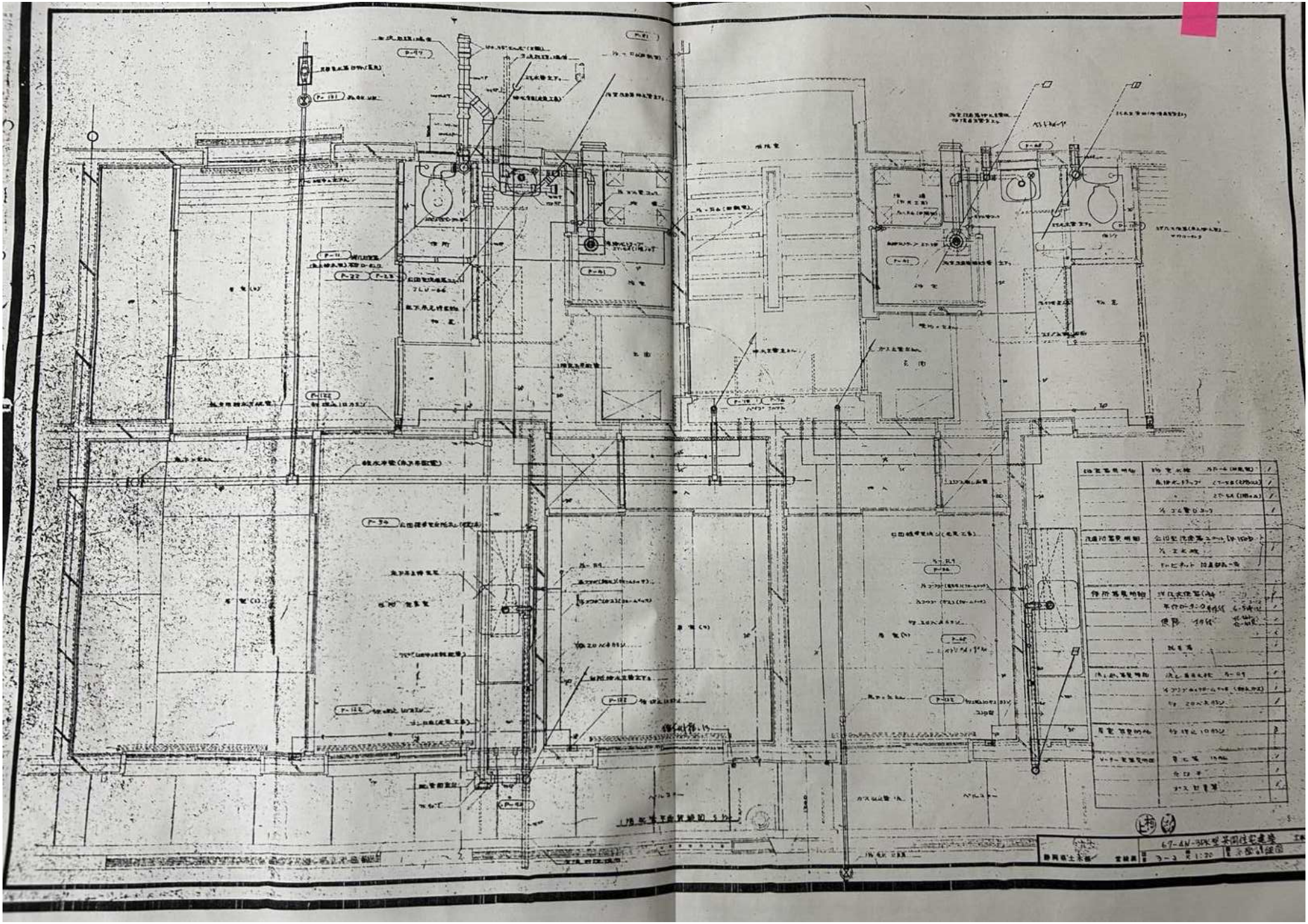

公団住宅67-4N-3DK分型標準設計図

図面目録

種別	図面番号	図面名称	縮尺
表紙	1－1	表紙、図面目録、面積表	
	1－⑦	仕上表	
平面図	1－3	平面図、外部各部図、図面説明事項	1:100
	1－4	立面図、断面図	1:100
	1－⑤	平面詳細図	1:50
	1－⑥	矩計詳細図	1:20
	1－⑦	断仕詳細図	1:20
	1－⑧	床伏図、天井伏図	1:50
	1－⑨	屋根図、雨水管	1:50
	1－⑩	外壁詳細図	1:5、1:20
構造	2－1	基礎伏図、基礎配筋詳細図、杭伏図	1:60、1:50、1:100
	2－2	壁配筋詳細図 (1)	1:20
	2－3	壁配筋詳細図 (2)	1:20
	2－4	壁配筋詳細図 (3)	1:20
	2－⑤	床版配筋詳細図	1:20
	2－⑥	屋根配筋詳細図 (1)	1:20
	2－⑦	屋根配筋詳細図 (2)	1:20
設備	3－①	給排水衛生設備図	1:100
	3－②	電気詳細図	1:70
建具	4－①	平面図、断面図	1:100
	4－②	平面詳細図	1:20
	4－③	建具表、建具伏図	
	4－④	共用灯配線、テレビ共聴配線図	

年月日	訂正理由	年月日	訂正理由

(構造 プレキャストコンクリート板状壁式構造)

面積表 (単位：M²)

階別	3階建2階段						4階建2階段						4階建3階段					
	住宅専用部分		共用部分		底部分	各階	住宅専用部分		共用部分		底部分	各階	住宅専用部分		共用部分		底部分	各階
	住戸専用部分	バルコニー	階段室	廊下等部分	(建築面積算定外)	床面積	住戸専用部分	バルコニー	階段室	廊下等部分	(建築面積算定外)	床面積	住戸専用部分	バルコニー	階段室	廊下等部分	(建築面積算定外)	床面積
4階							(216.95)	38.91	(14.64)	(4.44)	(16.21)	290.15	(216.95)	38.91	(14.64)	(4.44)	(21.81)	296.36
3階	(216.95)	38.91	(14.64)	(4.44)	(16.21)	290.15	215.48	39.16	14.85	4.71		274.20	215.48	39.16	14.85	4.71		274.20
2階	215.48	39.16	14.85	4.71		275.19	215.48	39.16	14.85	4.71		274.20	215.48	39.16	14.85	4.71		274.20
1階	215.48	39.16	14.85	0		269.49	215.48	39.16	14.85	0		269.49	215.48	39.16	14.85	0		269.49
各階合計							936.97						1,359.49					

1. 1階住宅面積＝(　)内の数字＋(0.13)。
2. 1階住宅面積＝各階住宅面積－(0.13)。
3. 各階住宅面積のバルコニーは床面積に含まない。
4. 床の数字＋2.86＋1.14は建築面積算定外の部分の面積です。
5. バルコニーの階段室面積は含まない。

面積計算表

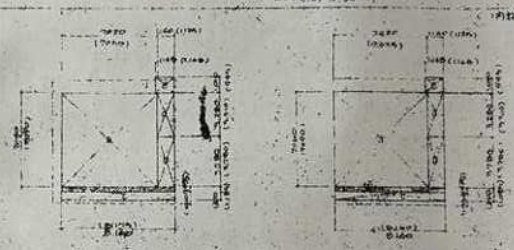

東住戸 (A)　　中間住戸 (B)

住宅専用部分	
A＋D＝53.0705	G＝3.3992
25C＝4.8960	E＝1.1796
58.7664	4.9188

専用部分	共用部分

	住宅専用部分					共用部分				底部分 (建築面積算定外)
	住戸専用部分			バルコニー		階段室			階段室突出部	
最上階 東住戸 (A)	D) 1040 × 2000 = 2.0800 D) 1125 × 1780 = 2.0025 4.2825			C) 845 × 1.85 = 1.5633		D) 1.125 × 3.510 = 3.9487 3.9487			E) 1.160 × 0.905 = 1.0621 1.0621	0.145 × 0.655 = 0.0949 0.0949
中間住戸 (B)	D) 1040 × 2000 = 2.0800 D) 1125 × 1780 = 2.0025 4.0825			C) 845 × 1.85 = 1.5633		D) 1.125 × 3.510 = 3.9487 3.9487			E) 1.160 × 0.905 = 1.0621 1.0621	0.145 × 0.655 = 0.0949 0.0949
一般階 東住戸 (A)	D) 1040 × 2000 = 2.0800 D) 1140 × 1980 = 2.2572 4.3372			C) 845 × 1.200 = 1.0140 1.0140		D) 1.140 × 3.260 = 3.7192 3.7192			E) 1.160 × 1.010 = 1.1716 1.1716	
一般階 中間住戸 (B)	D) 1040 × 2000 = 2.0800 D) 1140 × 1980 = 2.2572 4.3372			C) 845 × 1.200 = 1.0140 1.0140		D) 1.140 × 3.260 = 3.7192 3.7192			E) 1.160 × 1.010 = 1.1716 1.1716	
2階建 2A・2B 最上階	2 × 1.0400 = 2.0800 2 × 1.1825 = 2.3650 4.4450		2 × 9.1875 = 18.3750 2 × 9.8696 = 19.7392 38.1142		2 × 3.1237 = 6.4475 2 × 3.1237 = 6.2475 12.6950			2 × 1.1621 = 2.3242 2 × 1.1621 = 2.3242 4.6484	2 × 0.9696 = 0.1939 2 × 0.9696 = 0.1939 0.3878	
一般階	2 × 1.0400 = 2.0800 2 × 1.1825 = 2.3650 4.4450		2 × 9.792 = 19.5840 2 × 9.792 = 19.5840 39.1680		2 × 3.7192 = 7.4384 2 × 3.7192 = 7.4384 14.8768			2 × 1.1716 = 2.3432 2 × 1.1716 = 2.3432 4.6864		
3階建 3A・3B 最上階	2 × 1.0400 = 2.0800 4 × 1.1825 = 4.7300 6.8100		2 × 9.1875 = 18.3750 4 × 9.8696 = 39.4784 57.8534		2 × 3.1237 = 6.2475 4 × 3.1237 = 12.4950 18.7425			2 × 1.1621 = 2.3242 4 × 1.1621 = 4.6484 6.9726	2 × 0.9696 = 0.1939 4 × 0.9696 = 3.8784 4.0723	
一般階	2 × 1.0400 = 2.0800 4 × 1.1825 = 4.7300 6.8100		2 × 9.792 = 19.5840 4 × 9.792 = 39.1680 58.7520		2 × 3.7192 = 7.4384 4 × 3.7192 = 14.8768 22.3152			2 × 1.1716 = 2.3432 4 × 1.1716 = 4.6864 7.0296		
4階建 4A・4B 最上階	2 × 1.0400 = 2.0800 6 × 1.1825 = 7.0950 9.1750		2 × 9.1875 = 18.3750 6 × 9.8696 = 59.2176 77.5926		2 × 3.1237 = 6.2475 6 × 3.1237 = 18.7425 25.0900			2 × 1.1621 = 2.3242 6 × 1.1621 = 6.9726 9.2968	2 × 0.9696 = 0.1939 6 × 0.9696 = 5.8176 6.0115	
一般階	2 × 1.0400 = 2.0800 6 × 1.1825 = 7.0950 9.1750		2 × 9.792 = 19.5840 6 × 9.792 = 58.7520 78.3360		2 × 3.7192 = 7.4384 6 × 3.7192 = 22.3152 29.7536			2 × 1.1716 = 2.3432 6 × 1.1716 = 7.0296 9.3728		

東住戸	67-4N-3DK型公団住宅標準	文部省
図面番号 1－1	表紙、図面目録、面積表	

鉄筋工事特記仕様書

工事概要

工事名称　昭和47年度　東部団地教職員住宅建築工事

工事場所　静岡県瀬名地内

構造　鉄筋コンクリート壁式造　4階建

建物概要

部位	仕様	数量	備考
基礎			
1階			
2階			
3階			
4階			
小計			
合計			

工事範囲

別途工事

工事特記仕様書

一般事項

仮設工事

土工事

杭打工事

鉄筋、型わく、コンクリート工事

ポンプ工事

鉄骨工事

組積工事

防水工事

タイル及石工事

木工事

金物工事

左官工事

建具工事

塗装工事

内装工事雑工事

公団住宅67型標準仕上表

基礎	壁体	構造概要 床	屋根	備考
鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造 間仕切壁－鉄筋不要	鉄筋コンクリート造 1階：本造 1階鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	バルコニー：鉄筋コンクリート造

階	壁	屋根	外部仕上 底	バルコニー	樋	塗装	備考
モルタル刷毛引	モルタル刷毛引 AEP塗	アスファルト防水(熱工法 5-1号) シンターコンクリート打(7cm厚)2層 仲裏目地切 アスファルトコーキング	大屋根底 ロッ鉄筋底上端 防水モルタル塗 大屋根底下端 合板型枠コンクリート素地 大屋根底 ハナ&笠木下端 ハナ: モルタル刷毛引上AEP	表 ケキャ下地本 防水モルタル塗 庇は仲裏目地 手摺: 鋼製(鉄筋)コンクリート造 鉄筋コンクリート部は刷毛モルタル刷毛引のAEP 竪子 モルタル塗 床下面: 合板型枠コンクリート素地ハナ&笠木	雨口 鉄鋳製ドレイン 竪樋 硬質塩化ビニール管 O.P.	本体 鉄部 O.P.	1階床下湿気対策 鉄鋳製ブールドレン使用 バルコニー排水 石綿太平板(7cm) AEP 屋根足場用本足 鉄製 O.P. 本体下: ホール 鉄製 O.P. T.V. 共聴用アンテナ支持金具

内部仕上

室名	仕上下地材	床 仕上・塗装	巾木 仕上・塗装	腰 仕上・塗装	壁 仕上	壁 仕上・塗装	天井 仕上	天井 仕上・塗装	その他 木鉄部 塗装	備考
階段室	RC&ブロック造	防水モルタル塗(階上 階段共) 1階上階段はモルタル塗	防水モルタル塗(ロータート現場より) 1階上階段はモルタル塗	モルタル塗 AEP	モルタル刷毛引	AEP	モルタル刷毛引	AEP	本鉄部 O.P.	階段手摺: 鉄筋コンクリート素地モルタル刷毛引 階段手摺: 外部モルタル刷毛引の上ア[illegible] [illegible] [illegible] 1階階段下に[illegible] [illegible]
玄関	本造 コンクリート	ベニヤ107	本製 防水モルタル塗	O.S.V	プリントペイント モルタル塗	AEP	合板型枠コンクリート素地の上吸付	木毛板張込みビニルタイルカーペット(7cm)	AEP	本鉄部 O.S.V. カーテンレール(平面詳細図による) 下駄箱
廊下	本造 コンクリート	ベニヤ107	本製 同上	O.S.V 同上	プリントペイント モルタル	AEP	合板型枠コンクリート素地の上吸付	木毛板張込みビニルタイルカーペット(7cm)	AEP	鉄部 O.P.
浴室	コンクリート	アスファルト防水(熱工法5号)軽量コンクリート(防水押えとしてモルタル刷毛引) (1階は防水モルタル 軽量コンクリートなしで下地に直接防水モルタル塗) 合板 12mm ベニヤ下地 ポリエステル樹脂	100角タイル	モルタル塗	ペーライトボード(7cm)貼		木毛板張込みペーライトボード貼(7cm)		木鉄部 ラッカー	BF型浴槽据付と鉄鋼枠 ロッ地機(現場工事) カラースリ
便所	本造 コンクリート		100角タイル(メタルラスモルタル下地)	ラスボードプラスター					本鉄部 AEP	
洗面所	本造 コンクリート	ベニヤ107	100角タイル 本製 同上	O.S.V 同上	プラスター プリントペイント		ペーライトボード(7cm)貼	木毛板張込みペーライトボード(7cm)	鉄部 O.P.	
台所・食事室	本造 コンクリート	ベニヤ107	本製 同上	O.S.V 同上	モルタル塗 プリントペイント	AEP	合板型枠コンクリート素地の上吸付	木毛板張込みビニルタイルカーペット(7cm)	AEP	本鉄部 O.S.V 化粧棚 カーテンレール(平面詳細図による)
居室	本造 コンクリート	タタミ敷 一部ベニヤ107	タタミ寄セ 同上	鏡中桟 同上	100角タイル 内モルタル塗 石膏ボード張(7cm)	AEP AEP	合板型枠コンクリート素地の上吸付 (鉄筋コンクリート造(1)) 合板型枠コンクリート素地の上吸付	木毛板張込みビニルタイルカーペット(7cm) (鉄筋コンクリート造(7cm)) 木毛板張込みビニルタイルカーペット(7cm)	AEP AEP	鉄部 O.P. 本鉄部 O.S.V カーテンレール(平面詳細図による) 1階床 PZ+O
押入	本造 コンクリート	合板(7.5t)	鏡中桟 同上		プラスター 合板(7.5t)					平桟(合板 7.5t)
天袋	本造 コンクリート	合板(7.5t)	鏡中桟 同上		合板(7.5t) 合板(7.5t)		合板型枠コンクリート素地の上吸付	木毛板張込みビニルタイル(7cm)		

凡例 O.P. 油性または合成樹脂調合ペイント塗

AEP アクリルエマルジョンペイント塗(内部用)
〃 〃 〃 (内部用)(注)内部用AEP塗りヶ所ハ内部用使用ノ事.

W ワックス拭き
O.S.W 油性スライン ワックス拭き
O.S.V 油性スライン ワニス塗

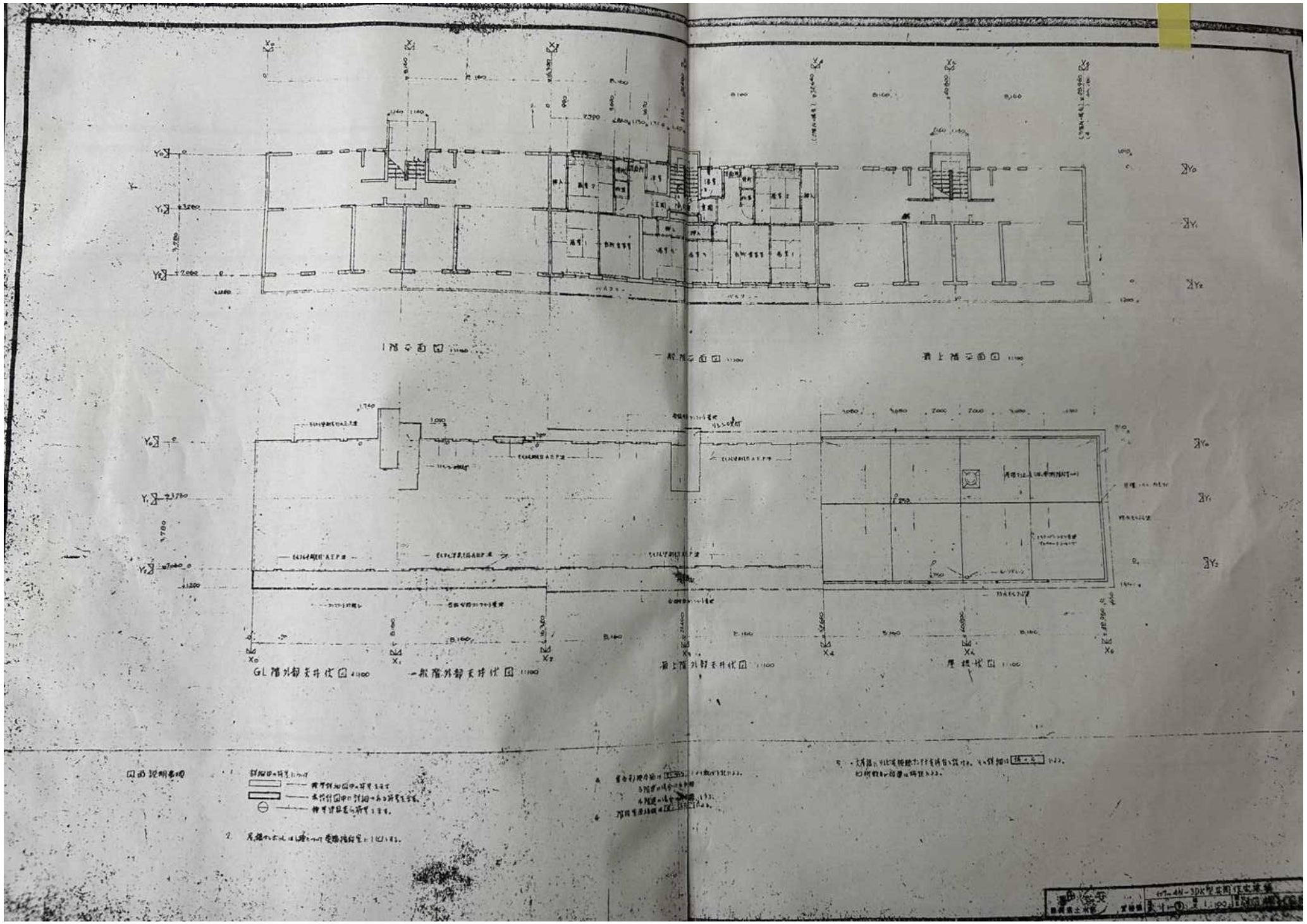
1階平面図 1:100
一般階平面図 1:100
最上階平面図 1:100
GL階外部建具伏図 1:100
一般階外部建具伏図 1:100
最上階外部建具伏図 1:100
屋根伏図 1:100
図面説明事項
2. 尺度のない図は縮尺1:100で実際作図されています。

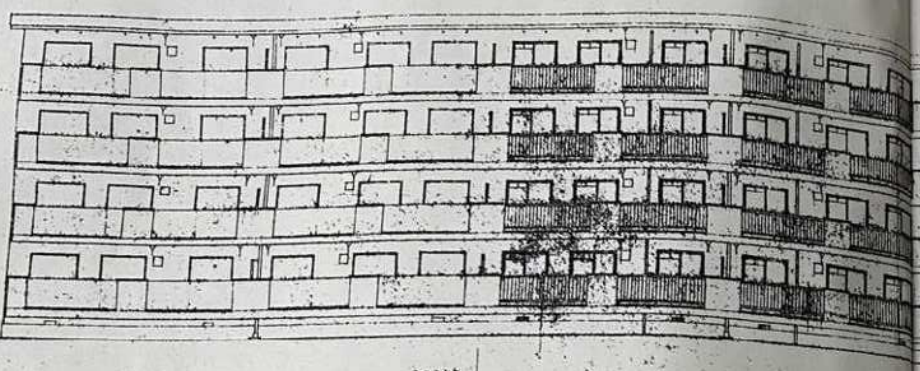

南側立面図

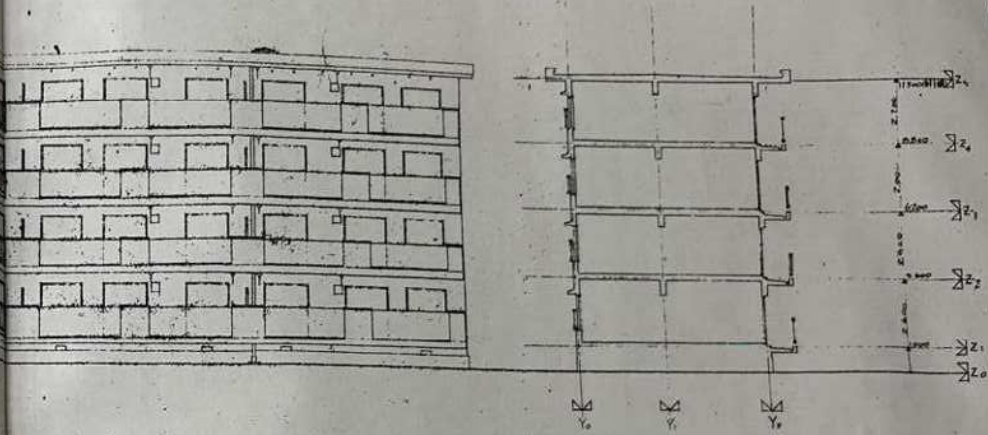

新面図

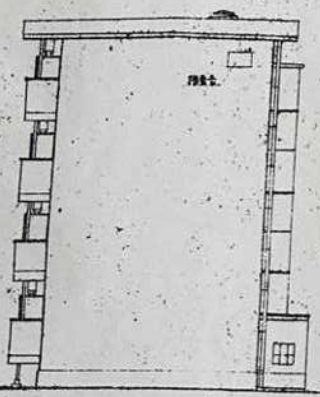

東側立面図

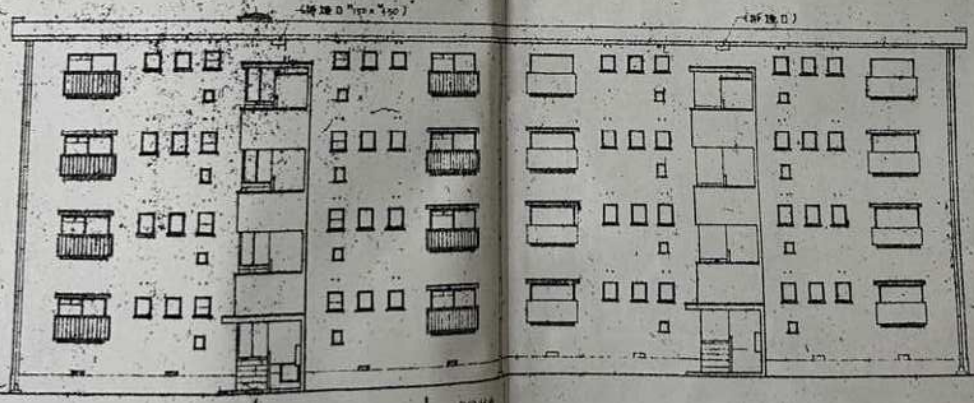

北側立面図

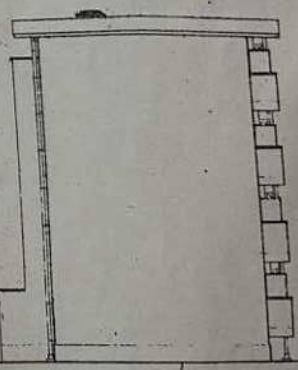

西側立面図

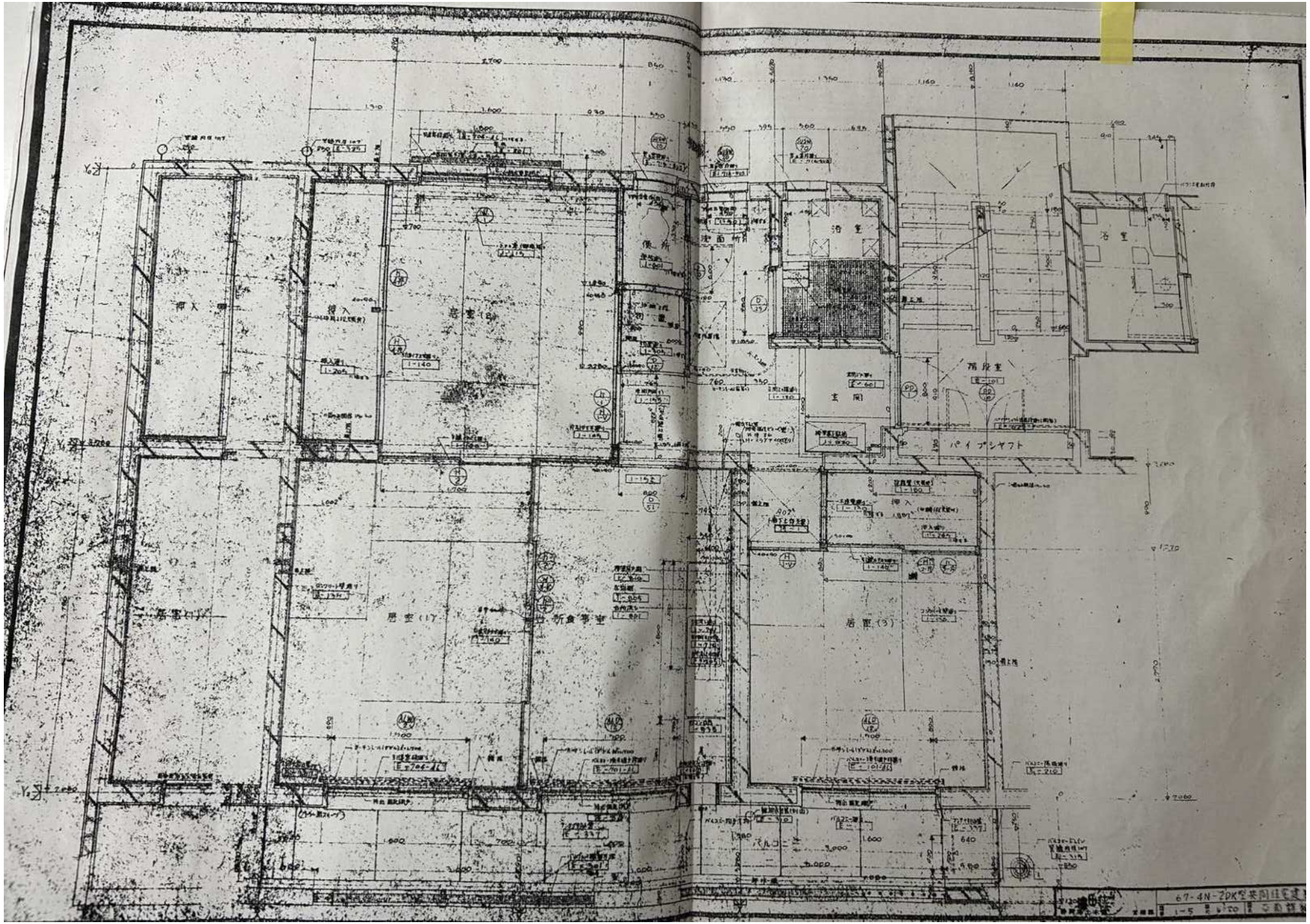
浴室
洗面所
便所
玄関
階段室
パイプシャフト
居室(2)
居室(1)
居室(3)
押入
67-4N-2DK

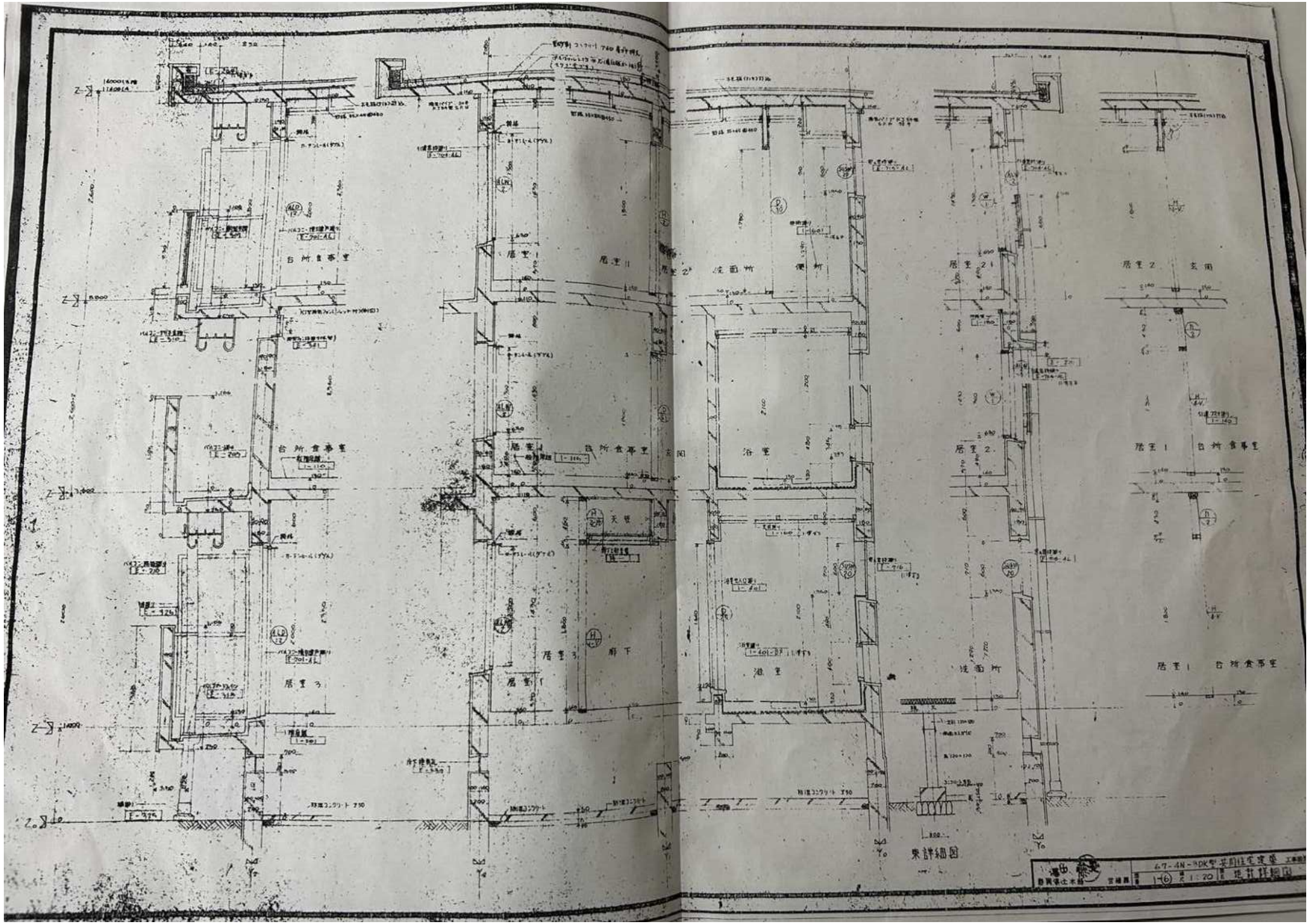
台所食事室
居室1
居室2
洗面所
便所
浴室
玄関
廊下
天井
東詳細図
1-6
1:20

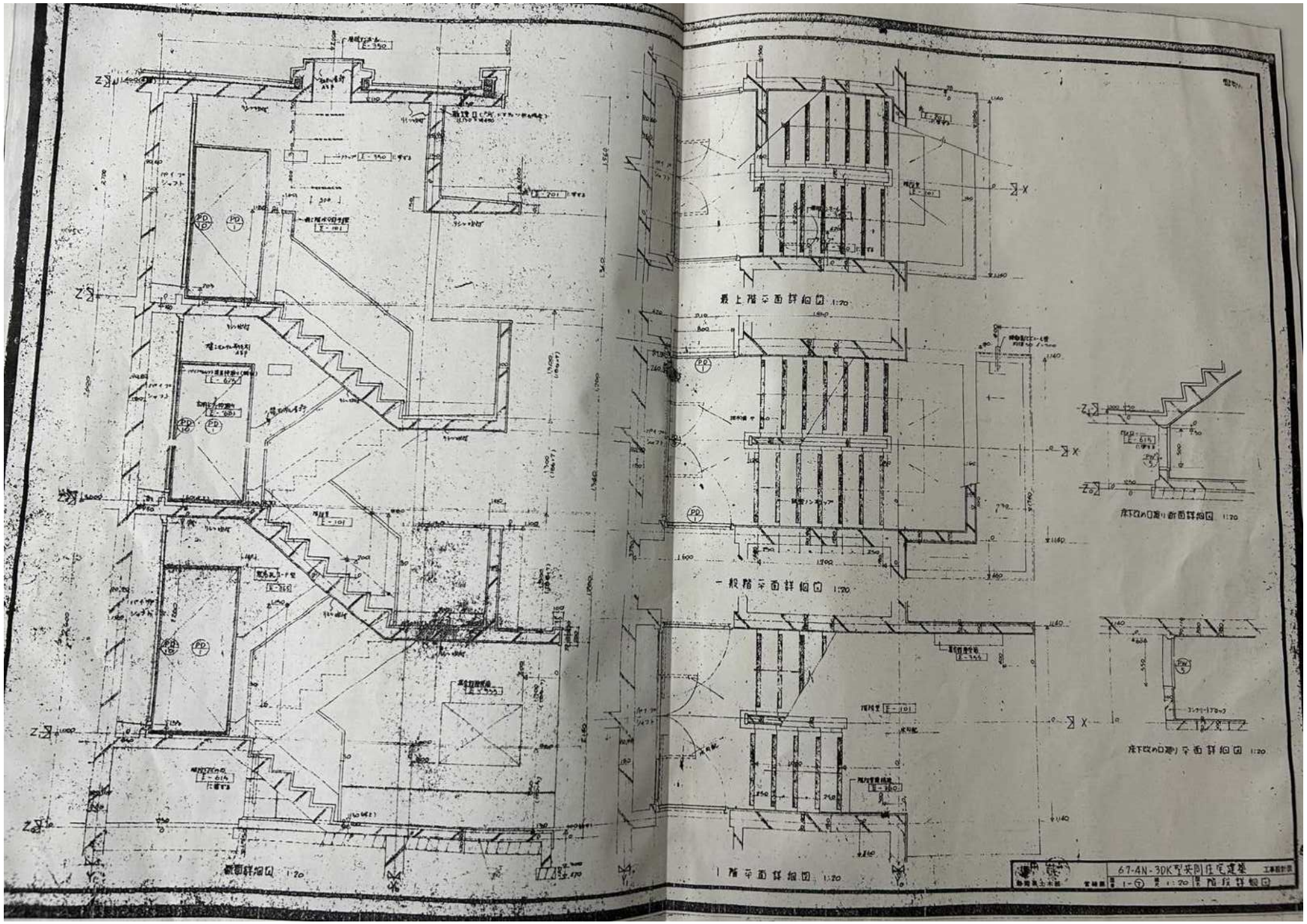
最上階平面詳細図 1:20
一般階平面詳細図 1:20
1階平面詳細図 1:20
断面詳細図 1:20
67-4N-30K型共同住宅建築
1-⑤ 1:20 階段詳細図

令和4年度瀬名教職員住宅
アスベスト等含有調査業務委託

報告書

令和４年９月

株式会社 静環検査センター

令和4年度瀬名教職員住宅アスベスト等含有調査業務委託

No.	施設名	採取場所	採取部位	試料名	分析方法		定性 JIS A 1481-1「建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第1部」					
							ｸﾘｿﾀｲﾙ	ｱﾓｻｲﾄ	ｸﾛｼﾄﾞﾗｲﾄ	ﾄﾚﾓﾗｲﾄ	ｱｸﾁﾉﾗｲﾄ	ｱﾝｿﾌｨﾗｲﾄ
1	瀬名教職員住宅	南棟	階段室天井	建築用仕上塗材	定性	偏光顕微鏡	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず
						推定質量分率(%)	無検出	無検出	無検出	無検出	無検出	無検出
						判定	試料は石綿を含有しない。					
2	瀬名教職員住宅	南棟	居室天井	建築用仕上塗材 (121号室)	定性	偏光顕微鏡	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず
						推定質量分率(%)	無検出	無検出	無検出	無検出	無検出	無検出
						判定	試料は石綿を含有しない。					

備考）－:分析を実施せず

塗装材　分析結果一覧

単位：mg/kg

採取施設	採取場所	PCB
瀬名教職員住宅	北棟　玄関扉（102 号室）	0.15 未満
	北棟　バルコニー物干し金物（101、102 号室）	0.15 未満
	中棟　玄関扉（112 号室）	0.15 未満
	中棟　バルコニー物干し金物（112 号室）	0.15 未満
	南棟　屋根マンホール	0.15 未満
	南棟　玄関扉（122 号室）	0.15 未満
基準値		0.5 以下

【採取位置図】

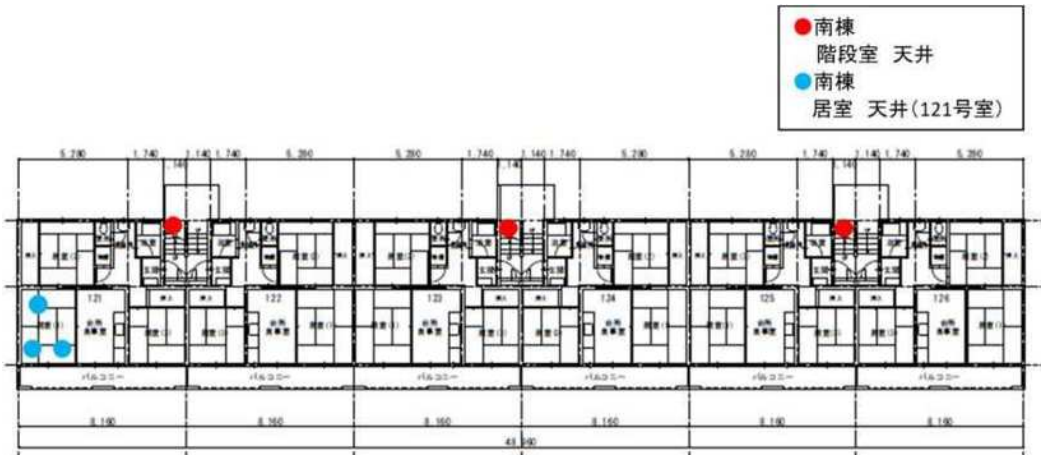

瀬名教職員住宅　建築用仕上塗材採取位置図

瀬名教職員住宅　塗装材採取位置図

【試験成績書】

試験成績書

第　MS20700039-1　号
令和 4 年 7 月 28 日

静岡県知事　様

静岡県藤枝市高柳2310番地
株式会社 静環検査センター
TEL 054(634)1000㈹

貴依頼による石綿(アスベスト)含有率測定結果は次の通りです。

受付日	令和 4 年 7 月 21 日			試料受付方法	採取	
業務名	令和4年度瀬名教職員住宅アスベスト等含有調査業務委託					
採取施設名	瀬名教職員住宅					
採取場所	南棟					
採取部位	階段室天井					
試料名	建築用仕上塗材					
試料採取日	令和 4 年 7 月 20 日					
採取者名	株式会社　静環検査センター　業務課 [redacted]					
測定ご依頼物質(石綿の種類)	ｸﾘｿﾀｲﾙ	ｱﾓｻｲﾄ	ｸﾛｼﾄﾞﾗｲﾄ	ﾄﾚﾓﾗｲﾄ	ｱｸﾁﾉﾗｲﾄ	ｱﾝｿﾌｨﾗｲﾄ
	○	○	○	○	○	○

＊当方採取以外の試料については、依頼者のお申し出により記入いたしました。

試験方法	JIS A 1481-1「建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第1部」	
試験内容	偏光顕微鏡による定性分析	
使用装置	双眼実体顕微鏡	*Nikon　SMZ745*
	偏光顕微鏡	*Nikon ECLIPSE LV100ND 位相差分散型 対物ﾚﾝｽﾞ10、40倍*
分析実施日	令和 4 年 7 月 21 日　～　令和 4 年 7 月 26 日	

分析結果3)（定性）	石綿の種類	ｸﾘｿﾀｲﾙ	ｱﾓｻｲﾄ	ｸﾛｼﾄﾞﾗｲﾄ	ﾄﾚﾓﾗｲﾄ	ｱｸﾁﾉﾗｲﾄ	ｱﾝｿﾌｨﾗｲﾄ
	偏光顕微鏡1)	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず
	推定質量分率2)(%)	無検出	無検出	無検出	無検出	無検出	無検出
	判定	試料は石綿を含有しない。					

備考	層1ｲﾎﾞﾘｰ、層2白色、層3灰色の3層構造。

<分析結果について>

1) 偏光顕微鏡：″含有″はアスベストの繊維が確認されたことを示し、″含有せず″はアスベストの繊維が確認されなかったことを示す。

2) 推定質量分率（%）：顕微鏡観察による概数を示し、″無検出″はアスベストの繊維が検出されなかった場合を示し、″検出″はアスベストの繊維が１本又は2本だけ検出された場合を示す。0.1%を超えるかどうかを確認する場合はJIS A 1481-5で定量分析を行う。

3) ″―″は分析を実施していないことを示す。

試験成績書

第　MS20700039-2　号
令和 4 年 7 月 28 日

静岡県知事　様

静岡県藤枝市高柳2310番地
株式会社　静環検査センター
TEL 054(634)1000(代)

貴依頼による石綿(アスベスト)含有率測定結果は次の通りです。

受付日	令和 4 年 7 月 21 日			試料受付方法	採取	
業務名	令和4年度瀬名教職員住宅アスベスト等含有調査業務委託					
採取施設名	瀬名教職員住宅					
採取場所	南棟					
採取部位	居室天井					
試料名	建築用仕上塗材（121号室）					
試料採取日	令和 4 年 7 月 20 日					
採取者名	株式会社　静環検査センター　業務課 [redacted]					
測定ご依頼物質（石綿の種類）	ｸﾘｿﾀｲﾙ	ｱﾓｻｲﾄ	ｸﾛｼﾄﾞﾗｲﾄ	ﾄﾚﾓﾗｲﾄ	ｱｸﾁﾉﾗｲﾄ	ｱﾝｿﾌｨﾗｲﾄ
	○	○	○	○	○	○

＊当方採取以外の試料については、依頼者のお申し出により記入いたしました。

試験方法	JIS A 1481-1「建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第1部」	
試験内容	偏光顕微鏡による定性分析	
使用装置	双眼実体顕微鏡	*Nikon　SMZ745*
	偏光顕微鏡	*Nikon ECLIPSE LV100ND 位相差分散型 対物ﾚﾝｽﾞ10、40倍*
分析実施日	令和 4 年 7 月 21 日　～　令和 4 年 7 月 26 日	

分析結果[3]（定性）	石綿の種類	ｸﾘｿﾀｲﾙ	ｱﾓｻｲﾄ	ｸﾛｼﾄﾞﾗｲﾄ	ﾄﾚﾓﾗｲﾄ	ｱｸﾁﾉﾗｲﾄ	ｱﾝｿﾌｨﾗｲﾄ
	偏光顕微鏡[1]	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず
	推定質量分率[2]（%）	無検出	無検出	無検出	無検出	無検出	無検出
	判定	試料は石綿を含有しない。					

備考	層1橙色、層2ﾍﾞｰｼﾞｭの2層構造。

<分析結果について>

1) 偏光顕微鏡："含有"はアスベストの繊維が確認されたことを示し、"含有せず"はアスベストの繊維が確認されなかったことを示す。
2) 推定質量分率（%）：顕微鏡観察による概数を示し、"無検出"はアスベストの繊維が検出されなかった場合を示し、"検出"はアスベストの繊維が１本又は2本だけ検出された場合を示す。0.1%を超えるかどうかを確認する場合はJIS A 1481-5で定量分析を行う。
3) "―"は分析を実施していないことを示す。

【分析結果報告書】

第 AF20700041-001 号 1/1
令和4年8月19日

分析結果報告書

静岡県知事　　様

計量証明事業所 静岡県知事登録 第 148-6 号
株式会社 静環検査センター
〒426-0041 静岡県藤枝市青柳2310番地
TEL 054-634-1000 FAX 054 634 1010

受付年月日	令和4年7月20日	受付方法	採取	天候	前日: 雨	当日: 晴
採取年月日	令和4年7月20日	採取時刻	11時12分	気温/水温	ー / ー	
採取者	[redacted]					
試料名	塗装材					
採取場所	瀬名教職員住宅 北棟 玄関扉（102号室）					
特記事項	含有試験					

（採取以外の試料については、依頼者のお申し出により記載致しました。）

ご依頼を受けました上記試料について分析した結果を下記の通り報告致します。

（採取以外の受付試料については、搬入された時点から当方の管理下となります。）

分析項目	単位	分析結果	分析方法
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/kg	0.15 未満	低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法（第5版GC/QMS法）
以下余白			

備考：

※分析結果欄に未満と表示されている数値は定量下限値を示します。
当社の許可なく、本分析結果報告書の一部を複製し使用することを禁止します。

第 AF20700041-002 号 1/1
令和4年8月19日

分析結果報告書

静岡県知事　　様

計量証明事業所 静岡県知事登録 第 148-6 号
株式会社 静環検査センター
〒426-0041 静岡県藤枝市高柳2310番地
TEL 054-634-1000 FAX 054-634-1010

受付年月日	令和4年7月20日	受付方法	採取	天候	前日: 雨	当日: 晴
採取年月日	令和4年7月20日	採取時刻	15時30分	気温/水温	― ／ ―	
採取者	[redacted]					
試料名	塗装材					
採取場所	瀬名教職員住宅 北棟 バルコニー物干し金物(101、102号室)					
特記事項	含有試験					

(採取以外の試料については、依頼者のお申し出により記載致しました。)

ご依頼を受けました上記試料について分析した結果を下記の通り報告致します。

(採取以外の受付試料については、搬入された時点から当方の管理下となります。)

分析項目	単位	分析結果	分析方法
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/kg	0.15 未満	低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法(第5版)
―以下余白―			

備考：

※分析結果欄に未満と表示されている数値は定量下限値を示します。
当社の許可なく、本分析結果報告書の一部を複製し使用することを禁止します。

第 AF20700041-003 号 1/1
令和4年8月19日

分析結果報告書

静岡県知事　　様

計量証明事業所 静岡県知事登録 第 148-6 号
株式会社 静環検査センター
〒426-0041 静岡県藤枝市高柳2310番地
TEL 054-634-1000 FAX 054-634-1010

受付年月日	令和4年7月20日	受付方法	採取	天候	前日: 雨	当日: 晴
採取年月日	令和4年7月20日	採取時刻	13時51分	気温/水温	― ／ ―	
採取者	[redacted]					
試料名	塗装材					
採取場所	瀬名教職員住宅 中棟 玄関扉（112号室）					
特記事項	含有試験					

（採取以外の試料については、依頼者のお申し出により記載致しました。）
ご依頼を受けました上記試料について分析した結果を下記の通り報告致します。
（採取以外の受付試料については、搬入された時点から当方の管理下となります。）

分析項目	単位	分析結果	分析方法
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/kg	0.15 未満	低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法（第5版GC/QMS法）
― 以下余白 ―			

備考：

※分析結果欄に未満と表示されている数値は定量下限値を示します。
当社の許可なく、本分析結果報告書の一部を複製し使用することを禁止します。

第 AF20700041-004 号　1/1
令和4年8月19日

分析結果報告書

静岡県知事　　様

計量証明事業所　静岡県知事登録 第 148-6 号

株式会社 静環検査センター
〒426-0041　静岡県藤枝市高柳2310番地
TEL 054-634-1000　FAX 054-634-1010

受付年月日	令和4年7月20日	受付方法	採取	天　候	前日:　雨	当日:　晴
採取年月日	令和4年7月20日	採取時刻	16時22分	気温/水温	ー　／　ー	
採　取　者	[redacted]					
試　料　名	塗装材					
採取場所	瀬名教職員住宅 中棟 バルコニー物干し金物（112号室）					
特記事項	含有試験					

（採取以外の試料については、依頼者のお申し出により記載致しました。）

ご依頼を受けました上記試料について分析した結果を下記の通り報告致します。

（採取以外の受付試料については、搬入された時点から当方の管理下となります。）

分析項目	単位	分析結果	分析方法
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/kg	0.15 未満	低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法（第5版GC/QMS法）
ー以下余白ー			

備考：

※分析結果欄に未満と表示されている数値は定量下限値を示します。
当社の許可なく、本分析結果報告書の一部を複製し使用することを禁止します。

第 AF20700041-005 号 1/1
令和4年8月19日

分析結果報告書

静岡県知事　　様

計量証明事業所　静岡県知事登録 第 148-6 号
株式会社 静環検査センター
〒426-0041　静岡県藤枝市高柳2310番地
TEL 054-634-1000　FAX 054-634-1010

受付年月日	令和4年7月20日	受付方法	採取	天　候	前日:　雨	当日:　晴
採取年月日	令和4年7月20日	採取時刻	10時10分	気温/水温	－　／　－	
採　取　者	[redacted]					
試　料　名	塗装材					
採取場所	瀬名教職員住宅 南棟 屋根マンホール					
特記事項	含有試験					

（採取以外の試料については、依頼者のお申し出により記載致しました。）
ご依頼を受けました上記試料について分析した結果を下記の通り報告致します。
（採取以外の受付試料については、搬入された時点から当方の管理下となります。）

分析項目	単位	分析結果	分析方法
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/kg	0.15 未満	低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法（第5版GC/QMS法）
― 以下余白 ―			

備考：

※分析結果欄に未満と表示されている数値は定量下限値を示します。

第 AF20700041-006 号　1/1
令和4年8月19日

分析結果報告書

静岡県知事　　様

計量証明事業所：静岡県知事登録 第 148-6 号

株式会社 静環検査センター
〒426-0041　静岡県藤枝市高柳2310番地
TEL 054-634-1000　FAX 054-634-1010

受付年月日	令和4年7月20日	受付方法	採取	天　候	前日：　雨	当日：　晴
採取年月日	令和4年7月20日	採取時刻	10時43分	気温/水温	ー　／　ー	
採　取　者	[redacted]					
試　料　名	塗装材					
採取場所	瀬名教職員住宅 南棟 玄関扉（122号室）					
特記事項	含有試験					

（採取以外の試料については、依頼者のお申し出により記載致しました。）

ご依頼を受けました上記試料について分析した結果を下記の通り報告致します。

（採取以外の受付試料については、搬入された時点から当方の管理下となります。）

分析項目	単位	分析結果	分析方法
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/kg	0.15 未満	低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法（第5版GC/QMS法）
ー 以下余白 ー			

備考：

※分析結果欄に未満と表示されている数値は定量下限値を示します。

【写真帳】

MS20700039-1

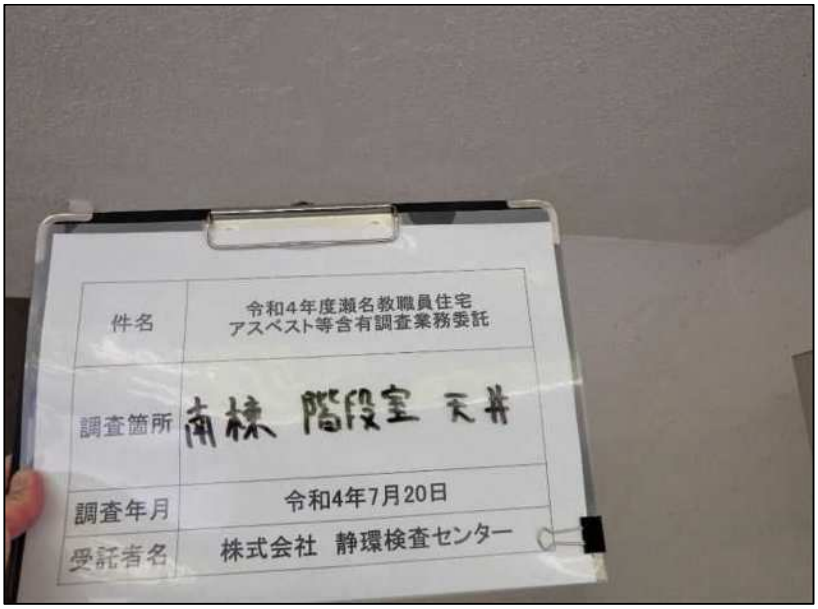

令和4年度瀬名教職員住宅
アスベスト等含有調査業務委託

試料名
建築用仕上塗材

採取場所･部位
南棟 階段室天井

採取前

調査日
令和4年7月20日

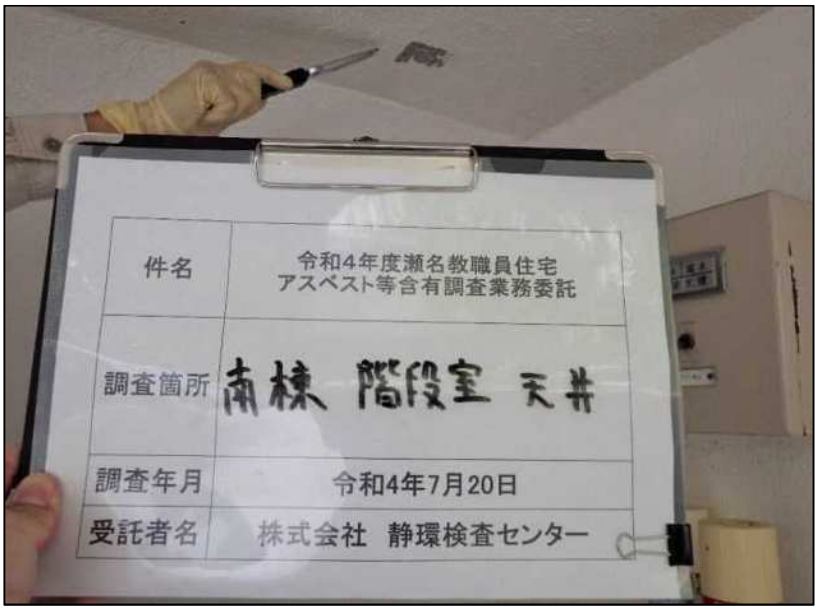

令和4年度瀬名教職員住宅
アスベスト等含有調査業務委託

試料名
建築用仕上塗材

採取場所･部位
南棟 階段室天井

採取状況

調査日
令和4年7月20日

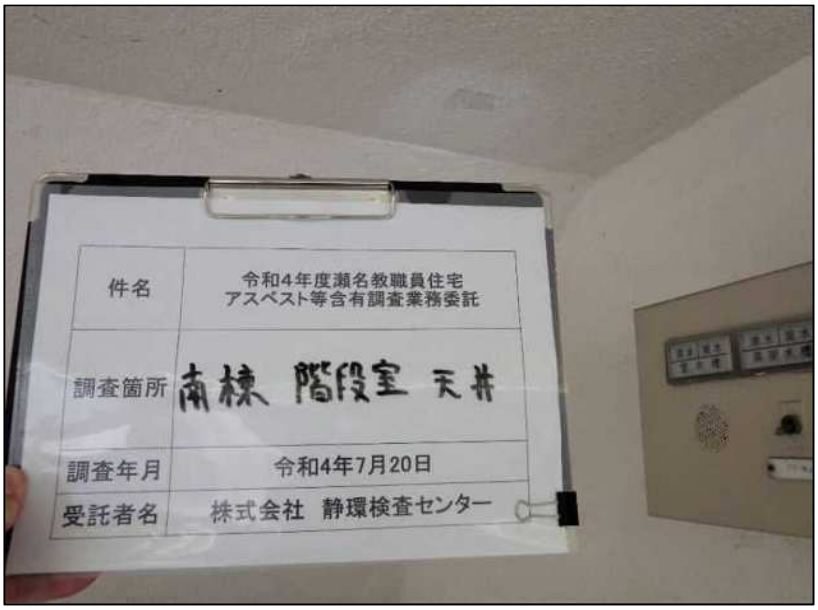

令和4年度瀬名教職員住宅
アスベスト等含有調査業務委託

試料名
建築用仕上塗材

採取場所･部位
南棟 階段室天井

採取後

調査日
令和4年7月20日

MS20700039-2

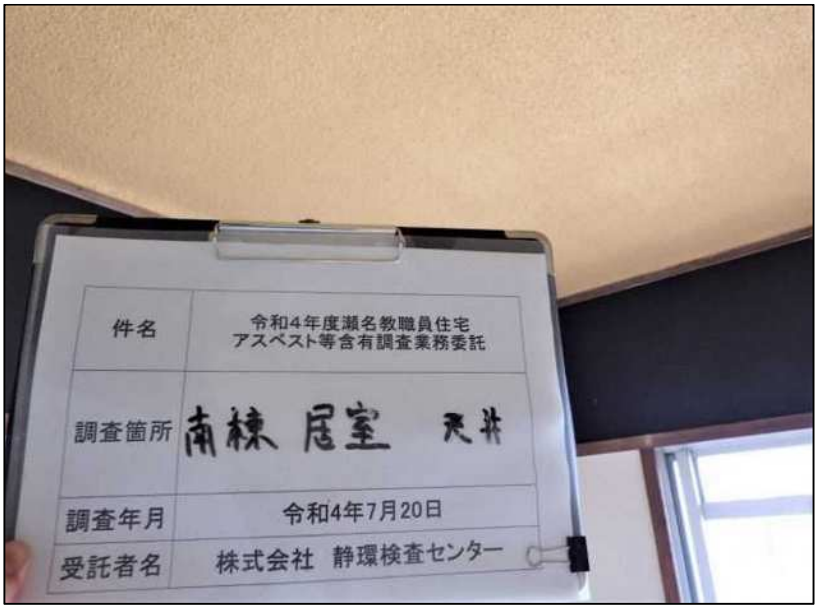

令和4年度瀬名教職員住宅
アスベスト等含有調査業務委託

試料名
建築用仕上塗材

採取場所･部位
南棟 居室天井（121号室）

採取前

調査日
令和4年7月20日

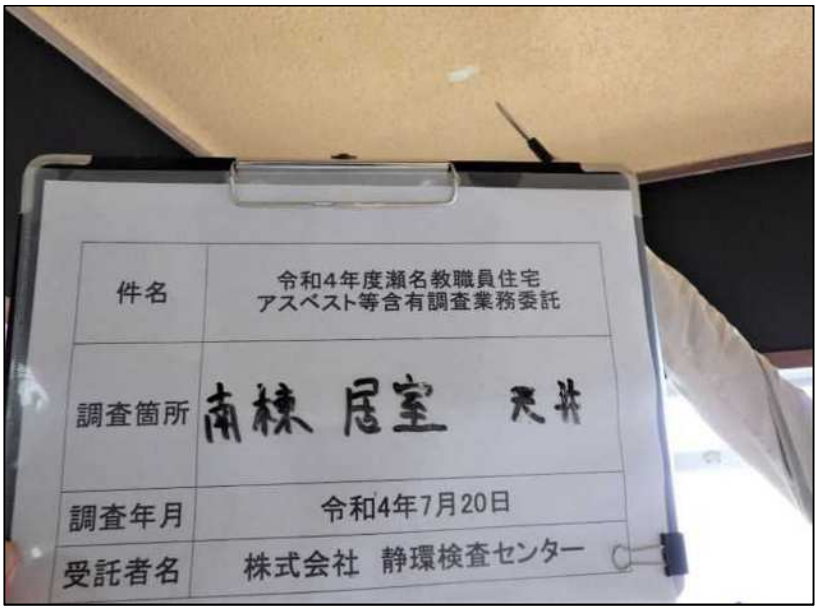

令和4年度瀬名教職員住宅
アスベスト等含有調査業務委託

試料名
建築用仕上塗材

採取場所･部位
南棟 居室天井（121号室）

採取状況

調査日
令和4年7月20日

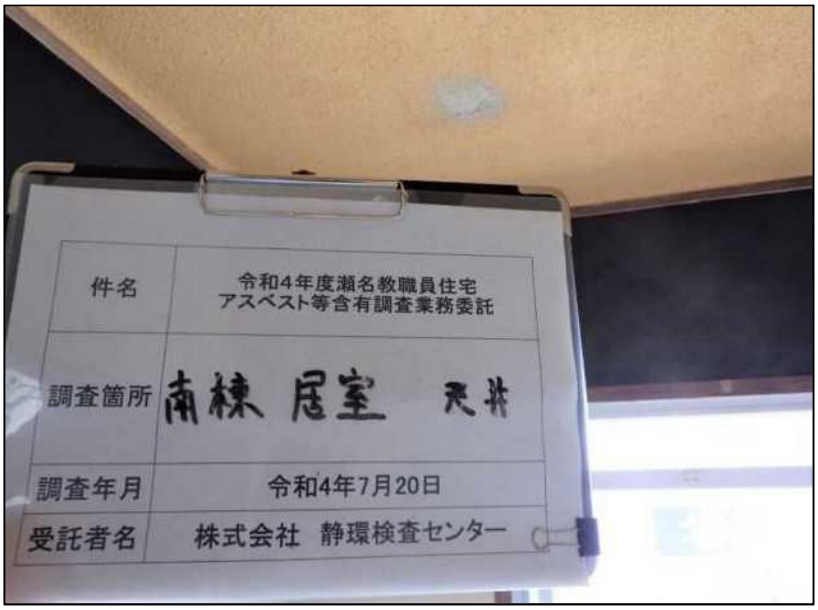

令和4年度瀬名教職員住宅
アスベスト等含有調査業務委託

試料名
建築用仕上塗材

採取場所･部位
南棟 居室天井（121号室）

採取後

調査日
令和4年7月20日

施設名：　瀬名教職員住宅
場　所：　南棟
部　位：　階段室天井
試料名：　建築用仕上塗材

試料1
全体

試料1
拡大

試料2
全体

試料2
拡大

試料3
全体

試料3
拡大

施設名：　瀬名教職員住宅
場　所：　南棟
部　位：　居室天井
試料名：　建築用仕上塗材(121号室)

試料1
全体

試料1
拡大

試料2
全体

試料2
拡大

試料3
全体

試料3
拡大

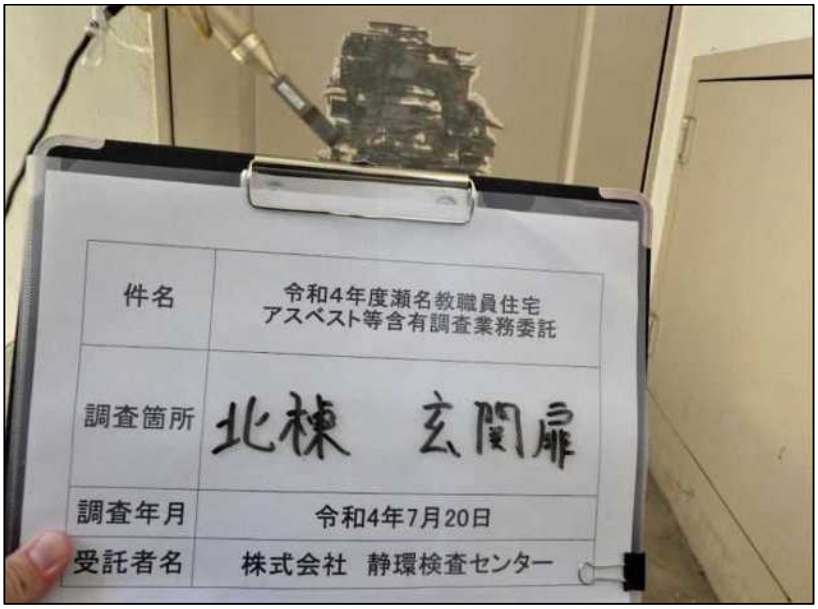

令和4年度瀬名教職員住宅
アスベスト等含有調査業務委託

試料名
塗装材

採取場所
北棟　玄関扉(102号)

採取状況

調査日
令和4年7月20日

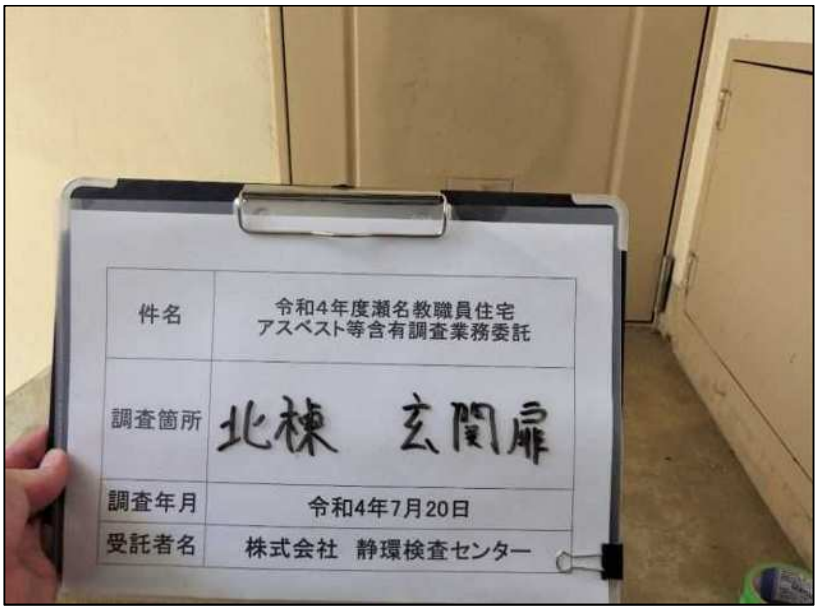

令和4年度瀬名教職員住宅
アスベスト等含有調査業務委託

試料名
塗装材

採取場所
北棟　玄関扉(102号)

採取後

調査日
令和4年7月20日

令和4年度瀬名教職員住宅
アスベスト等含有調査業務委託

試料名
塗装材

採取場所
北棟　玄関扉(102号)

採取試料

調査日
令和4年7月20日

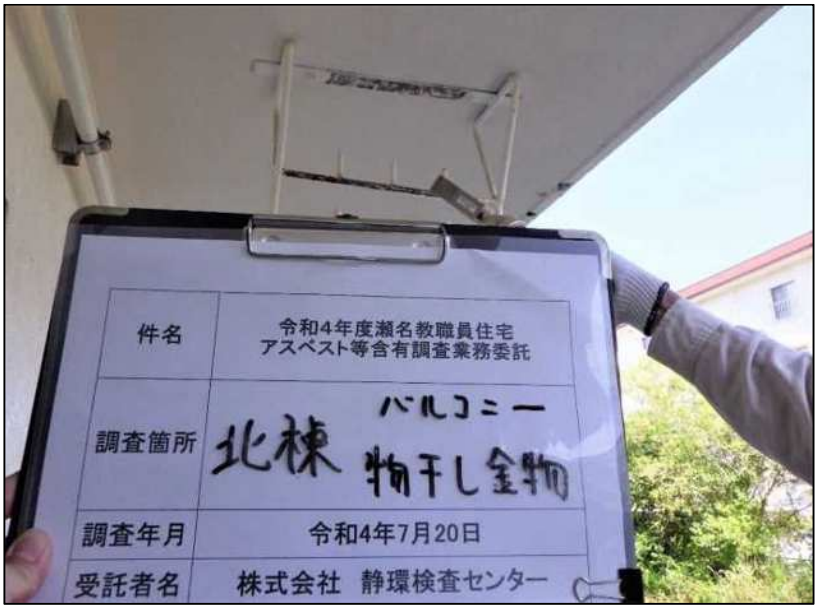

令和4年度瀬名教職員住宅
アスベスト等含有調査業務委託

試料名
塗装材

採取場所
北棟 バルコニー物干し金物
（101，102号室）
採取状況

調査日
令和4年7月20日

令和4年度瀬名教職員住宅
アスベスト等含有調査業務委託

試料名
塗装材

採取場所
北棟 バルコニー物干し金物
（101，102号室）
採取後

調査日
令和4年7月20日

令和4年度瀬名教職員住宅
アスベスト等含有調査業務委託

試料名
塗装材

採取場所
北棟 バルコニー物干し金物
（101，102号室）
採取試料

調査日
令和4年7月20日

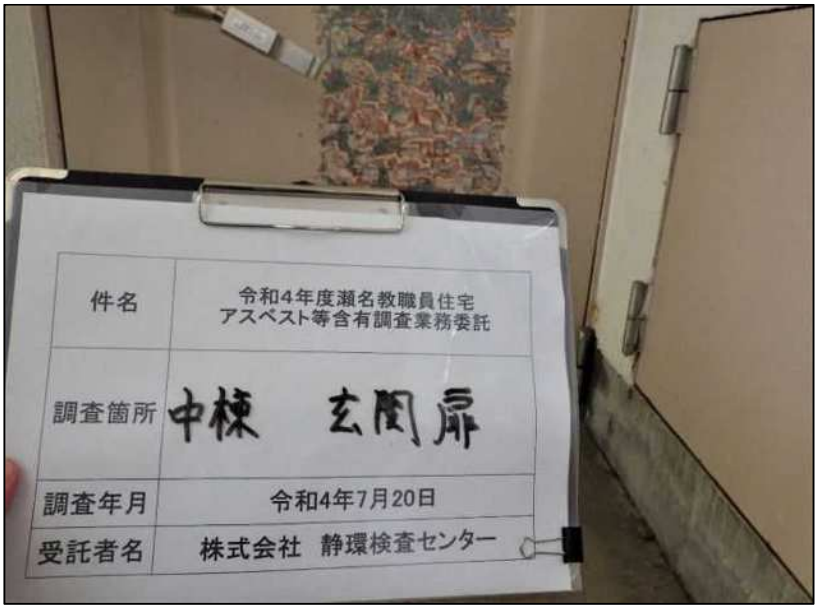

令和4年度瀬名教職員住宅
アスベスト等含有調査業務委託

試料名
塗装材

採取場所
中棟　玄関扉(112号室)

採取状況

調査日
令和4年7月20日

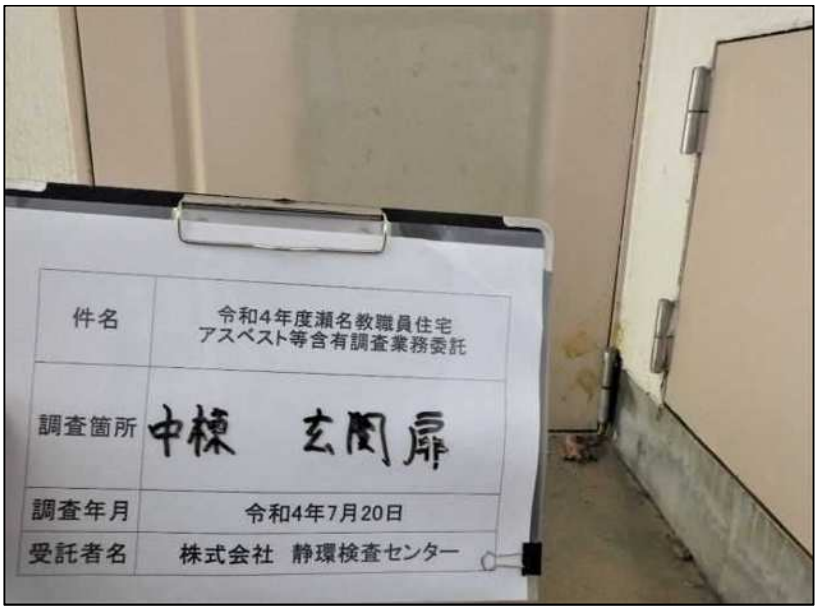

令和4年度瀬名教職員住宅
アスベスト等含有調査業務委託

試料名
塗装材

採取場所
中棟　玄関扉(112号室)

採取後

調査日
令和4年7月20日

令和4年度瀬名教職員住宅
アスベスト等含有調査業務委託

試料名
塗装材

採取場所
中棟　玄関扉(112号室)

採取試料

調査日
令和4年7月20日

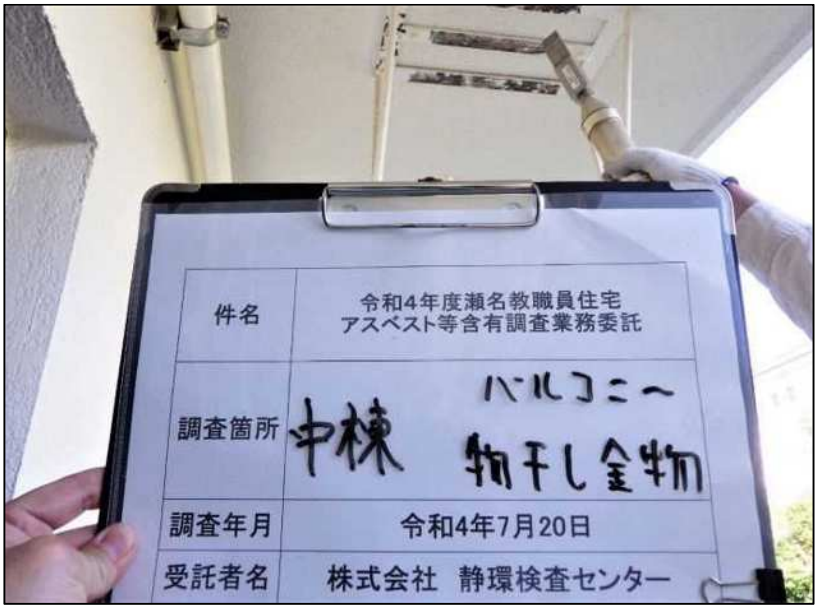

令和4年度瀬名教職員住宅
アスベスト等含有調査業務委託

試料名
塗装材

採取場所
中棟 バルコニー物干し金物
（112号室）
採取状況

調査日
令和4年7月20日

令和4年度瀬名教職員住宅
アスベスト等含有調査業務委託

試料名
塗装材

採取場所
中棟 バルコニー物干し金物
（112号室）
採取後

調査日
令和4年7月20日

令和4年度瀬名教職員住宅
アスベスト等含有調査業務委託

試料名
塗装材

採取場所
中棟 バルコニー物干し金物
（112号室）
採取試料

調査日
令和4年7月20日

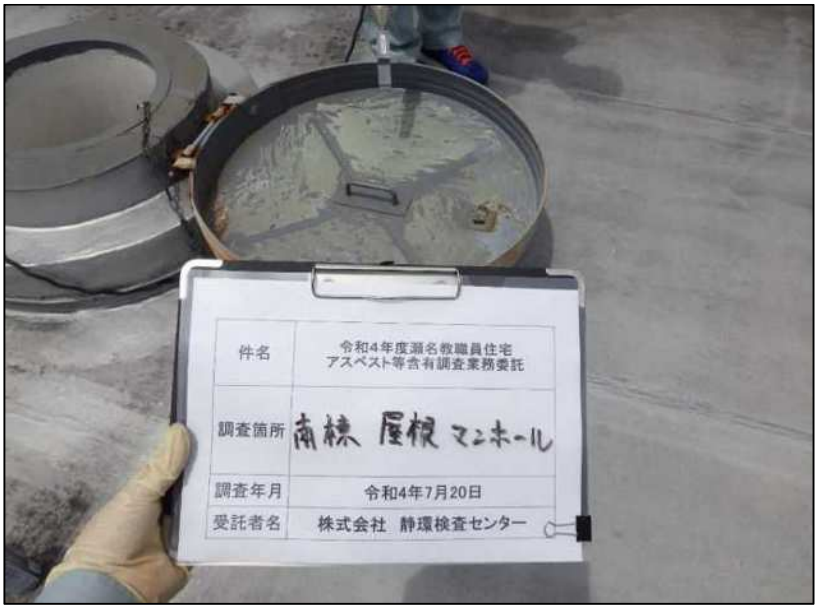

令和4年度瀬名教職員住宅
アスベスト等含有調査業務委託

試料名
塗装材

採取場所
南棟　屋根マンホール

採取状況

調査日
令和4年7月20日

令和4年度瀬名教職員住宅
アスベスト等含有調査業務委託

試料名
塗装材

採取場所
南棟　屋根マンホール

採取後

調査日
令和4年7月20日

令和4年度瀬名教職員住宅
アスベスト等含有調査業務委託

試料名
塗装材

採取場所
南棟　屋根マンホール

採取試料

調査日
令和4年7月20日

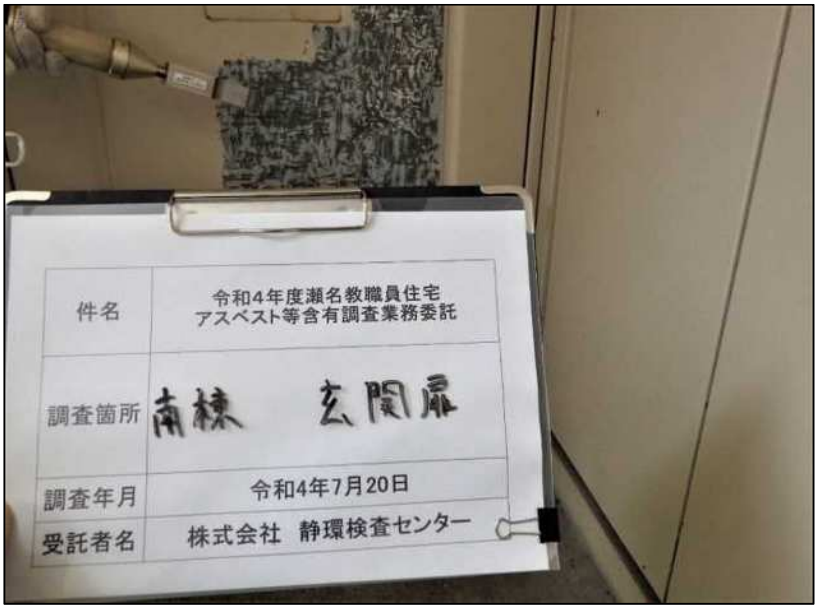

令和4年度瀬名教職員住宅
アスベスト等含有調査業務委託

試料名
塗装材

採取場所
南棟　玄関扉（122号室）

採取状況

調査日
令和4年7月20日

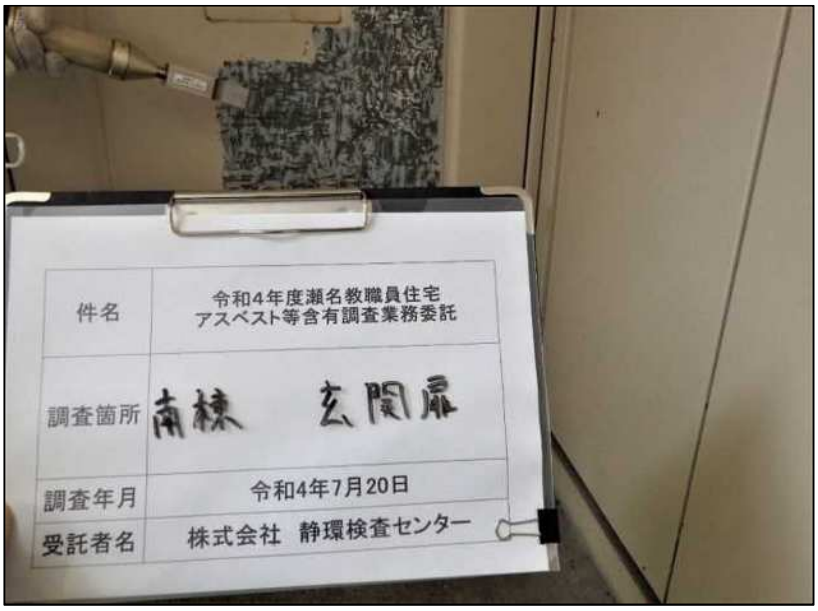

令和4年度瀬名教職員住宅
アスベスト等含有調査業務委託

試料名
塗装材

採取場所
南棟　玄関扉（122号室）

採取後

調査日
令和4年7月20日

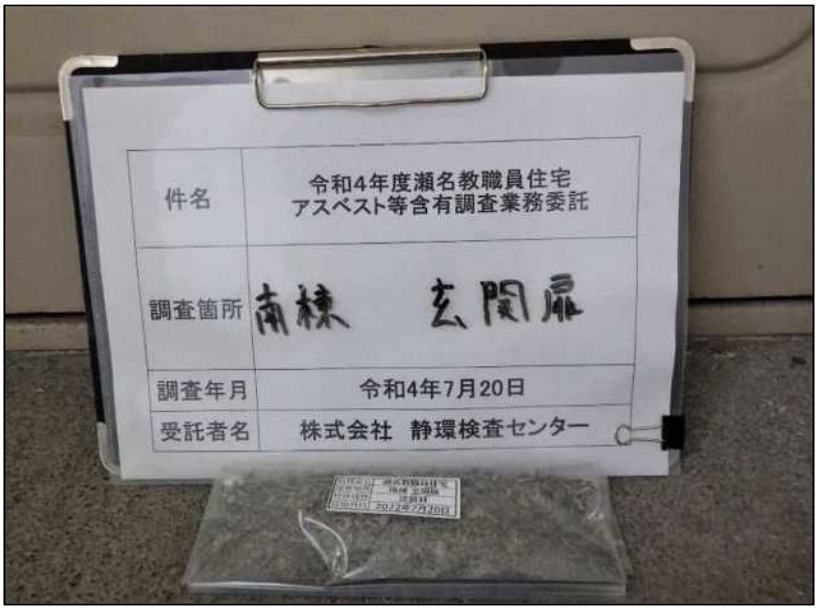

令和4年度瀬名教職員住宅
アスベスト等含有調査業務委託

試料名
塗装材

採取場所
南棟　玄関扉（122号室）

採取試料

調査日
令和4年7月20日

物　件　調　書

【土　地】					
所在及び地番	静岡市葵区瀬名一丁目200番455				
住居表示					
面　　積	2,545.64㎡(実測面積) 2,545.64㎡(公簿面積)	地目	宅　地(現況) 宅　地(公簿)	土地の形状	長方形地
接面道路の幅員、種別、状況等	南西側が幅員６ｍの舗装市道（瀬名住宅団地17号線）に路面よりやや高く、北東側が幅員2.9ｍの舗装道路（建築基準法第42条第２項道路）に等高に接面する。				
私道の負担等に関する事項	―				

法令に基づく制限の概要					
都市計画区域	市街化区域	用途地域	第２種中高層住居専用地域		
建　蔽　率	指定建蔽率　60%		基準建蔽率　70%		
容　積　率	指定容積率　200%		基準容積率　200%		
高さの制限	道路斜線制限	無・[有]	隣地斜線制限	無・[有]	
	北側斜線制限	無・[有]	絶対高さ制限	[無]・有	
	日影による中高層の建築物の制限		無・[有]		
外壁後退	[無]・有		壁面線の制限	[無]・有	
準防火地域	[無]・有		防火地域	[無]・有	
その他	高度地区(最高限２種16ｍ)、屋外広告物特別規制地域（第2種特別規制地域)、景観法、盛土規制法(宅地造成等工事規制区域)				
※ 各制限内容の詳細は、関係市町村の建築確認担当課にお問い合わせください。					

供給処理施設の状況			事業所名	電話番号
	電　気	引込不可・[引込可]	中部電力パワーグリッド（株）静岡支社	0120-977-106
	上水道	引込不可・[引込可]	静岡市上下水道お客様サービスセンター	054-251-1132
	下水道	引込不可・[引込可]	静岡市上下水道お客様サービスセンター	054-251-1132
	都市ガス	引込不可・[引込可]	(株)TOKAI　静岡支店	054-237-3661
			静岡ガス(株)エリア開発グループ	054-285-2172
	ＬＰガス	引込不可・[引込可]	(株)TOKAI　静岡支店	054-237-3661
	※ 引込み費用等の詳細は、上記事業所にお問い合わせください。			

交通機関（直線距離）		
	バ　ス	しずてつジャストライン「東部団地」停留所：物件の北方約60ｍ
	鉄　道	JR東海道本線「草薙」駅：物件の南東方約2.2km

公共施設（直線距離）		
	役場	静岡市役所・葵区役所　：物件の南西方約5.2km
	小学校	静岡市立千代田東小学校　：物件の南西方約900ｍ
	中学校	静岡市立西奈中学校　：物件の東方約640ｍ

【　建　　物　】		
所　　在	静岡市葵区瀬名一丁目200番地435	
建物の状況 （主である建物）	家屋番号	200番435の１
	構造・用途	鉄筋コンクリート造陸屋根４階建
	延床面積	1,572.48㎡
	建築時期	昭和42年７月15日建築
	設計等	瀬名教職員住宅（北棟）として設計
建物の状況 （付属建物）	家屋番号	符号１
	構造・用途	木造スレート葺平家建
	延床面積	12.99㎡
	建築時期	昭和42年７月15日建築
	設計等	物置として設計
建物の状況 （付属建物）	家屋番号	符号２
	構造・用途	木造スレート葺平家建
	延床面積	25.82㎡
	建築時期	昭和42年７月15日建築
	設計等	物置として設計
建物の状況 （付属建物）	家屋番号	符号３
	構造・用途	木造スレート葺平家建
	延床面積	38.70㎡
	建築時期	昭和42年７月15日建築
	設計等	物置として設計
建物の状況 （付属建物）	家屋番号	符号４
	構造・用途	コンクリートブロック造陸屋根平家建
	延床面積	8.74㎡
	建築時期	昭和42年７月15日建築
	設計等	機械室として設計
建物の状況 （主である建物）	家屋番号	200番435の２
	構造・用途	鉄筋コンクリート造陸屋根４階建
	延床面積	1,572.48㎡
	建築時期	昭和43年７月15日建築
	設計等	瀬名教職員住宅（中棟）として設計

建物の状況 (付属建物)	家屋番号	符号１
	構造・用途	木造スレート葺平家建
	延床面積	12.99㎡
	建築時期	昭和43年７月15日建築
	設計等	物置として設計
建物の状況 (付属建物)	家屋番号	符号２
	構造・用途	木造スレート葺平家建
	延床面積	25.82㎡
	建築時期	昭和43年７月15日建築
	設計等	物置として設計
建物の状況 (付属建物)	家屋番号	符号３
	構造・用途	木造スレート葺平家建
	延床面積	38.70㎡
	建築時期	昭和43年７月15日建築
	設計等	物置として設計
建物の状況 (付属建物)	家屋番号	符号４
	構造・用途	コンクリートブロック造陸屋根平家建
	延床面積	8.74㎡
	建築時期	昭和43年７月15日建築
	設計等	機械室として設計
外構工事・工作物等	屋外掲示板、フェンス、自転車置場、受水槽ほか	

◎参考事項(物件の状況、法令上の制限等に関する特記事項)

-建物について-

・本件建物は無価値であり、買主が解体することを前提に売払うものです。解体に当たっては必要に応じて入札番号120瀬名教職員住宅元施設①の落札者と調整の上行ってください。

・このため、本件建物の設備等については、経年変化及び使用に伴う性能低下、損傷、使用不能等があります。

・本件建物内の物品類は現況での引渡しとなります。

・本件建物についてアスベスト調査を令和４年度に実施しており、アスベストは検出されませんでした。

・本件建物の家屋番号200番435の２について、令和４年度に住宅敷地を200-435と200-455に分筆したため、建築基準法の不適格建築物となっている可能性があります。

・本件建物の建物図面等について一部現存しないものがあります。

・本件建物中棟の一部の居室について、内装が完全に取り外されています。

-土地について-

・本件土地の埋設物調査は実施しておりません。昭和42年度の建築工事設計図面を参照した限り、少なくとも建物（北棟）に本杭が172本埋設されていることが確認されています。

・架空線が敷地の一部の上空を通っています。

・物件敷地内の工作物、構造物及び樹木は現況のまま引き渡します。

・土壌汚染調査は未実施です。

・樹木が隣地に越境している可能性があります。

・物件西側の構造物が市道側に越境しています。

・北東側道路は片側1.1mのセットバックを要します。

・上下水道について引込み直しが必要になる可能性があります。

・本件土地は(株)TOKAIの集中供給区域になりますが、北東側道路の南棟から中棟あたりまで口径50mmの静岡ガス(株)の都市ガス配管があります。ただし、物件内への引込みは行っておりません。また、北棟付近までは本管が敷設されていないため、静岡ガス(株)の都市ガス配管から都市ガスを引き込む場合は、静岡ガス(株)（054-285-2172）まで御相談ください。

・令和４年度に測量を行っており、境界標についても全て現存していますが、一部経年により判別しにくくなっている箇所があります。

・中部電力パワーグリッド株式会社所有の電柱及び支線が設置されていますが、現況のまま引き渡します。

・浄化槽については、住宅建設段階において設置を取りやめた形跡がありますが、地中に残置されている可能性もあります。

※物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための資料にすぎません。

必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての現地確認を行ってください。

品質に係る注意事項

(1) 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載のない限り、現状のままで行います。

(2) 埋設物調査は実施していませんので、地中埋設物が存在している可能性があります。

(3) 物件によっては、上下水道設備、ガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認していません。これらの設備の品質は保証できません。

(4) 物件及び隣接地の擁壁・直壁・ブロック塀、埋設管等について、地上及び地中にて境界を越えている場合があります

(5) 物件の敷地内(地中を含む)にゴミ(家電等を含む)・ガラ・砕石・切り株・雑草等が存在する場合があります。

(6) 物件調書に特段の記載のない限り、土壌汚染及び地盤に関する調査は行っていません。

その他の注意事項（契約不適合責任の免責等）

(1) 建物の建築図面等がある場合は静岡県教育委員会教育施設課において閲覧できます。

(2) 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載のない限り、現状のままで行いますので、物件調書をご参照のうえ、必ず事前に現地の確認をしてください。
なお、物件調書と現状が異なる場合には現状を優先します。

(3) 建物を解体撤去する場合の費用負担については、県は対応しません。また、解体撤去する場合は、騒音等の周辺の環境に配慮してください。

(4) 敷地の形質変更を行う際は、形質変更に伴う粉塵防止対策として、散水等に努めてください。

(5) 土地の形質変更をする場合の費用負担については、県は対応しません。また、土地の形質変更をする場合は、騒音・粉塵防止対策等の周辺の環境に配慮してください。

(6) 現在の建物を解体撤去後、新たな建物を建築するにあたっては、建築基準法、文化財保護法及び県、市町の条例のほか協定等により、指導がなされる場合や開発負担金等が必要となる場合がありますので、関係機関にご確認ください。

(7) 物件によっては、敷地内にフェンス、塀、柵等が設置されていますが、これらの工作物の補修・改修・撤去・再築造及びその費用負担については、県は対応しません。

(8) 埋設物調査は実施していませんので、地中埋設物が存在している可能性があります。地中埋設物が発見されたとしても、これらの撤去及びその費用負担については、県は対応しません。

(9) 物件によっては、埋蔵文化財包蔵地に該当するため、開発方法によっては試掘調査が必要となる場合があります。(詳しくは物件所在市町村の教育委員会にお問合わせください。)

(10) 物件によっては、上下水道設備、ガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認していません。これらの敷設設備の補修・移設・改修・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応しません。

(11) 物件及び隣接地の擁壁・直壁・ブロック塀、埋設管等について、地上及び地中にて境界を越えている場合がありますが、現状引渡しとなりますので、移設・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応しません。

(12) 物件の敷地内及び敷地上空又は隣接地等に電柱(電信柱・電柱付属物・電線等を含む)・支線・ゴミ置き場・道路設置物(ガードレール等)・道路標識(カーブミラー等を含む)等がある場合の移設・撤去等の可否等の取扱いについては、設置者又は管理者等にお問い合わせください。県ではこれらについて対応しません。

(13) 物件の敷地内(地中を含む)にゴミ(家電等を含む)・ガラ・砕石・切り株等が存在する場合があ

ります（品質）が、撤去及びその費用負担等については、県は対応しません。

(14)現状での引渡しのため、現地の除草・伐採及びその費用負担等については、県は対応しません。

(15)建物のアスベストについては、他に記載のある場合を除き、専門業者による調査は実施していません。調査の費用負担とアスベストが発見された場合の除去及びその費用負担等については、県は対応しません。

案　　内　　図


東部団地
東部団地
ファミリーマート
瀬名茶ノ木田公園
対象不動産
東部団地
瀬名第一公園
凡例
売払い物件
※およその位置を示す案内図になります。
土地の正確な形状を表すものではありません。
75m
1:1,600
出典：静岡県地理情報システム／Maptiles by MIERUNE, under CC BY. Data by OpenStreetMap contributors, under ODbL.

公用 静岡県静岡市葵区瀬名1丁目200－455　　全部事項証明書　　（土地）

表　題　部　（土地の表示）	調製	余白	不動産番号	0800001275170
地図番号	H3　23－1　23－2 23－3　23－4	筆界特定	余白	
所　在	静岡市葵区瀬名一丁目		余白	

①地番	②地目	③地積 ㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
200番455	宅地	2545 64	200番435から分筆 〔令和5年1月20日〕

権利部（甲区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	合併による所有権登記	昭和43年4月26日 第17451号	所有者　静　岡　県 順位1番の登記を転写 令和5年1月11日受付 第383号

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年9月20日
静岡地方法務局　　登記官　　中　村　元　昭

＊「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
＊ 下線のあるものは抹消事項であることを示す。　　整理番号　D43246　（2／3）　1／1

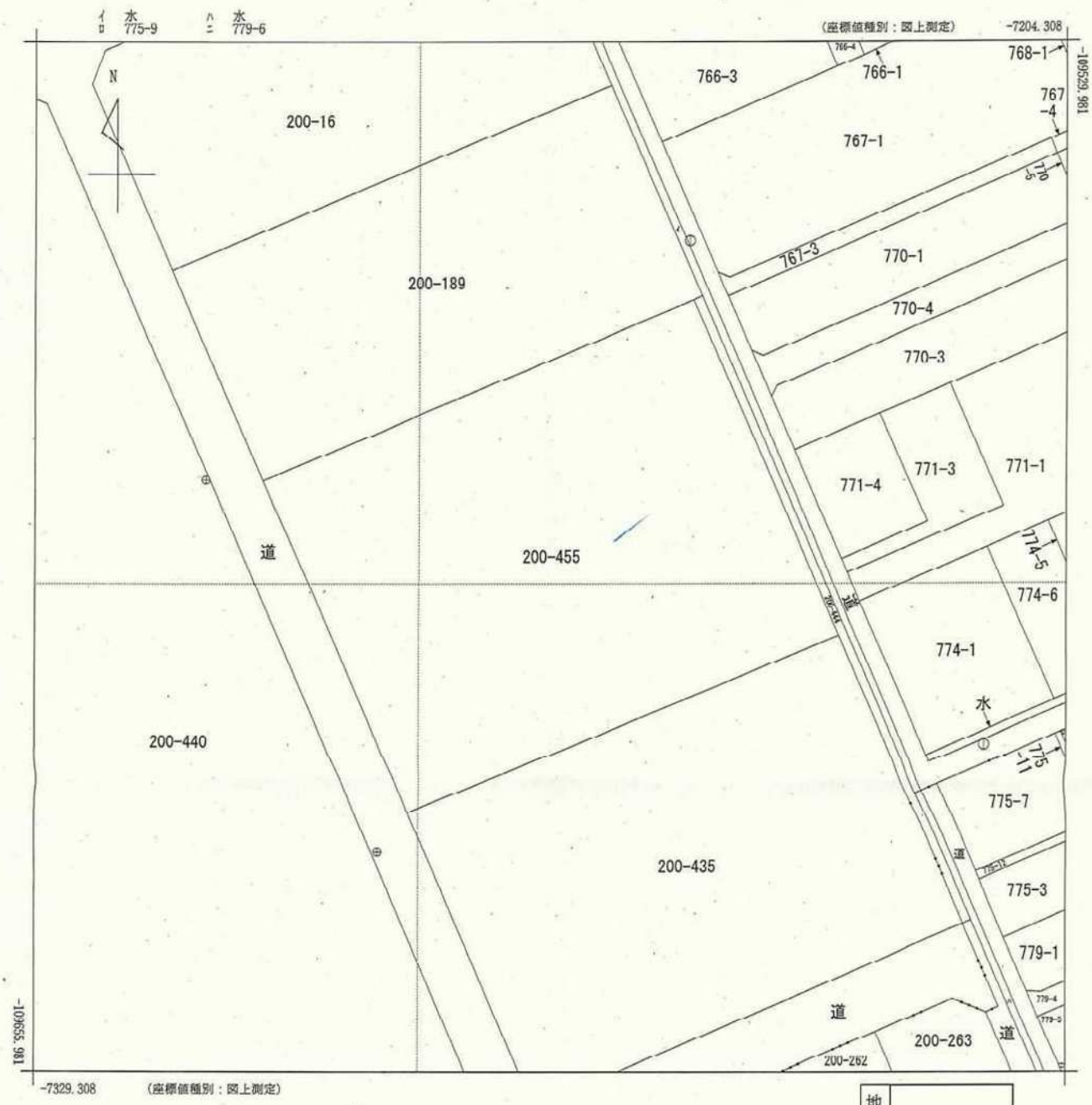

請求部分	所　在	静岡市葵区瀬名一丁目				地　番	200番455		
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	Ⅷ	分類	地図(法第１４条第１項)	種類	地籍図
作成年月日				備付年月日(原図)		補記事項			

Ａ３→Ａ４に縮小

請求番号：25-2
(1/1)

公用

公印

登記年月日：令和5年1月20日

地積測量図

(1/2)

地番	200-435, 200-455
土地の所在	静岡市葵区瀬名一丁目

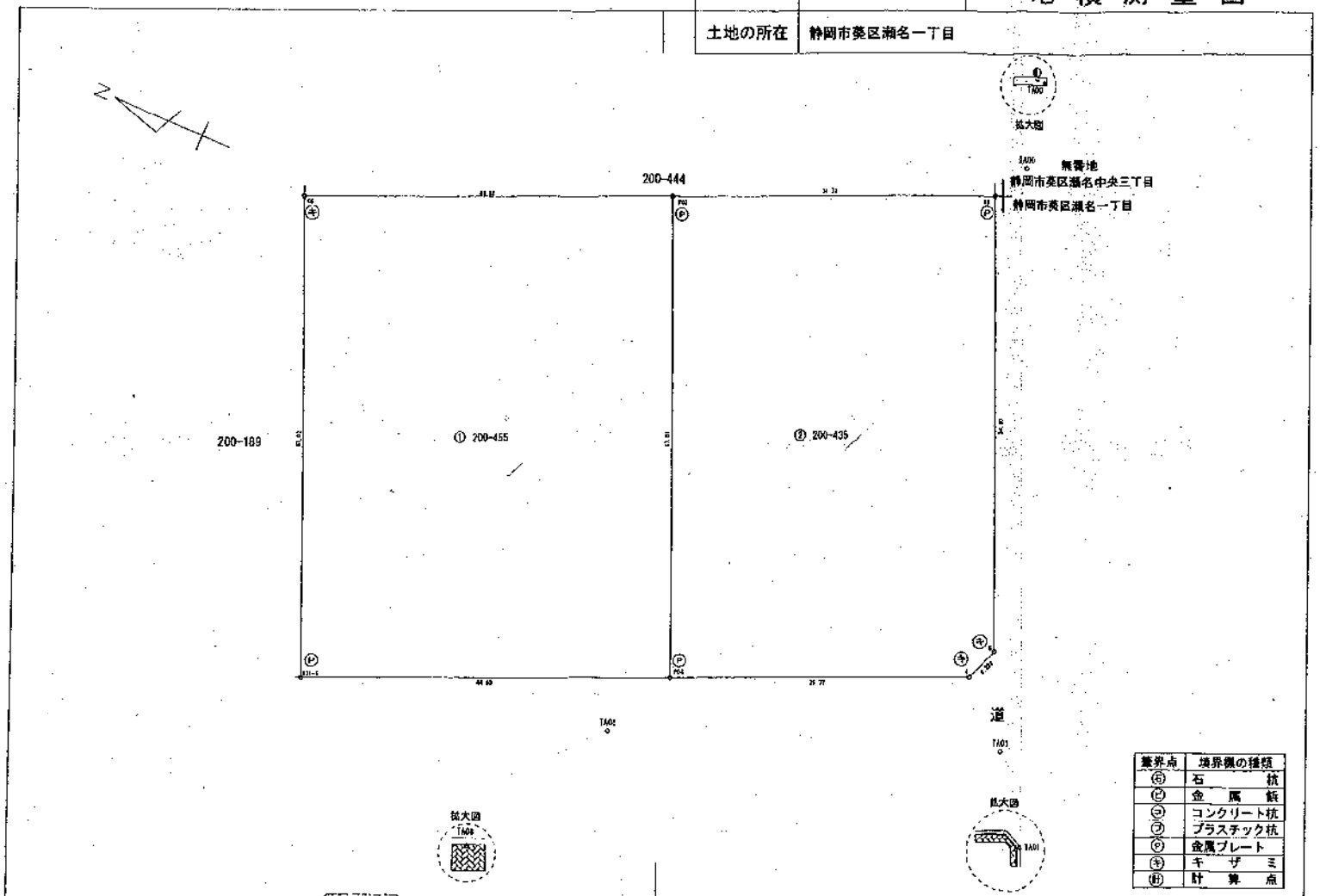

作成者	静岡市葵区西草深町7番13号 土地家屋調査士　安本　耕治	(令和　5　年　1　月　6　日作成)	嘱託者	静岡県知事　川勝平太	縮尺	1/500

請求番号：25-4　(1/2)

A３→A４に縮小

公用

登記年月日：令和5年1月20日

地　　番	200-435、200-456
土地の所在	静岡市葵区瀬名一丁目

地積測量図

(2/2)

求積表

地番	① 200-455			
NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn・(Yn+1-Yn-1)
131-1	-109583.865	-7301.569	34.796	-3813080.166540
46	-109561.307	-7249.192	69.981	-7663209.825167
P03	-109602.379	-7231.588	-34.796	3813724.379684
P04	-109624.854	-7283.988	-69.981	7671656.903774
			合　計	5991.295751
			合　計　面　積	2545.647875
			地　積	2545.64 ㎡

地番	② 200-435			
NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn・(Yn+1-Yn-1)
19	-109637.963	-7216.338	-34.370	3768256.788310
5	-109659.273	-7265.956	-53.550	5872254.069150
4	-109657.729	-7269.888	-18.030	1977126.853670
P04	-109624.854	-7283.988	38.300	-4198631.908200
P03	-109602.379	-7231.588	67.650	-7414600.939350
			合　計	4406.853780
			合　計　面　積	2203.431890
			地　積	2203.43 ㎡

測量年月日	令和4年12月23日
座標系	任意座標

点　名	X座標	Y座標	備　考
TA00	-109640.239	-7211.851	トラバース点
TA01	-109664.813	-7276.630	トラバース点
TA08	-109620.445	-7292.725	トラバース点

作成者	静岡市葵区西草深町7番13号 土地家屋調査士　安本　耕治	(令和 5 年 1 月 6 日作成)	嘱託者	静岡県知事　川勝平太	縮尺	1/

請求番号：25-4

(2/2)

A３→A４に縮小

公用 静岡県静岡市葵区瀬名1丁目200－435－1　　全部事項証明書　　（建物）

表　題　部　（主である建物の表示）	調製	平成10年9月24日	不動産番号	0800000434364

所在図番号	余白	
所　在	静岡市瀬名一丁目　200番地435	余白
	静岡市葵区瀬名一丁目　200番地435	平成17年4月1日変更 平成17年8月30日登記
家屋番号	200番435の1	余白

①種類	②構造	③床面積 ㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
共同住宅	鉄筋コンクリート造陸屋根4階建	1階 393.12 2階 393.12 3階 393.12 4階 393.12	昭和42年7月15日新築
余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年9月24日

表　題　部　（附属建物の表示）

符号	①種類	②構造	③床面積 ㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
1	物置	木造スレート葺平家建	12.99	余白
2	物置	木造スレート葺平家建	25.82	余白
3	物置	木造スレート葺平家建	38.70	余白
4	機械室	コンクリートブロック造陸屋根平家建	8.74	余白

権　利　部　（甲区）　（所有権に関する事項）

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成6年1月27日 第3353号	原因　平成5年9月10日売買 所有者　静　岡　県 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年9月24日

＊　「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。　　整理番号　D48840　（1／3）　　1／2

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和６年１１月１１日
静岡地方法務局　　登記官　　中　村　元　昭

＊　「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。　　整理番号　Ｄ４８８４０　（　１／３　）　　２／２

公用 静岡県静岡市葵区瀬名1丁目200－435－2　　全部事項証明書　　（建物）

表　題　部　（主である建物の表示）	調製	平成10年9月24日	不動産番号	0800000434365

所在図番号	余白	
所　在	静岡市瀬名一丁目　200番地435	余白
	静岡市葵区瀬名一丁目　200番地435	平成17年4月1日変更 平成17年8月30日登記
家屋番号	200番435の2	余白

① 種　類	② 構　造	③ 床　面　積　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
共同住宅	鉄筋コンクリート造陸屋根 4階建	1階　393 12 2階　393 12 3階　393 12 4階　393 12	昭和43年7月15日新築
余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年9月24日

表　題　部　（附属建物の表示）

符　号	①種　類	② 構　造	③ 床　面　積　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
1	物置	木造スレート葺平家建	12 99	余白
2	物置	木造スレート葺平家建	25 82	余白
3	物置	木造スレート葺平家建	38 70	余白
4	機械室	コンクリートブロック造陸屋根平家建	8 74	余白

権　利　部　（甲区）　（所有権に関する事項）

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成6年12月8日 第50907号	原因　平成6年9月10日売買 所有者　静　岡　県 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年9月24日

＊「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

＊ 下線のあるものは抹消事項であることを示す。　　整理番号　D48840　（ 2／3 ）　　1／2

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和６年１１月１１日
静岡地方法務局　　登記官　　中　村　元　昭

＊　「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。　　整理番号　Ｄ４８８４０　（　２／３　）　　２／２

各図面は実際の縮尺とは異なります。
資料は現存する図面の抜粋になりますので、現存する図面の全てを御覧になりたい方は静岡県教育委員会教育施設課にて閲覧が可能です。

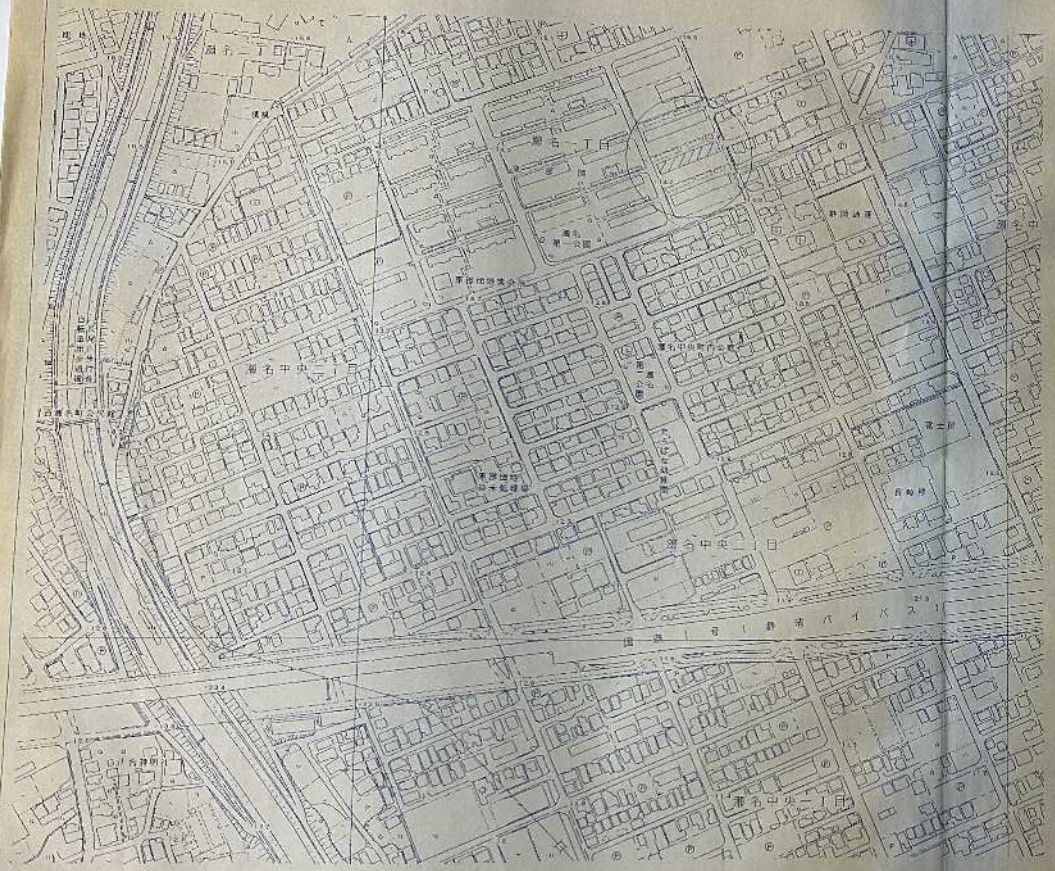

案内図　1/2500

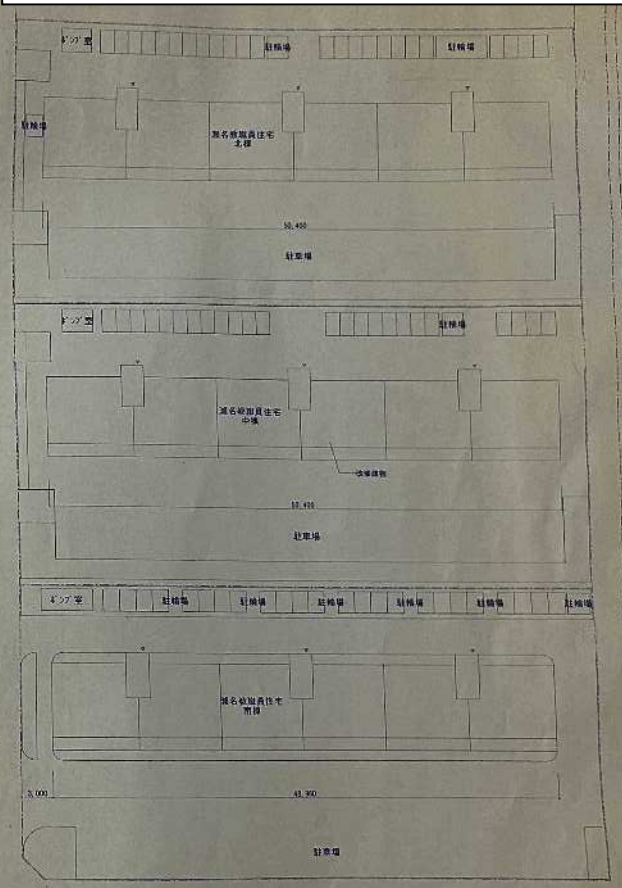

配置図　1/300

年月日	訂正事項

工事名	平成21年度［第21-Z0508-01号］ 瀬名教職員住宅（中棟）外壁改修工事			承認	
図面名	案内図・配置図	縮尺	1/2500・1/300	図番	A-04

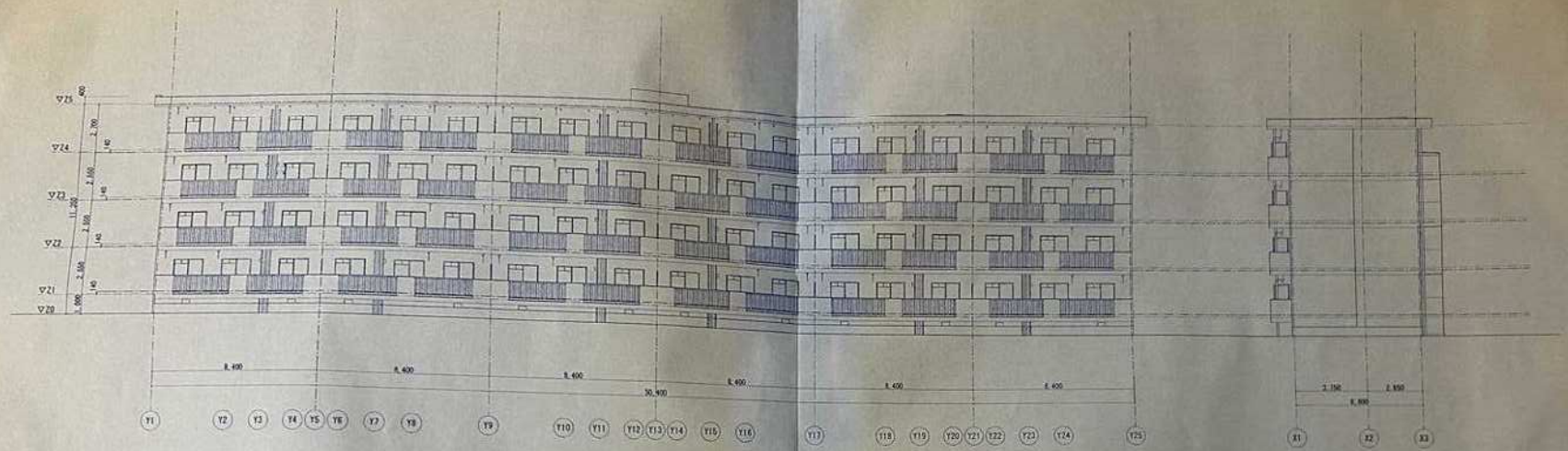

南側立面図

東側立面図

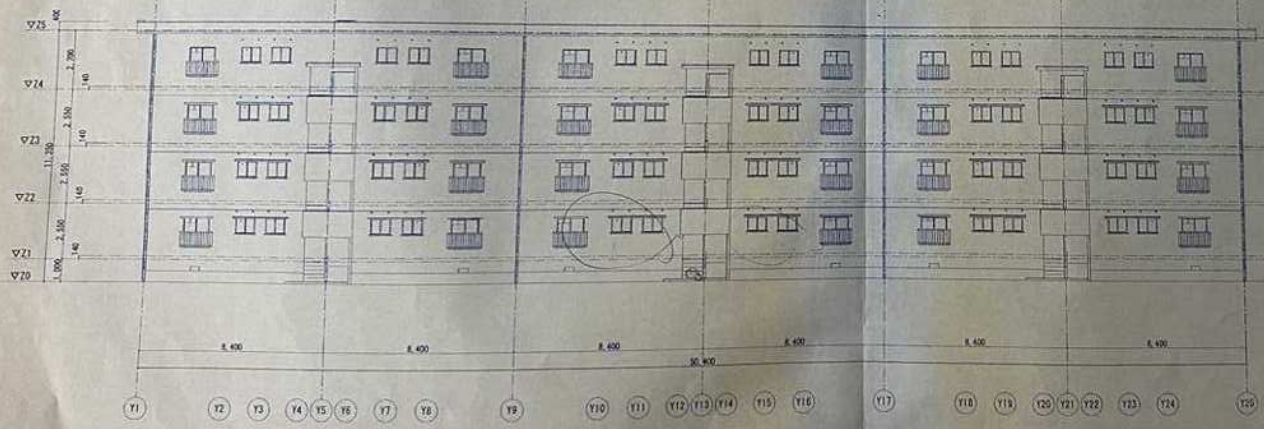

北側立面図

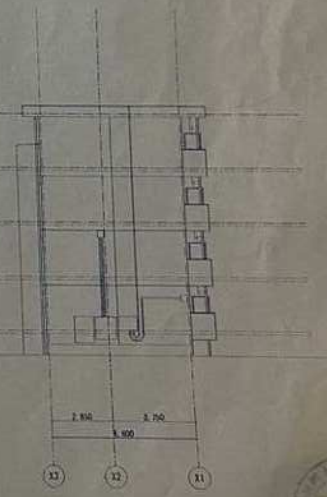

西側立面図

年 月 日	訂 正 事 項

工事名	平成21年度（第21-Z0508-01号） 瀬名教職員住宅（中棟）外壁改修工事			承認	
図面名	立面図	縮尺	1/150	図番	A-07

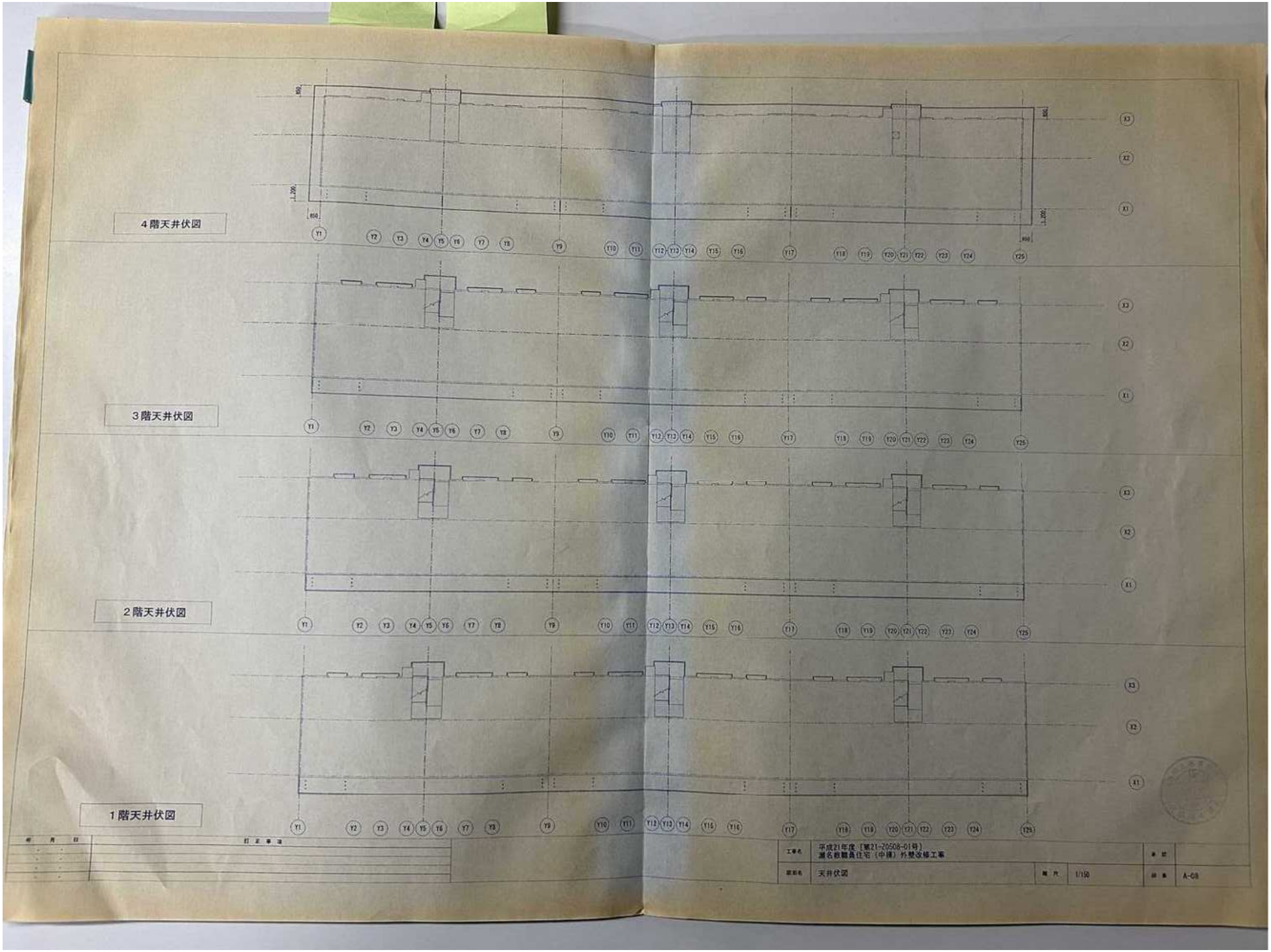
4階天井伏図
3階天井伏図
2階天井伏図
1階天井伏図
平成21年度（第21-20508-01号）
瀬名教職員住宅（中棟）外壁改修工事
天井伏図
1/150
A-08

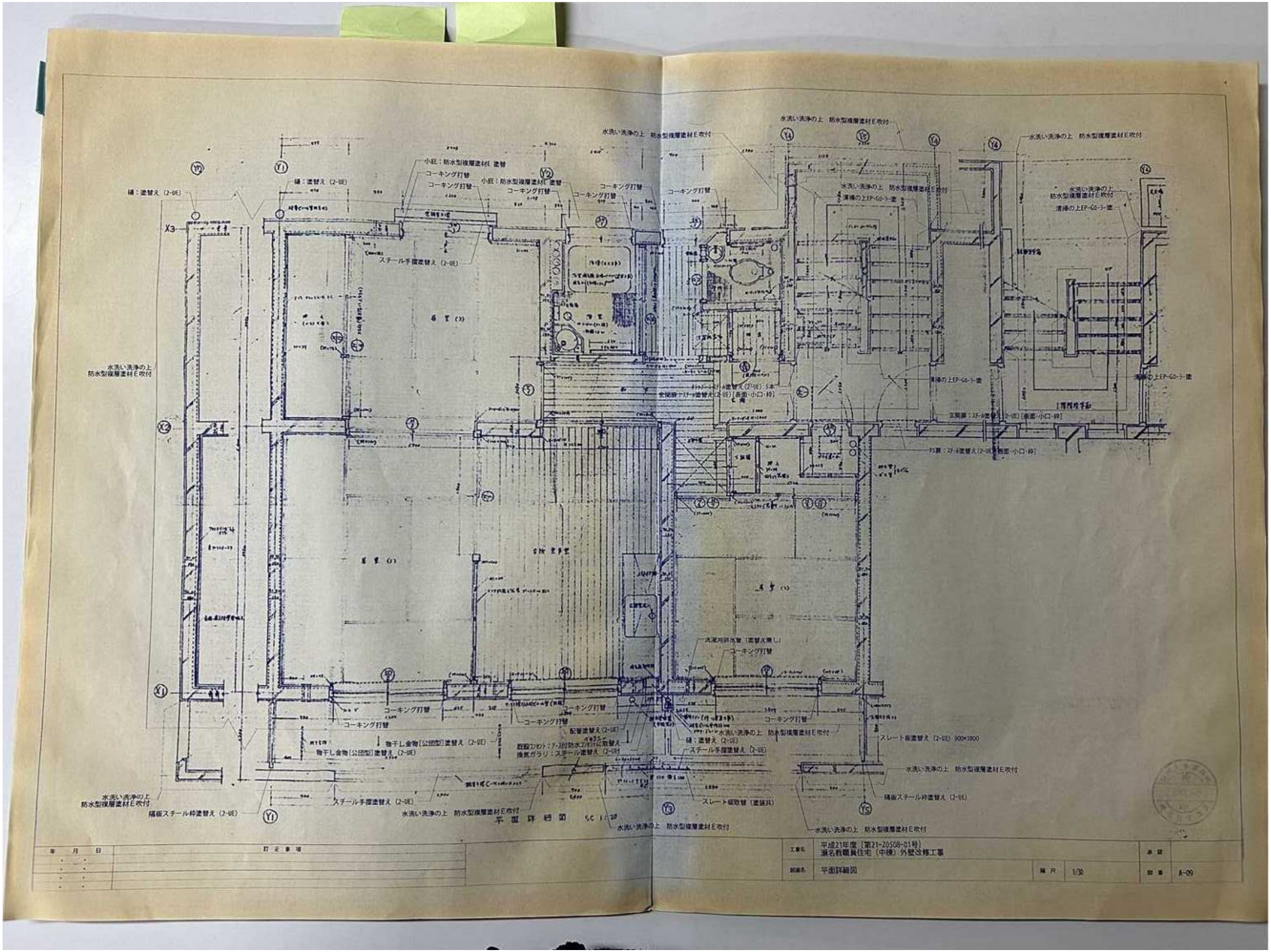
平面詳細図 SC 1/30
水洗い洗浄の上 防水型複層塗材E吹付
小庇：防水型複層塗材E 塗替
コーキング打替
樋：塗替え（2-UE）
スチール手摺塗替え（2-UE）
物干し金物[公団型]塗替え（2-UE）
配管塗替え（2-UE）
スレート板取替（塗装共）
スレート板塗替え（2-UE）900×1800
隔板スチール枠塗替え（2-UE）
洗濯用排水管（塗替え無し）
清掃口上EP-G2-1-塗
立関扉：ZF-1塗替え（2-UE）[表面・小口・枠]
外部：ZF-1塗替え（2-UE）[表面・小口・枠]
工事名 平成21年度（第21-20508-01号）
瀬名教職員住宅（中棟）外壁改修工事
図面名 平面詳細図
縮尺 1/30
図番 A-09
年 月 日
訂正事項

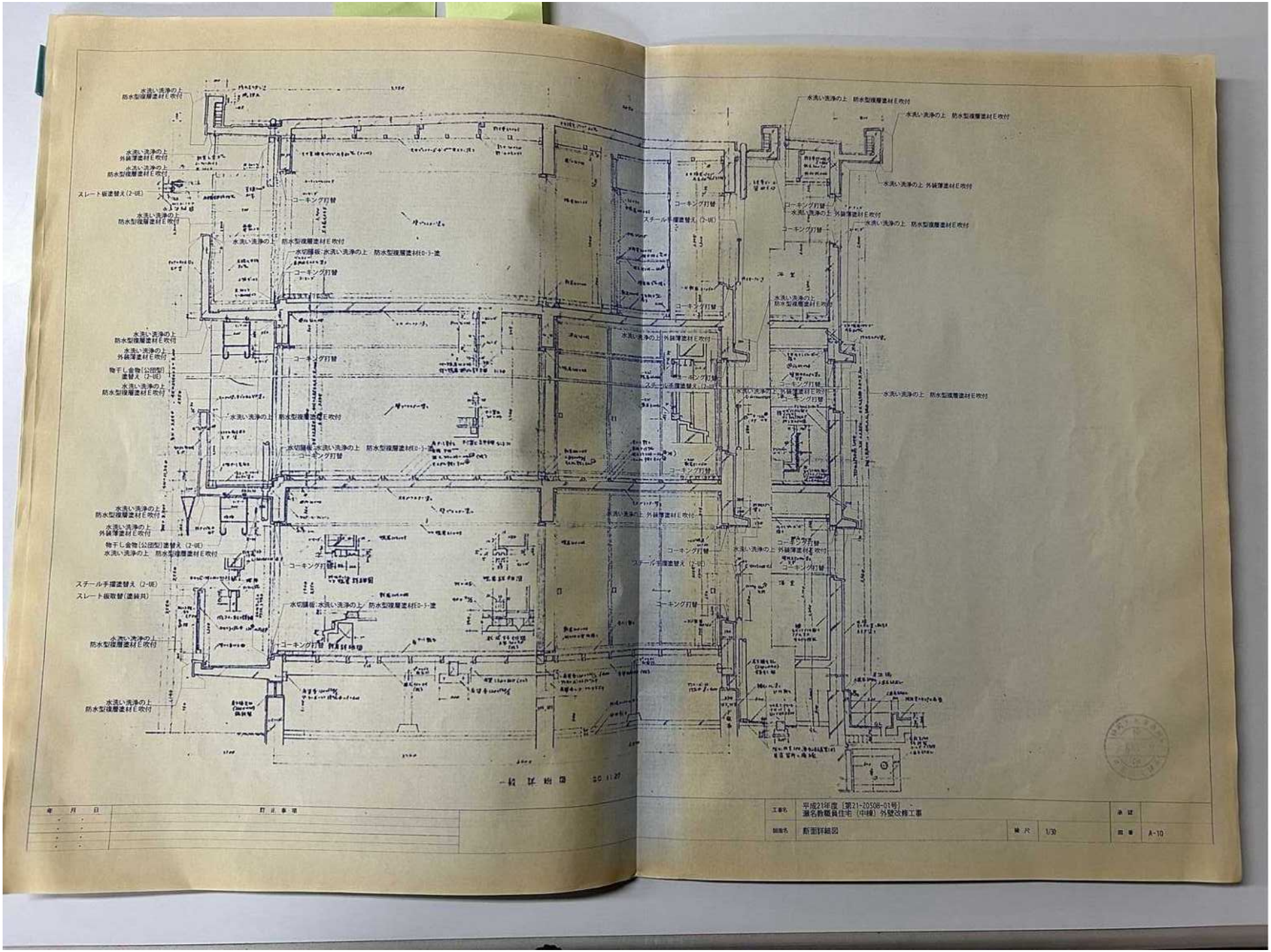
水洗い洗浄の上
防水型複層塗材E吹付
外装薄塗材E吹付
スレート板塗替え(2-UE)
コーキング打替
水切縁板:水洗い洗浄の上 防水型複層塗材EO-1-塗
物干し金物(公団型)塗替え(2-UE)
スチール手摺塗替え(2-UE)
スレート板取替(塗装共)
年 月 日
打 合 事 項
工事名
平成21年度(第21-20508-01号)
瀬名教職員住宅(中棟)外壁改修工事
図面名
断面詳細図
縮尺
1/30
図番
A-10

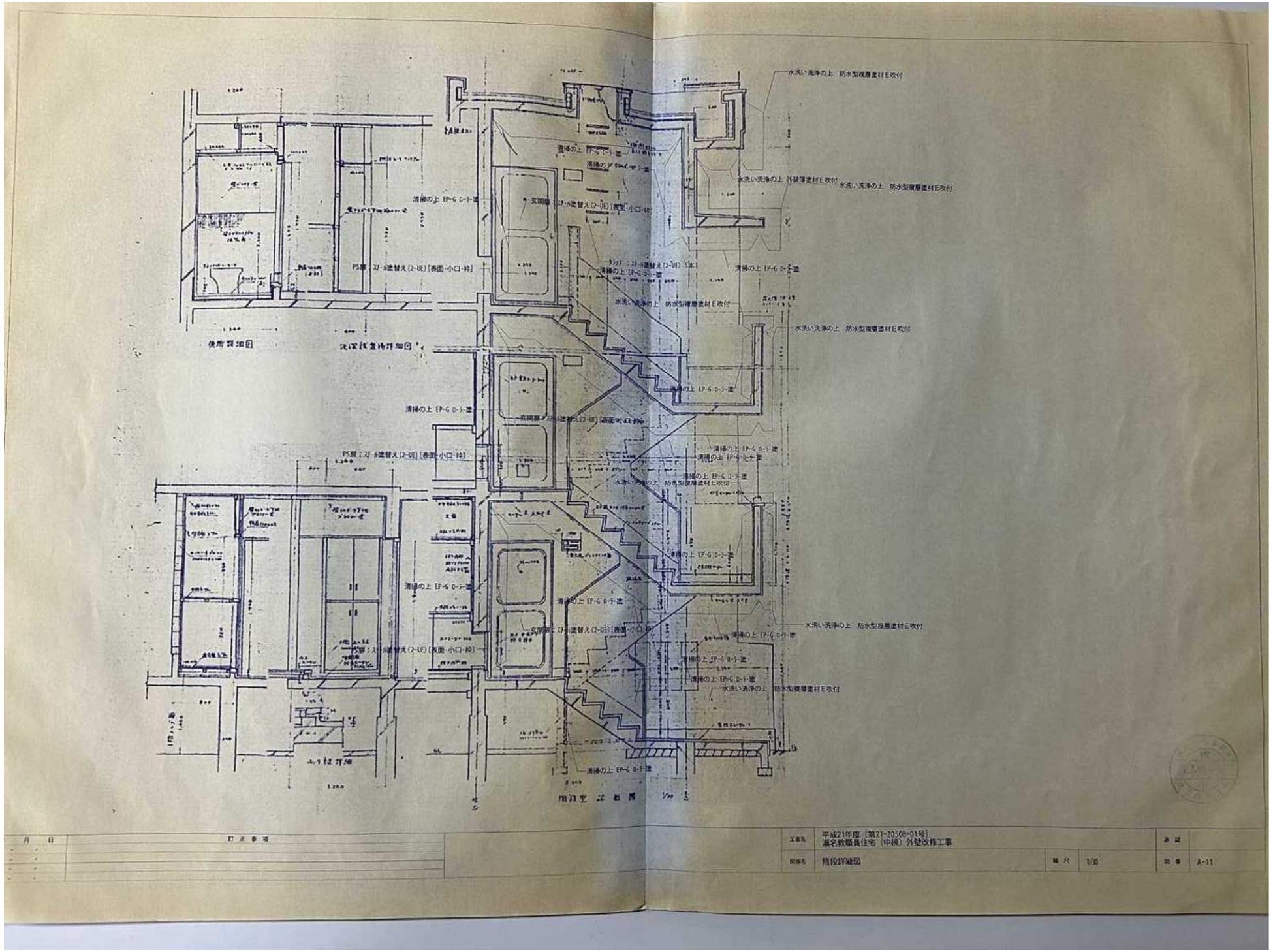
使所詳細図
清掃の上 EP-G D-5-塗
PS扉：ｽﾁｰﾙ塗替え(2-UE)[表面・小口・枠]
玄関扉：ｽﾁｰﾙ塗替え(2-UE)[表面・小口・枠]
水洗い洗浄の上 防水型複層塗材E吹付
水洗い洗浄の上 外装薄塗材E吹付
月 日
訂正事項
工事名
平成21年度（第21-20508-01号）
湯名教職員住宅（中棟）外壁改修工事
承認
関係名
階段詳細図
縮尺
1/30
図番
A-11

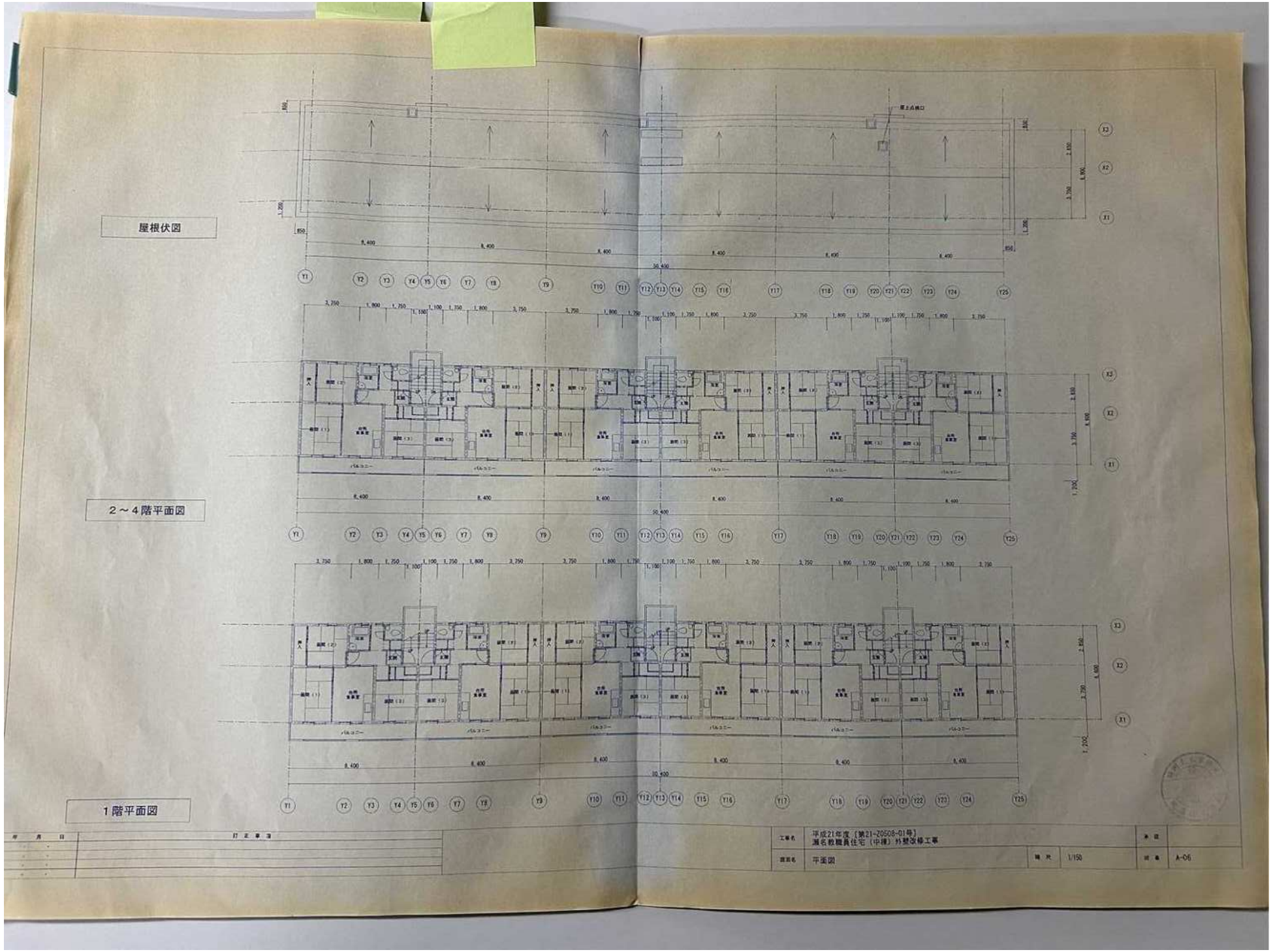
屋根伏図
2～4階平面図
1階平面図
平成21年度（第21-Z0508-01号）
瀬名教職員住宅（中棟）外壁改修工事
平面図
1/150
A-06

各図面は実際の縮尺とは異なります。
資料は現存する図面の抜粋になりますので、現存する図面の全てを御覧になりたい方は静岡県教育委員会教育施設課にて閲覧が可能です。

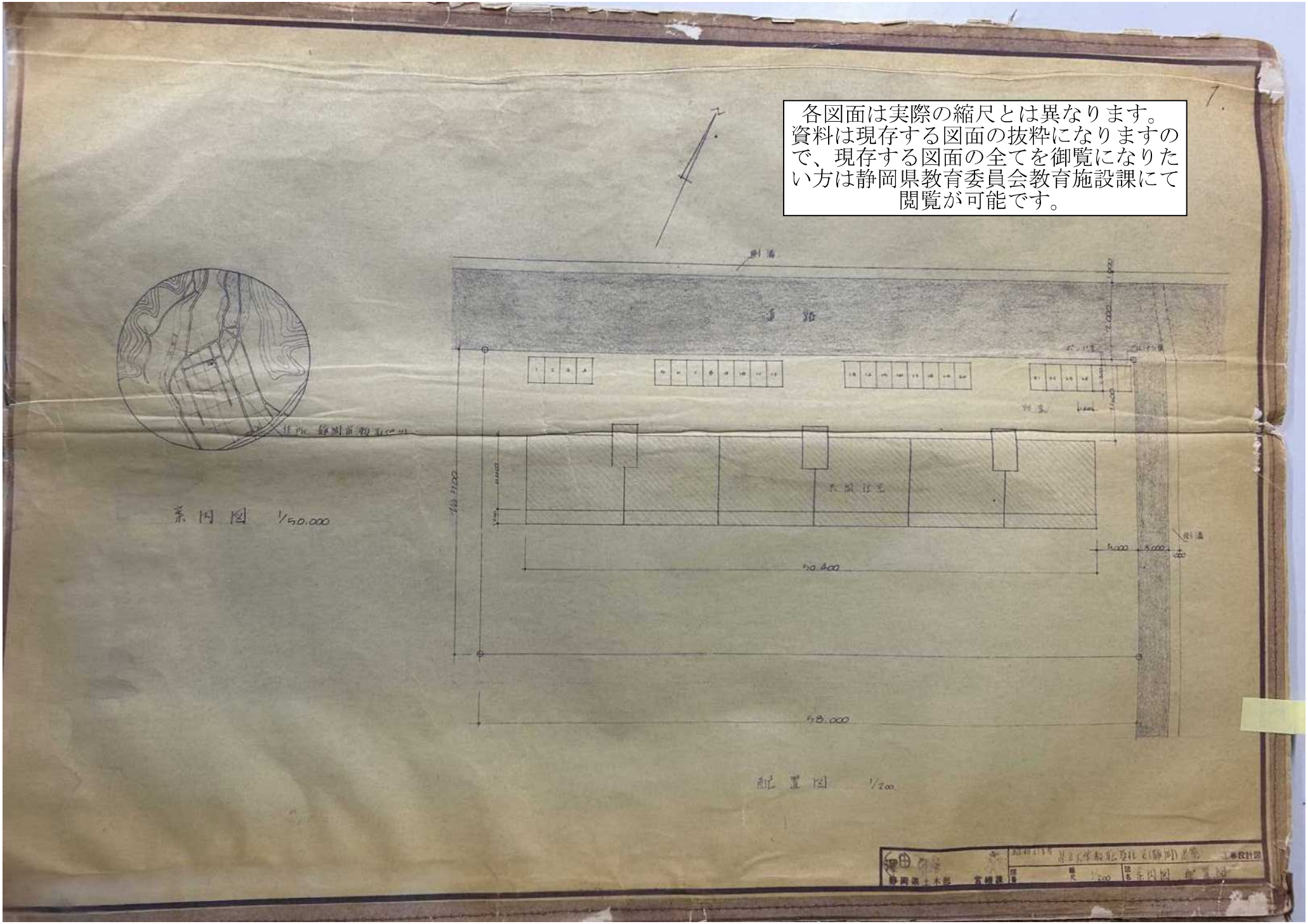

面積表

1戸計画平面積		61.66 (18.65)				
型式		上階重と 3階重と 2住戸				
1棟建築面積 (㎡)		350.70				
1棟延面積 (㎡)		1553.46				
1棟各部面積 (㎡)		住宅専用部分		共用部分		各階
		住宅専用部分	バルコニー	階段室	突出部分	床面積
	4階	(315.09)	59.72 (9.36)	(18.65)	1.00	341.38
	3〃	313.83	60.48	18.81	1.10	339.74
	2〃	313.83	60.48	18.81	1.10	339.74
	1〃	313.83	60.48	(18.81)	0	332.64

1347.18　241.28　75.08　3.20
1353.62
1594.52

面積算定表

		住宅専用部分				共用部分			
		住宅専用部分		バルコニー		階段室		突出部分	
最上階	妻住戸A	(8.85×3.765)+(7.35×2.865) = 52.68294㎡		8.4×1.185=9.954㎡ × (8.508×0.185 = 1.57398)		1.085×2.865 = 3.108525㎡		1.128×1.075 = 1.16748	
	中間住戸B	(8.4×3.765)+(7.35×2.865) = 52.68375㎡		8.4×1.185=9.954㎡ × (8.4×0.185=1.554㎡)		同上		同上	
一般階	妻住戸A	(8.4×3.75)+(7.35×2.85) = 52.305		8.4×1.2=10.08		1.1×2.85=3.135		1.128×1.05=1.1844	
	中間住戸B	同上		同上		同上		同上	
		最上階	一般階	最上階	一般階	最上階	一般階	最上階	一般階
3階段 2A-4B		(105.3058㎡) +(210.3394) = 315.64494㎡	313.83	59.72㎡	60.48	18.66115	18.81	1.00488	1.108

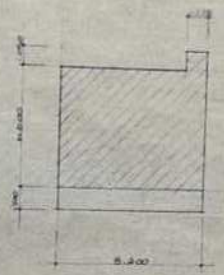

計画平面積

(8.40×6.60)+(1.128×1.05)+(8.40×1.20×½)

61.6644　18.65

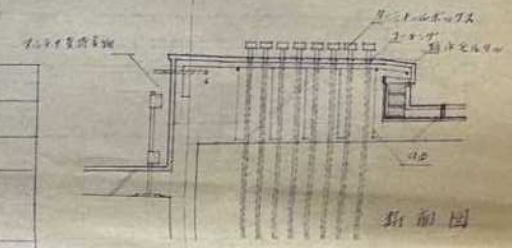

断面図

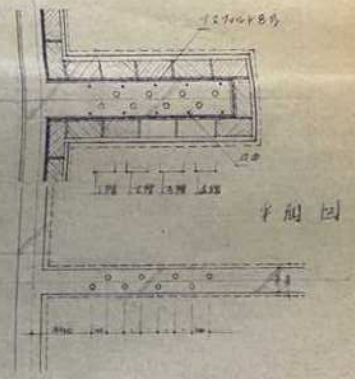

平面図

テレビアンテナまわり詳細図　1/10

静岡県土木部　営繕課

静岡県営水平駅前住宅(神岡)　工事設計図

図番　縮尺 1/40　図名 面積表

公団住宅 標準仕上表 3DK—2

構造別	基礎	壁	床	屋根	雨戸	建具	記事
鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	VP	建具附属工事	

外部仕上表

階	壁	屋根	窓	ドルフェー	軒廻	雨戸	建具附属工事	記事
モルタル塗 刷毛引	モルタル塗 刷毛引	下地 防水モルタル塗	型枠鉄筋上端 モルタル刷毛	屋根 防水モルタル塗	軒 鉄筋コンクリート造	玄関 AEP	一階玄関金物	
天井 刷毛 ボンド吸	AEP塗	サスペンション 防水モルタル塗	一般部鉄筋上端 防水モルタル塗	AEP	軒裏 鉄筋コンクリート造	浴室 AEP	鉄筋製 2100×450	
		下地 モルタル上	鉄ハケ モルタル塗刷毛引	下地 モルタル塗刷毛引		便所 AEP	表示板 詳細	
		日本瓦 シャッター上	鉄下地	AEP塗		台所 AEP	建築礼	
		棟 鉄筋コンクリート造		軒裏 鉄筋コンクリート造		浴室 VP	鉄筋天井墨	

内部仕上表

室名	下地材	床 仕上	床 巾木 仕上	壁 仕上	壁 仕上	天井 仕上	建具	備考 (建具附属工事)	記事
階段室	RC 打放	防水モルタル塗	防水モルタル塗	モルタル塗刷毛引 AEP	モルタル塗刷毛引 AEP	金属	本郵 新郵 OP	手すり 鉄筋コンクリート上 AEP 手すり笠木 モルタル塗	郵便受箱
玄関	下地 RC 打放	コンクリート 0.5W 一部		下駄		金属	郵便	下駄箱 0.5V	
廊下	木造 RC 打放	フローリング張 0.5W フローリング張 0.5W	下駄 0.5V 木製 0.5V	コンクリート下地 プラスター塗 一部 0.5W プラスター塗	コンクリート下地 プラスター塗 一部 0.5W プラスター塗	ベニヤ張 AEP	本郵 0.5V	窓 ガラス カーテンレール	
浴室	木造 RC 打放	アスファルト防水		アスファルト防水	防水工事の壁下地 アルミ アルミ VP 防水モルタル塗 VP	アルミ VP アルミ VP	本郵 新郵 OP	窓 ガラス 引戸 北側	浴槽 (ホーロー) 本郵
便所	木造 RC 打放	アスファルト防水		出入口 壁下地 アルミ VP 下地 防水 VP プラスター塗 プラスター塗	出入口 壁上 防水 下地 防水 VP プラスター塗 プラスター塗	コンクリート VP コンクリート VP	台	窓 ガラス	便器 (ホーロー) 手洗器 (ホーロー)
台所 食事室	木造 RC 打放	フローリング張 0.5W	木製 木製	台板張 0.5V プラスター塗 一部	台板張 0.5V プラスター塗	プラスター 0.5V	本郵 0.5V	窓 ガラス 引戸	流し台 (ホーロー)
物置	木造 RC 打放	板張		台板張 台板張	台板張 台板張	モルタル塗		プラスター下地	棚
居室 1～3	木造 RC 打放	畳	木製	ラスボード張 プラスター塗 プラスター塗	ラスボード張 プラスター塗 プラスター塗	プラスター下地	本郵	窓 ガラス カーテンレール	
押入 天袋	木造 RC 打放	台板張		台板張 台板張	台板張 台板張	押入 天井 天袋		棚板	

註 1. 仕上表記号 0.P 油性ペイント塗 AEP 合成樹脂エマルションペイント塗 0.5W 油性ペイント塗 VP 塩ビ系 0.5V 油性ペイント塗 ワニス塗

3DK (北入り) 共同住宅

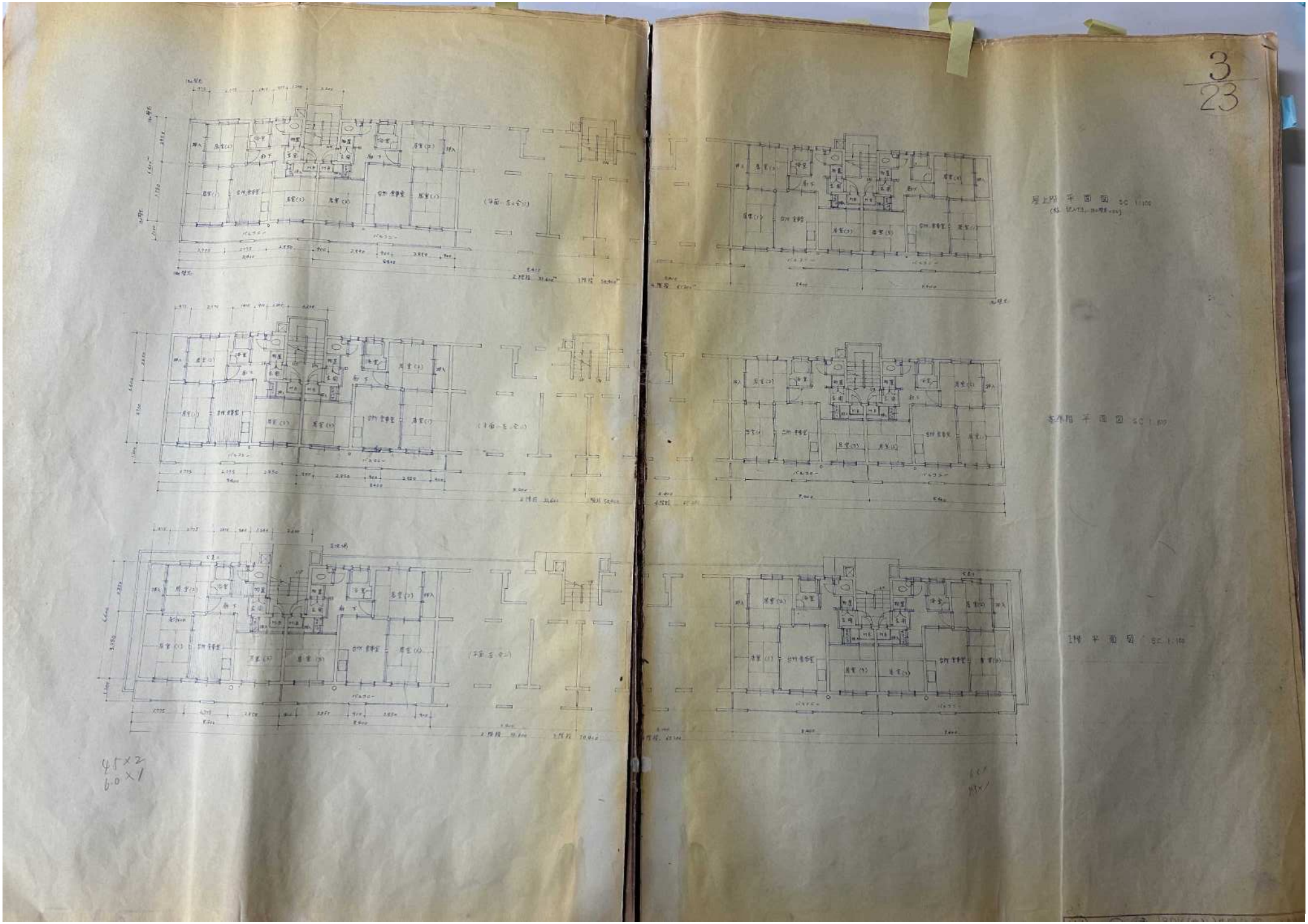
3/23
屋上階 平面図 SC 1:100
3階 平面図 SC 1:100
4.5×2
6.0×1

5.
南側立面図
北側立面図
1/100
西側立面図
東側立面図

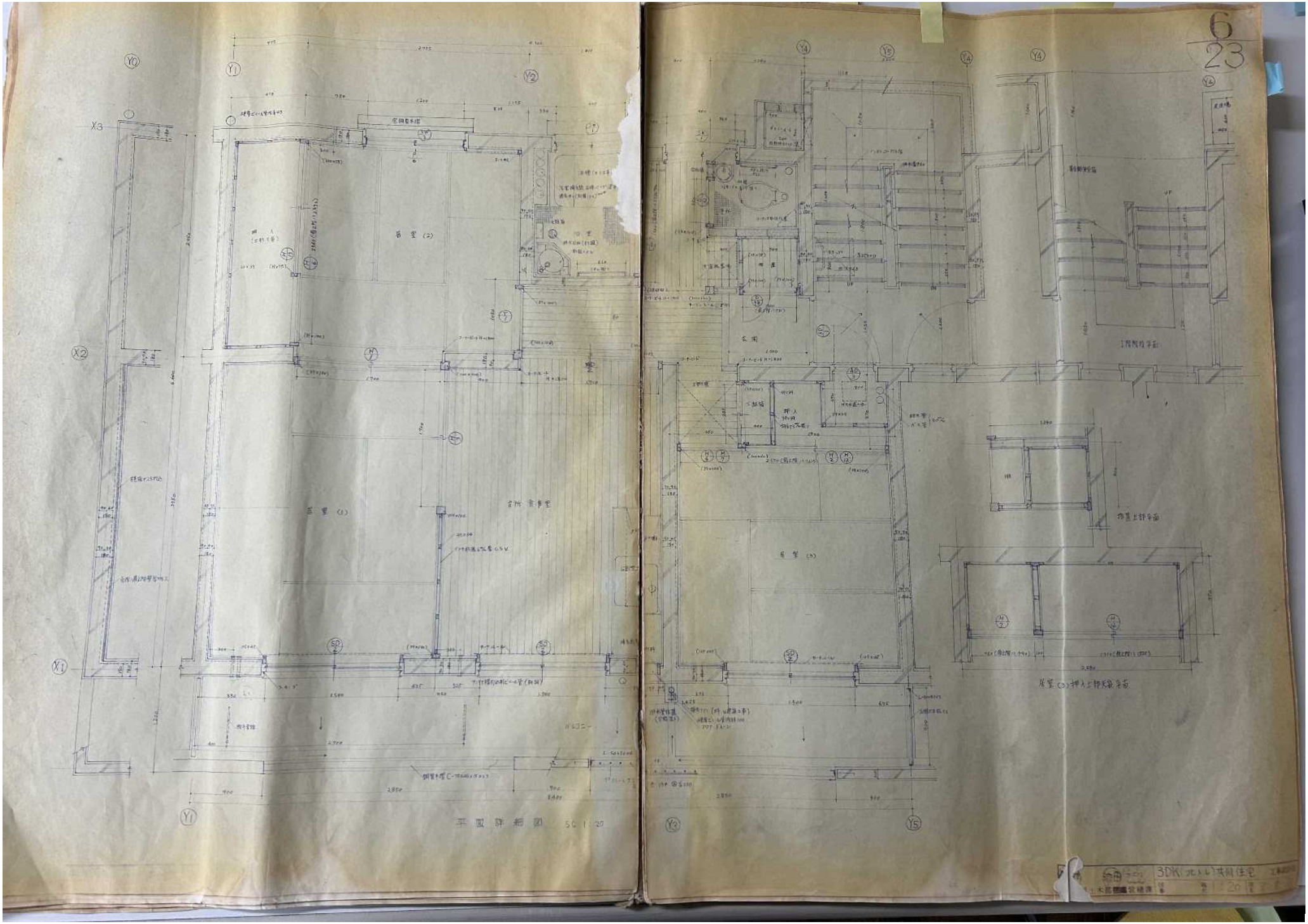
6
23
平面詳細図 SC 1:20
3DK(ロ.ハ.ニ)共同住宅

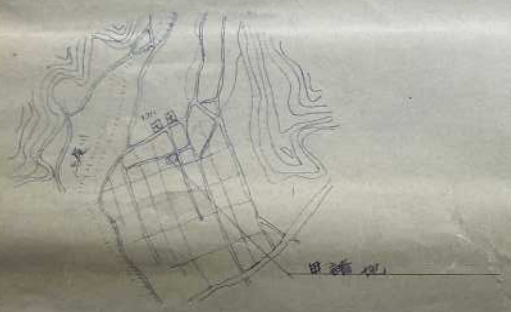

業内図 1/50,000

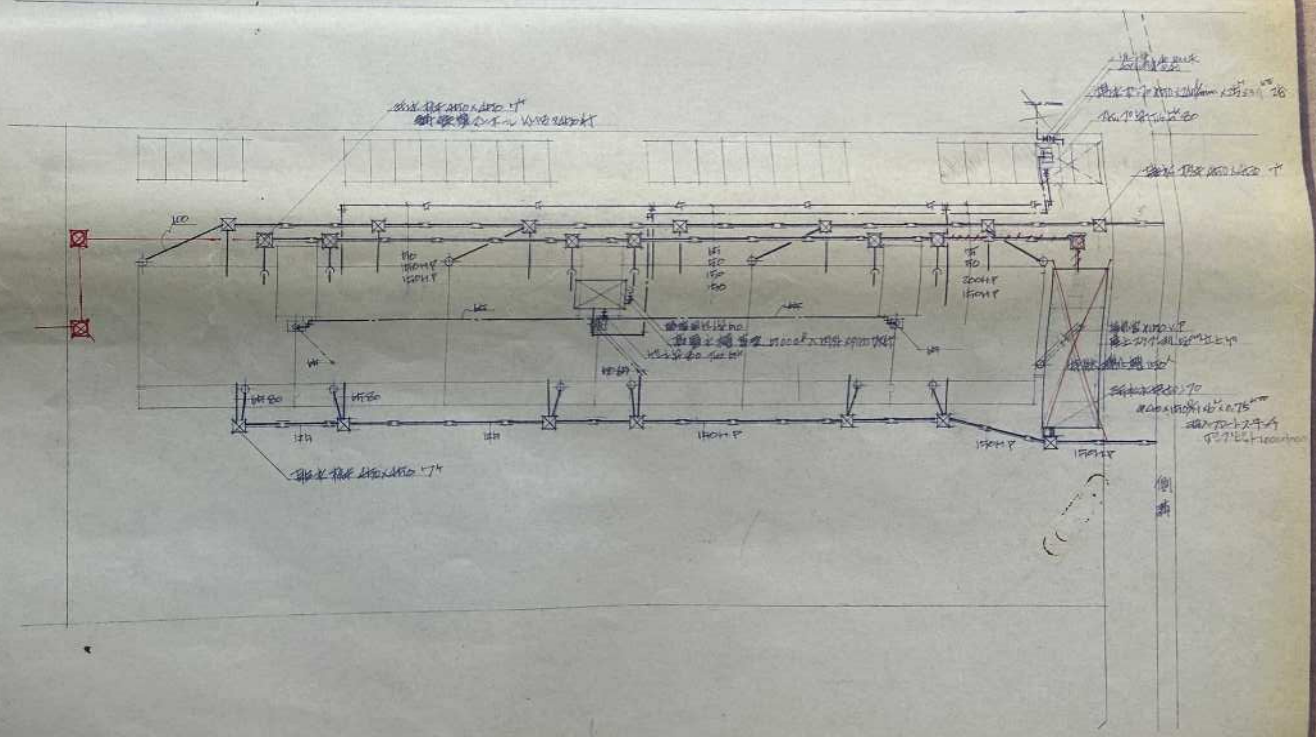

略平図 1/200

仮生工事場記仕様書

1. 工事は当該新図に特記仕様書仮生工事共通仕様書に準じ確実に施工すること。

2. 使用材料は下記1.カ.ロから使用すること。

鋼材類	エバテ、日立	分類	丸和、東海
溶接棒	ITK	ヒューム管	太同、八ケキ
塗料	ITK	電線類	藤倉ゴム、藤倉化成、藤倉電工
インキール	大島、長谷川	鋼管	NKK、豊田ミヤキ、住友
鋼材塗装	宝生、小澤田	ボルト	名古屋ボルト、[illegible]
防水塗装	上島、長谷川	パイプ	日立、太陽パイプ、東海

分類は全て下から順に使用すること

静岡県土木部

施設名称 東海大学新校舎住宅 仮生工事

縮尺 1/200 図名 業内図 配置図

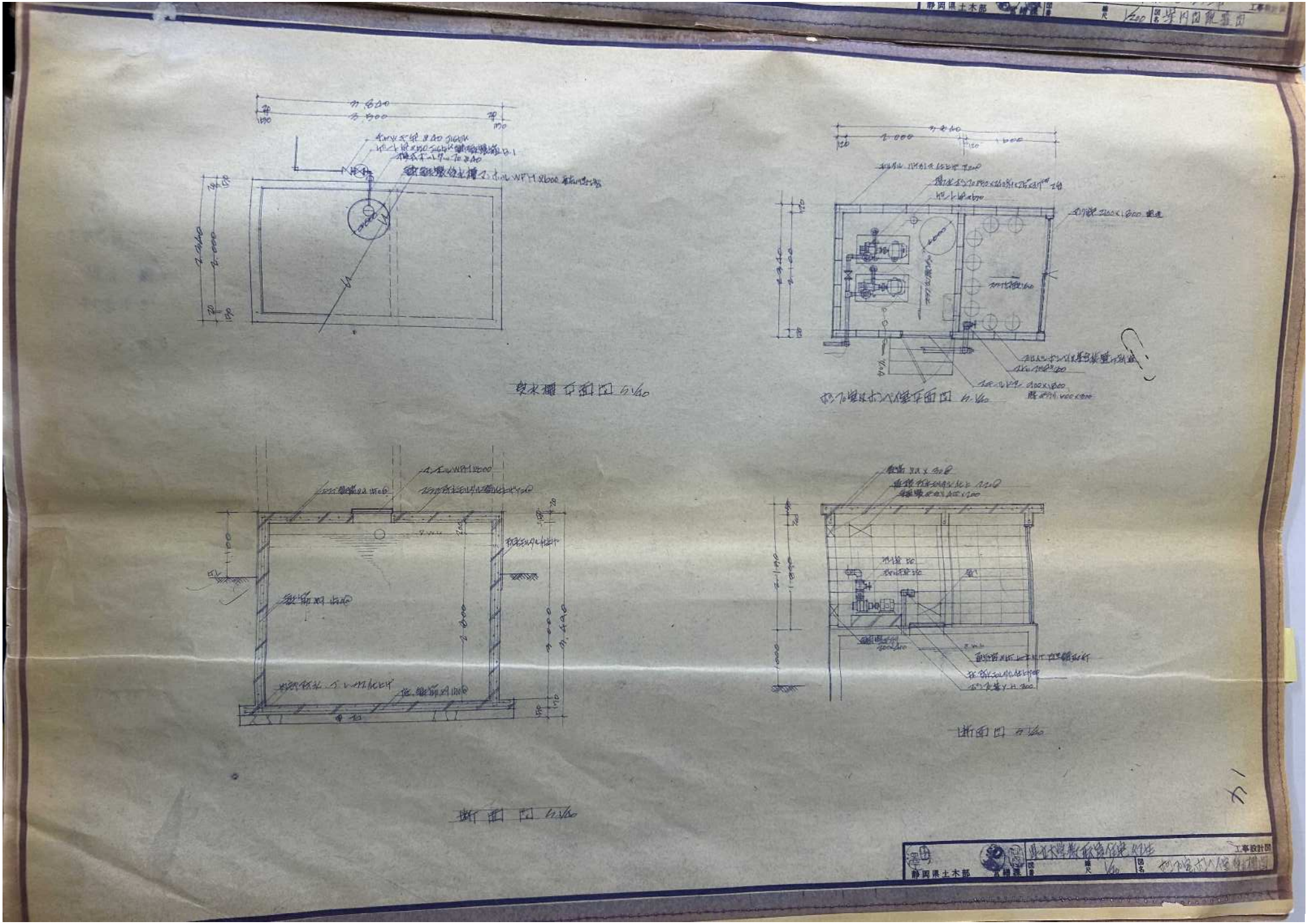
静岡県土木部
工事設計図
1/20
1/60

給水栓表

F-1	F-3	F-7
立水栓	調長樹水栓	逆転防止樹水栓
		

F-10	F-13	K 150 LR
横自在水栓	紅生水栓	フラッシュバルブ
	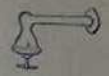	

器具表

4N-3DK-2　(1階均一)

品名	記号	1階	2階	3階	4階	合計	摘要
洋風便器	VC-710 フラッシュ弁	2	2			4	K150LR K82S CS251 TS162 TS1W TS116-AY CS50
〃	〃 ロータンク			2	2	4	S910 TS810S-AY K82S CS251 TS-162 TS1W TS116-AY CS50 TS-171-DR
洗面器	VL-910	2	2	2	2	8	F-1 K4A K6P T1A-AY
手洗器	VL-730	2	2	2	2	8	F-13 KL-60NP AY305
浴室トラップ	40 T-14AP	2	2	2	2	8	(台所)
床排水金具	50 T-5A	2				2	(浴室)
〃	50 T 5B		2	2	2	6	(〃)
給水栓	½ F-3	2	2	2	2	8	(〃)
〃	〃 F-7	2	2	2	2	8	(バルコニー)
〃	〃 F-10	2	2	2	2	8	(台所)
量水器	20 湿式	2	2			4	
〃	13 〃			2	2	4	
ゲート弁	25 5kg/cm²	2	2			4	
〃	20			2	2	4	
足洗場							
給水栓	½ F-7					1	
量水器	13 湿式	Box共				1	
ゲート弁	20 5kg/cm²	Box共				1	

器具表

3N-3DK-2　(1階均一)

品名	記号	1階	2階	3階	合計	摘要
洋風便器	VC-710 フラッシュ弁	2			2	K150LR K82S CS251 TS162 TS1W TS116-AY CS50
〃	〃 ロータンク		2	2	4	S910 TS810S-AY K82S CS251 TS-162 TS1W TS116-AY CS50 TS-171-DR
洗面器	VL-910	2	2	2	6	F-1 K4A K6P T1A-AY
手洗器	VL-730	2	2	2	6	F-13 KL-60NP AY305
浴室トラップ	40 T-14A	2	2	2	6	(台所)
床排水金具	50 T-5A	2			2	(浴室)
〃	50 T-5B		2	2	4	(〃)
給水栓	½ F-3	2	2	2	6	(〃)
〃	〃 F-7	2	2	2	6	(バルコニー)
〃	〃 F-10	2	2	2	6	(台所)
量水器	20 湿式	2			2	
〃	13 〃		2	2	4	
ゲート弁	25 5kg/cm²	2			2	
〃	20 〃		2	2	4	
足洗場						
給水栓	½ F-7				1	
量水器	13 湿式	Box共			1	
ゲート弁	20 5kg/cm²	Box共			1	

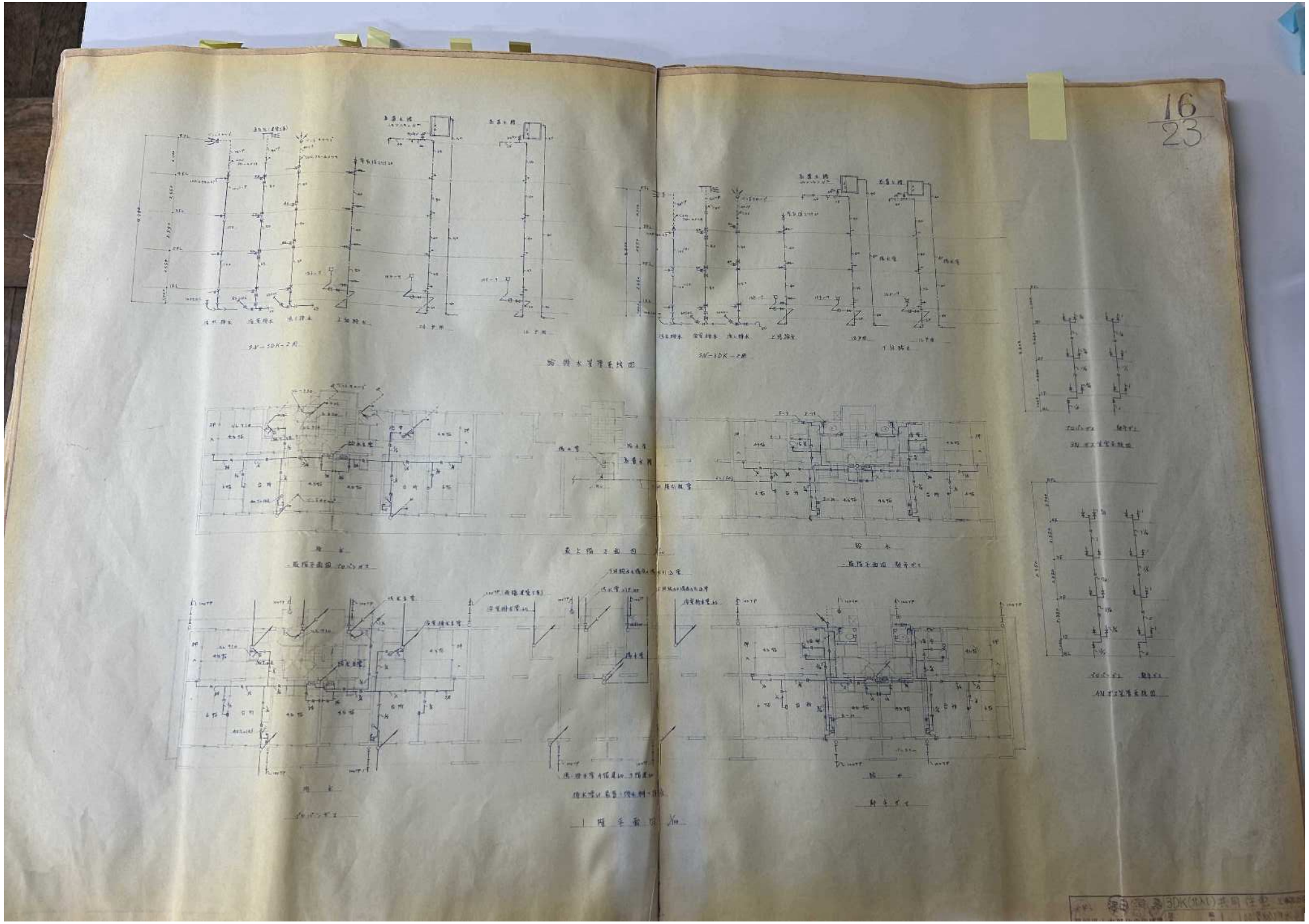
16
23

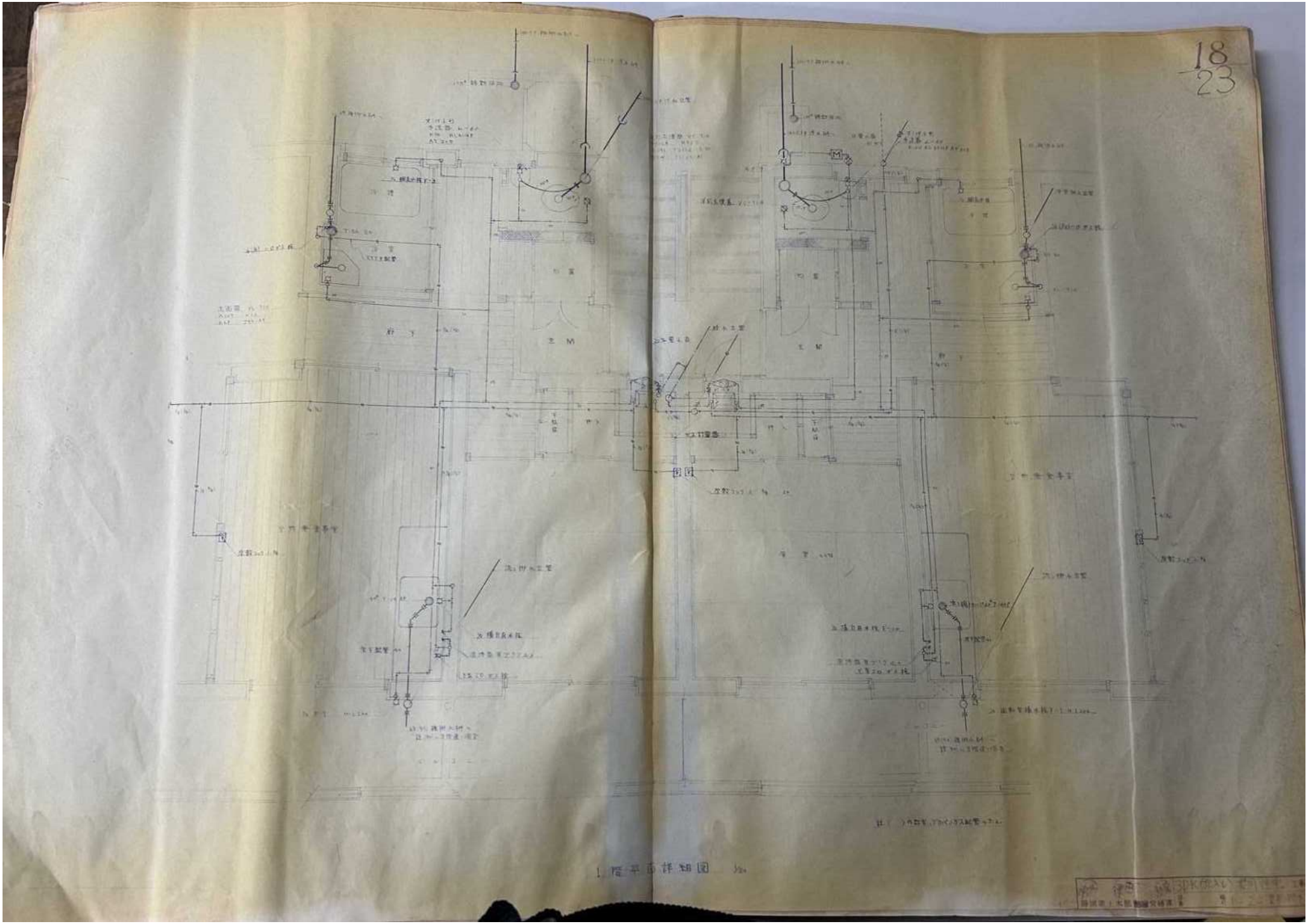
18
23
1階平面詳細図

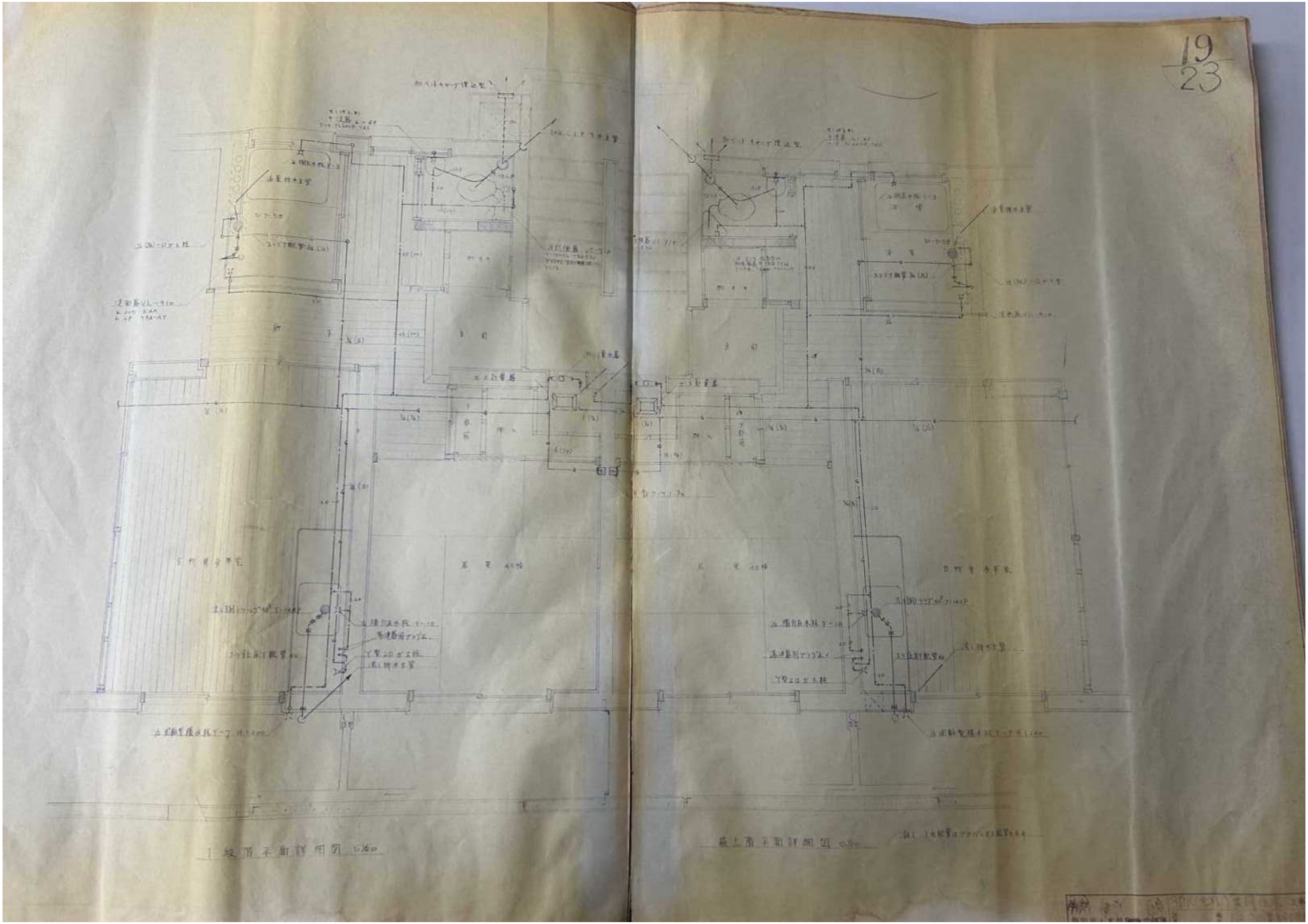
19/23
1 級頂平面詳細図
最上階平面詳細図

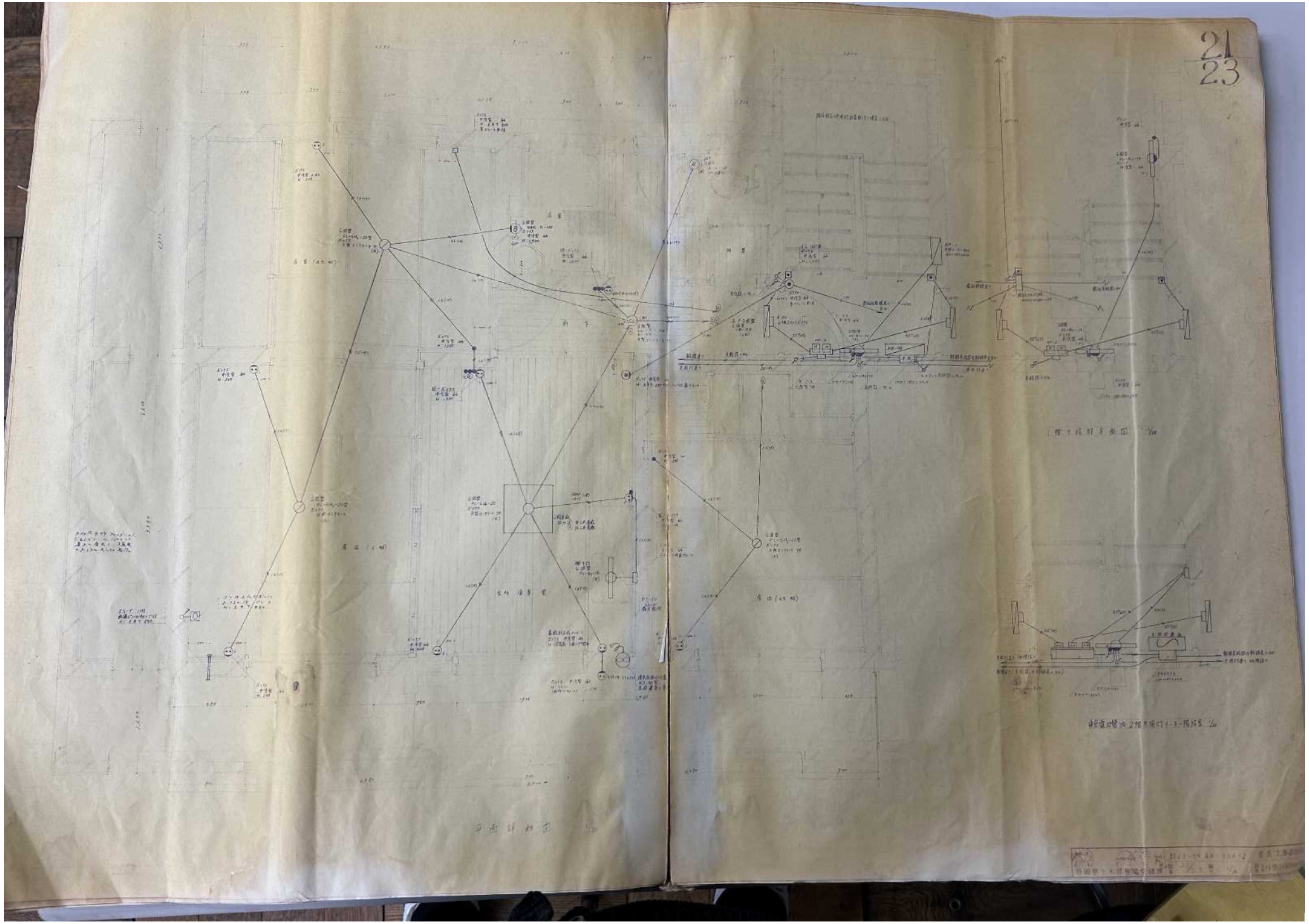
21
23

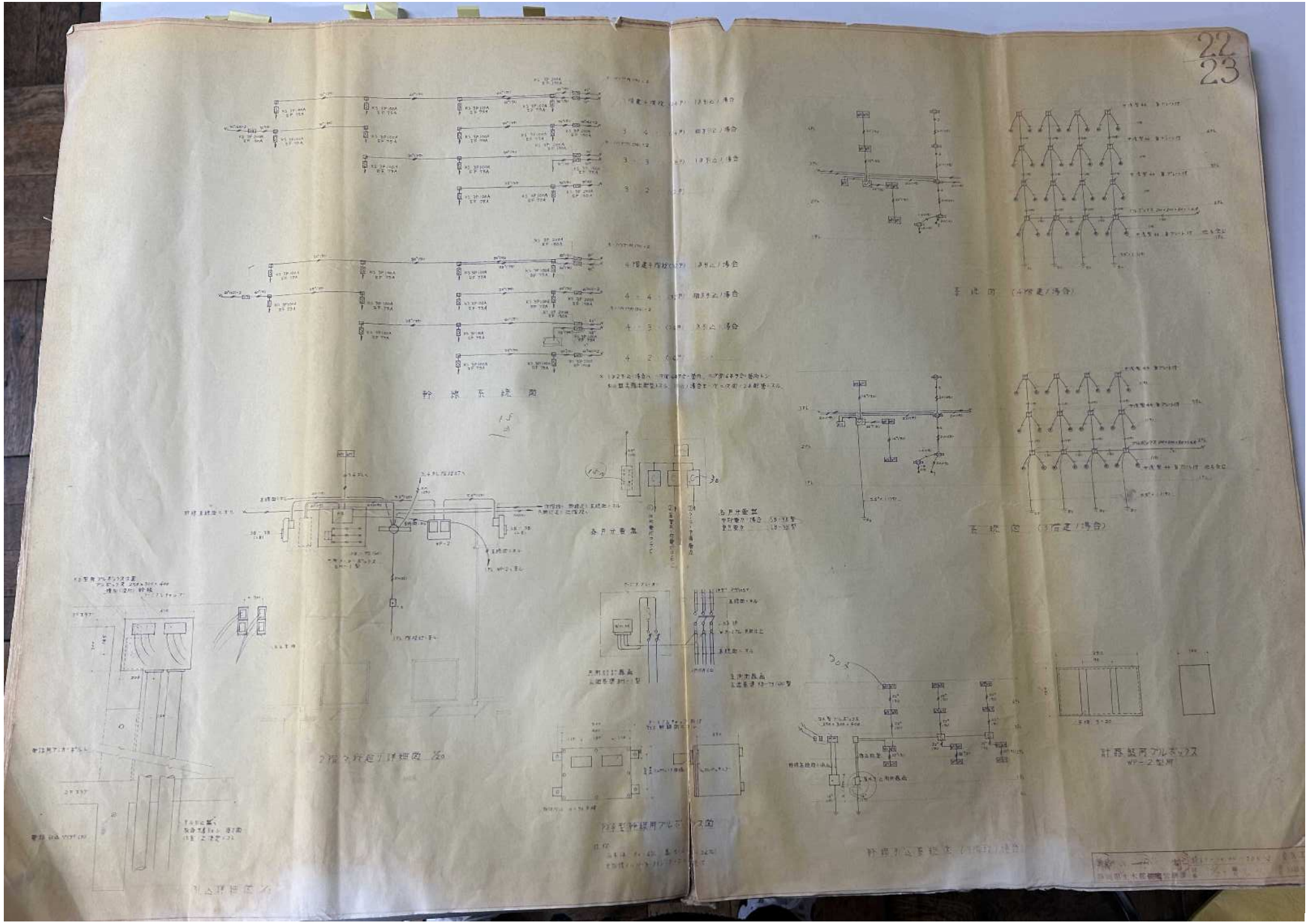
22
23
幹線系統図
各戸計量盤
計器盤用アルボックス
WP-2型用

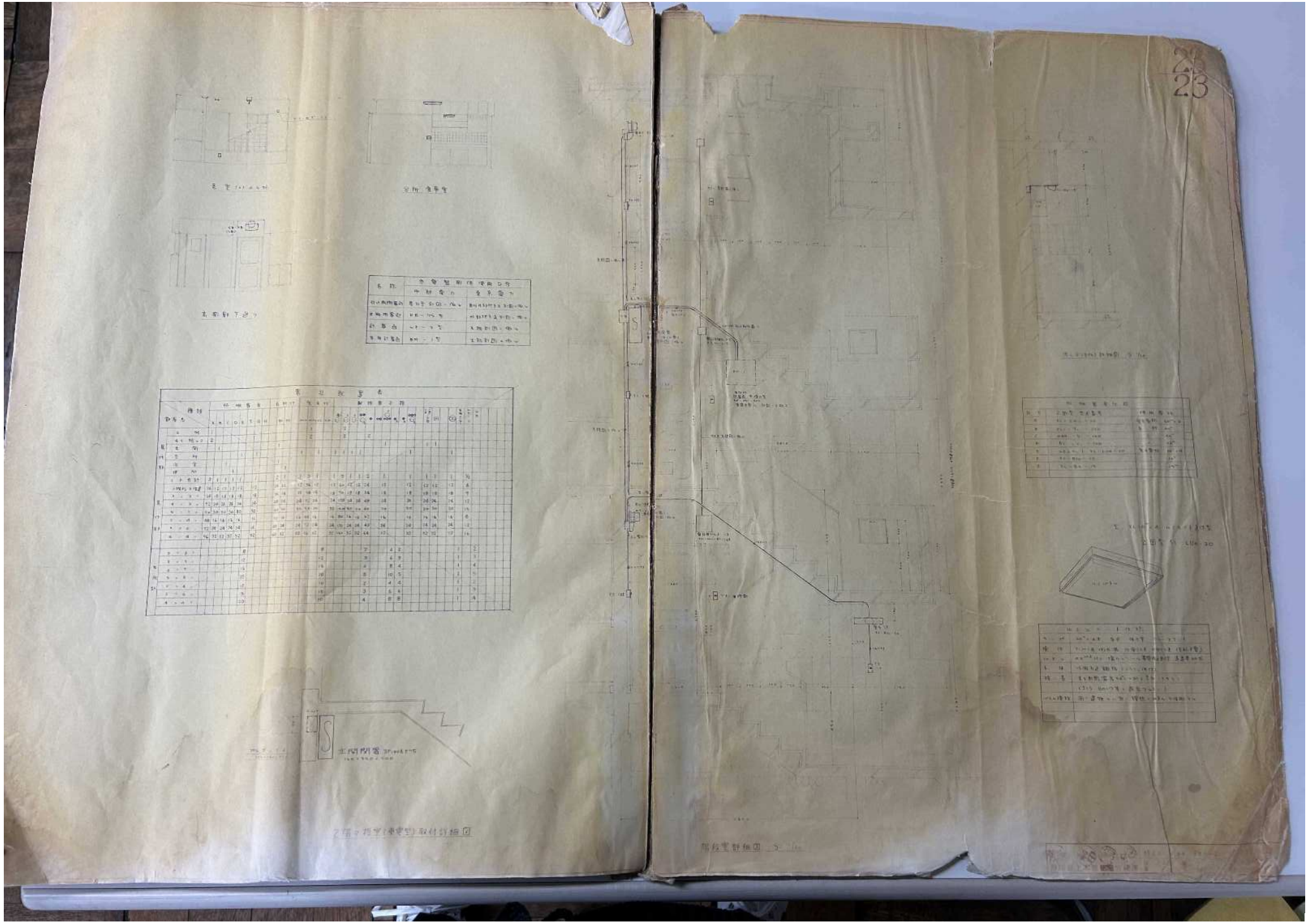

令和4年度瀬名教職員住宅
アスベスト等含有調査業務委託

報告書

令和４年９月

株式会社 静環検査センター

令和4年度瀬名教職員住宅アスベスト等含有調査業務委託

No.	施設名	採取場所	採取部位	試料名	分析方法		定性 JIS A 1481-1「建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第1部」					
							ｸﾘｿﾀｲﾙ	ｱﾓｻｲﾄ	ｸﾛｼﾄﾞﾗｲﾄ	ﾄﾚﾓﾗｲﾄ	ｱｸﾁﾉﾗｲﾄ	ｱﾝｿﾌｨﾗｲﾄ
1	瀬名教職員住宅	南棟	階段室天井	建築用仕上塗材	定性	偏光顕微鏡	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず
						推定質量分率(%)	無検出	無検出	無検出	無検出	無検出	無検出
						判定	試料は石綿を含有しない。					
2	瀬名教職員住宅	南棟	居室天井	建築用仕上塗材 (121号室)	定性	偏光顕微鏡	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず
						推定質量分率(%)	無検出	無検出	無検出	無検出	無検出	無検出
						判定	試料は石綿を含有しない。					

備考）－:分析を実施せず

塗装材　分析結果一覧

単位：mg/kg

採取施設	採取場所	PCB
瀬名教職員住宅	北棟　玄関扉（102 号室）	0.15 未満
	北棟　バルコニー物干し金物（101、102 号室）	0.15 未満
	中棟　玄関扉（112 号室）	0.15 未満
	中棟　バルコニー物干し金物（112 号室）	0.15 未満
	南棟　屋根マンホール	0.15 未満
	南棟　玄関扉（122 号室）	0.15 未満
基準値		0.5 以下

【採取位置図】

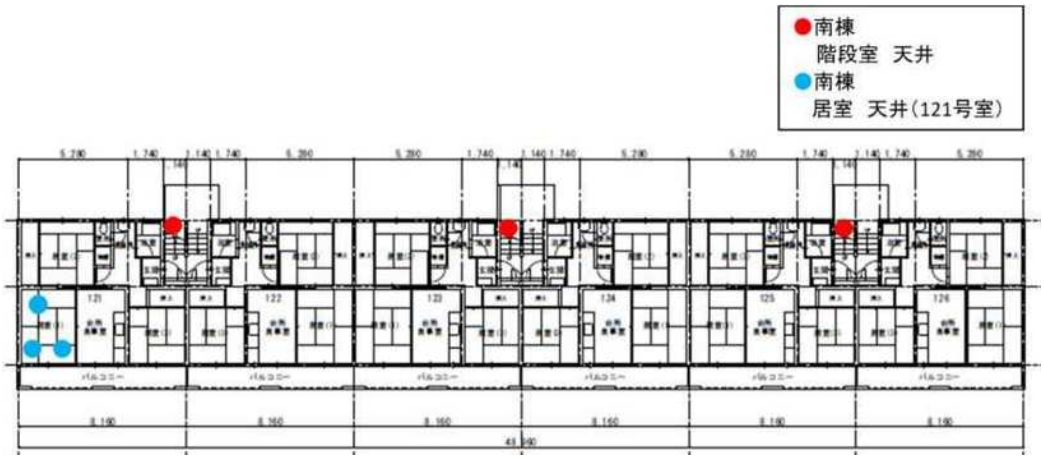

瀬名教職員住宅　建築用仕上塗材採取位置図

瀬名教職員住宅　塗装材採取位置図

【試験成績書】

試験成績書

第　MS20700039-1　号
令和 4 年 7 月 28 日

静岡県知事　様

静岡県藤枝市高柳2310番地
株式会社 静環検査センター
TEL 054(634)1000㈹

貴依頼による石綿(アスベスト)含有率測定結果は次の通りです。

受付日	令和 4 年 7 月 21 日			試料受付方法	採取	
業務名	令和4年度瀬名教職員住宅アスベスト等含有調査業務委託					
採取施設名	瀬名教職員住宅					
採取場所	南棟					
採取部位	階段室天井					
試料名	建築用仕上塗材					
試料採取日	令和 4 年 7 月 20 日					
採取者名	株式会社　静環検査センター　業務課 [redacted]					
測定ご依頼物質(石綿の種類)	ｸﾘｿﾀｲﾙ	ｱﾓｻｲﾄ	ｸﾛｼﾄﾞﾗｲﾄ	ﾄﾚﾓﾗｲﾄ	ｱｸﾁﾉﾗｲﾄ	ｱﾝｿﾌｨﾗｲﾄ
	○	○	○	○	○	○

＊当方採取以外の試料については、依頼者のお申し出により記入いたしました。

試験方法	JIS A 1481-1「建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第1部」	
試験内容	偏光顕微鏡による定性分析	
使用装置	双眼実体顕微鏡	*Nikon　SMZ745*
	偏光顕微鏡	*Nikon ECLIPSE LV100ND 位相差分散型 対物ﾚﾝｽﾞ10、40倍*
分析実施日	令和 4 年 7 月 21 日　～　令和 4 年 7 月 26 日	

分析結果3)（定性）	石綿の種類	ｸﾘｿﾀｲﾙ	ｱﾓｻｲﾄ	ｸﾛｼﾄﾞﾗｲﾄ	ﾄﾚﾓﾗｲﾄ	ｱｸﾁﾉﾗｲﾄ	ｱﾝｿﾌｨﾗｲﾄ
	偏光顕微鏡1)	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず
	推定質量分率2)(%)	無検出	無検出	無検出	無検出	無検出	無検出
	判定	試料は石綿を含有しない。					

備考	層1ｱｲﾎﾞﾘｰ、層2白色、層3灰色の3層構造。

<分析結果について>

1) 偏光顕微鏡："含有"はアスベストの繊維が確認されたことを示し、"含有せず"はアスベストの繊維が確認されなかったことを示す。

2) 推定質量分率（%）：顕微鏡観察による概数を示し、"無検出"はアスベストの繊維が検出されなかった場合を示し、"検出"はアスベストの繊維が1本又は2本だけ検出された場合を示す。0.1%を超えるかどうかを確認する場合はJIS A 1481-5で定量分析を行う。

3) "—"は分析を実施していないことを示す。

試験成績書

第　MS20700039-2　号
令和 4 年 7 月 28 日

静岡県知事　様

静岡県藤枝市高柳2310番地
株式会社　静環検査センター
TEL 054(634)1000(代)

貴依頼による石綿(アスベスト)含有率測定結果は次の通りです。

受付日	令和 4 年 7 月 21 日			試料受付方法	採取	
業務名	令和4年度瀬名教職員住宅アスベスト等含有調査業務委託					
採取施設名	瀬名教職員住宅					
採取場所	南棟					
採取部位	居室天井					
試料名	建築用仕上塗材（121号室）					
試料採取日	令和 4 年 7 月 20 日					
採取者名	株式会社　静環検査センター　業務課 [redacted]					
測定ご依頼物質（石綿の種類）	ｸﾘｿﾀｲﾙ	ｱﾓｻｲﾄ	ｸﾛｼﾄﾞﾗｲﾄ	ﾄﾚﾓﾗｲﾄ	ｱｸﾁﾉﾗｲﾄ	ｱﾝｿﾌｨﾗｲﾄ
	○	○	○	○	○	○

＊当方採取以外の試料については、依頼者のお申し出により記入いたしました。

試験方法	JIS A 1481-1「建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第1部」	
試験内容	偏光顕微鏡による定性分析	
使用装置	双眼実体顕微鏡	*Nikon　SMZ745*
	偏光顕微鏡	*Nikon ECLIPSE LV100ND 位相差分散型 対物ﾚﾝｽﾞ10、40倍*
分析実施日	令和 4 年 7 月 21 日　～　令和 4 年 7 月 26 日	

分析結果3)（定性）	石綿の種類	ｸﾘｿﾀｲﾙ	ｱﾓｻｲﾄ	ｸﾛｼﾄﾞﾗｲﾄ	ﾄﾚﾓﾗｲﾄ	ｱｸﾁﾉﾗｲﾄ	ｱﾝｿﾌｨﾗｲﾄ
	偏光顕微鏡1)	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず	含有せず
	推定質量分率2)(%)	無検出	無検出	無検出	無検出	無検出	無検出
	判定	試料は石綿を含有しない。					

備考	層1橙色、層2ﾍﾞｰｼﾞｭの2層構造。

<分析結果について>
1) 偏光顕微鏡："含有"はアスベストの繊維が確認されたことを示し、"含有せず"はアスベストの繊維が確認されなかったことを示す。
2) 推定質量分率（%）：顕微鏡観察による概数を示し、"無検出"はアスベストの繊維が検出されなかった場合を示し、"検出"はアスベストの繊維が１本又は2本だけ検出された場合を示す。0.1%を超えるかどうかを確認する場合はJIS A 1481-5で定量分析を行う。
3) "―"は分析を実施していないことを示す。

【分析結果報告書】

第 AF20700041-001 号 1/1
令和4年8月19日

分析結果報告書

静岡県知事　　様

計量証明事業所：静岡県知事登録 第 148-6 号
株式会社 静環検査センター
〒426-0041 静岡県藤枝市青柳2310番地
TEL 054-634-1000 FAX 054 634 1010

受付年月日	令和4年7月20日	受付方法	採取	天候	前日: 雨	当日: 晴
採取年月日	令和4年7月20日	採取時刻	11時12分	気温/水温	ー / ー	
採取者	[redacted]					
試料名	塗装材					
採取場所	瀬名教職員住宅 北棟 玄関扉（102号室）					
特記事項	含有試験					

（採取以外の試料については、依頼者のお申し出により記載致しました。）

ご依頼を受けました上記試料について分析した結果を下記の通り報告致します。

（採取以外の受付試料については、搬入された時点から当方の管理下となります。）

分析項目	単位	分析結果	分析方法
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/kg	0.15 未満	低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法（第5版GC/QMS法）
以下余白			

備考：

※分析結果欄に未満と表示されている数値は定量下限値を示します。
当社の許可なく、本分析結果報告書の一部を複製し使用することを禁止します。

第 AF20700041-002 号 1/1
令和4年8月19日

分析結果報告書

静岡県知事　　様

計量証明事業所 静岡県知事登録 第 148-6 号
株式会社 静環検査センター
〒426-0041 静岡県藤枝市高柳2310番地
TEL 054-634-1000 FAX 054-634-1010

受付年月日	令和4年7月20日	受付方法	採取	天候	前日: 雨	当日: 晴
採取年月日	令和4年7月20日	採取時刻	15時30分	気温/水温	― ／ ―	
採取者	[redacted]					
試料名	塗装材					
採取場所	瀬名教職員住宅 北棟 バルコニー物干し金物(101、102号室)					
特記事項	含有試験					

(採取以外の試料については、依頼者のお申し出により記載致しました。)

ご依頼を受けました上記試料について分析した結果を下記の通り報告致します。

(採取以外の受付試料については、搬入された時点から当方の管理下となります。)

分析項目	単位	分析結果	分析方法
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/kg	0.15 未満	低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法(第5版)
―以下余白―			

備考：

※分析結果欄に未満と表示されている数値は定量下限値を示します。
当社の許可なく、本分析結果報告書の一部を複製し使用することを禁止します。

第 AF20700041-003 号　1/1
令和4年8月19日

分析結果報告書

静岡県知事　　様

計量証明事業所　静岡県知事登録 第 148-6 号
株式会社 静環検査センター
〒426-0041　静岡県藤枝市高柳2310番地
TEL 054-634-1000　FAX 054-634-1010

受付年月日	令和4年7月20日	受付方法	採取	天　候	前日:　雨	当日:　晴
採取年月日	令和4年7月20日	採取時刻	13時51分	気温/水温	ー　／　ー	
採　取　者	[redacted]					
試　料　名	塗装材					
採取場所	瀬名教職員住宅 中棟 玄関扉（112号室）					
特記事項	含有試験					

（採取以外の試料については、依頼者のお申し出により記載致しました。）
ご依頼を受けました上記試料について分析した結果を下記の通り報告致します。
（採取以外の受付試料については、搬入された時点から当方の管理下となります。）

分析項目	単位	分析結果	分析方法
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/kg	0.15 未満	低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法（第5版GC/QMS法）
ー 以下余白 ー			

備考：

※分析結果欄に未満と表示されている数値は定量下限値を示します。
当社の許可なく、本分析結果報告書の一部を複製し使用することを禁止します。

第 AF20700041-004 号　1/1
令和4年8月19日

分析結果報告書

静岡県知事　様

計量証明事業所　静岡県知事登録 第 148-6 号

株式会社 静環検査センター
〒426-0041　静岡県藤枝市高柳2310番地
TEL 054-634-1000　FAX 054-634-1010

受付年月日	令和4年7月20日	受付方法	採取	天　候	前日:　雨	当日:　晴
採取年月日	令和4年7月20日	採取時刻	16時22分	気温/水温	ー　／　ー	
採　取　者	[redacted]					
試　料　名	塗装材					
採取場所	瀬名教職員住宅 中棟 バルコニー物干し金物（112号室）					
特記事項	含有試験					

（採取以外の試料については、依頼者のお申し出により記載致しました。）

ご依頼を受けました上記試料について分析した結果を下記の通り報告致します。

（採取以外の受付試料については、搬入された時点から当方の管理下となります。）

分析項目	単位	分析結果	分析方法
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/kg	0.15 未満	低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法（第5版GC/QMS法）
ー以下余白ー			

備考：

※分析結果欄に未満と表示されている数値は定量下限値を示します。
当社の許可なく、本分析結果報告書の一部を複製し使用することを禁止します。

第 AF20700041-005 号 1/1
令和4年8月19日

分析結果報告書

静岡県知事　　様

計量証明事業所　静岡県知事登録 第 148-6 号
株式会社 静環検査センター
〒426-0041　静岡県藤枝市高柳2310番地
TEL 054-634-1000　FAX 054-634-1010

受付年月日	令和4年7月20日	受付方法	採取	天　候	前日: 雨	当日: 晴
採取年月日	令和4年7月20日	採取時刻	10時10分	気温/水温	－ ／ －	
採　取　者	[redacted]					
試　料　名	塗装材					
採取場所	瀬名教職員住宅 南棟 屋根マンホール					
特記事項	含有試験					

(採取以外の試料については、依頼者のお申し出により記載致しました。)

ご依頼を受けました上記試料について分析した結果を下記の通り報告致します。

(採取以外の受付試料については、搬入された時点から当方の管理下となります。)

分析項目	単位	分析結果	分析方法
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/kg	0.15 未満	低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法(第5版GC/QMS法)
― 以下余白 ―			

備考：

※分析結果欄に未満と表示されている数値は定量下限値を示します。
当社の許可なく、本分析結果報告書の一部を複製し使用することを禁止します。

第 AF20700041-006 号　1/1
令和4年8月19日

分析結果報告書

静岡県知事　　様

計量証明事業所：静岡県知事登録 第 148-6 号

株式会社 静環検査センター
〒426-0041　静岡県藤枝市高柳2310番地
TEL 054-634-1000　FAX 054-634-1010

受付年月日	令和4年7月20日	受付方法	採取	天　候	前日：　雨	当日：　晴
採取年月日	令和4年7月20日	採取時刻	10時43分	気温/水温	ー　／　ー	
採　取　者	[redacted]					
試　料　名	塗装材					
採取場所	瀬名教職員住宅 南棟 玄関扉（122号室）					
特記事項	含有試験					

（採取以外の試料については、依頼者のお申し出により記載致しました。）

ご依頼を受けました上記試料について分析した結果を下記の通り報告致します。

（採取以外の受付試料については、搬入された時点から当方の管理下となります。）

分析項目	単位	分析結果	分析方法
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/kg	0.15 未満	低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法（第5版GC/QMS法）
ー 以下余白 ー			

備考：

※分析結果欄に未満と表示されている数値は定量下限値を示します。

【写真帳】

MS20700039-1

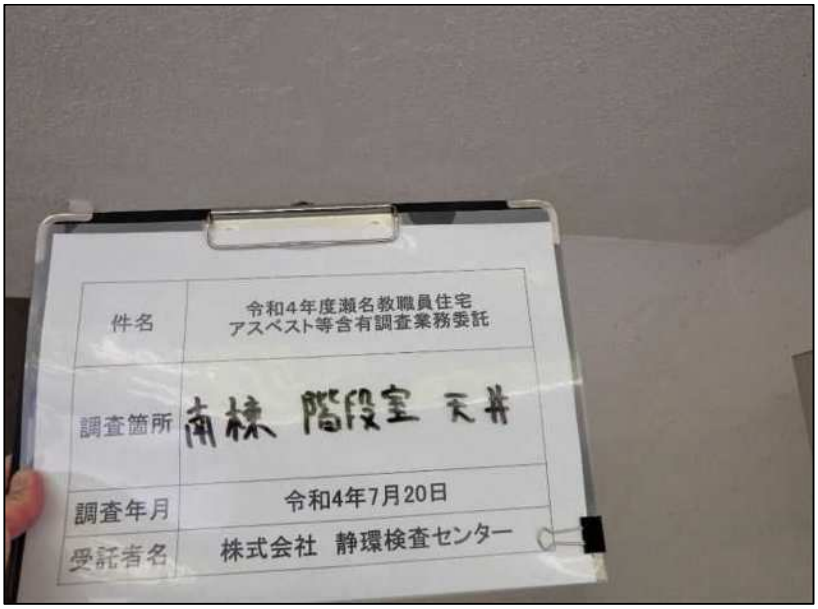

令和4年度瀬名教職員住宅
アスベスト等含有調査業務委託

試料名
建築用仕上塗材

採取場所･部位
南棟 階段室天井

採取前

調査日
令和4年7月20日

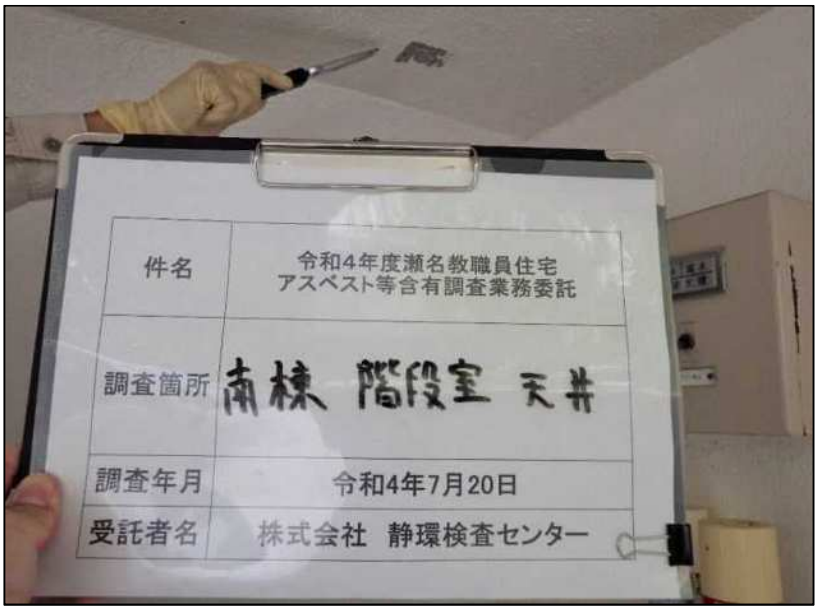

令和4年度瀬名教職員住宅
アスベスト等含有調査業務委託

試料名
建築用仕上塗材

採取場所･部位
南棟 階段室天井

採取状況

調査日
令和4年7月20日

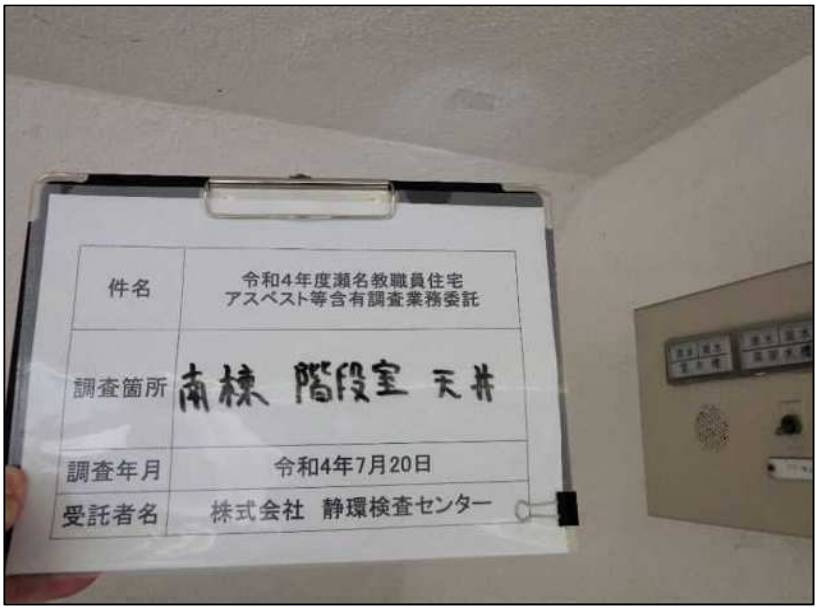

令和4年度瀬名教職員住宅
アスベスト等含有調査業務委託

試料名
建築用仕上塗材

採取場所･部位
南棟 階段室天井

採取後

調査日
令和4年7月20日

MS20700039-2

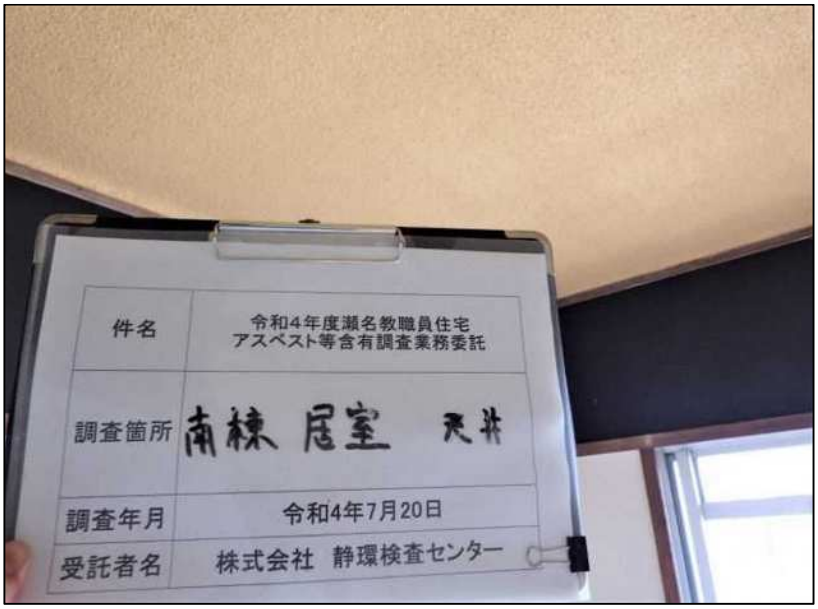

令和4年度瀬名教職員住宅
アスベスト等含有調査業務委託

試料名
建築用仕上塗材

採取場所･部位
南棟 居室天井（121号室）

採取前

調査日
令和4年7月20日

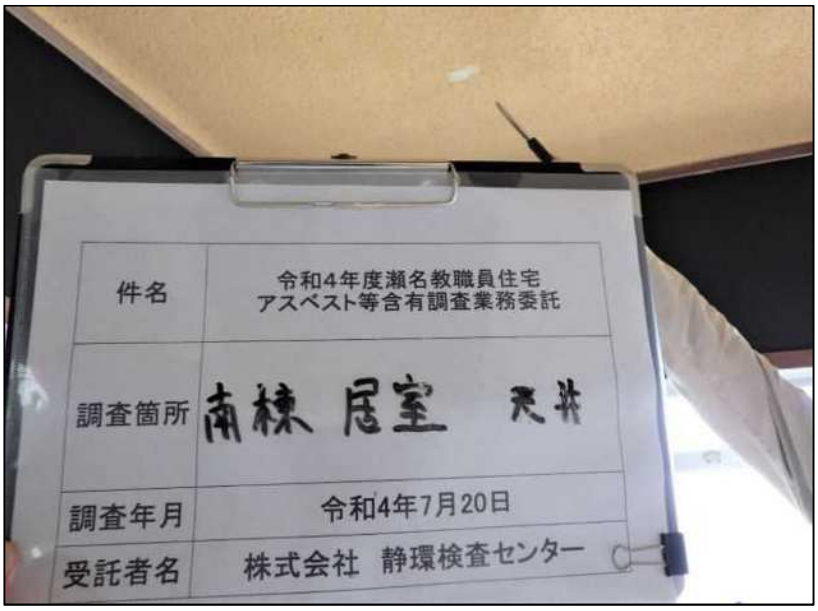

令和4年度瀬名教職員住宅
アスベスト等含有調査業務委託

試料名
建築用仕上塗材

採取場所･部位
南棟 居室天井（121号室）

採取状況

調査日
令和4年7月20日

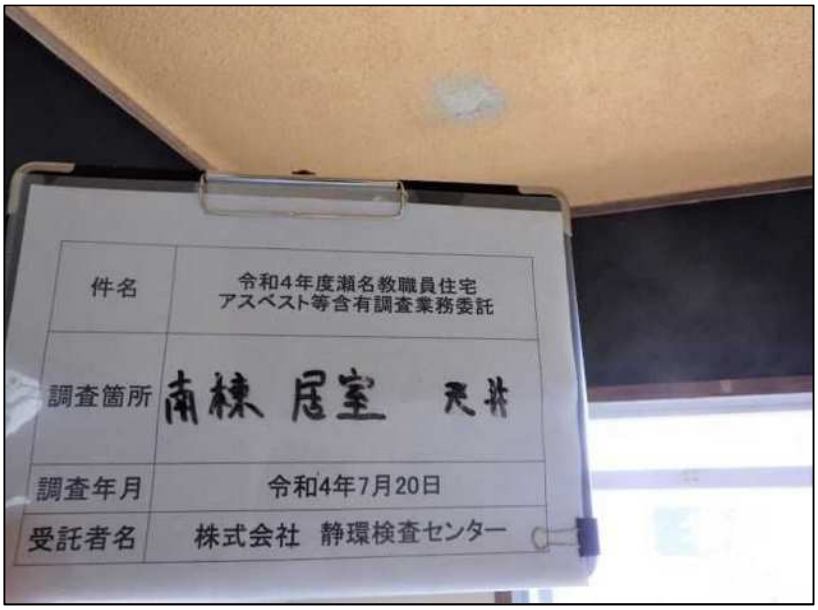

令和4年度瀬名教職員住宅
アスベスト等含有調査業務委託

試料名
建築用仕上塗材

採取場所･部位
南棟 居室天井（121号室）

採取後

調査日
令和4年7月20日

施設名：　瀬名教職員住宅
場　所：　南棟
部　位：　階段室天井
試料名：　建築用仕上塗材

試料1
全体

試料1
拡大

試料2
全体

試料2
拡大

試料3
全体

試料3
拡大

施設名：　瀬名教職員住宅
場　所：　南棟
部　位：　居室天井
試料名：　建築用仕上塗材(121号室)

試料1
全体

試料1
拡大

試料2
全体

試料2
拡大

試料3
全体

試料3
拡大

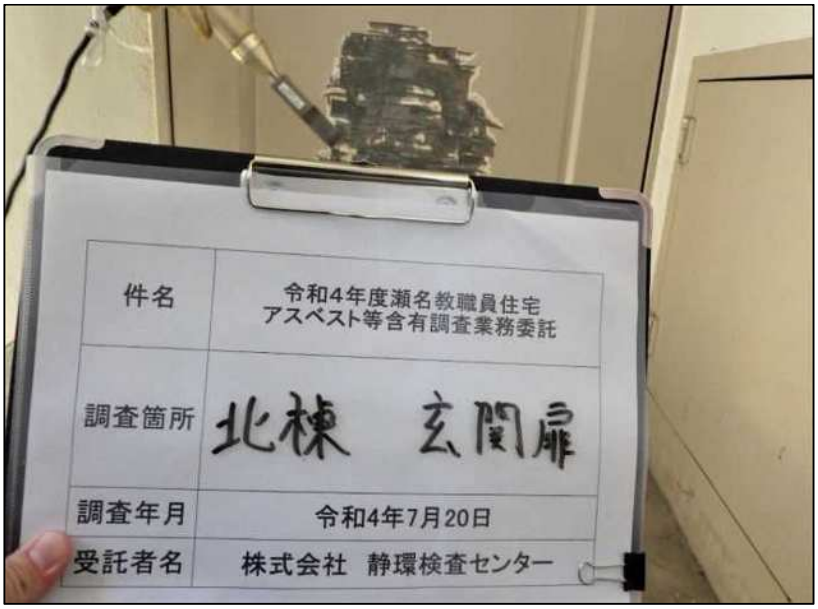

令和4年度瀬名教職員住宅
アスベスト等含有調査業務委託

試料名
塗装材

採取場所
北棟　玄関扉(102号)

採取状況

調査日
令和4年7月20日

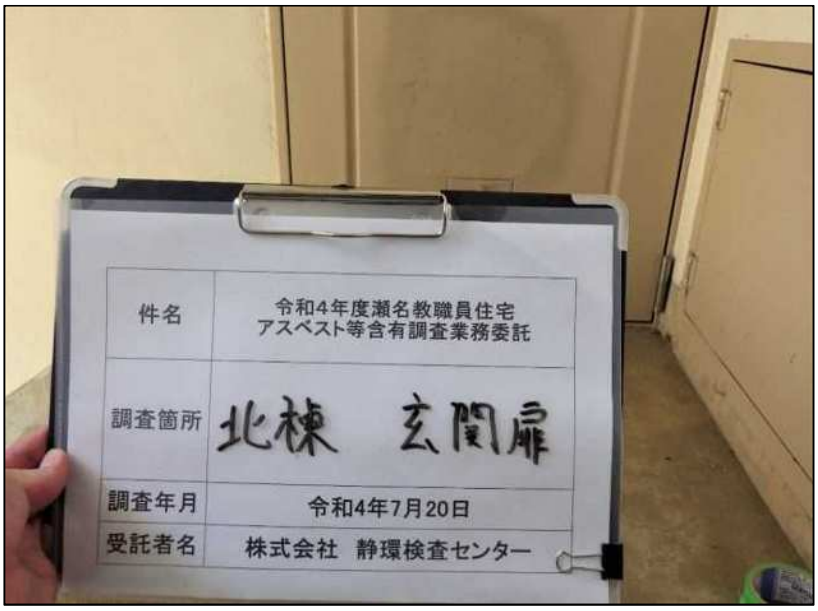

令和4年度瀬名教職員住宅
アスベスト等含有調査業務委託

試料名
塗装材

採取場所
北棟　玄関扉(102号)

採取後

調査日
令和4年7月20日

令和4年度瀬名教職員住宅
アスベスト等含有調査業務委託

試料名
塗装材

採取場所
北棟　玄関扉(102号)

採取試料

調査日
令和4年7月20日

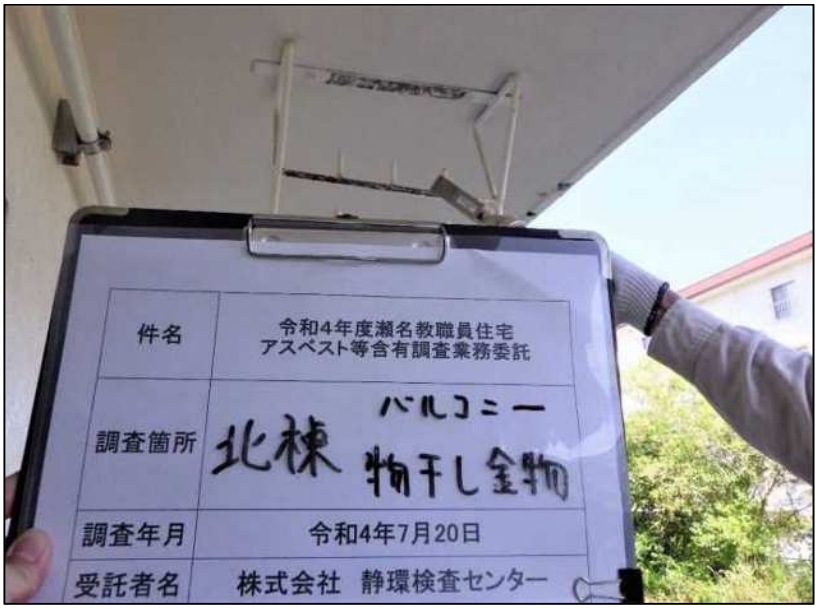

令和4年度瀬名教職員住宅
アスベスト等含有調査業務委託

試料名
塗装材

採取場所
北棟　バルコニー物干し金物
（101，102号室）
採取状況

調査日
令和4年7月20日

令和4年度瀬名教職員住宅
アスベスト等含有調査業務委託

試料名
塗装材

採取場所
北棟　バルコニー物干し金物
（101，102号室）
採取後

調査日
令和4年7月20日

令和4年度瀬名教職員住宅
アスベスト等含有調査業務委託

試料名
塗装材

採取場所
北棟　バルコニー物干し金物
（101，102号室）
採取試料

調査日
令和4年7月20日

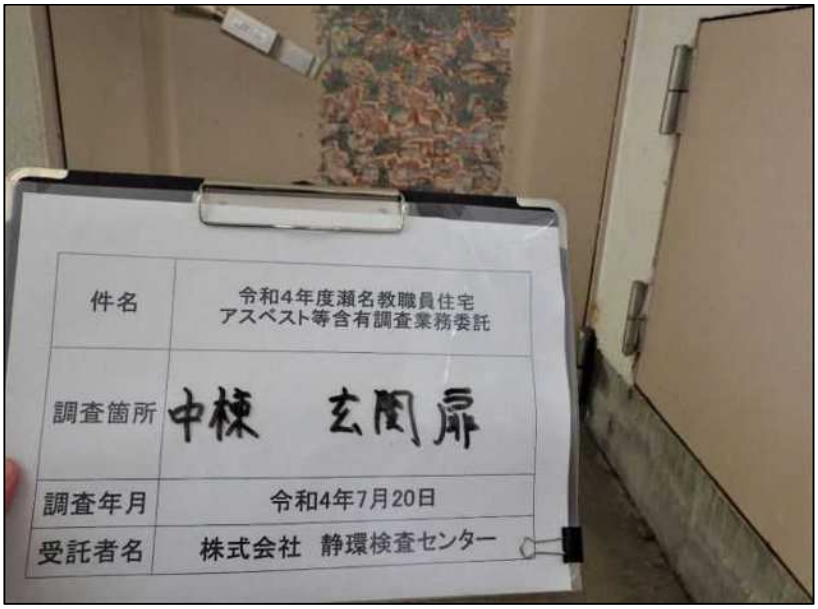

令和4年度瀬名教職員住宅
アスベスト等含有調査業務委託

試料名
塗装材

採取場所
中棟　玄関扉(112号室)

採取状況

調査日
令和4年7月20日

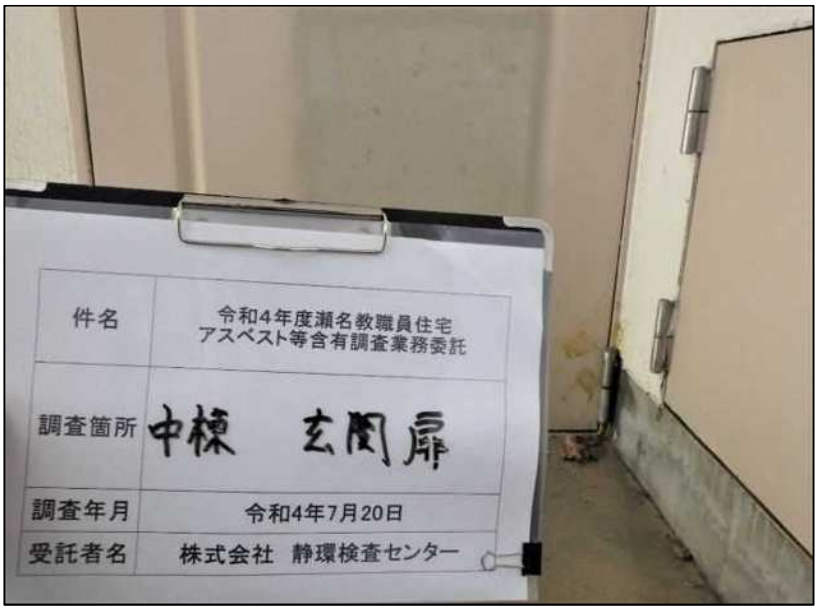

令和4年度瀬名教職員住宅
アスベスト等含有調査業務委託

試料名
塗装材

採取場所
中棟　玄関扉(112号室)

採取後

調査日
令和4年7月20日

令和4年度瀬名教職員住宅
アスベスト等含有調査業務委託

試料名
塗装材

採取場所
中棟　玄関扉(112号室)

採取試料

調査日
令和4年7月20日

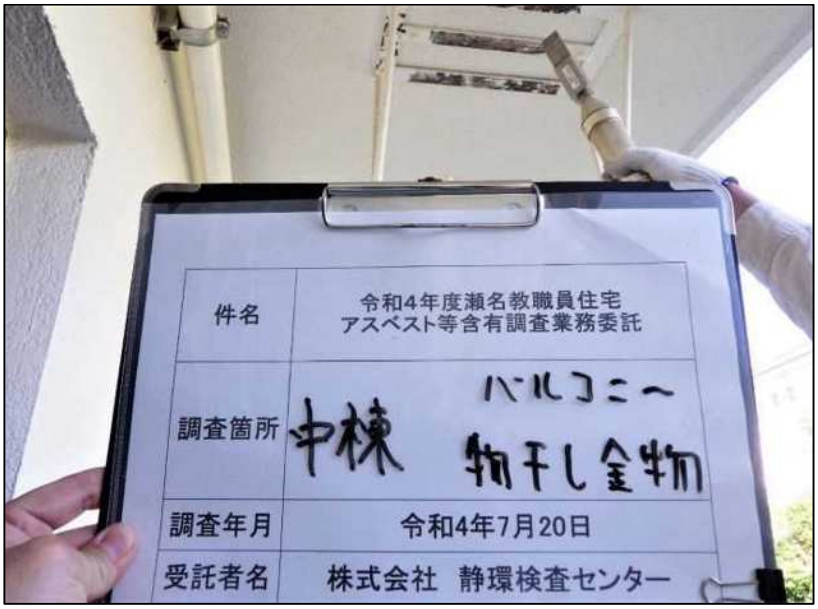

令和4年度瀬名教職員住宅
アスベスト等含有調査業務委託

試料名
塗装材

採取場所
中棟 バルコニー物干し金物
（112号室）
採取状況

調査日
令和4年7月20日

令和4年度瀬名教職員住宅
アスベスト等含有調査業務委託

試料名
塗装材

採取場所
中棟 バルコニー物干し金物
（112号室）
採取後

調査日
令和4年7月20日

令和4年度瀬名教職員住宅
アスベスト等含有調査業務委託

試料名
塗装材

採取場所
中棟 バルコニー物干し金物
（112号室）
採取試料

調査日
令和4年7月20日

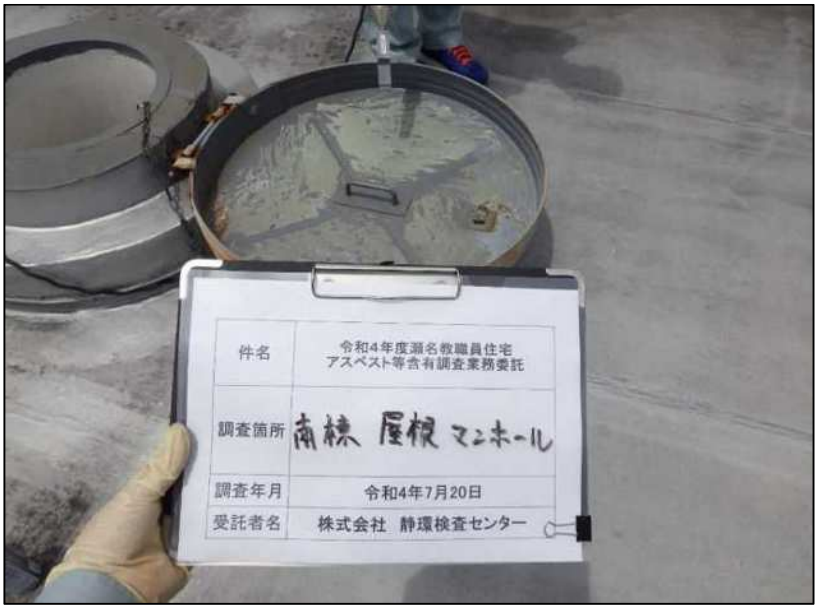

令和4年度瀬名教職員住宅
アスベスト等含有調査業務委託

試料名
塗装材

採取場所
南棟　屋根マンホール

採取状況

調査日
令和4年7月20日

令和4年度瀬名教職員住宅
アスベスト等含有調査業務委託

試料名
塗装材

採取場所
南棟　屋根マンホール

採取後

調査日
令和4年7月20日

令和4年度瀬名教職員住宅
アスベスト等含有調査業務委託

試料名
塗装材

採取場所
南棟　屋根マンホール

採取試料

調査日
令和4年7月20日

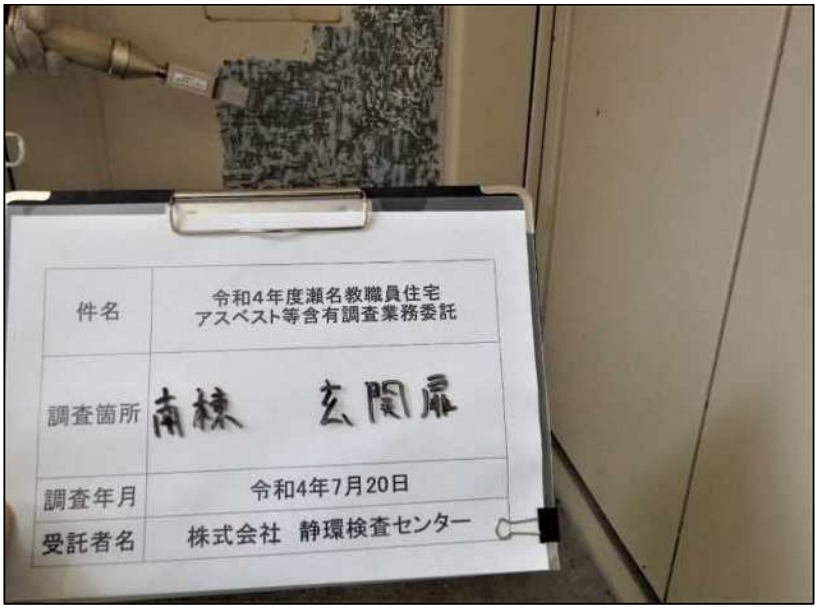

令和4年度瀬名教職員住宅
アスベスト等含有調査業務委託

試料名
塗装材

採取場所
南棟　玄関扉（122号室）

採取状況

調査日
令和4年7月20日

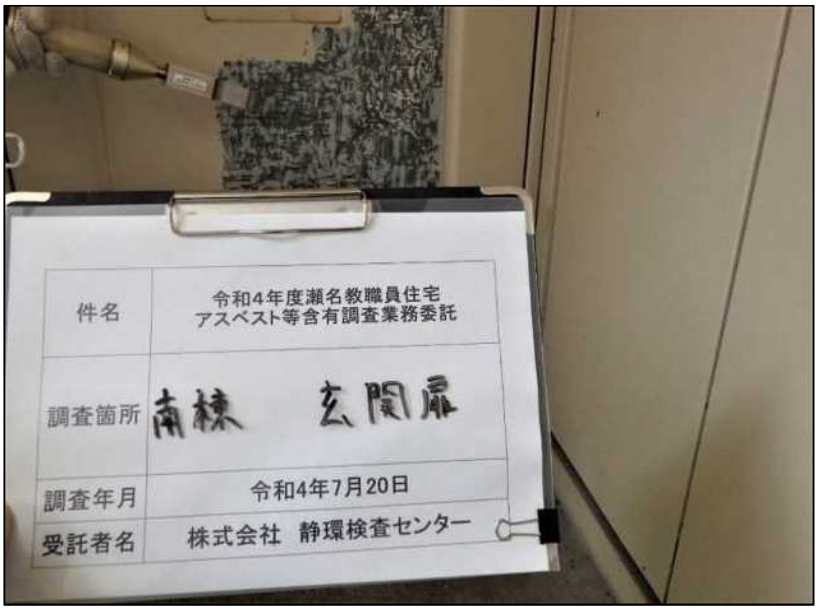

令和4年度瀬名教職員住宅
アスベスト等含有調査業務委託

試料名
塗装材

採取場所
南棟　玄関扉（122号室）

採取後

調査日
令和4年7月20日

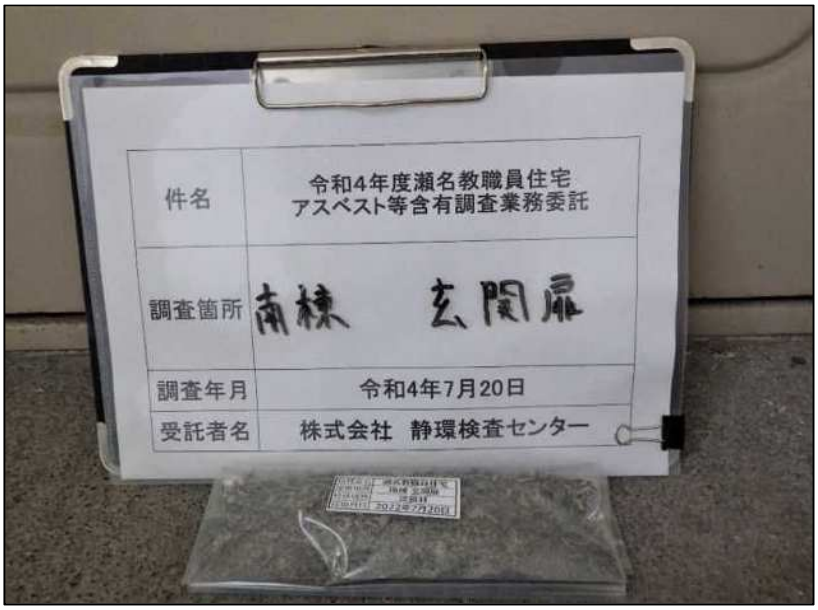

令和4年度瀬名教職員住宅
アスベスト等含有調査業務委託

試料名
塗装材

採取場所
南棟　玄関扉（122号室）

採取試料

調査日
令和4年7月20日

物　件　調　書

【土　地】						
所在及び地番	静岡県袋井市砂本町７番３					
住居表示	―					
面　　積	314.69㎡(実測面積) 314.69㎡（公簿面積）	地　目	宅地（現況） 宅地（公簿）	土地の形　状	ほぼ正方形地	
接面道路の幅員、種別、状況等	・幅員約６ｍの舗装市道（砂本町３号線）に敷地北西側部分約 17ｍが等高に接面					
私道の負担等に関する事項	―					

法令に基づく制限の概要					
都市計画区域	非線引き都市計画区域	用途地域	第一種低層住居専用地域		
建　蔽　率	指定建蔽率　50%		基準建蔽率　50%		
容　積　率	指定容積率　100%		基準容積率　100%		
高さの制限	道路斜線制限	無・有	隣地斜線制限	無・有	
	北側斜線制限	無・有	絶対高さ制限	無・有（10m）	
	日影による中高層の建築物の制限		無・有		
外壁後退	無・有		壁面線の制限	無・有	
準防火地域	無・有		防火地域	無・有	
その他	最低敷地面積の限度有(200㎡)、屋外広告物第一種特別規制地域、景観法第8条に基づく景観計画区域、建築基準法第22条区域				
※ 各制限内容の詳細は、関係市町村の建築確認担当課にお問い合わせください。					

供給処理施設の状況			事業所名	電話番号
	電　気	引込不可・引込可	中部電力パワーグリッド㈱掛川支社	0120-977-230
	上水道	引込不可・引込可	袋井市水道課水道経営係	0538-84-6058
	下水道	引込不可・引込可	袋井市下水道課下水道経営係	0538-84-6081
	都市ガス	引込不可・引込可	袋井ガス㈱	0538-42-8410
	※ 引込み費用等の詳細は、上記事業所にお問い合わせください。			

交通機関（直線距離）		
	バ　ス	秋葉バスサービス「柳原」停留所：物件の西方約800m
	鉄　道	JR「袋井」駅：物件の北方約900m

公共施設（直線距離）		
	役　所	袋井市役所　：物件の北方約1.9km
	小学校	袋井市立高南小学校　：物件の東方約600m
	中学校	袋井市立袋井南中学校　：物件の北東方約1.6km

【 建　物 】		
所　　在	静岡県袋井市砂本町７番地３	
建物の状況 （主である建物）	家屋番号	7番3
	構造・用途	木造瓦葺平家建　居宅
	建築面積	125.53㎡(登記簿面積)
	建築時期	昭和52年３月30日建築
	設計等	４LDK（和室８畳２室、６畳２室、LDK）
建物の状況 （付属建物）	家屋番号	
	構造・用途	
	建築面積	
	建築時期	
	設計等	
外構工事等	フェンス、カーポートほか	

◎参考事項（物件の状況、法令上の制限等に関する特記事項）

・本件建物は無価値であり、買主が解体することを前提に売払うものです。

・このため、本件建物の設備等については、経年変化及び使用に伴う性能低下、損傷、使用不能等があります。

・本件建物内の物品類は現況での引渡しとなります。

・南東側の境界杭について、確認できません。

・北東側隣接地及び北西側隣接地の本件間口付近に境界に跨る形でマンホールが設置されています。

・東、南、西の境界線上にブロック塀があるように見られますが、当該ブロック塀の所有者を示す資料を県は保管していません（県に所有権があった場合、売却対象物となります。）。

・前面道路には本件地の間口２分の１程度が等高に接面しており、駐車場として２台分のスペースがあります。残りの間口２分の１程度は高低差があり約90㎝高いところに建物が建てられています。

・建物の建て替えやリフォームは可能ですが、最低敷地面積200㎡の制限があるため、分筆して分譲することはできません。

・建物からアスベストが検出されています（詳細は別添「試験成績書」参照）。

・袋井市洪水ハザードマップでは、浸水深0.5m以上～３m未満の区域となっています。

・本件地の実測面積は昭和53年の分筆時のもので、静岡県は測量を実施していません（境界確認書等を静岡県は有していません。）。

※物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための資料にすぎません。

必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての現地確認を行ってください。

品質に係る注意事項

(1) 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載のない限り、現状のままで行います。

(2) 埋設物調査は実施していませんので、地中埋設物が存在している可能性があります。

(3) 物件によっては、上下水道設備、ガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認していません。これらの設備の品質は保証できません。

(4) 物件及び隣接地の擁壁・直壁・ブロック塀等について、地上及び地中にて境界を越えている場合があります

(5) 物件の敷地内(地中を含む)にゴミ(家電等を含む)・ガラ・砕石・切り株・雑草等が存在する場合があります。

(6) 物件調書に特段の記載のない限り、土壌汚染及び地盤に関する調査は行っていません。

その他の注意事項（契約不適合責任の免責等）

(1) 建物の建築図面等がある場合は静岡県資産経営課において閲覧できます。

(2) 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載のない限り、現状のままで行いますので、物件調書をご参照のうえ、必ず事前に現地の確認をしてください。
なお、物件調書と現状が異なる場合には現状を優先します。

(3) 建物を解体撤去する場合の費用負担については、県は対応しません。また、解体撤去する場合は、騒音等の周辺の環境に配慮してください。

(4) 敷地の形質変更を行う際は、形質変更に伴う粉塵防止対策として、散水等に努めてください。

(5) 土地の形質変更をする場合の費用負担については、県は対応しません。また、土地の形質変更をする場合は、騒音・粉塵防止対策等の周辺の環境に配慮してください。

(6) 現在の建物を解体撤去後、新たな建物を建築するにあたっては、建築基準法、文化財保護法及び県、市町の条例のほか協定等により、指導がなされる場合や開発負担金等が必要となる場合がありますので、関係機関にご確認ください。

(7) 物件によっては、敷地内にフェンス、塀、柵等が設置されていますが、これらの工作物の補修・改修・撤去・再築造及びその費用負担については、県は対応しません。

(8) 埋設物調査は実施していませんので、地中埋設物が存在している可能性があります。地中埋設物が発見されたとしても、これらの撤去及びその費用負担については、県は対応しません。

(9) 物件によっては、埋蔵文化財包蔵地に該当するため、開発方法によっては試掘調査が必要となる場合があります。(詳しくは物件所在市町村の教育委員会にお問合わせください。)

(10) 物件によっては、上下水道設備、ガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認していません。これらの敷設設備の補修・移設・改修・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応しません。

(11) 物件及び隣接地の擁壁・直壁・ブロック塀等について、地上及び地中にて境界を越えている場合がありますが、現状引渡しとなりますので、移設・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応しません。

(12) 物件の敷地内及び敷地上空又は隣接地等に電柱(電信柱・電柱付属物・電線等を含む)・支線・ゴミ置き場・道路設置物(ガードレール等)・道路標識(カーブミラー等を含む)等がある場合の移設・撤去等の可否等の取扱いについては、設置者又は管理者等にお問い合わせください。県ではこれらについて対応しません。

(13) 物件の敷地内(地中を含む)にゴミ(家電等を含む)・ガラ・砕石・切り株等が存在する場合があ

ります（品質）が、撤去及びその費用負担等については、県は対応しません。

(14)現状での引渡しのため、現地の除草・伐採及びその費用負担等については、県は対応しません。

(15)建物のアスベストについては、他に記載のある場合を除き、専門業者による調査は実施していません。調査の費用負担とアスベストが発見された場合の除去及びその費用負担等については、県は対応しません。

案　内　図


N
小川町東公園
高南幼稚園
砂本公園
対象不動産
凡 例
売払い物件
※およその位置を示す案内図になります。
土地の正確な形状を表すものではありません。
小菅沢川
小菅沢川
75m
1:1,600
出典：静岡県地理情報システム／Maptiles by MIERUNE, under CC BY. Data by OpenStreetMap contributors, under ODbL.

公用 静岡県袋井市砂本町７－３　　全部事項証明書　　（土地）

表　題　部　（土地の表示）	調製	平成１１年7月7日	不動産番号	０８３１０００１８１５８５
地図番号	余白	筆界特定	余白	
所　在	袋井市砂本町		余白	

① 地番	②地目	③ 地積 ㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
7番3	雑種地	314	7番から分筆 〔昭和５０年３月１７日〕
余白	宅地	314 69	②③昭和４９年３月２５日地目変更 〔昭和５０年４月３０日〕
余白	余白	余白	昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成１１年７月７日

権　利　部　（甲区）　（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和５２年１月１０日 第２１３号	原因　昭和５１年１１月１日売買 所有者　東京都新宿区南元町２３番地 公立学校共済組合 順位２番の登記を移記
付記１号	買戻特約	昭和５２年１月１０日 第２１３号	原因　昭和５１年１１月１日特約 売買代金　金５３４万９，７３０円 契約費用　返還不要 期間　昭和５７年１０月３１日 買戻権者　静岡県 順位２番付記１号の登記を移記
2	所有権移転	平成１０年１月１３日 第３９８号	原因　平成９年９月１０日売買 所有者　静岡県 順位３番の登記を移記
	余白	余白	昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成１１年７月７日

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

（静岡地方法務局袋井支局管轄）
令和６年１２月２７日
静岡地方法務局　　登記官　　中村元昭

＊「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
＊ 下線のあるものは抹消事項であることを示す。　　整理番号　Ｋ２０１８６　（ 1／2 ）　1／1

公用 静岡県袋井市砂本町７－３　　全部事項証明書　　（建物）

表　題　部　（主である建物の表示）		調製	平成１１年７月７日	不動産番号	０８３１０００１８３５１５
所在図番号	余白				
所　　在	袋井市砂本町　７番地３			余白	
家屋番号	７番３			余白	
① 種　類	② 構　造	③ 床　面　積　㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	木造瓦葺平家建	１２５	５３	昭和５２年３月３０日新築	
余白	余白	余白		昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成１１年７月７日	

権　利　部　（甲区）　（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和６２年１０月２７日 第１５２５５号	原因　昭和６２年９月１０日売買 所有者　静　岡　県 順位２番の登記を移記
	余白	余白	昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成１１年７月７日

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

（静岡地方法務局袋井支局管轄）

令和６年１２月２７日

静岡地方法務局　　登記官　　中　村　元　昭

＊　「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。　　整理番号　Ｋ２０１８６　（　２／２　）　　1／1

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出	砂本町

請求部分	所在	袋井市砂本町				地番	7番3		
出力縮尺	1/500	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類	その他
作成年月日				備付年月日(原図)	昭和50年3月13日	補記事項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(静岡地方法務局袋井支局管轄)

令和6年12月27日

静岡地方法務局

請求番号：3-1　　登記官　　口村元昭

(1/1)

A3からA4に縮小

公用

公用

登記年月日：昭和50年3月17日

145039

地積測量図

地番	7-1, -2, -3, -4, -5, -6, -7, -8, -9, -10, -11, -12, -13, -14, -15, -16, -17.
土地の所在	袋井市砂本町

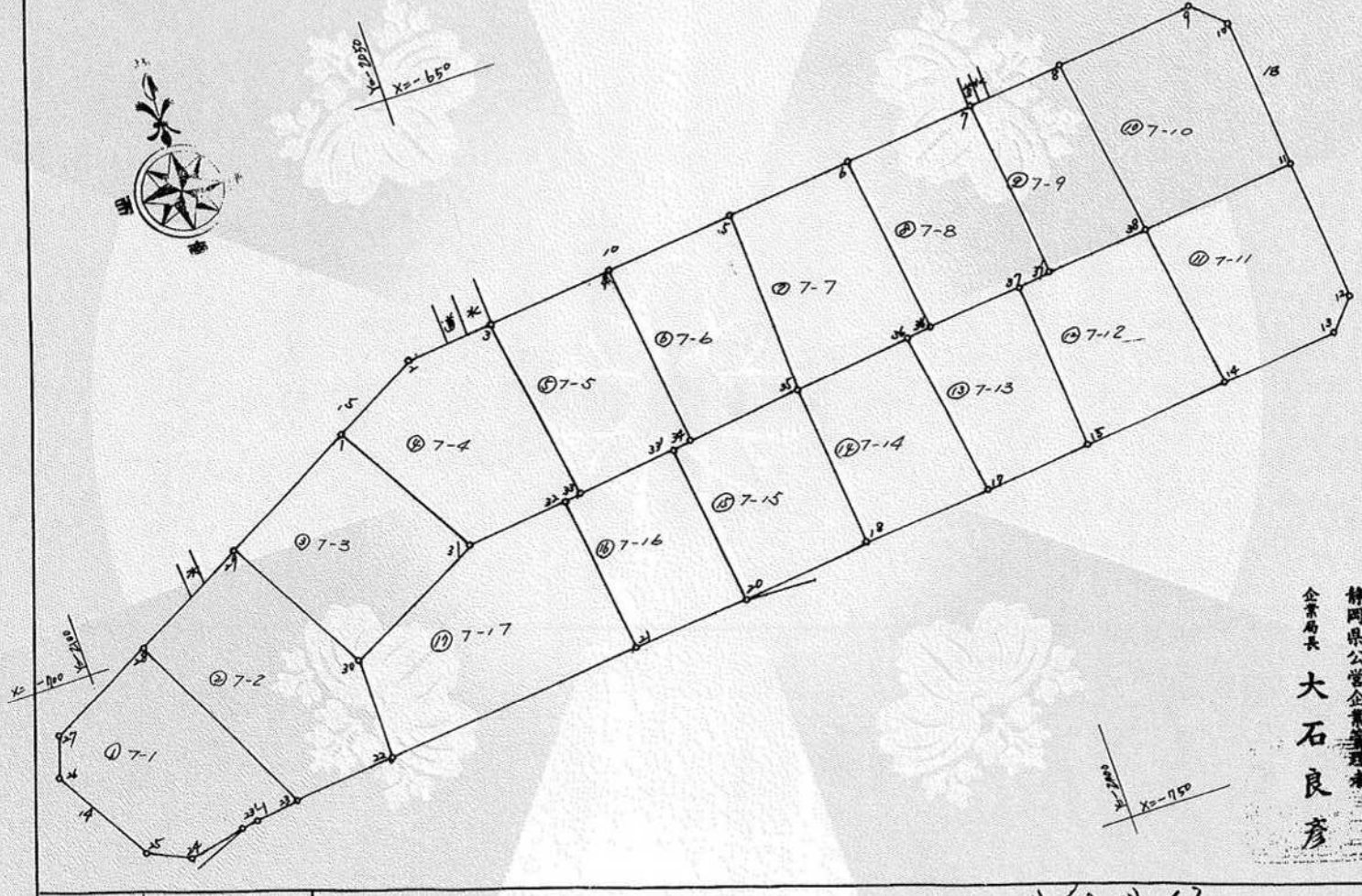

作製年月日	昭和50年3月3日
作製者	袋井市
嘱託人	静岡県企業管理者 飯塚正士

静岡県公営企業管理者
企業局長 大石良彦

縮尺	1/500

N50.4.17

A3からA4に縮小

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
（静岡地方法務局袋井支局管轄）
令和6年12月27日　静岡地方法務局　登記官　中村元昭

請求番号：3-2

(1/2)

公用

登記年月日：昭和50年3月17日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
（静岡地方法務局袋井支局管轄）
令和6年12月27日　静岡地方法務局

145040

地番	7-1, 7-2, 7-3　7-1
土地の所在	袋井市 砂本町

地積測量図

2/7

求積

符号 地番	測点	合緯距 ① Xn	② −(Xn+1)	③ (Xn−1)	④ ②+③	合経距 ⑤ Yn	④×⑤ 2F +	−
① 7-1	23	−720.298	720.995	−699.074	21.921	−2082.870		45658.693270
	23'1	−720.995	722.576	−720.298	2.278	−2087.661		4755.691758
	24	−722.576	720.528	−720.995	−.467	−2095.503	978.699901	
	25	−720.528	709.881	−722.576	−12.695	−2099.988	26659.347660	
	26	−709.881	705.726	−720.528	−14.802	−2106.097	31174.447794	
	27	−705.726	699.074	−709.881	−10.807	−2104.834	22746.941038	
	28	−699.074	720.298	−705.726	14.572	−2093.226		30502.489272
						計	81559.336393	80916.774300
						差	642.5620	
						½	321.2810	
② 7-2	22	−718.979	720.298	−707.818	12.480	−2071.968		25858.160640
	23	−720.298	699.074	−718.979	−19.905	−2082.870	41459.527350	
	28	−699.074	691.899	−720.298	−28.399	−2093.226	59445.525174	
	29	−691.899	707.818	−699.074	8.744	−2080.705		18193.684520
	30	−707.818	718.979	−691.899	27.080	−2071.863		56106.050040
						計	100905.152524	100015.875200
						差	747.1573	
						½	373.5786	
③ 7-3	1	−693.378	699.386	−691.899	7.487	−2065.872		15467.183664
	31	−699.386	707.818	−693.378	24.420	−2056.768		50226.274560
	30	−707.818	691.899	−699.386	−7.487	−2071.863	15512.038281	
	29	−691.899	693.378	−707.818	−24.420	−2080.705	50810.816100	
						計	66322.854381	65693.458224
						差	629.3961	
						½	314.6980	

縮尺　1/

単位　m

S50.3.17

作製年月日　昭和50年3月3日

作製者　静岡県技師　[illegible]

申請人　静岡県公営企業管理者　企業局長　大石良彦

登記官　中村元昭

A3からA4に縮小

請求番号：3-2

(2/2)

別添

試験成績書

発行No.　NS003842-02Z-001　1/1
発行日　2017年11月30日

静岡県知事　川勝平太　殿

ISO/IEC 17025
JAB Testing RTL03020

事業者名　ユーロフィン日本総研株式会社
住　所　〒430-0837 静岡県浜松市南区西島町16番地の1
TEL(053)425-7531代, FAX(053)425-7555
試験管理者　石塚　健輝

試料受付　2017年11月24日　　採取区分　自社採取
試験期間　2017年11月24日　～ 2017年11月30日　　試料採取者　ユーロフィン日本総研株式会社
採取場所　袋井高校　校長公舎
件名　平成29年度教職員住宅建築用仕上塗材アスベスト含有調査業務委託

ご依頼を受けました試料について、検査の結果を次の通り報告致します。本分析の結果は、入手した試料の範囲に限定させていただきます。

試料名称	外壁　仕上塗材		
石綿含有の有無の判定	非含有	採取年月日	2017年11月24日
試験の方法	JIS A 1481-1（偏光顕微鏡法）, JIS A 1481-3（X線回折法）		

試験の対象	試験の結果	基準値	単位
クリソタイル(定性)	不検出	検出しないこと	---
アモサイト(定性)	不検出	検出しないこと	---
クロシドライト(定性)	不検出	検出しないこと	---
トレモライト(定性)	不検出	検出しないこと	---
アクチノライト(定性)	不検出	検出しないこと	---
アンソフィライト(定性)	不検出	検出しないこと	---
クリソタイル(定量)		0.1以下	%
アモサイト(定量)	-	0.1以下	%
クロシドライト(定量)	-	0.1以下	%
トレモライト/アクチノライト(定量)	-	0.1以下	%
アンソフィライト(定量)	-	0.1以下	%
以下余白			

備考)

推定含有率

層	外観色	層割合	アスベスト種類	アスベスト推定含有率
1	ベージュ	10%	-	不検出
2	白	85%	-	不検出
3	灰	5%	-	不検出

※外観色、層割合、アスベスト推定含有率は目視にて判断しました。

別添

試験成績書

発行No.　NS003842-022-002　1/1
発行日　2017年11月30日

静岡県知事　川勝平太　殿

ISO/IEC 17025
JAB Testing
RTL03320

事業者名　ユーロフィン日本総研株式会社
住　所　〒430-0833 静岡県浜松市南区西島町16番地の1
TEL(053)425-7531㈹　FAX(053)425-7535
試験管理者　石塚　健博

試料受付　2017年11月24日　　採取区分　自社採取
試験期間　2017年11月24日　～ 2017年11月30日　　試料採取者　ユーロフィン日本総研株式会社
採取場所　袋井高校　校長公舎
件名　平成29年度教職員住宅建築用仕上塗材アスベスト含有調査業務委託

ご依頼を受けました試料について、検査の結果を次の通り報告致します。本分析の結果は、入手した試料の範囲に限定させていただきます。

試料名称	軒裏　仕上塗材		
石綿含有の有無の判定	含有	採取年月日	2017年11月24日
試験の方法	JIS A 1481-1（偏光顕微鏡法），JIS A 1481-3(X線回折法)		

試験の対象	試験の結果	基準値	単位
クリソタイル(定性)	検出	検出しないこと	---
アモサイト(定性)	不検出	検出しないこと	---
クロシドライト(定性)	不検出	検出しないこと	---
トレモライト(定性)	不検出	検出しないこと	---
アクチノライト(定性)	不検出	検出しないこと	---
アンソフィライト(定性)	不検出	検出しないこと	---
クリソタイル(定量)	0.2	0.1以下	%
アモサイト(定量)	-	0.1以下	%
クロシドライト(定量)	-	0.1以下	%
トレモライト/アクチノライト(定量)	-	0.1以下	%
アンソフィライト(定量)	-	0.1以下	%
以下余白			

備考)

推定含有率

層	外観色	層割合	アスベスト種類	アスベスト推定含有率
1	ベージュ	5%	-	不検出
2	白	85%	クリソタイル	0.1%-5%
3	灰	10%	-	不検出

※外観色、層割合、アスベスト推定含有率は目視にて判断しました。

別添

試験成績書

発行No.　NS003842-02Z-003　1/1
発行日　2017年11月30日

静岡県知事　川勝平太　殿

ISO/IEC 17025
JAB Testing RTL03820

事業者名　ユーロフィン日本総研株式会社
住　所　〒430-0827 静岡県浜松市南区西島町16番地の1
TEL(053)425-7531(代)　FAX(053)425-7533
試験管理者　石塚　雅博

試料受付　2017年11月24日
試験期間　2017年11月24日　～ 2017年11月30日
採取場所　袋井高校　校長公舎
件名　平成29年度教職員住宅建築用仕上塗材アスベスト含有調査業務委託

採取区分　自社採取
試料採取者　ユーロフィン日本総研株式会社

ご依頼を受けました試料について、検査の結果を次の通り報告致します。本分析の結果は、入手した試料の範囲に限定させていただきます。

試料名称 内部壁　仕上塗材			
石綿含有の有無の判定	含有	採取年月日	2017年11月24日
試験の方法	JIS A 1481-1（偏光顕微鏡法），JIS A 1481-3(X線回折法)		

試験の対象	試験の結果	基準値	単位
クリソタイル(定性)	不検出	検出しないこと	---
アモサイト(定性)	検出	検出しないこと	---
クロシドライト(定性)	不検出	検出しないこと	---
トレモライト(定性)	不検出	検出しないこと	---
アクチノライト(定性)	不検出	検出しないこと	---
アンソフィライト(定性)	不検出	検出しないこと	---
クリソタイル(定量)	-	0.1以下	%
アモサイト(定量)	0.2	0.1以下	%
クロシドライト(定量)	-	0.1以下	%
トレモライト/アクチノライト(定量)	-	0.1以下	%
アンソフィライト(定量)	-	0.1以下	%
以下余白			

(備考)

推定含有率

層	外観色	層割合	アスベスト種類	アスベスト推定含有率
1	茶	100%	アモサイト	0.1%-5%

※外観色、層割合、アスベスト推定含有率は目視にて判断しました。

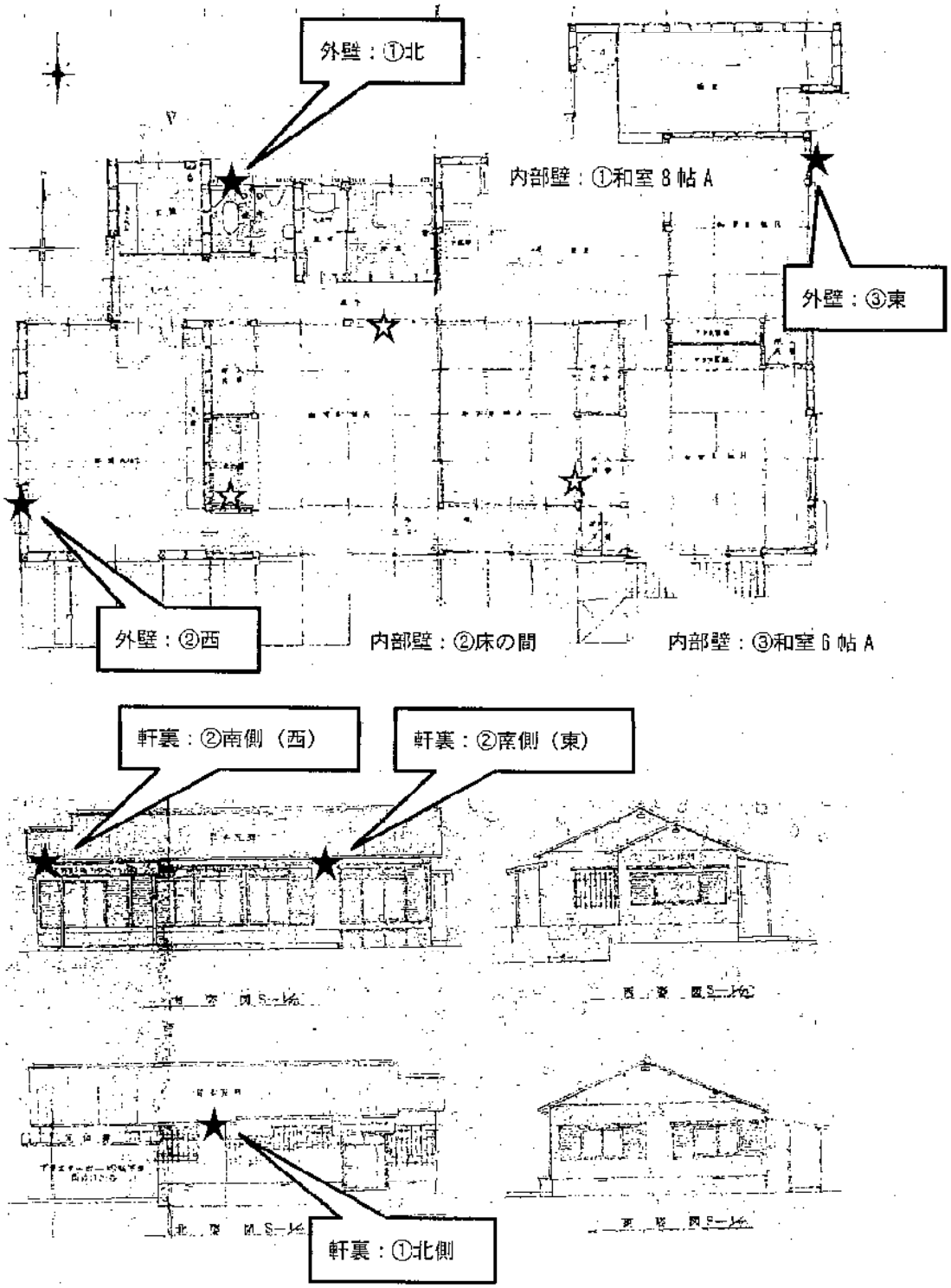

図 5　試料採取位置図（袋井高校校長公舎：3 検体）

耐震診断報告書

平成 16 年度

袋井高校教職員住宅

住所	静岡県袋井市方丈 2 - 4 - 29
事務所登録	静岡県知事（1）第 5664 号
事務所名	進栄一級建築設計事務所
資格	建設大臣　第 118160 号
氏名	寺田　克好
電話番号	0538 - 42 - 1757

耐震診断書

建築物の名称	袋井高校教職員住宅
所在地	袋井市砂本町７－３
用途	職員住宅
建築規模	建築面積：132.5 ㎡　延面積：124.2 ㎡　地上：１階
設計者の名称	（有）村松一級建築士事務所
	住所　：　袋井市睦町 16－1
設計年月日	昭和５１年
施工者名称	不　明
	住所　：
施工年月日	昭和５２年竣工
耐震診断データ	

方向	地盤・基礎	偏心	水平抵抗力	老朽度	総合評点
X方向	1.0	0.85	1.36	0.95	1.09
Y方向		1.00	1.63		1.54

<所見>
東西南北両方向ともに耐震要素（耐力壁等）のバランスが悪いため評点が低くなりました。

総合所見	「一応安全です。」と診断されました。
備考	

様式 1　　Ver.4.3-0604

TOUKAI－O　耐震診断報告書

平成 17 年 3 月 11 日

袋井高校教職員住宅 様

静岡県耐震診断補強相談士
登録 第 012899 号　寺田 克好 印

あなたのご自宅の「TOUKAI-O　耐震診断」を実施いたしました。結果は次の通りです。
なお、この報告は調査時点での診断状況ですので、その後の経年劣化に対しては十分な維持管理をお願いします。

総合評点	評点内容	項目		評点	項目		評点
1.09		A	(地盤・基礎)	1.00	D×E	(水平抵抗力)	1.36
		B×C	(偏心)	0.85	F	(老朽度)	0.95

総合評点は上覧の　A　×（B×C）×（D×E）×　F　の計算結果となっています。

総合評点のめやす				
		1.5以上	安全です	
	○	1.0以上1.5未満	一応安全です	より安全とするため補強が望ましい
		0.7以上1.0未満	やや危険です	補強を行って下さい
		0.7未満	倒壊または大破壊の危険があります	建替えまたは補強を行ってください

採用耐震診断タイプ（採用タイプに ○が自動的に記入されます。「③入力」と連動しています。）	
タイプ－1　水平抵抗力　×　調整係数　1.00	タイプ－3　水平抵抗力　×　調整係数　0.80
○　タイプ－2　水平抵抗力　×　調整係数　0.90	タイプ－4　防災協会の簡易式「筋かいなし」による
タイプ－5　精密耐震診断	

注）調整係数は図面、施工状況等の信頼度による低減係数

所見	あなたの住宅を耐震診断した結果、「一応安全です」と診断されました。 東西方向の耐震要素（耐力壁等）のバランスが悪いので評点が低くなりました。
補強方法等の対策	東西方向の耐震要素（耐力壁等）のバランスを矯正してください。 専門家とよく相談して補強されることを希望します。 ※補強工事を行う際は、設計事務所等に依頼し、詳しい現地調査のもとに補強設計を行って下さい。

依頼者にお尋ねしてチェックを入れて下さい。
○ 1. 補強に前向き　○ 2. 補強に消極的　◉ 3. どちらともいえない

偏心・水平抵抗力計算担当者	検収者	調査日
登録 第 012899 号　氏名 寺田 克好	登録 第　号　氏名　印	H 7.3.11

現地調査書

調査日　平成17年3月11日　　様式 3　Ver.4.3-0604

建物概要調査表	この印の欄はボタンをクリックして、プルダウンメニューから選択してください		
建物名称	袋井高校教職員住宅　邸	所在地	袋井市砂本町7-3
用　途	専用住宅	竣工年月	昭和　52　年　月
構造形式	木造在来工法	基礎形式	鉄筋コンクリート布基礎
屋根材料	瓦葺き	外壁材料	ラスモルタル

規模					
階　数	地　下　階　地上　1　階			小屋裏	○有 ●無
床面積	小屋裏		㎡	平面の特徴	東西に細長い建物。
	2　階		㎡		
	1　階	125.76	㎡	立面の特徴	
延べ面積		125.76	㎡		
特記事項 → 内容を記入してください。	東西方向の開口が大きく、壁量も少ない。				

使用履歴			
増　築	○有 ●無　昭和　年	規模・状況	
改　築	○有 ●無　年	規模・状況	
補　修	○有 ●無　平成　年	規模・状況	
用途変更	○有 ●無　年	規模・状況	

敷地状況	□埋立地　□軟弱地盤　□水田跡　□崖地　□傾斜地　☑平坦地 その他（　　）

設計図書等の調査

＊聞き取りも含むとは依頼者が「住公」で確認を取ったと言えば「住公図書」有りとする。

関連図書				
建築確認図書	○有●無	設計図書	☑平面 ☑立面 ☑軸組 ☑基礎 ☑床組図
住公図書（＊聞き取りも含む）	○有●無	施工図書	□平面 □立面 □軸組 □基礎 □床組図

現地建物との相違	1階平面	2階平面	立面	筋交いの有無の確認（1ヶ所以上）				
	相違無し	相違無し	相違無し	筋かい　●有　○無				
				診断タイプ	住公	一般	図書	筋かい
＊住公、一般、図書、筋かいの有無により診断タイプの結果を右欄に掲示しました。　確認してください。				2		○	○	○

特殊構造・特殊工法の有無（Yes/No　をOにチェックを入れて下さい）

スキップフロア等で個別的な検討が必要	○Y●N	混構造　RC+木造　SC+木造	○Y●N
ツーバイフォーT法	○Y●N	伝統構法型木造住宅	○Y●N
工業化住宅	○Y●N	その他個別的に検討を要する建物	○Y●N

■ 部分点検・建物調査表　（評点に反映しない部分）

目視調査の可能部分において記入する

敦井高校教職員住宅

部位等		調査内容		調査実施／不可	調査を実施した場合 調査結果、調査位置等のコメント
建物周囲の地盤条件		擁壁等の傾斜、き裂等の有無		擁壁無し	
構造耐力上主要な軸組等	柱	部材の断面欠損	大きな欠き込み、割れの有無	無し	目視により確認
	梁		大きな欠き込み、割れの有無	調査不可	
	桁		大きな欠き込み、割れの有無	調査不可	
	筋かい等		大きな欠き込み、割れの有無	調査不可	
	土台と柱	接合金物	有無、ゆるみ、錆、腐食等	無し	床下換気口より確認
	柱と梁桁		有無、ゆるみ、錆、腐食等	調査不可	
	筋かい材		有無、ゆるみ、錆、腐食等	調査不可	
床下部分		接合方法	足固め、根がらみ等で固められているか	調査不可	
梁と柱、差し鴨居			柱から抜け落ちる形式ではないか	調査不可	
筋かい端部			引張り・圧縮に対して抜けたり蹈み外さないか	調査不可	
水平剛性の確保	2階床面		火打ちの有無、床板は合板か		
			金物は充分使用されているか		
	小屋梁面		火打ちの有無、床板は合板か	調査不可	
			金物は充分使用されているか	調査不可	
	吹抜け部分		吹抜け面積の大きさ、吹抜け部分の対策、補強の有無	吹抜け無し	
下屋、増築部			母屋との接合部分について金物が充分使用されているか	下屋無し	増築無し

Ver.4.3-0604

高校教職員住宅　部

①老 朽 度 調 査 書

各部位ごとに調査を行い、グレードを付けます。その集計をもって評点をつけます。

あてはまるチェックボックスをクッリクして下さい。

（ア）　基礎・柱

部位	診断基準			グレード	補修・補強の要
基礎	目視観察	ひびわれはほとんどない		☑ 1	
		局部的に小さなひびわれあり		☐ 2	補修を要する
		換気口まわり、隅角部等にひびわれ、損傷あり			補修を要する
		基礎が割れている		☐ 3	補強または精密診断を行う必要がある
		不同沈下がみられる　部分的に崩壊している			大地震時に建物倒壊の危険がある
柱	傾斜測定	1／500　以下	（2／1000）	☑ 1	
		1／200　以下	（5／1000）	☐ 2	補修を要する
		1／120　以下	（8.3／1000）		補修を要する
		1／　60　以下	（16.6／1000）	☐ 3	補強または精密診断を行う必要がある
		1／　60　を超える			大地震時に建物倒壊の危険がある

・評価は損傷劣化の著しい方位面で行う

・柱の傾斜は下げ振りを用いて、傾斜の大きい個所の柱または壁面で2方向について測定する。

（イ）　外壁

部位	診断基準			グレード	補修・補強の要
外壁	モルタルひびわれ	目視観察	表面ひびわれはほとんどない	☐ 1	
			不連続に局部的に小さなひびわれあり	☑ 2	
			連続した小さな表面ひびわれあり		補修を要する
			交錯またはやや深いひびわれあり	☐ 3	補強を要する
			深く幅広いまたは全面ひびわれあり		補強または精密診断を行う必要がある
	外装材（サイディング、下見板張り等）の割れ等	目視観察	割れ、はがれがほとんどない	☑ 1	
			局部的に小さな割れ、はがれがあり、雨水の浸入のおそれややあり		
			連続した割れ、はがれがあり、雨水の浸入のおそれあり	☐ 2	補修を要する
			深い割れ、大きなはがれがあり、雨水の浸入のおそれあり		補強を要する
			深い割れ、大きなはがれがあり、雨水の浸入が認められる	☐ 3	補強または精密診断を行う必要がある

・評価は損傷劣化の著しい方位面で行う

② 老朽度調査書

部位	診断基準			グレード	補修・補強の要
床組	剛性の低下および床の傾斜	歩行による診断	通用の歩行で不安感がない	☑ 1	
			数ヶ所できしみ音が出る	□ 2	ふくれ（浮き）の劣化診断を行う
			家具・建具が揺れる		補修を要する
			踏むと床が局部的にたわむ	□ 3	補強または精密診断を行う必要がある
			床全体が揺れて大きくたわむ		大地震時に建物倒壊の危険がある
屋根	雨漏り・棟線の下がり	目視観察	屋根については異常はない	☑ 1	
			屋根の一部が傷んでいる		補修を要する
			天井にしみがみられる	□ 2	補修を要する
			棟線の下がりがはっきりわかる		補強を要する
			棟線が波うっているのがわかる	□ 3	補強または精密診断を行う必要がある

・評価は損傷劣化の著しい方位面で行う

集計表	グレード 1 の数	5 個
	グレード 2 の数	1 個
	グレード 3 の数	0 個

F 老朽度の評点

	老朽度	判別	評点
F	健全である	全てがグレード 1	1.00
	やや老朽化している	グレード 2 が 2 以下 グレード 3 を含まない	○ 0.95
	老朽化している	グレード 3 を含まない	0.90
	相当老朽化している	グレード 3 を 1つ 含む	0.85
	著しく老朽化している	グレード 3 が 2 以上	0.80

TOUKAI-0 耐震診断計算書

0　　袋井高校教職員住宅 邸

（注） 係数を選んで下さい。　　根拠となった資料等にチェックマークをつけて下さい。

項目		基礎＼地盤	良い	普通	悪い	根拠となった資料等			評点
A	地盤・基礎	①鉄筋コンクリート造布基礎	● 1.0	○ 0.8	○ 0.7	地盤	☐	地盤分類図	1.0
							☐	ボーリングデーター（近隣を含む）	
		②無筋コンクリート造布基礎	○ 1.0	○ 0.7	○ 0.5		☑	聞き取り調査	
							☐		
		③ ひびわれのあるコンクリート造布基礎（鉄筋、無筋とも）	○ 0.7	○ 0.5	○ 0.4		☐		
						基礎	☐	設計図	
		④ 柱じか置きの玉石・切石基礎（足固めにて十分に固められている）	○ 1.0	○ 0.7	○ 0.5		☑	現地調査	
							☑	聞き取り調査	
		⑤ 柱じか置きの玉石基礎（足固めが十分ではないが、地長押等で連結されている）	○ 0.8	○ 0.6	○ 0.4		☐		
							☐		
		⑥ 柱じか置きの玉石基礎（足固めがない場合）	○ 0.6	○ 0.4	○ 0.3		☐		
							☐		

			X方向の壁		Y方向の壁		
B × C	偏心	重心位置	Gx	8.685 m	Gy	4.302 m	X方向 0.85
		剛心位置	Sx	8.564 m	Sy	5.822 m	
		偏心距離	ex	0.121 m	ey	1.520 m	Y方向 1.00
		弾力半径	rex	7.53 m	rey	6.27 m	
		偏心率	Rex	0.202	Rey	0.019	
		偏心 B × C	X方向	0.85	Y方向	1.00	

			X方向の水平抵抗力		Y方向の水平抵抗力		
D × E	水平抵抗力	タイプー1 住宅金融公庫	D × E		D × E		X方向 1.36
		タイプー2 筋かいあり－1	D × E	1.36	D × E	1.63	
		タイプー3 筋かいあり－2	D × E		D × E		Y方向 1.63
		タイプー4 筋かいなし	D × E		D × E		
		タイプー5 耐震精密診断	D × E		D × E		

（注）。老朽度の評点は「②老朽度表」と連動しています。○印は自動的にマーキングされます。

F 老朽度	健全である		1.00	相当老朽化している		0.85	0.95
	やや老朽化している	○	0.95	著しく老朽化している		0.80	
	老朽化している		0.90				

		A		B × C		D × E		F		
総合評点	X方向	1.0	×	0.85	×	1.36	×	0.95	=	1.09
	Y方向	1.0	×	1.00	×	1.63	×	0.95	=	1.54

（注） 総合評点は、X, Y方向で小さい方の値を採用する。

TOUKAI-0 耐震診断(出力) | 0 | 袋井高校教職員住宅 邸 | 診断タイプ2－簡易式(筋かいあり－1) [平屋] "m"入力 | Ver.4.3-0604

重心位置の計算

2 階							1 階														
a2i (m)	b2i (m)	A2i (m²)	x2i (m)	A2・x2i	y2i (m)	A2・y2i	a1i (m)	b1i (m)	A1i (m²)	x1i (m)	A1・x1i	y1i (m)	A1・y1i	a1i (m)	b1i (m)	A1i (m²)	x1i (m)	A1・x1i	y1i (m)	A1・y1i
							1.82	4.55	8.28	0.91	7.54	2.28	18.84							
							1.82	7.74	14.09	2.73	38.46	3.87	54.52							
							4.55	7.28	33.12	5.92	195.93	3.64	120.57							
							2.73	7.74	21.13	9.56	201.90	3.87	81.77							
							4.55	10.80	49.14	13.20	648.40	5.40	265.36							
合計									125.76		1092.22		541.06							

1階重心位置
Gx = 8.685 m
Gy = 4.302 m

2階床面積
A2 = m²
1階床面積
A1 = 125.76 m²

重い屋根
重みづけ係数 α = 15

剛心位置、偏心率の計算

番号	1階 X方向									1階 Y方向								
	壁倍率 α	長さ LB (m)	壁倍率 β	長さ LT (m)	α・LB + β・LT (1)	距離 yj (m)	(1)・yj	Sy − yj (m)	Kx	壁倍率 α	長さ LB (m)	壁倍率 β	長さ LT (m)	α・LB + β・LT (2)	距離 xj (m)	(2)・xj	Sx − xj (m)	Ky
1			1.0	0.91	0.91	0.00	0.00	5.82	30.84			1.0	1.37	1.37	0.00	0.00	8.56	100.47
2			1.0	0.91	0.91	0.00	0.00	5.82	30.84			1.0	1.37	1.37	0.00	0.00	8.56	100.47
3			1.0	0.91	0.91	0.00	0.00	5.82	30.84			1.0	1.37	1.37	1.82	2.49	6.74	62.30
4			1.0	0.91	0.91	4.55	4.14	1.27	1.47			1.0	1.82	1.82	3.64	6.62	4.92	44.12
5			1.0	1.82	1.82	5.46	9.94	0.36	0.24			1.0	1.82	1.82	3.64	6.62	4.92	44.12
6			1.0	1.82	1.82	4.55	8.28	1.27	2.94			1.0	1.82	1.82	3.64	6.62	4.92	44.12
7			1.0	0.91	0.91	7.74	7.04	−1.92	3.35			1.0	1.82	1.82	5.46	9.94	3.10	17.53
8			1.0	0.91	0.91	0.00	0.00	5.82	30.84			1.0	2.28	2.28	8.19	18.67	0.37	0.32
9			1.0	0.91	0.91	7.74	7.04	−1.92	3.35			1.0	0.91	0.91	10.92	9.94	−2.36	5.05
10			1.0	1.82	1.82	10.80	19.66	−4.98	45.10			1.0	1.82	1.82	10.92	19.87	−2.36	10.10
11			1.0	0.91	0.91	0.00	0.00	5.82	30.84			1.0	1.25	1.25	10.92	13.65	2.36	6.94
12			1.0	0.91	0.91	3.64	3.31	2.18	4.93			1.0	1.82	1.82	11.83	21.53	−3.27	19.42
13			1.0	1.82	1.82	8.19	14.91	−2.37	10.21			1.0	1.82	1.82	12.74	23.19	−4.18	31.74
14			1.0	0.91	0.91	8.19	7.45	−2.37	5.10			1.0	0.91	0.91	15.47	14.08	−6.91	43.40
15			1.0	2.73	2.73	10.80	29.48	−4.98	67.65			1.0	0.91	0.91	15.47	14.08	−6.91	43.40
16												1.0	0.91	0.91	15.47	14.08	−6.91	43.40
17												1.0	0.91	0.91	15.47	14.08	6.91	43.40
18												1.0	0.91	0.91	15.47	14.08	−6.91	43.40
19												1.0	1.70	1.70	15.47	26.30	−6.91	81.08
20																		
21																		
22																		
23																		
24																		
25																		
26																		
27																		
28																		
29																		
合計				19.11	19.11		111.26		297.97				27.54	27.54		235.84		784.83

1階剛心位置
Sx = 8.564 m
Sy = 5.822 m

ex = 0.121 m
ey = 1.520 m

Kx = 1082.80

rex = 7.53 m
rey = 6.27 m

偏心率
X方向 Rex = 0.202 > 0.15
Y方向 Rey = 0.019 ≦ 0.15

X方向	B × C =	0.85
Y方向	B × C =	1.00

水平抵抗力の計算

所要壁長 Lr = 18.86 m

X方向 Σ(α・LB + β・LT) / Lr = 1.01
Y方向 Σ(α・LB + β・LT) / Lr = 1.46

X方向	D × E =	1.36
Y方向	D × E =	1.63

評点

X方向	(B × C) × (D × E) =	1.16
Y方向	(B × C) × (D × E) =	1.63

工事費の目安　※補強計画には別途設計費用がかかります。

（平成14年度に補助金をもらって補強工事を実施したお宅のデータから推定しています。）

お宅の耐震補強工事費はおおよそ

総合評点1.0(一応安全)とする場合

0万円　±　0万円 くらいです。
（地盤・基礎の評点が低いお宅は、より多くの工事費が掛かることがあります。）

総合評点1.5（安全）とする場合は

51万円　±　26万円 くらい掛かります。
※建物の状況により、1.5までの補強が困難な場合があります。

注意　☆昨年度の実績では補強後の評点の平均は１．２８でした（余裕を持った補強をしましょう）

☆倒壊の危険のある住宅を**在来工法**で補強をした場合の目安です

・特殊な工法による補強を行う場合

・基礎を鉄筋コンクリートに改修する場合

・屋根の軽量化をする場合

・リフォームを行う場合など

は、含まれていません

☆効果的な補強工事と補助金の申請には、補強計画が必要です。

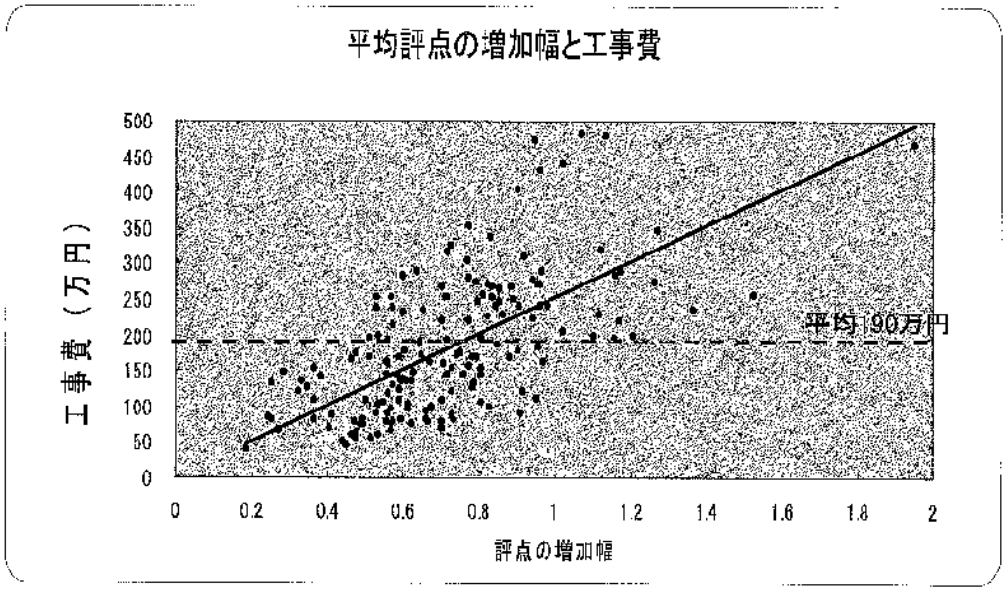

概算工事費の求め方

（一応安全）とするにはX方向Y方向ともに1.0以上とする必要があります。

概算工事費※＝[(1.0−X方向の評点)＋(1.0−Y方向の評点)]÷2×250万円

※　XYともに1.0未満の場合

（安全）とするには、計算式中の1.0の部分を1.5に置き換えて計算します。

袋井高校職員住宅 現況写真－1

No. 1

外観-01

玄関側から全体を見る。

No. 2

外観-02

テラス側から全体を見る。

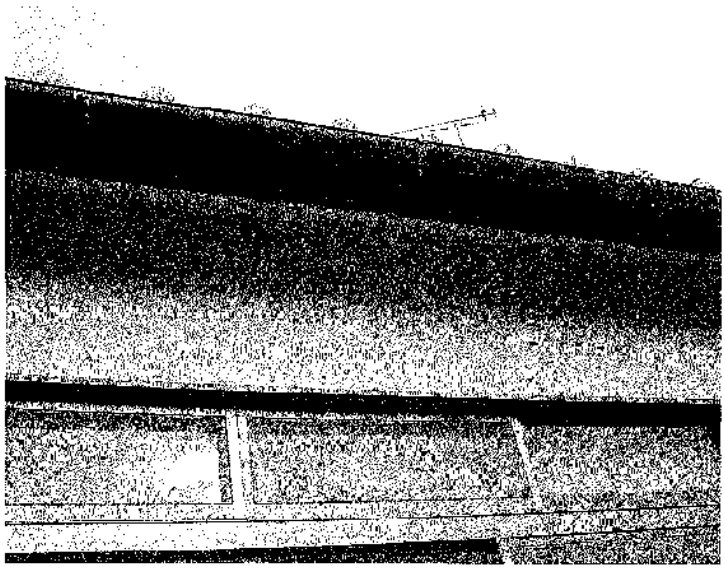

No. 3

外壁-01

テラス側窓上に塗装のひび割れあり。

No. 4

外壁-02

テラス側窓上に塗装のひび割れ有り。

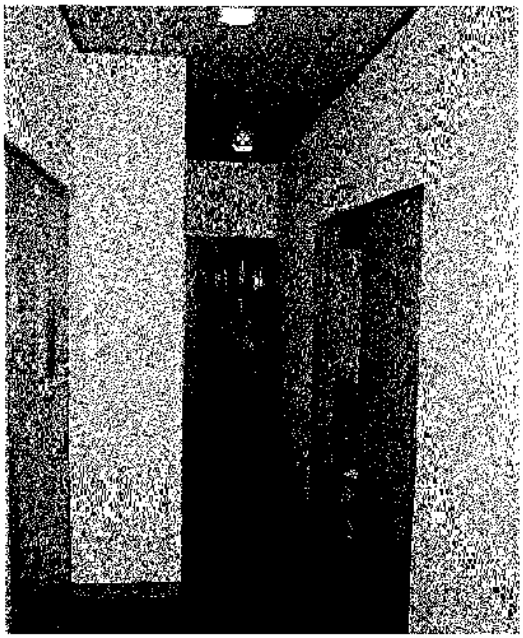

No. 5

内観-01

玄関より廊下を見る。

No. 6

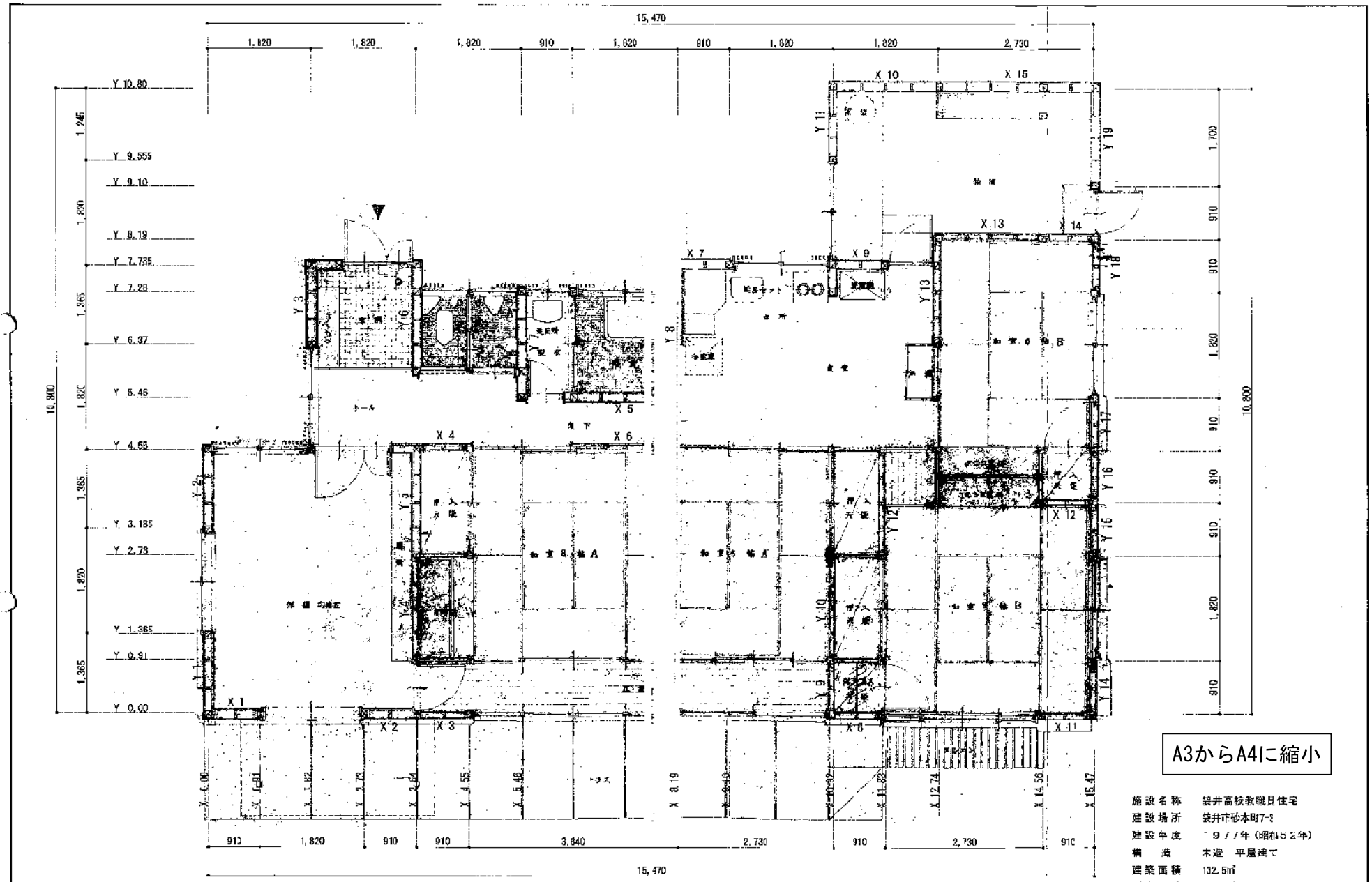

A3からA4に縮小

施設名称　袋井高校教職員住宅
建設場所　袋井市砂本町7-3
建設年度　1977年（昭和52年）
構造　木造　平屋建て
建築面積　132.5㎡
延床面積　124.2㎡

工事名 平成16年度［第16　Z0170　01号］ 三方原学園職員公舎1他耐震診断業務委託	Shinai Architect Associates (有)進栄一級建築設計事務所 〒437-0028 静岡県袋井市市方入2-4-29 TEL.(0538)42-7257 FAX.(0538)42-7169	一級建築士事務所登録（1）第2591号 一級建築士登録第116140号 寺田芳好	番号		縮図		図面名称 袋井高校教職員住宅 平面プラン	NO. A/00
			年月日	2005.01.14	担当	寺田	1/60	